

近代北海道における鯵漁業の歴史地理学的研究

—衰退期に注目して—

(A Historical Geography of the Herring Fishery in Modern Hokkaido

: Focus on the Decline Period of the Fishery)

服部 亜由未

(HATTORI, Ayumi)

名古屋大学大学院環境学研究科 博士 (地理学)

2013 年

目次

第Ⅰ章 序章	5
1 研究の目的.....	5
2 鯧漁業に関する研究史.....	8
(1) 資源論.....	8
(2) 漁労論.....	10
(3) 出稼ぎ論.....	14
(4) 経営論.....	21
3 歴史地理学的研究視点.....	27
第Ⅱ章 後志沿岸地域の概況と鯧漁業の展開	33
1 後志沿岸地域の概況.....	33
(1) 場所請負制下の状況.....	33
(2) 場所請負制崩壊後の状況.....	34
2 後志沿岸地域における鯧漁業の展開.....	36
(1) 春鯧漁獲地域の変化.....	36
(2) 鯧漁家の類型化.....	36
(3) 鯧漁獲地域としての位置づけ.....	38
第Ⅲ章 「海の凶作」への取り組み—『小樽新聞』より—	40
1 はじめに.....	40
2 初めての大不漁.....	43
3 大不漁の再来.....	47
4 「海の凶作」への取り組み.....	51
第Ⅳ章 大正・昭和初期の鯧漁業の衰退にともなう漁家経営の変容—北海道高島郡南家を事例に—	53
1 はじめに.....	53
(1) 本章の目的.....	53
(2) 対象地域の概要.....	55
2 鯧漁獲量の変動と南家の漁家経営.....	58
(1) 南家の漁家経営概観.....	58

(2) 不漁年と豊漁年における活動の変化.....	59
3 労働力の調達方法とその実態.....	62
(1) 労働者の属性変化.....	62
(2) 組合の利用.....	63
① 山本郡漁夫募集員組合.....	63
② 各町村の出稼ぎ者供給組合.....	65
(3) 経営者による募集活動.....	66
(4) 労働者への支払い.....	68
4 鯵漁業衰退期の状況と打開策.....	70
(1) 樺太進出.....	70
(2) 鯵漁業以外の漁業.....	72
(3) 湯屋業、貸家業等.....	74
5 小括.....	76
第V章 大正・昭和初期における大規模鯵漁家の漁夫雇用と経営の多角化—北海道高島郡青山家を事例に一.....	79
1 はじめに.....	79
2 大規模鯵漁家としての青山家.....	81
(1) 青山家の漁家経営概観.....	81
(2) 分析資料.....	82
3 漁夫雇入れ活動.....	84
(1) 青山家の漁夫募集地域.....	84
(2) 漁夫募集地域間の調整.....	85
① 一連の募集活動.....	86
② 漁夫募集に関わる問題への対応.....	88
a 給料相場の変動.....	88
b 頭の不参申出.....	89
③ 他漁家の存在.....	90
4 鯵漁業衰退期の状況と新規事業.....	92
(1) 広域鯵漁家経営の利点.....	92
(2) 新規事業.....	94

① 缶詰工場	94
② 浦河への進出	95
5 小括	97
第VI章 鯧の移動にともなう漁夫の活動	100
1 はじめに	100
(1) 本章の目的	100
(2) 戦前期の秋田県における出稼ぎの特質	101
2 鯧漁業出稼ぎに関する報道の移り変わり—『秋田魁新報』より—	104
(1) 年中行事としての「鯧漁業出稼ぎ」	104
(2) 出稼ぎ先と漁期後の明暗	105
(3) 県主体の鯧漁業出稼ぎ対策	106
(4) 他業種を希望する新規出稼ぎ者	107
3 一漁夫の出稼ぎ記録が語る出稼ぎ活動	109
4 親から子へ—続く鯧漁業出稼ぎ—	114
5 鯧漁獲量の地域差と出稼ぎ活動	118
第VII章 結論	121
1 鯧漁家経営と出稼ぎ漁夫	121
2 突然の不漁への対応	123
3 衰退期における打開策	125
参考文献	129
図表	142
謝辞	229

初出一覧

第Ⅰ章 書き下ろし

第Ⅱ章 書き下ろし

第Ⅲ章 服部亜由未 2012. 「海の凶作」への対応—北海道鯉漁業の転換期に注目して—
一. 溝口常俊・阿部康久編『歴史と環境—歴史地理学の可能性を探る』花書
院 : 2-21. <大幅に加除修正>

第Ⅳ章 服部亜由未 2011. 大正・昭和初期の鯉漁業の衰退にともなう漁家経営の変容
—北海道高島郡の南家を事例に一. 人文地理 63 (4) : 303-323.

第Ⅴ章 服部亜由未 2012. 大正・昭和初期における大規模鯉漁家の漁夫雇用と経営の
多角化—北海道高島郡青山家を事例に一. 歴史地理学 54 (5) : 1-20.

第Ⅵ章

第1・2・5節 書き下ろし

第3節 服部亜由未 2007. 明治・大正期における北道鯉漁出稼ぎ漁夫の動向—菊地久
太郎の出稼ぎ記録より—. 歴史地理学 49 (5) : 54-68.

第4節 服部亜由未 (印刷中) ニシンの移動に伴う漁夫の活動. 横山智編『ネイ
チャー・アンド・ソサエティ研究 第4巻 資源と生業の地理学』海青社.

第Ⅶ章 書き下ろし

第 I 章 序章

1 研究の目的

本研究の目的は、近代北海道の繁栄の基となった鯨漁業を取り上げ、従来議論されることが少なかった衰退期に焦点をあてて、鯨漁業従事者がいかにその危機を脱しようとしたのかを考察するものである。

明治維新前から北海道は、水産業を中心とする地域であり、維新後もその発展は続いた。1900年に、農産額に抜かれるまで、水産額は北海道における生産額の首位に位置した（関ほか 2006）。その中でも鯨漁業は、明治中期には、「本道ノ最大漁業タルノミナラズ日本帝国ノ最大漁業タリ」（北海道庁内務部水産課 1892：101）とまで謳われるほどであり、近代の北海道を語る上で無視できない産業である。実際に、北海道で漁獲された各魚種の製造高を比較すれば、1872年から1912年まで、その大部分が鯨によって占められていたことがわかる（図 1）。また、その漁獲場所は北海道以北に限定されている点、製造加工の範囲が広い点が、鯨漁業を経済的にも、産業的にも重要な位置に置いたと言われている（上田 1940 など）。詳しくは次節で述べるが、北海道で漁獲された鯨は、食用に加えて肥料用としても利用された。それゆえ、鯨漁業の繁栄は、北海道の経済を支えるのみならず、日本各地の土に恵みをもたらしてきたと言っても過言ではない。鯨は、北海道と日本各地とを結んだ魚と言えよう。

鯨の群れは、春になると波の静かな日に、日没から夜明けにかけて海岸に殺到し、雌は水深 15～30m の海藻に産卵し、そこへ雄は精子（白子）を放出する。このような産卵状態を、「群来^{くき}」と呼ぶ。「群来^{くき}の時は、海面が白子で真っ白になり、棒を立てても倒れないくらいだった」と当時の様子を記憶している人々は語る。群来になると、沖合に定置網が、海岸近くに小規模な刺網が仕掛けられ、学校は休校になり、手のあいている者は作業に参加した。

しかしながら、群来の回数は減り、昭和 30 年代以降、北海道西海岸に大量の春鯨（北海道・サハリン系ニシン）が寄ることはなくなった。春の風物詩であった鯨漁業は、現在ではもう見られない。「江差の春は江戸にもない」、「鯨漁業のみで 1 年間の生活費が得られる」は、今ではもう昔語りになってしまった。鯨漁業に熱中した人々や地域にとって、

鯧漁業の終焉は一大転換期であったと考えられる。一産業を失った今、単に鯧漁業終焉を嘆くだけでなく、それによって生じ、遺されたものを理解することこそ必要ではないだろうか。

これまでの鯧漁業に関する研究では、その繁栄ぶりを描き出すもの、もしくは、終焉後の荒廃した漁村を強調するものの両時期に分離されていた。そのため、何が鯧漁業の終焉によって遺されたのか、十分に描ききれていない。当然のことながら、鯧漁業終焉は全域かつ一瞬にして起きた現象ではなかった。地域としては道南から道北へ、時代としては明治後期から昭和初期にかけて徐々に衰退、終焉と移っていった。つまり、各地域において鯧漁業の終焉に至るまでの期間（衰退期）が存在していたのである。

そこで、本研究では、隆盛期から終焉期へと移行する期間である「衰退期」に着目し、さまざまな従事者の活動を明らかにすることで、人々が鯧漁業の変化にいかに対応し、不漁危機をいかに乗り越えようとしたかを考えていきたい。このように本研究では、鯧漁獲量の変動を重要視するため、ここでそれを表わす用語をまとめておきたい。まず、鯧が多く獲れることを「豊漁」、ほとんど獲れないことを「不漁」、全く獲れないことを「皆無」とし、不漁のうちほとんど皆無に近い場合を「大不漁」とする。そして、豊漁が続いた時期を「隆盛期」、不漁・大不漁が続いた時期を「衰退期」、皆無の年が続いた時期を「終焉期」として論を進める。

産業史研究の多くは、隆盛期に焦点をあて、その産業にはいかなる特徴があるかを明らかにしてきた。しかし、いかなる産業も常に繁栄し続けたわけでない。衰退した産業が新しい取り組みのもと、どう立ち直るか、また逆に消えて無くなるか、その分かれ目は衰退期の対応次第ではないだろうか。たとえば危機的状況に置かれた魚粕生産が、農家（消費者）で行われてきた使用法を製造過程に組み入れ、魚粉として輸出産業へと発展させる対応を実証した高橋（2004）の研究は、示唆に富んだ刺激を与えてくれる。また、歴史地理学の分野においても、原田（2011）が「鉱山業の盛期以外の時期も含めた長い時代を見据え、鉱山業によって成立した巨大な町の外側の空間にも視野を拡張」、鉱山業が維持された背景を検討した。従来、衰退期と言われていた近世後期においても、鉱山開発が多様なあり方で進められたことを歴史地理学的に実証した研究として、大いに参考になる。以上をふまえ、本研究では、従来多数の研究がなされてきた隆盛期ではなく、鯧漁業の衰退期に焦点を置く。産業の種類は異なるものの、本研究で導き出された対応策は、「不況の現代」を生きる私たちに、何らかのヒントを与えてくれるにちがいない。

また、春の風物詩として鯨漁業を捉えていたのは、漁獲地域だけではなく、鯨漁業には、その漁法の特徴から、多くの人手が必要であり、漁獲地以外より労働者が集まった。ほとんどの者が、3～5月の間のみ鯨漁獲地域に働きに来る季節的労働者、すなわち出稼ぎ者であった。多数の出稼ぎ者を送り出す地域では、彼らが出発する光景を、春の風物詩として捉えていた。そうした地域では、鯨漁業出稼ぎによる収入が、県や市町村の財政において大きな割合を占めていた。それゆえ、北海道における鯨漁業の盛衰は、出稼ぎ者送出地域にとっても、重大な問題となり、関係者は敏感に反応した。ここでもまた鯨漁獲量の変動に、人々の活動が変化せざるを得ない状況であったと予想される。出稼ぎ者自身はいかに対応し、関係者はそれをどのようにサポートしたのであろうか。

先に「鯨は、北海道と日本各地とを結んだ魚」と述べたが、労働力の需給面にもこれが当てはまる。古田（1996）や中西（1998）による、生産（地）—流通（拠点）—消費（地）を一体化した構造論は、近世から近代における魚肥流通の全国的展開を捉える上で重要な視角である。ここに、魚肥生産、特に鯨肥料生産における出稼ぎ者の比重の大きさを考慮すれば、労働力の供給（出稼ぎ者送出地域）を生産の前段階として付け加えることができよう。

2 鯧漁業に関する研究史

(1) 資源論

鯧漁業の研究は、鯧資源の研究から始まる。1907年の檜山地方「ニシン薄漁原因調査」を北海道水産試験場¹が行ったように、鯧の漁獲量減少に対する危機意識から着手された。以後今日まで、鯧資源研究は、同試験場が中心となって精力的に進められてきた。そこで、ここでは、高柳（2001）を参考に、北海道水産試験場を中心とした鯧資源研究史を押さえておきたい。

上述したように、北海道水産試験場の鯧調査の第一歩は、檜山地方の「ニシン薄漁原因調査」である。檜山沿岸から奥尻島付近で、流し網による調査を実施した。この調査と過去の鯧漁業の状況から、檜山地方の鯧漁業は歴史的に見ても豊凶を繰り返しているが、不漁が永続的には続かないことから、不漁の原因は潮流の変化が主因であるとされた。この調査は、資源変動の要因を科学的に究明する発端となった。1913年には、渡邊宗重が、鯧の体長と年齢との関係を「鯧の鱗とその年齢」として発表した（渡邊 1913）。以降、鱗の年齢査定法に関する研究とともに、鱗の年輪に基づく北海道周辺地域の鯧系群構造の解明を期した研究がなされた（倉上 1925）。1920年には春鯧漁獲物の年齢組成調査²が組織的に開始され、日本最初の本格的な資源調査の基礎が築かれた。1959年までの年齢別漁獲尾数は、北海道水産試験場や北海道庁が集めた漁獲努力量等とともに、1930～1940年代における数多くの論文の題材として用いられた。

また、山口（1926a・b）は、太平洋沿岸に分布する小鯧を春鯧の「未熟時代（幼魚時代、1～4年生）」のものとして位置づけ、「親魚時代（成魚時代、北海道西部に来る鯧は5～7年半生、樺太沿岸は7年半～10年生）」には日本海側を南北に回遊する説を発表した（図 2）。山口が作成した春鯧の回遊・棲息図は、異説³もあるものの、国内・外の著書

¹ 1901年高島村（現 小樽市）に設置され、1931年には余市町へ新築移転した。1923年に移転改築の話が出て際には、同町と小樽市とが競い合い、多大な寄付や敷地提供をした余市町に軍配があがった。この背景には、鯧漁業関係者の資源減少への憂慮と近代科学による鯧漁業の再興への期待があったことは事実であろうと高柳（2001）は述べる。

² 鱗を用いた年齢査定法が 1903年にノルウェーの大西洋鯧で報告され、北海道水産試験場もこの手法を導入した。

³ 藤田・小久保（1927）は、北海道西海岸で生まれた鯧稚魚のうち太平洋に出たものは、日本海に再び戻ることなく死滅する説を唱えた。ただし、山口の説も藤田・小久保の説も日本海を中心に産卵する春鯧は単一系統群であるとした点では同じである（高柳 2001）

にもしばしば引用されている（今田 1986）．このように春鯧の生活史，生体の調査研究，漁況学的検討もこの時代の大きな業績の1つと言えよう．

資源低下の傾向が認められると，漁業実態を正確に把握し，漁業から資源動向を把握する必要性が生じた．1926年には，不漁原因や資源変動要因をさまざまな観点から検討され，鯧に関する調査研究が『水産調査報告』として相次いで発行された（荒木 1926，倉上・梶田 1926，山口 1926a・b）．その中で，荒木（1926）は，不漁現象には大きく分けて3種あり，現象ごとに研究するべきとし，最も大きな不漁現象（「総漁獲高ヨリ見タル不漁現象並ニ広キ地帯ニ於ケル不漁現象」）の原因として，乱獲，海洋の変化を挙げる⁴．これらの研究成果を受けて，春鯧漁況予知が行われ，1928年には印刷物で公表されるようになった．毎春3月に新聞にも大きく掲載され，発表が遅れると今年の鯧漁業に対し不安が生じたようである⁵．不安定かつ減少傾向にある鯧に対し，漁業者，（金融業界も含め）関係業界は必死であり，その予報⁶は至上命題であった（近藤 2001）．以後，春鯧漁況予知は1966年まで継続して行われた．

1928年からは，人工繁殖に向けた取り組みとして，種苗生産のための基礎的研究が開始された．1940年には，鯧人工孵化の第一陣が留萌事業区から始まり，孵化放流を余市町以北（枝幸町を含む）の日本海沿岸各地で行われ，1951年まで継続した．1度に160～340億尾放流する等，多大な労力と費用が投入されたにも関わらず，人工孵化放流の効果は全く見られなかった（高柳 2001）．佐藤・田中（1949）が，地域によって漁獲量に変動があることを示したように⁷，漁獲地域が北へ縮小し，最終的に1959年，春鯧の来遊が完全に途絶え，沿岸漁業は崩壊する．北海道水産試験場の調査や研究は，北見沖（宗谷海

⁴ 他に「一地方又ハ年（漁期モ含ム）ニヨル不漁現象」として，親魚群来の厚薄，数年前発生の良否，数年前に発生後外界の適否や障害，漁期間の変化を，また，「漁場毎ニ又ハ日ニ変ル不漁現象」として，海洋・天候・海岸海底の変化，隣網や他の害敵といった原因を示した．

⁵ 「悲観的な疑惑も起る 水試予報の遅延 鯧漁期 あと旬日に迫る！各方面速報を待望」（『小樽新聞』1937.3.19朝刊）

⁶ 鯧衰退期の春鯧漁況予知の責任者は平野義見であった．平野の下で，後に「ニシン漁業略年表」（北浜 1974）や「ニシン場の用語」（北浜 1987）等を整理した北浜仁も在任した．平野は「ニシンの神様」と呼ばれるほど，数々の鯧に関する論文を発表した（たとえば平野 1947・1956，平野義見退職記念事業会編 1969）．

⁷ 佐藤・田中（1949）は，北海道の海岸を4地域（日本海南部・中部・北部・北見沿岸）に区分し，1887年から1946年までを7期間に区分し，春鯧の漁獲地の南限の変動を示した．

峡から垂庭湾口を中心とする海域)、釧路・厚岸沖等の沖合や、北部オホーツク海のような遠洋へと向けられていった。

春鯧漁業の終焉に対し、1955年頃から地域性ニシン(石狩湾系ニシン)の存在が知られ始めた(三上ほか 1983)。その後の調査により、この鯧は、春鯧と遺伝的に異なることが明らかになった(小林 1983)。1996年からは、石狩湾系ニシンの資源増大対策事業(「日本海ニシン資源増大プロジェクト」)が展開され(小林 2002 など)、近年では毎年漁獲が見られている。

以上のように、春鯧の資源減少に関しては、古くから強い関心もたれ、調査、研究や対策が盛んになされてきた。今でも継続して行われており、徐々にその生態が判明しつつある。しかし、田中(2002)が指摘するように、科学的根拠に基づく鯧減少の原因は、未だに定説とされるものは存在しない⁸。鯧漁獲量変動や再来に対しては、研究者のみならず、一般の人々もまた強い関心を示してきた。今日まで脈々と続くこうした研究動向や関心の強さには、単に入手困難な1つの魚をめぐる問題というだけではなく、どのような背景があるのだろうか。本研究では、それまで獲れていた鯧を手に入れることができなくなった時代(衰退期)における、人々の鯧に対する思いを読み解きたい。

また、資源変動の地域差(南限の北上)に関しては、荒木(1926)や佐藤・田中(1949)等、水産資源分野によって既に論じられているが、そうした変動にともなう人々の活動の変化について、詳細に検討した研究はこれまでなされてこなかった。したがって、本研究では、水産資源分野の成果に準じ、漁獲量急減に直面した鯧漁業従事者の活動の変化を具体的に明らかにしていきたい。

(2) 漁労論

資源論の展開で述べたように、鯧来遊途絶の原因の1つに乱獲がある。和人が蝦夷地へ入る以前から、アイヌはタモ網(図 3-a)を用い、極めて原始的な方法で鯧を漁獲していた(山口 1957)。1850年頃には、少人数で行う刺網(図 3-b)に加え、定置網(建網)

⁸ 乱獲説、海況説のほかに、三浦(1971)は、魚と森林との密接な関係について論じ、鯧の消滅は森林の荒廃が原因とした。三浦の説を紹介したのは、作家の大滝(1974)であったが、若菜(2001)が指摘するように、大滝は三浦の論文を脚色し、三浦の主張を誤って伝えることとなった。後に、三浦と大滝の影響を受け、漁況指導者の柳沼(1992)が植樹活動を進めることにつながった。

が定着した⁹。1890 年以降は、定置網の中でも、^{ゆきなりあみ}行成網（図 3-c）から身網の幅が広い角網（図 3-d）へと切替り、それにともなって、漁場の再編・整理がなされた¹⁰。行成網は海岸線に対して縦長に敷設したことに対し、角網は横長に敷設したため、従来の行成網 2 統分に対し、角網約 1 統分の割合で許可された。その結果、隣網との距離が足りない場合、角網への転換はできず、どちらかへ譲渡したり、漁業権を各 2 分の 1 所有し、隔年ごとに操業したりする等、経営の縮小や一部の有力鯨漁場経営者のもとに集約されるに至った（山田 1983）。角網は行成網に比べ、魚が身網に入りにくいものの、一度入った魚は中々逃れられない長所をもつため、鯨が豊富に群来しなくなると、角網の方がはるかに漁獲確実であった（山口 1957）。

このように漁獲方法の発達にともない、漁獲量は飛躍的に増加した。そのため、かつてのタモ網や刺網のみの時代から比較し、定置網による大型漁業がなされてきた状況を顧みれば、たしかに乱獲の問題は否定しがたい。しかし、北海道西海岸に鯨が寄り付かなくなった時は、底曳網の普及¹¹や本格的な機械化まで発達しない段階であった。すなわち、北海道における鯨漁業は、近代における機械化と言っても、大正期以降に、杵網を陸に運ぶ際の発動機船と、杵網を陸へ上げる際にウインチやクレーン（起重機、図 4）を用いる程度にとどまった。また、こうした機械さえ、導入できる漁場は限定される。結局、鯨を漁獲する部分は、船頭の（経験にとまなう）判断と漁夫の力に頼らざるを得なかった。定置網の場合は、漁業権によって定められた位置へ網を仕掛け、鯨が来るのを待ち、鯨が来れば、15～20 人の漁夫で網を引っ張り、杵網の中へ鯨を追いやる方法が終焉期まで続けられた。

陸上での作業も、同様に人の手によって行われる。ここで、図 5 を用いて、鯨の加工作業を説明しておきたい。まず、汲み船が接岸すると、^{もっこ}畚と呼ばれる箱型背負い具の中に、^{なっぼ}ポンタモで鯨を入れ、廊下や魚坪まで運び、一時貯蔵される（沖揚げ作業）。沖揚げ畚の

⁹ 建網の使用以前に、「箆網」と呼ばれる施網と建網とのあいこのような網が普及した（山口 1959）。しかし、漁獲能率の低さから建網の使用が始まると、1859（安政 6）年頃から、箆網は急速に姿を消すに至った（北海道水産部漁業調整課編 1957）。

¹⁰ 1914 年の『産業調査報告書』によれば、全道の鯨建網 3252 統中、角網が 3088 統におよび、行成網は 70 統（他に、種類不明の建網が 94 統あり）にすぎない（北海道廳編 1915）。

¹¹ 北欧の鯨漁業では、流刺網、建網、旋網の順に発達し、1950 年頃には中層底曳網漁業が発達した（大島 1950）。

容量は 20,000 cm³台が多く、背負い手のほとんどは女性であり、労働に対する報酬は、現金の場合もあるが、鯿の現物支給であった（氏家 1987）。鯿を入れる役目は漁夫であり、相手によって畚に入れる鯿の量を調整したと言う（高橋 1999：52）。後に、ウインチやクレーンを導入した漁場では、この沖揚げ作業にかかる多大の労力・時間を省くことができた。

次に、貯蔵場所から、生で出荷するもの（粒鯿）と鯿つぶしを行うものと、粕にするために焚くものに選別する。鯿つぶしは、鯿の腹を裂き、笹目（エラ）、白子、数の子を取り出す作業であり、女性の方が長けていた。分けした笹目、白子、数の子は、それぞれ藁に広げて干す。干す際も、雨天時や朝夕の出し入れ、手返し等を繰り返す、乾燥させなければならなかった。食用数の子は高値がつくため、盗難に気を使ったと言う（高橋 1999：64）。中身を除去した鯿は、20～22 尾に結束し（尻つなぎ）、アライカギに掛けて、納屋（木架、魚屋とも記す）まで運び、数日間干す。これは沖仕事の合間に漁夫が行った（よいち水産博物館編 2001）。生乾きの状態で納屋から降ろし、背部（身欠鯿）、背骨（胴鯿）、腹部（ハラシ）に裂き、再び納屋へ掛け十分乾燥したところで、身欠鯿を引き抜き、残りは胴鯿としてそれぞれ結束し、俵に入れて梱包する。

大量の漁獲があった場合等、身欠き加工の手が廻らなければ、数の子だけは抜き、粕用に焚いた（高橋 1999：66）。鯿釜と呼ばれる大きな釜で、海水と共に 1000 尾ほどの鯿を混ぜながら 50 分ほど煮上げる（粕焚き）ため、燃料用に多くの材木が必要となった（田島 2011）。煮上がれば、搾胴に置いて、テコの原理を使用して圧搾する（粕しぼり）¹²。圧搾の際に出る汁は、油八合という箱に入れて、油分と水分とを分離させ、鯿油として工業や肥料に使用される。締め上げられた粕（粕玉）を、平地に広げた藁へ運び、玉切り包丁等で切り、熊手状のコマザライや先端に幅広の板が付くエビリ棒で細かく砕き、均等に広げて、何度か手返しをしながら、乾燥させる。その後、藁を覆い被せ¹³、1 週間ほど放置し、発酵、着色すれば、鯿粕の完成であり、俵に入れて梱包する（よいち水産博物館編 2001）。

¹² 圧搾器の機械化までには至らなかったが、明治後期に圧搾方法がテコ式から螺旋式へ、搾胴が角胴から丸胴へと改良された（会田 2006）。

¹³ 「稲倉」と呼ばれ、湿気の蒸散や発酵を進ませる効果がある。

粒鯧，身欠鯧，数の子は食用として販売されたが，その他の鯧製品は，すべて肥料用であった．そのため，肥料史研究において，鯧肥料を扱った研究蓄積は多く，第4項で整理する．

陸上での作業には広い干場を必要とし，平地がない所では，山の斜面に棚が並ぶ光景も見られた（図6）．干す作業は人が行い，雨が降りそうになれば，納屋へ取り入れ，天候が回復すれば，干し直す作業を繰り返した．したがって，一部に機械を導入したとしても，鯧漁業には多くの人手が必要となり続けた．漁獲地域周辺の人々だけでは間に合わず，他地域から多くの労働者が集った．その多くは本州からの出稼ぎ者であった．

出稼ぎ者については，第3項でまとめるが，ここでは経営者や出稼ぎ者が各地から来たことにより，もたらされた鯧漁業特有の文化について触れておきたい．鯧漁業終焉後，かつての漁村の生活を物語る民俗資料が消えゆくことへの危機意識から，文化庁と北海道教育委員会により，1968・69年度に6支庁管内11市町村を抽出して，聞き取り調査が実施された（北海道教育委員会編1970）．続く1970年からは，鯧番屋建築をはじめとし，65棟の漁家遺構等，民家調査がなされた（北海道教育委員会編1972）．どちらの調査も，「緊急保存調査」とされたように，調査時点で既に壊滅の危機と化している状況であった．これらの調査成果により，記憶されたり，保存されたりしたものもあるが，現在では，報告書にしかその存在を確認できないものも多い．いささか皮肉ではあるが，両調査報告は現状を記録したことに大きな意義があると言える¹⁴．

以後，習俗（矢島1974・1981，舟山1987，山田1990a），漁具（氏家1987・2006），建築（御船1996・2003，渚1998）等の遺されたものから，伝播過程を探る研究もなされている．こうした民俗の起源を遡れば，経営者の出身地に行きつくことが多いであろう．森山（1974）は，鯧で栄えた漁師町の民衆文化を「鯧文化」と名付けた．森山が取り上げた鯧漁業に関係する俳句は，鯧漁場経営者の作が大多数を占め，一部の「鯧文化」の理解にとどまる．しかし，矢島（1974）が指摘するように，鯧漁場における習俗は，出稼ぎ者

¹⁴ 駒木ほか（2011）では，緊急保存調査の漁業関連建築の現況と活用には地域差が確認された．たとえば，後志では82%（27件中22件）が残っているのに対し，留萌では33%（21件中7件）のみであった．緊急保存調査では，交通の不便な地域等，調査を見送った地域がある点，創建年代が大正以前に限定している点，漁家集落や施設群として見る視点が薄かった点等を指摘し，新たに昭和30年代までの漁業関連建築の調査を行った（駒木ほか2011）．こうした動きは，近年漁業関連建築が見直され，再考される段階に来ていることを示唆する．

の影響も大きく関係する。鯨漁場経営者の出自だけでなく、その漁場に来ていた出稼ぎ者の出自も明らかにすることが必要となる。ただし、出稼ぎ者は居住し続けたわけではないため、移住の場合と異なり、その起源を特定することは難しい。その中で、近年、浅野（1999）や西谷（2006）、寺林（2006）等の成果によって、各漁場における労働者の出身地域は、それぞれ特定の地域に偏ることが示された¹⁵。このような鯨漁獲地と出稼ぎ者出身地との関係を読み解くことが、両地域にもたらした影響を考える上で必要となる。したがって、漁場に残る文化、また、その伝播過程を理解するには、出稼ぎ漁夫の出身地域を特定することが第一歩と考えられる。

(3) 出稼ぎ論

漁労の観点からも、鯨漁業には、経営者のみでは行えず、多くの労働者がいなければ成立しないことを理解できよう。特に、全漁獲量の大部分を占めていた定置網には、漁夫のみで1統¹⁶に付き約30名を要した¹⁷。鯨漁獲地域には沿岸に、定置網が立ち並ぶため、漁場周辺の人々では全く足りず、他地域からの出稼ぎ者を集めた。他方、出稼ぎ者もまた鯨漁業の儲け話を聞き、働き場所を鯨漁獲地域に求めた。毎年、鯨漁業期間（3～5月）に北海道鯨漁獲地域へ多くの労働者が集結するといった、季節性を有す人口移動、すなわち「出稼ぎ¹⁸」が見られた。以上より、近代日本において、北海道鯨漁業は巨大な労働市場の1つと位置づけられる。

北海道鯨漁業へ働きに向かう人々の移動は、近世以来頻繁に行われてきたが、彼等に対する本格的な調査は1920年代に入ってからであった（表1）。1921年には職業紹介法が

¹⁵ 本研究によれば、この漁夫募集地域も、何らかの影響によって変更される場合が確認された。

¹⁶ 1統とは、指定免許された一定の海面に角網（通常縦10間内外、横30～40間）、1統を設けるに要する際の漁労・製造設備1組を意味する（服部1932）。

¹⁷ 行成網に要する漁夫人数は15～20名であったが、角網では必要漁夫人数も拡大した（矢島1974）。

¹⁸ 出稼ぎの定義については、大川（1974）や矢野（2004）が詳細に検討しているように、研究者によって、また、対象とする時代によってさまざまである。本研究では、出稼ぎを「第一に帰来の意志を以て行われること、第二に地元からそれ以外の地域に向かうこと、第三に出先地に或る一定期間滞留するものなること、第四に地元の家庭経済と不可分離の関連を有することの四条件を必要とする」という中島（1937a・b）の定義に従う。この定義は、戦前の出稼ぎを扱った多くの研究（たとえば野尻1942など）で踏襲されており、鯨漁業出稼ぎを対象とする本研究において、最も適当な定義と考える。

施行され、内務省社会局によって職業紹介事業が進められてきた。その一環として、1925年に全国的な労働者の移動状況調査（『大正十四年 出稼者調査』）が実施された（中央職業紹介事務局編 1927）。この調査は、道府県庁（東京都除く）に調査を依頼して回答を集めたものであり、高度経済成長以前の全国的な出稼ぎの需給関係を把握できる。成果物としては、道府県外へ出稼ぎした者を道府県別・男女別に、出稼ぎ先の都道府県をまとめた表と、職業（工業・鉱業、土木建築業、商業、農林業、水産業、通信運輸業、戸内使用人、雑業）別に集計した表である。

ここで、上記の『大正十四年 出稼者調査』から、水産業の出稼ぎについて見ていきたい。水産業出稼ぎ者の全ての動きは、出身地も出稼ぎ先に関しても、ほぼ日本全体に広がる（図 7-a）。しかし、各道府県において、1,000人以上の出稼ぎ者が向かった先と考えた場合（図 7-b）、例外の千葉県から東京都へ（1,435人）、佐賀県から長崎県へ（2,437人）の出稼ぎを除き、その動きは、北海道もしくは樺太に向かっていることがわかる。1925年の北海道と樺太へ向かった水産業出稼ぎ者数は 45,495人¹⁹であり、水産業出稼ぎ者総数 84,972人の 53.5%にあたる。特に、青森県から北海道への水産業出稼ぎ者数は 11,879人であり、水産業出稼ぎの中で、最も大きな移動と言える。続いて、秋田県からも 6,878人が、水産業出稼ぎ者として北海道へ向かった。ただし、北海道・樺太へ向かう水産業出稼ぎ者が就労する漁業名までは不明である。しかし、図 8より北海道には3月に来往する人が多いことから、北海道・樺太への水産業出稼ぎでは、鯨漁業が主たるものであると推測できよう²⁰。

内務省主導による職業紹介事業は、第一次世界大戦後の反動恐慌によって生じた都市失業者を対象とした事業であるために、農山漁村における季節的出稼ぎ労働者は全く念頭に置かれていなかった（玉 1999）。一方、北海道においては、主産業としての鯨漁業への労働者供給は、重要な問題であった。北海道庁は、中央の職業紹介事業方針と、北海道お

¹⁹ その内訳は、北海道へは 36,728人、樺太へは 8,767人である。

²⁰ 北海道の3月は「電柱の線、頭が見えるだけ雪あるんだよ」と言うように、積雪が多く、通常ならば渡道しないと考えられる。しかし、漁期が3月下旬の鯨漁では、準備のために3月中旬までには北海道へ行かねばならないと言う。

よび東北の事情とのズレを問題視し、漁業労働者の実地調査²¹を行い、内務省に対して、鯵漁業への特別な対策を求めた。

北海道庁の要請と関係各県による調査・協議の結果、1924年には、内務省より北海道・東北・北陸の主要な県に通達がなされ、1924年から1928年にかけて北海道、青森県、秋田県の各市町村に、出稼ぎ者供給組合²²が217組合設置された(図9)。初期の1925年には、青森県および秋田県において集中的に供給組合の設立が進められた。供給組合を介した出稼ぎ者の把握は可能となり、広範囲を対象とした国主体の調査²³が行われるようになった(東京地方職業紹介事務局1928)。供給組合の特徴は、組合長が市町村長である点、出稼ぎ証明書や出稼ぎ手帳を発給し、出稼ぎ者の身元保証をする点、出稼ぎ者を1人紹介するに付き、雇主側から1.05円の紹介料を徴収する点²⁴にある。こうした特徴には、次のような背景がある。第一次世界大戦後から昭和恐慌までの間(1919~1929年)、「漁夫募集の争奪戦」が展開され、募集経費が騰貴するといった、鯵漁場経営者を悩ます問題が生じていた(玉1999)。そのため、供給組合には、募集人制度の問題を解決し、経営者に労働力を安定的に供給することが求められた。同時に、漁夫あるいは留守家族の保護機能も期待されていた(北海道労働部職業安定課編1954)。

しかしながら、実際には、供給組合同士および職業紹介所(函館、札幌、小樽等)との連携はなく、それぞれが独立に供給をなすにすぎず、募集費もほとんど軽減されていないという評価(中央職業紹介事務局1929)もなされ、1930年には、北海道・東北を管轄する青森地方職業紹介事務局が開設された。以後、1934年までに北海道・東北諸県に、113の職業紹介所が設置された(青森地方職業紹介事務局編1935:80-81)。職業紹介所

²¹ 1919年に「労働者募集取締規則(道庁令第78号)」の発布がなされたことや、「鯵漁業は本道水産上首要なる地位を占むるものにして之が労働者の供給亦重要なる問題にして、其の需給調節の如何は本道産業の盛衰に關係するものある」という認識から、1923年の鯵漁期に34町村について、漁業労働者の実地調査が行われた。得られた結果は『季節的移動労働者に関する調査』として、鉾山労働者の事例とともに、まとめられた(北海道庁内務部社会課1923)。なお、鯵漁業が46頁を占めるのに対し、鉾山労働者については10頁と比重が異なる。この調査は、後の出稼ぎ供給組合等の設置に対し、基礎的な資料を提供したものとなった(遊佐1926a・b)。

²² その名称は「漁夫供給組合」、「県外出稼組合」等、一様ではない(中央職業紹介事務局1929)。

²³ 国や県による調査結果をもとに、東北地方における移動労力の特徴や現状が分析された(渡邊1932a・b、中島1935a・b)。

²⁴ 国からの補助があるとはいえ、無料主義に立つ職業紹介所の開設は、経済力に乏しい農山漁村においては難しかった(玉1999)。

による、汽車汽船賃割引の特典は、旅費節約のメリットがあり、雇主にとって、魅力的であったようである。一方、供給組合は、保護組合と名称を変更し、職業紹介所と保護組合が並存していた。それゆえ、形式上は職業紹介所の紹介のようにし、実質的には依然として保護組合が紹介と身元保証を行う場合も少なくなかった（玉 1999）。

玉（1999）や根本（2000）によって、組合と職業紹介所との関係は明らかになりつつある。しかし、組合の仕事は、出稼ぎ者を送り出して終わりではなかった。というのも、必ずしも稼ぎを得て帰って来るとは限らなかったからである。組合の他の活動については、重要な仕事の1つであるにもかかわらず、既存の研究ではほとんど触れられてこなかった。この点については、第IV章・第V章・第VI章においてさまざまな場面における組合の対処を検討する。

第二次世界大戦後、北海道内では、樺太からの引揚者の受入によって、人口は増加する上、失業者が増加した。鯧漁家も漁獲量の減少により、失業に陥る場合もあった（北海道立労働科学研究所 1951・1954）。こうした社会的状況を受け、1950年には北海道に失業対策本部がおかれ、これまで道外から雇っていた鯧漁夫を、道内者の雇用に移す計画がなされた。ただし、この計画は成果を収めず、相変わらず、道外からも出稼ぎ者が向かっていた。道南の江差町を対象とした北海道立労働科学研究所（1951）の調査では、春鯧漁業出稼ぎの労働力は道南、東北地方が、数量的にウエイトが高いという従来の数的調査のみでは、現象的、一時的解決には若干役立つものの、失業問題や労働者の需給調整問題に対し、本質的には何も解決されないと述べる。そして、出稼ぎ地帯における出稼ぎ労働力の社会経済的基盤と出稼ぎ者の生態を把握するための調査の重要性を示した。出稼ぎ者の形態は、「半プロ層²⁵」および労働者層の失業化としてのものが主体であり、毎年繰り返し行われ、また継続希望のあることが結果として見られた。地元漁業における生産および漁業労働市場の季節的狭溢性が継続を導くことや、地元漁業生産および漁業労働市場に基盤をもちつつ、その閑期には他地方へ出稼ぎ労働を行うという保守的性格があることが指摘された。

²⁵ ある期間は自己船で漁業採取（たとえば8月に昆布採取）を行い、他期間は他漁業者に雇われる（たとえば9～12月に烏賊釣り）者を指す。これらの漁業者が3～5月に主として日本海北方へ春鯧漁業出稼ぎに向かう。

さらに、北海道立労働科学研究所（1954）では、苫前町を対象とし、漁獲高が春鯧漁業に依存する度合いが高ければ高いほど、鯧漁業期間外における出稼ぎ者数の比重は、増大することを明らかにした。これは、地元漁業生産および労働力市場の一般的停滞性をもたらす地元からの労働力流出の必然性と、一定期間に高い労働力保持を必要とする春鯧生産の特殊性による地元における停滞化の必然性の2つの側面があると言う。

1950年代には、出稼ぎを取り巻く状況の変化に注目し、出稼ぎ者出身地を対象とした調査、研究が行われた²⁶。地理学では、川本忠平が1953年に「春鯧出稼の研究」を発表した。川本は、出稼ぎ地域の変容、すなわち、かつての「漁村」が、漁業生産の不振にともない「農村」となり、その後「出稼農村」へと変化していく過程を解明し、春鯧漁業出稼を「退化漁村の生み落した1つの所産」と捉えた（川本1953）。近藤・梶井（1956）では、出稼ぎの業種が鯧漁業から土工業へと変わりつつある秋田県山本郡八森町を対象とし、出稼ぎの形成過程を追究した。特に秋田県沿岸漁村では、明治末期頃まで春には鯧が獲れていた。また、秋田県の鯧が消滅した後も、八森町では冬（11月から12月）には鱒が獲れ、不漁の年もあるものの、漁業経済を支えていた。しかし、秋田県の鯧漁業終焉による春季収入源の喪失と小作料の重圧によって、「春には鯧漁、冬には鱒漁」というリズムは崩れた²⁷。地元の海で獲れなくなった鯧を求め、彼らは春になると鯧漁業出稼へと転向するようになった。そして、鯧漁業出稼は秋田県漁業家の重要な副業となったのである。1953年に秋田県労働部職業安定課によって刊行された『秋田県出稼小史』の巻末には、「春鯧に働く人々へ」として「鯧漁業先祖伝来の出稼精神を尊重」するように出稼者に説いている（秋田県労働部職業安定課編1953）。

鯧漁業出稼以外を対象とした出稼研究にも目を移せば、この時代は、農家の就業構造と労働市場の構造とを絡めた要因分析が行われた。農林業センサスや国勢調査等の統計資料を用いた定量的手法が可能となったことが背景にある。代表的な研究として、岸本（1953）、川本（1954）が挙げられる。岸本（1953）は、「出稼率分布」の一般的要因を吟味するために、四国の4県36郡について、出稼率と水田率、専業農家率、3反未満経営農家率との相関関係を分析する手法を用いた。川本（1954）は、岩手県の市町村に対

²⁶ こうした研究は戦後に発展したが、戦前にも、男鹿半島における出稼集落構成の変容に関する山口（1938）がある。

²⁷ 地元での「春には鯧漁、冬には鱒漁」から「春には鯧漁出稼、冬には鱒漁」へと変化した。その後、鱒漁業も不漁になり、さらに出稼者の数は増えた。

し、岸本（1953）の分析手法を援用したところ、「四国の出稼理論」が当てはまらず、経営的条件以外に自然的条件の制約（冬季農業生産停止期）に支配されることを突き止めた。

金崎（1967）は、1960年までの「季節出稼」に関して、全国的傾向や要因をまとめた。金崎が1960年までと限定した理由は、1960年以降出稼ぎの性格が大きく変化したためであった。東京オリンピックをはじめとする建設ブームや高度経済成長等の社会・経済的变化により、出稼ぎ先や職種、出稼ぎ者の出身階層や続柄等の面で一転した。折しも、北海道西海岸における鯵漁業が幕を閉じた時であった。鯵漁場経営者はもちろんのこと、地元での稼ぎ場所の少なさを鯵漁業出稼ぎの収入に依存していた出稼ぎ者も、今までの生活が大きく変化する事となった。1955年から1970年にかけては、鯵漁業出稼ぎから建設業出稼ぎへと転換し、行き先も北海道が主流であったものが、徐々に道外への出稼ぎも多くなった。北海道への出稼ぎが最も多かった青森県においても、1970年以降は、関東方面への出稼ぎが定着し、約7割が関東へ向かった（高田1999）。

この鯵漁業終焉期における人々の関心は、鯵漁業の復活はもとより、出稼ぎの性格が変化することによってもたらされる問題であった。こうした変化に研究者の関心が集中したのが、1960～70年代の研究である。また、通年出稼ぎや夫婦共稼ぎ等が背景となり、出稼ぎ問題が生じ、出稼ぎ者の多い地域のマスコミによる報告（秋田魁新報社政治部編1965）、教育者や医者等による現場からの告発（津川1974、野添1978など）がなされるようになったのもこの時代の特徴である（大川1979）。ただ、ルポルタージュ的なものが多く（鎌田1978など）、体系的な実証研究は少なかった。

日本労働協会（1976）は、当初、この出稼ぎ研究の盲点を埋めるべく、需要地を対象とした研究を行った。その後、日本労働協会のメンバーである渡辺・羽田は、需給両サイドから出稼ぎを捉える研究に発展させる（渡辺・羽田1977・1987）。渡辺・羽田（1977）では、対象を高度経済成長期の東北と京浜工業地域とし、渡辺・羽田（1987）では、東日本と西日本の出稼ぎに対象を拡大し、需給両面からの総合的な研究をまとめた。企業、出稼ぎ者、農家の関連構造を経済、政治、社会の3次元から立体的に分析することの有効性を実証したと言える。

本研究では、こうした渡辺・羽田の分析視点を、高度経済成長期以前の鯵漁業出稼ぎに当てはめる。ただし、渡辺・羽田の研究では、出稼ぎ事象の同時代的な分析が主であり、アンケート調査等が可能であった。しかしながら、本研究で対象とする鯵漁業出稼ぎは、前述したとおり、昭和30年代以降現在進行形の問題ではなくなり、歴史的な事象になった

ため、調査方法に工夫が必要である。出稼ぎ卓越地域においては、高度経済成長後の出稼ぎ問題を考えるために、鯿漁業出稼ぎの歴史を捉えようとする活動が進められてきた²⁸。それに対して、北海道では、1990年代後半より、浅野（1999）や西谷（2006）等によって、漁家文書や行政資料から出稼ぎ者の動きが見出された。本研究では、出稼ぎ者の送付と受入の両地域からのアプローチを試み、出稼ぎ者や漁家による記録や当時の地方新聞、地図といった資料の分析を中心にし、経験者への聞き取り調査を加える歴史地理学的方法を用いる。

従来の出稼ぎ研究では、経済的観点からその移動要因について、出稼ぎ者送付地域と出稼ぎ者受入地域との地域間所得格差によって説明がなされてきた。しかし、近年、作道（2008）や阿部（2010）によって新たな見解が示された。作道（2008）は、津軽の調査から、出稼ぎが人口流出を抑制し、故郷を維持する潜在的機能を果たしていたこと、すなわち、「地域を形成しそこに人を引き留めて置く力（ホールド）」としての機能を指摘した。また、阿部（2010）は、東北から北海道への移民および出稼ぎについて、「環境の人口支持力の地域間格差の均衡化運動」が移動原理として働いていると述べる。阿部の言う「環境の人口支持力の地域間格差」は、出稼ぎ者輩出地域に起こる災害や農業の豊凶であり、分析からその傾向が確認された。

本研究においても、従来のプッシュ・プル論のみに捕らわれず、鯿漁業出稼ぎの移動要因を考察していきたい。そのために、第VI章において、出稼ぎ者の動向を詳細に検討する。鯿漁業以外の職種における出稼ぎ者の動向を取扱ったものとして、菅野（1990）や中村（2000）の研究が参考になる。これらでは、出稼ぎ活動の本質を掴むために、出稼ぎ者個人における活動の時空間的な展開を捉えている。菅野は、現在の屋根屋出稼ぎの経路・パターンを分析することで、1人の出稼ぎ者を見ると、夏は屋根葺き職人として出稼ぎを行い、冬は異なる職種の出稼ぎを行っているという、統計のみでは把握できない実態を明らかにした。また、中村は、一生における出稼ぎ活動の変遷を捉え、うどん屋台業、酒造業といった業種の出稼ぎ者の輩出構造を明らかにした。本研究は、この2つの研究に見られる、「出稼ぎ」という活動の行動過程を重視する点や、出稼ぎ者のライフコースに

²⁸ たとえば、鯿漁業出稼ぎ関係資料の掘り起こし（鎌田 1991、玉 1999 など）、経験者への聞き取り（岡本編 1978、秋田県老人クラブ連合会編 1986 など）が進められた。

注目する点を取り入れ、漁獲量が地域によって異なる鯧漁業の特徴も考慮しながら、近代における鯧漁業出稼ぎを再考する。

(4) 経営論

昭和初期から、鯧漁業の衰退が痛切に叫ばれるようになり、鯧漁業の経営方法をいかにしていくべきか、盛んに論じられるようになった。特に、1930年には、これまで安定していた後志地域の漁獲量が、ほとんど見られないという大不漁に初めて陥り（図 10）、その動きが強まった。上述したように、不漁の原因には諸説あるが、経済学の服部（1931）は、鯧漁業の不振を漁業経営の不合理が原因と述べる。服部は、北海道庁の合同会社案を検討し、漁業権評価の基礎を過去の統計に求めたために評価の不当が生じ、優良漁場が多い地域からの参加が少なかったことを批判した。その具体的方策として、道庁および合同会社が金融業者と連携し、生産・販売の組織統制、経営方面に才能のある者を経営者とすることを提案した。続いて服部（1932）では、経営者が資本を、労働者が労力を分担して鯧漁業を実施し、得られた利益を分配する歩方経営と、個人経営（親方経営）とを比較した。その結果、歩方経営は労働能率の点から見れば、個人経営よりも優れているが、経営者や船頭の統一的意志によって漁夫を自由に指揮できない点、漁期終了後に直ちに製品を換価する必要がある、低い市場相場に追従する危険性を指摘した（服部 1932）。岡本（1934a）は、個人主義的漁場占有が個人的賃借経営と結び合って、鯧漁業の発達を阻害していることを考察し、岡本（1934b・c・d・e, 1935a・b）は、鯧定置漁業経営の発展的動向を具体的に検討し、漁場問題を明らかにした。各分野における研究者からの提言、国や道庁からの政策に関しては、第Ⅲ章で大不漁年の『小樽新聞』記事から、具体的に検討していきたい。

近代の鯧漁業の始まりに遡れば、1869年に場所請負制度が、1876年に漁場持制²⁹も廃止されたことにより、一般漁民に自由漁業の道が開かれた（関ほか 2006）。多くの漁場が開設、売買されたことは、一連の山田（1981, 1982 など）による労作から知ることが

²⁹ 1869年、沿岸の漁場を独占的に支配してきた特権商人による場所請負制度を廃止した。しかし、実際には、その後も請負人の嘆願により漁場持として従来通りの営業が続けられていた。

できる。山田は、旧漁業法³⁰の施行にともなって作成された『免許漁業原簿』をもとに、旧漁業権が消滅する 1951 年までの鯺定置漁業権の登記事項を丹念に整理した。ただし、山田の成果も特定の地域に限定しており、北海道全域における漁場の位置、所有者およびそれらの変化といった実態は未だ闇に包まれている。もっとも、鯺漁家数や漁業権数は、大小さまざまであり、変化も激しく、それを追うことは難しくなっている。唯一、1931 年における後志支庁以北の定置網漁家をまとめたものとして、北海道庁産業部水産課による『鯺定置漁場漁獲高調 自後志支庁管内至宗谷支庁管内 [自大正十一年至昭和六年] (以下、『鯺定置漁場漁獲高調』)』がある(北海道廳産業部水産課編 1931)。今田(1991)は、この資料をもとに各地の漁家を整理し、「広域漁業家」として複数の市町村に跨って経営を行った者を特定した。本研究では今田の整理を参考にし、a.小規模鯺漁家：1 統のみ、b.中規模鯺漁家：一町村のみに 2 統以上、c.大規模鯺漁家：複数町村に 2 統以上、と鯺漁家を分類する(表 2)。

また、今田は同書で、代表的な鯺漁家の歴史を追うことを試みた。しかし、資料から名前が消える家や経営難に陥り夜逃げ同然に去る家が多く、現在まで続く家は極僅かであるといった理由により、鯺漁家の動向は十分につかまえていない。こうした中、1 経営者の動向に絞った研究として、ロバート G=フラーシェム・ヨシコ N=フラーシェム(1994)の労作がある。近世の事例ではあるが、彼らは、能登出身の場所請負人山田文右衛門について全容をまとめた。フラーシェム夫妻の研究からは、ある 1 人の人に着目し、関係するすべての記録資料等を整理することの重要性、1 人から多くの人々の状況が描き出される可能性について学ぶことができる。また、北海道開拓記念館の学芸員による、祝津の青山家に関する共同研究(北海道開拓記念館 2006)も、1 経営者に関して、さまざまな視点から調査研究がなされた特筆すべき事例であろう。さらに、青山家の出身地(山形県遊佐町)からも、遊佐青山家の歴史について整理がなされ(高橋 2003)、漁家建築や漁具を寄贈された「北海道開拓の村」では、遊佐から祝津へ伝わった慣習について両地域

³⁰ 1901 年 4 月に漁業法(法律第 34 号)が公布、1902 年 7 月から施行された(1910 年改正)。これによって漁業権は、定置・区画・特別・専用にわけられ、定置・区画・特別漁業権は地方長官の管轄に、操業の許可は行政官庁の免許によって付与されることとなった。また、漁業権は相続、譲渡、共有、貸付の目的とすることができる等、私権としての性格も明確にされた。以後、戦後 1951 年に新漁業法が成立するまで、漁業秩序を維持する基本法となる(山田 1989)。

への聞取りが進められてきた（黒川 2000・2001）。第V章では、この青山家について検討を行うが、それはこれらの既存研究をふまえつつ、新たな知見を加えるものである。

鯨製品の内訳を示せば、1912年において鯨粕をはじめとした製造肥料製品が85%を占める（図11）。ここからもわかるように、鯨漁業の展開は肥料のそれと深く関わってきた。次に、肥料史研究の蓄積を基盤に、鯨肥料の生産・流通がいかなる展開をしてきたかを整理しよう。

蝦夷地で鯨漁業が始められたときには、鯨製品は、食用品が主体であり、肥料としての一般化は安政以後（1854年以降）と見られている（羽原 1957）。魚肥³¹の製造方法は、第2項で触れた。その製造方法は、近世以来ほとんど変化がなかった。鯨漁場で製造された魚肥は、港町に集荷され、北前船に出荷された（山田 1996）。製品の取引方法や金額の実態については、牧野（1963・1989）や中西（2009）等によって、北前船主の帳簿分析から詳細に示された。また、流通史的観点からの研究成果によって、北前船で運ばれた鯨製品の全国的な拡がりが見明らかになった（古田 1996、中西 1998 など）。古田（1996）は、近江国において鰯肥料から鯨肥料への移行時期を解明した。19世紀には、鰯肥料の慢性的な不足にともない、本州で使用された主要な魚肥は鯨肥料に代替された。鯨よりも先に全国で使用されていた鰯肥料は、各地で地元の労働力を使用し、漁獲および製造がなされていた。広域的生産の鰯に対し、北海道を生産地とする鯨肥料は、局所的生産で広域的消費を賄っていたと言えよう。

肥料の成分として、窒素・リン酸・カリの三大要素が重要となる。作物によって、必要な要素の比率は異なり、たとえば、穀類は窒素と多めのリン酸を、藍・桑・茶は窒素を、果樹はリン酸を、麻はカリをそれぞれ必要とした³²。鰯肥料も鯨肥料も、共に窒素とリン酸がバランスよく含まれていた。ただし、『肥料雑誌』に寄せられた水稻肥料種類試験によれば、同一価格あたりの効果は鯨肥料の方が勝った³³。このように、鰯肥料よりも輸送コストが高いにもかかわらず、急速に普及した背景には鯨肥料の低生産費があり、それはアイヌか

³¹ 「魚肥」「魚粕」「魚粉」という言葉について、高橋（2006）に沿って説明を加える。「魚肥」とは魚を用いた肥料の総称を示し、原料となる魚には、主に鰯や鯨がある。魚種を特定して論じる際には「鰯肥料」「鯨肥料」という表現を使用する。「魚粕」とは魚を煮て油を搾った残りを乾燥させたものであり（第2項参照）、「魚粕」が粒状であるのに対して、同様に油を搾った残りでも粉末状にされたものを「魚粉」と呼ぶ。

³² 肥料の説明。肥料雑誌2（10）：8-20。1899。

³³ 大阪府下に於ける肥料試験成績。肥料雑誌2（17）：10-11。1899。

らの収奪に裏づけられていたと言う（高倉 1972）。幕末から維新後にかけてアイヌの多大な貢献を見失ってはならないという羽原（1957）の指摘のように、アイヌの低賃金労働力を利用して安価な鯨肥料が供給された。魚肥の普及は、各地に肥料商を生み（高瀬 1979）、彼らを通じて、後背地へ魚肥が行き渡った。

中西（1998）によれば、最幕末期には鯨魚肥生産量が追いつかない状況も見られたが、封建的規制の撤廃により、和人漁民の移住が急速に進んで、鯨肥料生産量は急増した。その中で、明治 20 年代には、新たに中国東北部産の大豆粕が輸入され始めた。しかし、大豆粕の成分は、リン酸が少なく、果樹や豆類の栽培には適さず、米穀の栽培にはリン酸肥料と併用して使用する必要があった。そのため、19 世紀日本の代表的肥料は鯨魚肥であり続けた。鯨魚肥が日本の農業を根底で支えていたと言っても過言ではないであろう。

ところが、遂に明治 30 年代後半には、過リン酸石灰の生産が盛んになり、魚肥に換わって先の輸入大豆粕が台頭した（大内 1957、中西 1998、坂口 2003）。ただし、肥料商の経営を分析した村上（1986）、山田（2000）では、魚肥が 20 世紀にも根強く使用されていたことを確認できることから、高橋（2004）は「魚肥が肥料市場から消えたわけではない」ことを強調する。高橋（2004）は、従来の研究が、魚肥から大豆粕や化学肥料へと移る時代までで終わっていることを指摘し、両大戦間期の魚肥生産量の変化を実証することで興味深い事実を明らかにした。日本は 1905 年に魚粉輸入を本格的に開始し（農商務省商務局 1909）、1920 年代前半は輸入が活発になされていた。しかしながら、1930 年代には、魚粕に粉末化という工程を加えることで、魚粉を製造し、欧米諸国へ輸出するようになったのである。実は、高橋（2006）によって実証されたように、既に 20 世紀初頭の段階で、樺太庁水産試験場や愛知県の有力肥料商（師定商店）によって、魚粉の製造が試されていた。しかし、当時は、輸入魚粉よりも高いこと、また、消費者側も粉末では品質の判断は困難と受け入れないこと等から、国内魚粉の製造は失敗に終わっていた。このように、1900 年代の魚粉製造の失敗は、在来魚粕の根強さを示すと高橋（2006）は述べる。

その後、30 年が経ち、海外における畜産業の発展とともに魚粉の使用が拡大した。また、大豆粕や化学肥料等の国内市場をめぐる競争で、魚粕は、より厳しい立場におかれ、販路が侵されつつあった。この打開策として、魚粉の輸出がなされた。魚粕の製造方法は、上述したように大きな変化がなく、粉末化自体も国内で使用する場合は、消費者（農家）が行う作業である。1927 年の段階で、函館には魚粕の粉末屋が 4 ヶ所あり、魚粕を原料として購入し、魚粉を生産していた。他国産の魚粉と比べた場合、品質面では劣るが、安

価であったため、世界恐慌下においても求められた。近世以来魚肥需要の継続が、1930年代の魚肥輸出につながったと高橋（2004）は評価する。魚粉製造への展開過程を通して、魚粕生産者がとった1つの打開策を提示された。

従来の肥料史研究では、魚肥の生産構造・問屋制度・農村構造が個別に取り扱われ、生産地（漁村）—流通拠点（城下町・港町・在郷町）—消費地（農村）を一体化した地域構造論（流通システム）として捉える視角が欠如していたことを古田（1996）は指摘し、魚肥生産地域・流通拠点・魚肥使用地域の地域構造、地域的展開を究明した。また、中西（1998）は、鯨魚肥市場に関する既存の研究は各局面に研究対象が限定されており、全体像が示されていないことを指摘し、遠隔地間商品市場（鯨魚肥市場）における生産者・商人・輸送業者の結び付きのあり方に着目して、近世期と近代期日本の商品市場構造の展開とその特質を分析した。古田や中西の研究によって、より立体的な肥料流通展開が浮かび上がった。ただし、両者の重点が流通にあったためか、生産地で働く労働者の存在は見えてこない。先述したように、主に地元の労働者で行われた鰯漁業と異なり、鯨漁業は遠隔地労働力によって担われていた。漁獲減少は供給減少、漁獲地域の変化を導くことへの言及はあるが、従事者の生活も大きく変化することへの視点が不足している。本研究では、漁獲量の変化と労働者（労働者の出身地域）を含めた鯨漁業従事者の活動との変化を検討していきたい。

近年、鯨漁家の活動を探るために、鯨漁場日誌に注目が集まるようになり、鯨漁場日誌の翻刻は利尻（利尻町史編集室編 1989）、留萌（留萌市海のふるさと館 1997・1998）、小樽（三浦 1998）等で進められている。しかしながら、分析までにはほとんど至っておらず、鯨漁場日誌を資料とするため、主に鯨漁業期間に限定したものとなっている。日誌や日記から人々の活動を読み解くことの有用性は、地理学においても唱えられてきた³⁴。たとえば、村田（2001）は、日記を分析した従来の研究では、資料性が追究される一方で、生活行動に重点がおかれず、空間的分析が極めて弱いと指摘し、日記に登場する人々の行動を詳しく見ていった。中西（2003）は、明治末期から昭和初期にかけた農村生活について、日記を分析資料として、労働の季節的リズムと年中行事・休日やそれらの関係性を明

³⁴ 他にも言語学的視点から、鯨漁場日誌に記された鯨漁労用語と方言を考察した見野（2002）は鯨漁場日誌の資料的価値を主張した。

らかにした。また、地域性とその要因に関して、中西は他地域の日記と比較することで、農村生活の地域性、時代相を考察することに成功した。

本研究では、鯧漁業期間に限定せず、1年を通した鯧漁業従事者の活動内容を描くことが可能な資料を用いることで、総合的な分析をし、鯧漁業従事者にとって鯧漁業とはいかなるものかを考察していきたい。これは、特定の産業に従事した人々の人生から、その産業に関わった時間のみを切り取って分析する手法では、その産業の一部分しか語れないと考えるからである。たとえば、第3項で出稼ぎについて述べたが、鯧漁業経営には、資本以外に大量の労働力が必要であり、特に1920年代は「漁夫募集の争奪戦」が繰り広げられた（玉 1999）。そのため、漁期前、早くから出稼ぎ者確保のための動きがなされた。すなわち、鯧漁業期間外における活動まで分析対象としない限り、こうした「漁夫募集の争奪戦」の実態を描くことはできない。

鯧漁業終了後、鯧漁家の子孫による回顧録の出版（内田 1978、葛間 2012 など）や、実際に鯧漁業に携わった人による記録、聞き書きが積極的になされるようになった（越崎 1963、忍路鯧場の会 1994 など）。内田（1978）は、曾祖父から4代にわたって行われた鯧漁業経営で得た知見や生活の様子をまとめ、越崎（1963）は、道民の心に食い込んだ鯧漁業の興亡の跡をたずね、聞き取りや記録を綴った。これらは単なる記録の域を超え、ある意味で研究者以上に鯧漁業について語っており、本研究でも積極的に取り入れていきたい。

第1項で述べたように、地域によって漁獲量が大きく異なる中、鯧漁場経営者は、いかに経営し、漁家を維持したのであろうか。本研究では、最もその経営手腕が問われるであろう「衰退期」の経営活動に着目し、当該期を切り抜けた漁家の打開策を明らかにしていく。

3 歴史地理学的研究視点

本節では、前節で整理した、鯨漁業に関する研究から得られた知見および課題をまとめ、本研究が取り組む課題を示す。

鯨の漁獲量減少問題に対し、多くの資源論研究がなされ、研究者以外の人々からも強い関心をもたらされてきた。こうした研究動向や関心の強さには、単に入手困難な1つの魚をめぐる問題というだけでは説明のつかない何かが根底にあると考えられる。また、漁獲量変動の地域的差異は、資源論を通じて既に指摘がなされているが、鯨漁獲量変動にともなう人々の活動の変化、その地域的差異によってもたらされる活動の違いに関して、詳細に検討した研究は、これまでなされてこなかった。これらの課題に対しては、漁獲量が激減する衰退期における、人々の活動に焦点をあてることで、人々の鯨への思いや、それに翻弄される様子を見出すことができると考える。衰退期の鯨漁業において、人々の活動を取り上げることは、水産資源と人間との関わりについて、格好の素材を提供することになる。

北海道漁業文化、その代表的なものが鯨漁業文化である。機械化が浸透する以前に、鯨漁業は終焉したため、発動機船とウインチやクレーンの使用にとどまり、ほとんど全ての作業を人の手で行った。それゆえ、鯨を漁獲する部分は、船頭の経験に基づく判断と、漁夫の力に頼らざるを得ず、鯨漁業の成功は、有能な船頭と、船頭に従順な漁夫を必要人数確保できるか否かにかかっていた。特に、定置網漁法には1統につき、約30人の漁夫が必要となるため、鯨漁獲地域の人々だけでは間に合わず、多くが他地域からの出稼ぎ漁夫であった。鯨漁業終焉後に、残された民俗資料、建築等の大規模な調査がなされてきたが、鯨漁業文化の伝播過程を辿れば、経営者のみならず漁夫の出身地域とのつながりも大きいと推測する。すなわち、経営者および漁夫の出身地域と鯨漁獲地域との関係を見出すことによって、鯨漁業文化、北海道漁業文化の理解への一助となると考えられる。

鯨漁業は、多数の出稼ぎ漁夫が就労した産業のため、近代における出稼ぎを論じる上で代表的な事例として取り上げられ、研究蓄積も非常に多い。ただし、出稼ぎ論の多くは、統計的処理を主とした分析がなされ、移動要因としては地域間所得格差の均衡運動によって説明がなされてきた。しかし、それだけでは、多くの出稼ぎ者が、鯨漁業衰退期にも、北海道の鯨漁場まで向かう論理を十分に説明できたとはいえない。本研究においては、出稼ぎ者の動向と漁家の活動をより詳細に検討することで、統計のみでは把握できない実

態を明らかにし、漁獲量変動の地域的差異も考慮に入れることで、近代における鯨漁業出稼ぎを再考する。

従来、鯨漁業の経営者は、「井勘定」等と評価されてきた。こうした評価は、安定的な漁獲が続いた隆盛期から見出された、経営者の一側面に過ぎないと考える。言うまでもなく、漁獲がなければ利益はない。しかし、その漁獲は、鯨という生態の動きに左右され、それを予想することは難しかった。したがって、衰退期における鯨漁業の経営には、鯨の来遊の有無およびその位置を予想した上で、着業漁場数を決め、その漁場数に必要な漁夫の確保が必要となる。さらに、漁夫を集め、鯨漁業を実行しても、鯨の来遊がなく、利益が得られない場合等、漁獲量変動に対する対処も求められた。こうした鯨漁家の経営活動を、鯨漁業期間に限定せず、長期的視点から検討を行うことで、既存の研究では見出されなかった鯨漁家経営面を評価することができよう。

以上の鯨漁業研究における課題から、3つの論点が浮かび上がる。すなわち、①鯨漁家経営と出稼ぎ漁夫との関係およびその変容、②突然の不漁に対する鯨漁業従事者の対応、③衰退期における鯨漁業従事者の打開策である。

①に関し、前節において、人力に頼らざるを得ない漁労方法を、鯨漁業終焉まで継続したがゆえに、多くの出稼ぎ者によって、鯨漁業が支えられていた点をもっと重視すべきであること、1人の出稼ぎ者の活動を詳細に検討する方法を述べた。それは、従来の研究が、鯨漁業出稼ぎ者を「個」ではなく、「塊」と扱ったために隠れていた部分の克服を目指すものである。従来の研究では、前節までで見てきたように、鯨漁獲量の地域差、各地に残る鯨文化、1920年代に繰り広げられた「漁夫募集の争奪戦」といった視点は既に指摘されていた。しかし、ある一時点における統計を基に「塊」としての出稼ぎ者の実態を言及するか、もしくは体験談や聞き書きに記され、実際に出稼ぎ者がどのような状況の下、出稼ぎ活動を展開したかに関する実証研究はほとんど見られない。特に、鯨漁業衰退期の地域においては、いかに上手く労働者を集めるかが重要な業務項目であったことが予想され、漁家経営を考える上でも、出稼ぎ者の動向を検討する必要がある。

鯨漁業史は、産業史、近代北海道史の分野においても、重要なテーマであった。北海道の産業においても、日本の産業を語る上でも、鯨漁業は無視できない産業である。中でも、主要製品であった鯨肥料が、産業にもたらした影響は大きく、鯨肥料自体も、肥料産業の展開にともなって、置かれた立場は大きく変化した。また、漁獲量の地域的差異も加わり、鯨漁業従事者、特に鯨漁家の状況の変化は、すさまじいものであった。それは、多くの漁

家の結末が、不明であることから想像できよう。しかし、その中で衰退期を生き延びた漁家も、少なからず存在した。そこで、本研究では、規模の異なる、生き延びた漁家に注目し、その経営実態から、突然の不漁への対応（上記②の論点）、衰退期における打開策（上記③の論点）を明らかにする。そこで見出される策は、鯨漁業のみならず、他産業および現代の私たちに対しても、一縷の道標を示すこととなるであろう。

近代の鯨漁業に関する歴史的研究は、近世から近代への移行期に注目がなされてきた³⁵。なぜなら、明治の世になり、それまで蝦夷地の社会経済体制を規定してきた場所請負制度が廃止されたためである（第Ⅱ章第1節参照）。漁場地は一般に広く開放され、土地・海面上の漁場にも私的所有権が付与されるようになった。それにともない、土地および漁場が集中する特定漁家や商人、他方では、それらの生産手段を放棄せざるを得なくなった零細漁民というように漁民層の分解が顕在化してきた（山田 1983）。もっとも、その移行期は重要ではあるが、鯨漁業が現在では終焉してしまったこと、隆盛期から衰退期へ変わり、その中で鯨漁業の魅力にとりつかれた人々が、翻弄されながらも生き抜こうとする時代も、近代の鯨漁業を考える上で重要な転換期である。漁獲量変動とは主として水産資源論のなかで提示された視角であり、従事者の活動は漁業史研究で提起されていた視点である。本研究では漁獲量変動と従事者の活動という2つの視点から漁家経営、および労働力を捉え直し、この側面から近代の鯨漁業を再考したい。

北海道および樺太を舞台とし、人々の活動や地域的展開を、歴史地理学的アプローチによって明らかにした研究の主なものに、遠藤（1997）、平井（1986・1988・1991）、三木（2003・2006・2008）がある。遠藤は、歴史的資料を用いて、19世紀中期のアイヌ社会における家の集落間移動による集落レベルの流動性、個人の家間移動による家レベルの流動性という、2種類の集団の空間的流動性を見出し、そのメカニズムを示した。また、1年以内という短期間で見れば、これまで理解されてきたように、一定の本拠地からの季節的移動を確認できるが、長期的な分析を行えば、必ずしも本拠地は一定していないことを明らかにし、長期的分析の有用性を示した。平井は、近代に顕著に見られた北海道移民の「輩出・入植・定着」といった移住のメカニズムを、これまで手薄であった移民送出地域

³⁵ たとえば David L. Howell（1995）は、幕藩制国家により支えられていた場所請負制の解体によって、資本主義的生産が主流となったと捉え、鯨の漁業経済の構造的変化を追究することで、資本主義の起源を探った。

側からの資料分析によって提示した。さらに、北海道内における移住後の再移動や、初期移民を軸とした連鎖移住を実証した。三木は、明治末期、岩手県から樺太への出稼ぎについて、『岩手県統計書』と『樺太要覧』からマクロ的に捉えた上で、『渡航書類』の分析により定量的および定性的に実態を明らかにし、そこには前向きな姿勢が強いことを読み取った。このことから樺太への出稼ぎは、定着前提の樺太農業移民と異なるとし、植民地を定着移住地としてのみ考える移植民史観が、必ずしも常に有効な研究視角と言えない問題を提起した。以上の主な既存研究が示すように、北海道や樺太をめぐる複雑な人々の活動の復元や地域的展開の解明には、時間的・空間的な視点、すなわち歴史地理学的視点が有効となると考えられる。

そこで、本研究では、漁獲量の変化に人々がいかに対応したかについて、歴史地理学的視点から考察するため、鯨漁業従事者（図 12）に焦点をあてる。鯨漁業従事者とは、鯨漁業に関わる全ての人々を総称したものとし、その中でも、本研究では

- a. 最も稼いだ漁家（漁家＝漁場経営者＋家族）
- b. 実際に鯨を獲り、大多数を占める漁夫（多くは、出稼ぎ漁夫）
- c. a と b をつなぐ媒介者・組織（募集従事者、行政、組合、新聞等）

の活動から具体的に検討する。なお、図 12 には示していないが、漁場経営者に家族をふまえたまとまりを「漁家」と捉え、規模の違いにより、大規模鯨漁家、中規模鯨漁家、小規模鯨漁家と分類する。また、「労働者」の中には、出稼ぎ者以外の漁場周辺の人々も含み、漁家や労働者等の漁業を行った人を総称する場合は、「漁業者」の語を用いる。「出稼ぎ者」の中には、漁夫以外に帳場³⁶や飯炊きの女性等もいたため、漁夫のみを示す場合には「出稼ぎ漁夫」と使い分ける。

対象とする鯨漁獲地域は、後志沿岸地域（図 13）と広く設定し、行政や組合の活動を検討するが、具体的に漁家の活動を検討する際には、後志沿岸地域のうち高島郡高島町に対象地域を絞る。出稼ぎ者送出地域側の対象地域については、随時、漁場の雇用先に応じる。渡辺・羽田（1977・1987）の分析視角を参考にし、鯨漁獲地域（労働力需要地域）、労働者送出地域（労働力供給地域）の両地域における、多様な役割の人々の活動から、鯨漁業を立体的に分析することを試みる。

³⁶ 帳場とは、親方の指揮を受け、漁場の建込み・資材の支度・販売・清算事務の一切をする役職である（北浜 1987）。

このように、本研究では、①漁獲量変動の地域的差異、東北から北海道に広がる出稼ぎ者の移動と就業の地理的パターンといった場所・空間に注目した点、②漁家、出稼ぎ漁夫の活動を具体的に明らかにした点、③単なる統計的処理ではなく、経営資料、日記、手紙、新聞等の一次資料を駆使して読み解くことの重要性を説き、実証した点、④衰退期に焦点を当て、個人や地域がいかに打開していったかを検討した点といった、歴史地理学的視点により、近代の鯺漁業を論じた。

また、過去の事実を明らかにしただけではなく、不況の時代をいかに乗り切るかという指針を示した点で、現在、未来に向けて発信するものである。この点は、従来の歴史地理学的研究において強く認識はされておらず、歴史地理学研究上においても、本研究の特色とするところである。

以上のような視点にもとづいて、本研究では次のような構成をとることにした。

第Ⅱ章では、後志沿岸地域における鯺漁業の展開について、漁獲量の地域差、漁家の類型化を行うことで、当該地域が北海道鯺漁業において、どのような位置づけにあったかを示した。

続く第Ⅲ章では、後志沿岸地域の新聞（『小樽新聞』）記事をもとに、大不漁に出会った年にどのように報じられ、また、行政や組合等がいつ、いかなる対応をし、その効果の有無を考察した。

第Ⅳ章および第Ⅴ章は、後志沿岸地域の中でも有数の鯺漁獲地域であった高島郡を拠点とし、規模の異なる鯺漁家の南家と青山家を事例に、衰退期における漁家経営を実証する章である。ここでの中心的課題の1つは、出稼ぎ漁夫をどのように集めていたかを明らかにすること（労働力の調達）であり、2つ目は、鯺の不漁に対する対応を明らかにすることであった。

第Ⅵ章は、出稼ぎ者送出地域側からの検討を行った。第Ⅳ章ならびに第Ⅴ章において、両漁家の雇用先であった秋田県を対象地域と設定し、同県内の新聞（『秋田魁新報』）記事を用い、鯺漁業出稼ぎはどのように捉えられ、報道されてきたか、その変化を追った。続いて、出稼ぎ者個人に焦点を絞り、一生における出稼ぎ活動を当事者の記録をもとに分析し、出稼ぎ活動が代々伝えられるも、ある段階で途切れる要因を導き出した。小括として、鯺漁獲量と出稼ぎ活動との関係について考察した。

第Ⅶ章では、先述した3つの論点に関して、まず、鯺漁家経営と出稼ぎ漁夫との関係を総括し、次に、突然の不漁および長引く不漁（衰退期）といった危機に直面した際に、鯺

漁業従事者が、いかにして乗り越えようとしたかという課題について考察し、まとめとした。

第Ⅱ章 後志沿岸地域の概況と鯨漁業の展開

1 後志沿岸地域の概況

(1) 場所請負制下の状況

近世北海道の封建領主であった松前藩は、和人の居住地である松前地（和人地）とアイヌの居住地である蝦夷地に分け（図 14），蝦夷地支配体制として商場知行制を施行した。松前藩は、松前地にある福山湊，箱館湊，江差湊の三湊を，北海道と本州方面との移出入を行う湊として限定し，蝦夷地の海岸沿いにいくつかの拠点（商場）を設け，上級家臣に対し，商場におけるアイヌとの交易権を知行として与えた。知行主は，当初，与えられた商場でアイヌとの交易を自ら行い，蝦夷地の産物（鯨，昆布等）とアイヌが必要な生活用品を交換し，それを松前城下で商人に売り，利益を得ていた。しかし，もとより士族の商法で商売に慣れないため，利益をあげるところか損害を出す者もあった（高島小学校開校百周年記念協賛会編 1986）。

ついに，18 世紀になると，知行主は，商人にその交易を請け負わせるようになった。この商場請負は，アイヌとの交易権に関するものであったが，蝦夷地には優良な漁場があったため，漁業の操業希望も出された。そこで，蝦夷地の海岸線を区切り，その間で操業する権利を請け負う漁業請負も始まり，18 世紀には商場請負とともに並存した（海保 1984）。同じ区域の商場請負と漁業請負を同じ家が請け負う場合や，違う家が請け負う場合とあったものの，18 世紀末に幕府が蝦夷地を直轄した際には，この両方を併せて場所請負とした（中西 2009）。したがって，19 世紀の場所請負人は，請け負った区域で漁業を行うとともに，運上屋という拠点でアイヌとの交易も行った。19 世紀初頭の場所は，図 14 のように設定された。表 3 には，各場所の請負人名を示す。『北海道漁業史』によれば，請負人の中で比較的大きかったものに，（福島屋）田付新右衛門，（住吉屋）西川准兵衛，浜屋与三右衛門，竹屋長左衛門，山田文右衛門，万屋専右衛門，（柏屋）藤野喜兵衛等があり，これらは近江商人が多かった。もっとも，高田屋金兵衛，阿部屋伝次郎，伊達林右衛門，岩田金蔵，杉浦嘉七のように近江出身以外でも大請負人となる者もあった（北海道水産部漁業調整課編 1957）。

蝦夷地における和人漁民の漁業は，当初は，松前藩によって禁じられていたが，松前地の漁獲量が減少したこともあり，1840 年代には彼らの出稼ぎ漁は認められるようになって

た。出稼ぎ漁民（浜中漁民・二八取漁民）は、操業場所の場所請負人に対し、漁獲量の16～20%を「二八役」として納めた。よって、場所請負人は、直営の漁業による利益と、二八役の徴収、さらに浜中漁民からの漁獲物の買上げにより、漁業経営を成り立たせていた（中西 1998）。田島（1980）が歌棄・磯谷場所の佐藤家の事例から明らかにしたように、直営漁の雇用漁民と浜中漁民との関係を保たせる工夫も漁業経営に必要となった。このように、場所には、直営漁の雇用漁民（アイヌ，和人）や浜中漁民に加え、浜中漁民が雇用する東北地方の漁夫等も混在した（山田 1993）。

(2) 場所請負制崩壊後の状況

1869（明治 2）年、蝦夷地は北海道と改められ、開拓使による近代産業振興の試みや他府県からの移民による開拓が進められた。David L. Howell（1995）が指摘するように、北海道漁業では、捕獲・製造・販売のスタイルは近世・近代とほとんど変化しておらず、明治維新を境界に断続したものではない。しかし、1869 年以降の漁業制度改革のもと、北海道漁業、鯧漁業は明治期に入って著しい発展を見せることも否定できない。特に、一般漁民の移動が活発になった点で、近代のこの改革は 1 つの区切りとなると考えられる。具体的には、これまで沿岸の漁場を独占的に支配してきた特権商人による場所請負制度が、1869 年に廃止された。ただし、実際には、その後も請負人の嘆願により漁場持として従来通りの営業が続けられた。ようやく 1876 年に漁場持制も廃止されることによって、名実共に封建的な漁場制度が姿を消し、一般漁民に自由漁業の道が開かれた（関ほか 2006）。多くの漁場が開設され、漁場の所有者が変化したことは、先述した一連の山田（1977, 1982 など）の研究に詳しい。

後志沿岸地域の場所請負人の中で、場所請負制および漁場持制の廃止以後、漁家となり、鯧漁業経営を昭和初期まで行っていた者は、竹屋長左衛門の林家、升屋栄右衛門の佐藤家、種田徳之丞の種田家、住吉屋准兵衛の西川家である。林家は、昭和初期に経営組織を「後志漁業合資会社」に改め、1931 年の段階では余市に鯧定置網漁業権を 3 統保有していた。西川家も 1931 年の段階で、忍路に 2 統を有し、佐藤家は歌棄に 13 統、磯谷に 14 統を、種田家は同年、余別に 6 統、美国に 6 統、古平に 5 統、余市に 4 統を有すといった大規模鯧漁家であった（今田 1991）。近世・近代の移行期における鯧漁業研究は、こうした場所請負人の変化に注目がなされた。たとえば、田中（1959・1964）は栖原家を、田端（1973・1974）、上村（1985）は西川家を、田端（1972）は佐藤家を事例とし、場所請負

制崩壊期における旧場所請負人の経営が分析されている。また、中西（1991）は、田端（1972）と同じ佐藤家文書を用いながら、幕末期から成長しはじめる二八取漁民に焦点をあて、漁業構造の大きな転換期を幕末期と松方デフレ期に見出し、漁業構造の転換を具体的に明らかにした。しかしながら、小林（1998）が指摘するように、明治期以降の鰯定置漁業を経営内容にまで踏み込んで扱った研究はほとんど見られない。

2 後志沿岸地域における鯧漁業の展開

(1) 春鯧漁獲地域の変化

図 15 は、今田（1986）の整理をもとに、鯧の漁獲量を地域別にまとめたものである。各市町村別の鯧漁獲量は、巻末の付図 1 を参照してほしい。漁獲量の変動が地域によって異なり、北海道南部から順に鯧皆無になる状況がわかる。道南の檜山地域から簡単に見ていきたい。

道南の檜山地域では、既に 1910 年代に漁獲量はほとんどなく、1917 年から皆無状態であった。したがって、1910 年代後半には終焉期であると言える。

北へ移り、南後志地域では、1910 年代は安定した漁獲が見られるが、1920 年代から不漁年の年も出た。1930 年には大不漁年となり、その後、再び漁獲はあるものの、1935 年から皆無となった。北後志地域では、南後志地域に比べれば漁獲量が多いが、1920 年代後半から不漁年、1930 年、1935 年、1936 年、1938 年、1939 年と大不漁となり、1945 年前後に若干漁獲は見られたが、それ以前の漁獲量とは全く異なっている。すなわち、後志沿岸地域においては、1920～1930 年代は衰退期、1940 年代後半以降に終焉期に入ったのである。

これに対し、石狩地域および天売・焼尻島では、漁獲量自体は相対的に少ないが、1950 年までほぼ一定の漁獲量があった。留萌沿岸、利尻・礼文島、宗谷沿岸では、1955 年まで安定して漁獲があった。これら北部の地域では、好漁不漁を繰り返しながらも、後志以南が衰退状況の 1920 年代以降、さらには鯧皆無状態の 1940 年代以降にも漁獲量があったことに注目したい。特に、留萌沿岸では、1925 年以降に漁獲量が増加しており、他地域との傾向と対照的である。

(2) 鯧漁家の類型化

北海道全域での鯧漁家数や漁業権数は、大小さまざまであり、変化も激しいため把握することは難しい。唯一、1931 年の北海道全域における定置網漁家をまとめたものとして、北海道庁産業部水産課による『鯧定置漁場漁獲高調』がある。今田（1991）は、この資料をもとに各地の漁家を整理し、代表的な鯧漁家の歴史を追った。しかし、資料から名前が消える家や経営難に陥り夜逃げ同然に去る家が多く、現在まで続く家は極僅かであるといった理由により、鯧漁家の動向は十分につかめられていない。山田健は、旧漁業法の施

行にともなって作成された『免許漁業原簿』を資料として、鯨定置漁業権の変遷を解明し、定置網地点や漁家の経営状況を知る上で土台となる資料を提供した。ただし、調査対象地域は、美国郡（山田 1990b）、古平郡（山田 1987・1988）、余市郡（山田 1989）、高島郡³⁷（山田 1973）、天売島・焼尻島（山田 1981）、利尻島（山田 1985）、礼文島（山田 1982）に限られ、他の地域は未着手の状態に残されている。

北海道全域には、表 2 に示すように、1931 年の段階で規模の異なる 901 の定置網鯨漁家が存在した。これを領域・規模別に分類すると、a.小規模鯨漁家：1 統のみ、b.中規模鯨漁家：一町村のみに 2 統以上、c.大規模鯨漁家：複数町村に 2 統以上となる（関ほか 2006：119-120）。小規模鯨漁家が最も多く 463 と 51%を占めるが、漁業権数の合計では、中規模鯨漁家が 1132 統と 50%を占めていた。大規模鯨漁家は、漁家数自体は 99 と少ないものの、彼らの持つ総漁業権数は、中規模に次いで 677 統と 30%を占めた。ただし、表 2 は、漁業権の所有者名が一致するもののみ同一漁家としたため、血縁者により分割して漁業権を所有して、多数の漁業権を有した漁家の存在も考えられ、実際には、大規模鯨漁家数はこれ以上であったことを推測できる。第 V 章で取り上げる青山家は、まさにこの事例に当てはまる。青山政吉（浜益村・増毛町に 7 統）、民治（高島町に 12 統と、2 分の 1 を 2 統）、嘉吉（高島町に 2 分の 1 を 2 統）、マサエ（高島町に 1 統）の名義でそれぞれが漁業権を所有しておりながら、青山家として大規模な経営がなされていた³⁸。

鯨漁業には、定置網漁家以外に、刺網漁家も共存していた。ただし、刺網漁家については、大きなもので 1 戸 100 放前後の刺網を準備し、漁夫 5、6 名を使用する程度であり、小さなものは 10 放前後をもって、自家労力で営業するしかなかった。刺網漁家で雇用される漁夫は、主に、渡島地方の雑漁民と雇主所在地近傍（漁場周辺）の漁民で、定置網漁家のように、東北地方から多くの漁夫を雇うことはなかった（北海道庁内務部水産課 1892：138-140）。したがって、本研究では、鯨漁業経営に占める遠隔地労働力の供給を重視し、その需給関係が不安定であるという姿勢をとることから、定置網漁家に焦点を当てる。

³⁷ 高島郡の漁業権変遷は、明治期を中心としたものであり、その後の変遷は青山家に限定されている。

³⁸ 表 2 では、政吉は大規模鯨漁家、民治・嘉吉は中規模、マサエは小規模と区分している。なお、1931 年 12 月に青山嘉吉は死去し、漁業権は長男嘉一に継承された（山田 2006）。

(3) 鯧漁獲地域としての位置づけ

以上より、後志沿岸地域の衰退期は、1920～1930年代（大正末から昭和初期）と考えられる。この頃、後志沿岸地域より南の地域では、既に終焉期を迎えていた。他方、北の地域では、まだ豊漁の見込みがあった。また、鯧漁家の中には、後志沿岸地域のみで鯧漁業を行う漁家もいれば、同地域の漁場に加えて、北の地域にも漁場をもつ大規模鯧漁家が存在した。すなわち、後志沿岸地域の衰退期を考える上では、南と北の影響も考慮する必要がある。従来の研究では、一地域の鯧漁業を考える上で、他地域との関係が軽視されていた。本研究で、後志沿岸地域の衰退期に焦点をあてることで、こうした従来研究の不足部分を補うことができよう。

同地域では、2005年より「後志鯧街道プロジェクト」が始まった（後志鯧街道普及実行委員会 2005）。後志沿岸地域の9市町村が、全て、鯧漁業で開き、発展してきたことに気づき、鯧をキーワードに地域文化の掘りおこしを行い、観光等にも活かそうというものであった（後志鯧街道普及実行委員会 2006）³⁹。

後志沿岸地域は、北海道教育委員会編（1972）で調べられた時点より、他の地域に比べて残存率が高く、27件中22件が現存する（駒木ほか 2011）。中でも、第IV章・第V章で対象地域とする高島郡、特に祝津地区は、42棟の漁場建築が残存していることが駒木定正および同氏の研究室による調査で明らかにされている。祝津地区の主な建築を挙げれば、旧田中家住宅（北海道有形文化財）、近江家番屋、白鳥永作番屋、茨木家中出張番屋、恵美須神社社殿、茨木家元場、青山家別邸（小樽市登録歴史的建造物）があり、北海道道454号小樽海岸公園線に沿って遺存している（瀬川ほか 2010）。そして、同地区では、老朽化が激しかった茨木家中出張番屋の修復工事が2009年から始まり⁴⁰、翌年6月に完成した。茨木家中出張番屋は、復元に加え、地域コミュニティの拠点として、「祝津たなげ会」等によりさまざまな催しがなされており、2011年「第19回小樽市都市景観賞」を受賞した。

³⁹ 後志沿岸地域以外でも、松前町・上ノ国町・江差町による「にしんルネサンス事業」や、北海道日本海沿岸市町村（松前町から稚内市）までの総延長約700kmを「にしん街道」と命名し、各地に標柱を設置する活動等も展開されている。

⁴⁰ 「ニシン番屋 住民ら修復へ」（『北海道新聞』2009年12月25日朝刊）。

こうした遺構の残存状況，市民による鯨をキーワードとした現在の活動状況を見渡すと，鯨漁業が終焉した今でも，後志沿岸地域には，鯨漁業に関するものが伝えられている。したがって，鯨漁業によって生じ，遺されたものを理解するという，本研究の目的に相応しい地域と考えられる。

第三章 「海の凶作」への取り組み—『小樽新聞』より—

1 はじめに

本章は、鯨漁業の漁獲量激減という転換期に際し、行政等がいかなる対応をしたかについて明らかにすることを目的とする。具体的には、まず、『小樽新聞』の鯨漁業関連記事を中心に、後志沿岸地域（図 13）における大不漁年の、鯨漁期前から鯨漁期後にかけての報道の変化を捉え、次に、同地域内における各種機関が、大不漁に対してどのような活動を行い、対策をとったかを検討する。

『小樽新聞』は、1893年に札幌で発刊された雑誌『北海民燈』を前身にして、1894年から『小樽新聞』と改題して発行された。『北海道毎日新聞』（1901年9月に『北海タイムス』と改題）等とともに、1942年11月に『北海道新聞』に統一されるまで継続発行された北海道を代表する新聞である（葛西 2005）。本新聞は、小樽市立図書館と北海道大学附属図書館所蔵の原本を元にして、マイクロフィルムが作成されており、閲覧可能である。筆者は小樽市立図書館、北海道立図書館、国会図書館において閲覧、複写を行った上、1930年代の鯨漁業関連記事について、データベースを作成した。なお、内藤辰美を代表とした研究会（日本女子大学社会移動研究会 2005）は、小樽調査の一環として、1895～1928年における『小樽新聞』の主な新聞記事を採集し、葛西（2005）が解説を付している。

本章で『小樽新聞』を取り上げる理由は、本新聞の拠点が小樽市であるために、後志沿岸地域の情報を最も早く、詳しく報道される新聞と考えるからである。他に、戦前における北海道の代表的な新聞としては、『北海タイムス』がある。これは、『北海道毎日新聞』、『北門新報』、『北海時事』の3紙が1901年に合併して創立した。北海道新聞社編（2003）によれば、『北海タイムス』は札幌を拠点とし、『旭川タイムス』、『十勝毎日新聞』を系列下に置き、『室蘭日報』、『新函館』にも強い影響力を持っていたと言う。1942年に『北海道新聞』へ統一される直前の部数は約20万部と、『小樽新聞』の約10万部を押さえ、1位であった。しかし、同時期の新聞記事を比較検討すると、『小樽新聞』

の方が、『北海タイムス』に比べて、鯨漁業関連記事の掲載量が明らかに多い点⁴¹、その内容も詳しい点⁴²が確認できる。また、タイトルは異なるが、同文章の記事もあった⁴³。ただし、『北海タイムス』のみで書かれているコラム等も存在するため、より具体的に新聞記事から状況の変化等を読み取ろうとするのであれば、両新聞を分析する必要がある。しかしながら、あくまで第Ⅲ章の主目的は、後志沿岸地域における大不漁時の概要と取組みを検討することにあるので、ここでは『小樽新聞』のみに絞って、分析を進める。

地方新聞の記事を用いて、鯨漁業と人々の動向とを示したものに、会田（2010）がある。会田（2010）は『樺太日日新聞』を資料とし、樺太亜庭湾内地方（図 13）の鯨不漁状況を追った。樺太は長く安定した鯨の漁獲があり、北海道西海岸の鯨漁業に見切りをつけた人々が、出稼ぎ者として向かう地でもあった。ところが、樺太においても、亜庭湾内地方では、1933 年、1935 年と鯨不漁に陥ることとなる。樺太庁や漁業組合は不漁対策を取るものの、地元住民の鯨豊漁への執着が主要因となり、効果はなかなか上がらなかったと会田は指摘する。しかし、ここでは樺太庁と漁業組合による対応しか言及されていない。そのため、地元住民（漁家等）は受け身の立場でいるように捉えられ、効果があがらなかったという結論に至ったのではないかと疑問が生ずる。

そこで、本章では、会田（2010）による樺太の事例に対し、同時期における北海道西海岸の後志沿岸地域を対象とし、不漁への対応を具体的に明らかにすることを試みる。以下、後志地域の主要な地方新聞である『小樽新聞』を用いて、初めて全域で大不漁を経験した 1930 年の状況や対応を追い（第 2 節）、続いて、同地域を再び襲った大不漁の年（1935 年）から続く 1936 年の大不漁までの状況や対応について整理する（第 3 節）。そして、得られた知見をもとに、「海の凶作」と称された事態に対する行政等の対応や、報道の捉え方を総括する（第 4 節）。次章以降で、後志沿岸地域の鯨漁家が実際にどのような活動

⁴¹ たとえば、初めて後志地域で大不漁となった年（1930 年）の第 1 期鯨漁期終了前後（4 月 5 日～17 日）においては、『小樽新聞』で 39 の記事を抽出できたのに対し、『北海タイムス』では 23 の記事にとどまった。

⁴² 特に、対策面については『小樽新聞』の方が詳しく伝える。たとえば、調査や協議会の予定が決まった段階で、どのような話し合いのもとで決定したか等の情報を、実施後はその報告も翌日に掲載している。

⁴³ たとえば、4 月 12 日の販路開拓に関して、『小樽新聞』では「南アフリカへ行く 本道産鯨五百尾 ユダヤ人をお客様に…成功すれば将来に光明」、『北海タイムス』では「鯨の新販路に 南亜方面開拓 目下塩蔵の試験中 之が成功すれば大福音」とタイトルは異なるが、書かれた文章は同じであった。

をしていたか、具体的に検討をするために、まず本章で、後志沿岸地域の衰退期の状況、それに対するさまざまな対応および報道内容の変化について、押しておくことを意図している。

本章で用いる資料は、大部分が『小樽新聞』であるため、新聞記事の引用には、新聞名を省略し、年月日および夕刊・朝刊のみを示す。他の新聞記事を引用する場合には、新聞名も付記する。なお、夕刊の日付は、翌日付であるため、日付表記は紙面通りとする。

2 初めての犬不漁

後志沿岸地域を襲った初めての犬不漁は、1930年のことである（表4）。『北海道春ニシン統計資料第3号』によれば、1930年以前は後志全体で最低でも11万石以上の鯨漁獲量があり、北海道鯨漁業の主要な漁獲地域として位置付けられていた。しかし、1930年には、後志全体で90石といった、ほとんど皆無に近い漁獲量を記録し、状況が一変した。『小樽新聞』においても、1930年4月17日から11回におよび、「憂色漲る 近海一帯鯨大凶漁 窮状と対策」と題し、小樽、忍路、余市、古平、美国・余別、岩内、磯谷の各水産会管内における不漁状況が報じられた。通常であれば5月半ばに切揚げるところ、不漁のために早期切揚げ⁴⁴となり、失業者が増加し（1930.4.16朝刊）、各地で鯨不漁の対策協議会が開かれた。

犬不漁になるとは知らず、鯨漁期前には、1930年も豊漁と期待されていた。『小樽新聞』の1930年の1～6月における鯨漁業関連記事（表5）を見れば、4月10日までは、後志沿岸地域においても豊漁予想や初鯨漁獲の記事が並ぶ。積雪量の少なさ、気候の順調さ、風廻りの良さ、海藻の繁茂状態から豊漁と予想し、神恵内方面では、新規に刺網を購入する者もいるほどであった（1930.2.17朝刊）。「鯨殺しの神さま」と称された出稼ぎ漁夫も多数来道し（1930.3.2夕刊、1930.3.6朝刊）、北海道大学の学生も試験休みを利用して、「鯨殺しの神さま」になる手配をする（1930.3.2朝刊）等、沿岸地域は活気づき準備に励んでいた（1930.3.5朝刊）。3月13日から21日にかけて「鯨をまつ浜へ」、「鯨を呼ぶ春」といった連載が組まれたこともその期待を表している。

しかしながら、漁期に入っても、後志沿岸地域では鯨のまとまった漁獲が見られなかった。第1期終了（4月15日）に近づくと、不漁の知らせや不漁対策の記事が連日報道されるように、記事の内容が大きく変わった（表5）。神恵内町の道議員が、4月20日頃まで不漁が続く場合、22日頃、後志支庁（倶知安町）に集まり「近海犬不漁対策協議会」の開催が発議された（1930.4.13朝刊）。それでも、『小樽新聞』では、水産試験場の水温データを材料にし、一縷の望みはがあると鼓舞する（1930.4.13朝刊）。結局、第1期の水揚高は、「昨年に比較して問題にならぬ不漁」となる（1930.4.16夕刊）。

⁴⁴ 切揚げとは、漁期が終了し、道具一切の後始末を終え、清算も済んで、漁夫が郷里に引き上げることである（北浜1987）。

そのため、16日から道庁は調査員を5班にわけて派遣し、漁況調査、鯨不漁の対策をとろうと動き出した(1930.4.16 夕刊)。他にも、後志支庁では種々救済策を考究し、実情調査として支庁長が16日から古平方面へ視察に向かった(1930.4.16 朝刊)。この年の後志・石狩両管内の不漁が、想像外に悲惨であることに起因し(1930.4.17 朝刊)、全道の水揚げも82,193石と、昨年より174,639石も減った(1930.4.18 夕刊)。

小樽近海の漁場では、4月20日に一斉に切揚げることとなり(1930.4.18 夕刊)、以降、不漁救済や対策協議会が各地で開かれた。たとえば、23日に余市水産会で連合水産会と共同漁業組合との連合役員議員連合協議会を行い、25日には後志支庁で「十九ヶ町村の活路を求める」ために協議がなされた(1930.4.23 朝刊, 1930.4.26 朝刊)。その結果、5月には大体の成案を得て、低利資金の融通で土木工事を起こしたり、小樽市の刺網漁家(漁業組合員のみ)へは1名20円の切揚げ資金が給付されたりすることとなった(1930.5.1 朝刊, 1930.5.2 朝刊)。さらに、払下米の申請、救済陳情をするといった行動にも出た(1930.5.14 朝刊)。ただし、組合が道庁経由で農林省に希望した払下米に対して、価格が未決定であること、現金支払いの場合に負担が大きいこと等から、「凶漁地方民」は一般的に気乗り薄く、道庁の催促にも関わらず、申込がない状況であった(1930.6.8 朝刊)。ここからは、漁家と道庁との求めるものの違いが示唆される。

後志沿岸地域の惨状とは対照的に、同年の留萌以北では豊漁であった。表5からもわかるように、留萌以北に関する記事は、ほとんどが豊漁を知らせるものであった。4月12日には、「築く銀鱗の山 海も！陸も！ゴツタ返し 猫の手も借りたい忙しさ 大漁の増毛 留萌」と、増毛や留萌が鯨の豊漁で賑う様子を伝える(1930.4.12 朝刊)。多くの鯨漁業出稼ぎ者を出出していた秋田県においても、後志の不漁と増毛の豊漁状況を同時に報じていた。『秋田魁新報⁴⁵』によると、北海道における1930年の鯨漁業は「稀有の薄漁を示し」、特に「例年大漁を続けて来た後志沿岸」はほとんど皆無の状態であり、漁家自身も、留萌・増毛等から「輸送されてくる鯨を食用として買求めてみるといふ悲惨な有様」で、青森県や秋田県等から来た漁夫は「帰国の旅費にすら窮して」いた。このような「後志沿岸一帯にわたり皆無である」ことは、「前代未聞の珍現象である」と伝える(『秋田魁新報』1930.4.19 朝刊)。

⁴⁵ 秋田県を代表する新聞であり、明治から現在にかけて継続して発行されている(詳細は第VI章第2節参照)。

後志沿岸地域内の漁夫 22,000 人のうち、秋田県からは 1,500 人が働きに来ていたが（『秋田魁新報』1930.5.4 朝刊）、出稼ぎ者への旅費支給さえ困難な状況を受けて、秋田県側も動き出した。北海道水産会、道庁郡水産会等に対し折衝し、善後策を講ずると共に、漁夫の出稼ぎ実情を調査するために県社会事業主事補を 4 月 26 日から約 1 週間、余市、高島、祝津、留萌、増毛の各漁場に派遣した（『秋田魁新報』1930.4.26 朝刊）。結果として、後志の漁家側が旅費や給料を何とか工面し、出稼ぎ者送出地域側は補助する必要はなくなった（『秋田魁新報』1930.5.4 朝刊）と『秋田魁新報』では報じる。これは、先に見てきた北海道側の不漁救済・対策の結果によるものでもあろう。また、こうした対策が実行可能となったのは、北海道鯊漁獲地域全域で不漁ではなかったためと考えられる。すなわち、北海道全体で見れば、豊漁地域が存在し、そこでの利益も加わり、後志沿岸地域に集中的に対策をなすことができたと言える。

なお、1930 年の記事からは、後志沿岸地域の不漁とともに、新たな鯊の販路開拓を試みる姿も読み取ることができる。たとえば、塩蔵鯊を南アフリカへ、小鯊粕をマニラへと鯊の市場を海外へ求めていった（1930.6.4 朝刊、1930.6.18 朝刊）。南アフリカへの進出は、同地から帰国した三重県人による以下の情報を聞いての試みであった。中南部地方に在住するユダヤ人は、宗教的關係から鯊を非常に珍重しているが、ヨーロッパからの輸入のみでは不足の状況であると言う（1930.4.12 朝刊）。高橋（2004）は、1930 年前後における魚粉輸出への展開を論じたが、これに加えて、塩蔵鯊や小鯊粕の輸出が行われたことも特筆すべき点であろう。水産試験場製造部は、外国品を模倣して製造する方法を廃止し、身欠鯊を用いた純日本産の缶詰製造に取り組むようになった（1930.3.28 朝刊）。こうした動きは、留萌以北の鯊漁獲があるためになせるものであるが、その一方で、鯊の国内市場が行き詰まっていることも示唆されよう。つまり、この頃は、化学肥料・人造肥料の台頭、昭和恐慌の影響もあり、たとえ後志地域で漁獲があったとしても、既に鯊、特に鯊肥料の国内市場は飽和状態であったと考えられる。

不漁対策と同時に協議されていたのは、合同漁業会社の組織案であった⁴⁶。鯊漁業合同を実現するには、鯊凶漁救済対策としても、本年は絶好の機会であるとし、小石水産課長

⁴⁶ 小石水産課長の部分的合同案に、古宇町の二村英一は「合同案には漁業家救済と将来の鯊漁業の繁栄方策が両立しなくてはならぬ」と異論を呈し（1930.4.5 朝刊）、自ら「鯊漁業合同私案」を紙上で提案した（1930.4.23 朝刊、1930.4.24 朝刊）。

案を基に立案がなされ、設立へ向けた動きが速まった（1930.6.7 朝刊，1930.6.24 朝刊）．
合同漁業会社の成立契機は，1925 年にその端を発する．鯨の不漁に加え，第一次大戦後の恐慌による経営逼迫が進行しており，その対処として，定置網漁業の合同経営による合理化が提案された（北海道水産部漁業調整課編 1957）．しかし，簡単に事は進まず，その後，何年も協議を重ねた．ようやく 1931 年に，後志から宗谷における鯨定置漁業権の 52%を集中して，合同漁業会社が設立され，1932 年より事業を開始するのであった．

3 大不漁の再来

1931～1934年には、後志沿岸地域の鯨漁獲量は年平均170,000石と一旦立て直したものの、1935年、さらに翌年の1936年も再び大不漁となった。同地域の漁獲量を示せば、1935年14石、1936年70石となり、ほとんど皆無漁と言える（表4）。そして、1937年は10,638石とある程度の漁獲はあったものの、1938年187石、1939年0石とまたもや大不漁に陥った。大不漁の間隔が狭くなり、終焉期もすぐそこまできている状況とも言える。ここでは、1935年1月～1936年6月における鯨漁業に関する記事から、1935年、1936年の鯨大不漁に出会った人々の活動を追う。

1935年も2月中旬には、「鯨の神さま」と称される出稼ぎ漁夫が漁場に集まり、鯨漁業の準備が始まる（1935.2.15朝刊）。水産試験場によると、5年生の鯨が主に来遊する場合は1930年に続く「未曾有の不漁年が来る」可能性を有するが、海洋調査から「大漁でなくても豊漁の下か中漁の上は確実」とした予想が報じられており、期待されていた（1935.1.16朝刊）。漁期準備のための石炭や木材の運輸がなされ、小樽各駅は活気づき（1935.3.13朝刊）、3月16日には大漁の条件に後押しされて、「早くも網卸ろし」をした漁場もあった（1935.3.16朝刊）。3月22日朝には、小樽防波堤外で50尾漁獲され、10日後には大漁疑いないと高島近海は早くも鯨気分で賑いを見せていた（1935.3.23朝刊）。

しかし、第1期終了間際になっても、後志沿岸地域では大した漁獲が見られず、「昭和五年以上の大不漁を現出する」のではと悲観の声が上がるようになった（1935.4.10朝刊、1935.4.11朝刊）。『小樽新聞』上でも、これまでの豊漁予想を報じる論調から一変して、悲観的な記事が続き、連日のように、鯨の不漁や帰郷する出稼ぎ者の状況が報じられた。同時に、対策の必要性が叫ばれ、各種機関等によって実施された（表6）。表6に示した記事は、こうした対策の一部に過ぎない。それでも、対策の実施者はさまざまであることが見て取れよう。

既に、第1期終了前の4月14日に、北海道庁水産課により、後志沿岸地域の実情調査が行われることが決定した（1935.4.14朝刊）。同地域における大不漁の悲惨さは、「鯨に見捨てられた千石場所は泣く」、「漁夫一千二百の帰還旅費に苦しむ どん底に喘ぐ美国個人経営者」（1935.4.18夕刊）といった表現で伝えられる。また、鯨を農作物と同様に捉えて「海の凶作」と表し、「ヤン衆」とも呼ばれる出稼ぎ漁夫が、後志沿岸地域から手土産もなく、早くも帰る姿を報じる（1935.4.21朝刊）。

後志沿岸地域の大不漁に対し、石狩以北、離島は豊漁であったため、不漁対策は後志沿岸地域に集中することが可能であった。4月21日からは、漁業関係者が小樽に集まって「不漁後始末懇談」や「小樽両漁業組合凶漁対策協議会」が開かれ、対策を練った（1935.4.21 朝刊，1935.4.22 朝刊）。小樽沿岸漁業者は道庁の救済を待ち、職業紹介所は漁夫達の就労先を探しに走り回った（1935.4.23 朝刊）。4月末には北海道水産会、道庁も動き出した。小樽水産会、小樽市漁業組合、小樽郡漁業組合は、後志水産会、北海道水産会と提携することが決まり、北海道水産会により「海の凶作」の実情調査が始まる（1935.4.24 朝刊，1935.4.28 朝刊）。

5月3日には後志沿岸地域の市町村長、水産会、漁家が、余市の水産試験場へ集まり、「海の凶作救へ」と「救済を叫んで」、大規模な「沿岸漁業者大会」を開いた（1935.5.1 朝刊，1935.5.2 朝刊，1935.5.3 朝刊）。その結果、種々の善後策を決議し、政友会と民政党の各支部を動かして、この凶漁事態を「非常災害と認められたしと道庁当局に陳述」させた（1935.5.7 朝刊）。他方、漁家にとっての差し迫った問題は、漁夫の帰還旅費をいかに捻出するかであった。この問題に対して、小樽中央職業紹介所は、青森地方事務局と打合せを行い、小樽近海の漁夫約3,000人に対し、青森・岩手・秋田の鰯漁業に漁夫として就職させることを決定し、乗車賃の割引券を交付することに決定した（1935.5.9 朝刊）。

各種の調査が行われる中、道庁水産課による対策の1つとして、鯨に代わるべき漁業（鱈・ソイ等）へと転換させるために武蔵堆⁴⁷の開発計画が進められた（1935.6.21 朝刊）。新しい魚種の海外市場開拓に対する積極的な動きも見られる。『小樽新聞』では、他にも、満州向け食用鯨の研究（1935.6.10 朝刊）、後志沿岸に棲息する「貽貝」^{いがい}を採り、支那に輸出（1935.6.24 朝刊）することを推進する記事を掲載した。その中で、後志沿岸地域における鯨漁家の動きで、最も顕著であったのが、鰯の旋網漁業への転向であった（1935.7.6 朝刊，1935.7.8 朝刊）。表7に見られるように、1935年になって新たに535件の鰯旋網許可の運びとなった（1935.7.7 朝刊）。

しかしながら、以上のようなさまざまな取組みを各方面から行ったにもかかわらず、鰯漁業の不振も重なり、後志沿岸地域は、鯨漁業の不漁から立ち直ることが難しかった。8

⁴⁷ 礼文島南西部に位置する東西約50km、南北約100kmの浅瀬地形であり、1925年、水深200m以浅の浅瀬部分を発見した「武蔵」の船名が付与された海堆である（檜垣ほか2009）。なお、武蔵は、1880年代に軍艦として建造され、1922年に測量艦へと種別を変更した。

月 29 日には、漁家は、地方税を、漁獲高による課税に改正することを陳情しに、道庁へ押し寄せた（1935.8.30 朝刊）。5 月 3 日の「沿岸漁業者大会」の要望⁴⁸の中で、土木事業が一部町村に振り向けられ、免税もある程度まで緩和されたが、殆ど省みられぬ情勢にあるとして、9 月 6 日には「農村凶作同様の取扱を要望」と第三次運動が開始される運びとなった（1935.9.7 朝刊）。後志沿岸地域の人々にとって、鯨の大不漁は、まさしく「海の凶作」なのである。

10 月に入ると、次年の鯨漁業に向けた動きが始まった。高島郡には「漁業協同組合」が成立し、発動機船を建造して貸与する仕組みを整えるといった更生策が取られた（1935.10.12 朝刊）。北海道水産会においては、10 月 25・26 日に「漁業代表者を集め凶漁根本策」を樹立し、「鯨漁業の振興策」が協議された（1935.10.16 朝刊, 1935.10.26 朝刊, 1935.10.27 朝刊）。その中で「打続く鯨不漁に漁場の整理時代」と銘打って、漁場を減らす案も唱えられた（1935.10.27 朝刊）。漁場の整理は、仕込み資金の調達に困難な点からも重要な問題であった（1935.12.10 朝刊）。着業資金難の漁場に対しては、北海道水産会による交渉の結果、合同漁業会社から融資がなされることになった（1935.12.17 朝刊, 1935.12.19 朝刊）。12 月 1 日には、北海道水産会主催により、青森県、秋田県の代表者を変え、「鯨漁業労務者雇用協議会⁴⁹」が開かれ、本格的な鯨漁業の準備が始まった（1935.12.2 朝刊）。

1936 年の鯨漁業に向け、出稼ぎ漁夫も漁場へ集まり、海況、水温等が全て豊漁の条件に当てはまるといった報道から、漁場周辺は期待と共に、俄に活気づいていた（1936.2.7 朝刊, 1936.2.29 朝刊, 1936.3.4 夕刊）。1936 年 1 月から 3 月の『小樽新聞』では、昨年の大不漁を消し去るかのようになり、連日、鯨漁業の順調な準備、出稼ぎ者の待ち構え、豊漁への手応えを読み取ることができる。

しかし、またしても、その期待は裏切られ、後志沿岸地域では、前年に引続き鯨の来遊が見られない日が続いた。第 1 期終了に近づくと、再び「未曾有の凶漁」と報じられるこ

⁴⁸ 1.政府米払下げ代金延納, 2.救済土木事業実施, 3.国有地造材事業繰上実施漁業者の経営, 4.凶漁地帯出願に係る新規漁業免税・許可迅速処分, 5.漁業税免税, 6.漁業用家屋税免税, 7.雑種地租の免税, 8.海浜地使用料の免税（1935.7.7 朝刊）。

⁴⁹ 青森県・秋田県の代表者は、物価の高騰や鯨粕騰貴を理由として、漁夫賃銀の 3 割値上げを主張するのに対し、北海道側では連年不漁に喘ぎ道庁の救済を仰がなければならない立場にあるため、値上げには応じ得ないと両者の意見がぶつかりあった。結果的に、両者の妥協により円満に解決したと記事は伝える（1935.12.2 朝刊）。

ととなる（1936.4.14 夕刊，1936.4.16 朝刊）．各地に漁場をもつ合同漁業会社は，早くも4月10日に積丹方面の漁場を切揚げ，雄冬以北の漁場へ漁夫を増員させた（1936.4.10 朝刊）．しかしながら，1936年の大不漁は，1935年とは異なり，離島以外の他地域も振るわない結果に陥り，各方面に甚大な被害をもたらした（1936.5.16 朝刊）．その反面，焼尻，利尻，礼文等の離島および樺太では，第1期末に大漁となり，「島は沸くような騒ぎ，猫の手も借りたやうな忙しさで陸揚げ」をし，粒買船も殺到した（1936.4.16 夕刊）．小樽には，粒買船によって運ばれた大量の粒鯨を原料とし，身欠き鯨の製造（図3）に追われている様子を捉え，「この現象は一寸皮肉にも見えるがこれも業者が昨年のような手持無沙汰ではなく経済的苦しみを幾分でも緩和させやうとした準備だから心強いといふものだ」と報じる（1936.4.28 朝刊）．他にも，『小樽新聞』では，漁獲を期待してカムチャッカや樺太へ向かう漁夫や，鰯漁業への転業等，新たな鯨漁家らの姿が伝えられる（1936.4.23 朝刊，1936.4.28 朝刊）．

4 「海の凶作」への取り組み

以上、後志沿岸地域における大不漁年の鯨漁期前後を中心に、同地域の新聞（『小樽新聞』）記事を検討し、大不漁年にどのように報じられ、各種機関等がいつ、いかなる対応をし、その効果の有無を見てきた。

後志沿岸地域は、1930年代に5回の大不漁を経験した。しかし、その時代にまさに鯨漁業に取り組んでいた人々にとっては、「今年も（今年は）豊漁」と判断し、準備に励んでいた様子が、漁期前の新聞記事から読み取ることができる。1930年も1935年も、さらには、1936年に至っても、4月15日の第1期終了間際になるまで、豊漁の予想、期待によって浜は活気づいているという様子が描かれた。ただし、新聞がこうした楽観的な記事を漁期前に掲載することは、漁家らを鼓舞させる意図も少なからずあったと考えられる。たとえば、1936年の第1期終了間際には、まだ漁獲が見られない留萌に対し、「悲観は早計 漁期は遅れている 留萌は今明を期待」とし、「悲観デマは早計でここ一両日中には一漁あるもの」と伝える（1936.4.10夕刊）。

1930年に初めて大不漁に遇うと、不漁の記事が連日のように掲載され、模索しながらの調査や不漁対策、行き詰った国内市場からの販路拡大の試みがなされた。こうした対策が実行可能となったのは、北海道鯨漁獲地域全域が大不漁ではないために、後志沿岸地域に集中的に対策を行うことができたためと考えられる。すなわち、留萌以北は豊漁であったことに助けられた結果かもしれない。ただし、これは道全体を俯瞰した場合の結果であり、後志沿岸地域における当事者たちの状況については恐らく異なるであろう。この点については、実際に漁家がどのような状況であったか、次章以降で検討を行う。

1935年は1930年よりも深刻な状況であり、さまざまな立場から取り組みがなされた。5月3日に、漁家、各市町村、小樽水産会、後志水産会、水産試験場の代表者が集まって行われた「凶漁町村漁業者大会」は特筆すべきものであろう。この大会では、8項目の救済対策促進要望（注48参照）が決まり、政友会、民政党の各支部にも働きかけ、道庁へ陳情してもらうこととなった。ところが、9月になってもその要望はほとんど実行されていなかったため、第三次運動を始めた。

会田（2010）による樺太亜庭湾内の不漁の事例では、樺太庁と漁業組合は対策を試みるものの、地元住民（漁家等）は次の鯨豊漁を期待して、ほとんど対策の効果が見られなかった。本章で見てきたように、後志沿岸地域の漁家も、鯨漁期が近づくと、漁獲が見ら

れると期待し、大不漁に遇い、対策に追われ、また次の鯧漁業に期待をしては準備する、といったパターンの繰り返しが見られた。この点については、樺太の事例と同様である。しかしながら、1935年で見られたように、大不漁の再来に遭遇すると、漁家自身も対策会議に参加したり、陳情したり、他漁業へ転向するといった行動を起こしていたことは、漁家が受動的ではなく、能動的に行動していたことを指摘できよう。

それゆえ、北海道全域で漁獲量 17,100 石と大不漁にあった 1938 年（表 4）の時には、漁家らは、鯧漁業にも取り組んではいるが、新たな道を歩み始める様子を『小樽新聞』の記事からも窺うことができる。たとえば、4 月末の段階で樺太への出稼ぎや、鰯漁業や鯧漁業等の他種漁業の着業といった漁夫の活動が紹介される。1932 年から事業を開始した合同漁業会社は、既にこの頃、後志から利尻・礼文まで幅広く漁場を所有していた。1938 年には見込みがないと判断すると、4 月上旬段階で後志、浜益の漁場を、4 月中旬までに留萌、増毛の漁場も切揚げ、全漁夫を利尻、礼文に移動させ、「同方面に全力を傾注する」対策をとった（1938.4.2 朝刊、1938.4.20 朝刊）。結果としては、北海道全域で鯧大不漁となり、合同漁業会社も次の鰯漁業へ力を注ぐこととなった。北海道内の鯧大不漁と共に、「樺太で大漁」との情報も随時入っており、小樽近海の漁夫が樺太へ出稼ぎに向かう様子、加工業へ転向した後志沿岸地域の漁家が向かう様子も描かれる。行政側が行った対策としては、出稼ぎ漁夫の就労先や帰還問題と、凶漁根本対策大綱を協議、決定したくらいであった。

以上より、『小樽新聞』からは、鯧の大不漁に対して、行政や組合にとどまらず、漁家も含め、さまざまな立場から解決策を求めてきたことが確認された。それでは、後志沿岸地域の鯧漁家は、衰退期にいかなる経営活動をしていたか、次章より、漁家の活動について、具体的に検討を進める。

第四章 大正・昭和初期の鯨漁業の衰退にともなう漁家経営の変容—北海道高島郡南家を事例に—

1 はじめに

(1) 本章の目的

本章は、一漁家の経営に注目して、近代における鯨漁業の再検討を試みるものである。具体的には、大正・昭和初期の衰退期における高島郡の中規模鯨漁家、南家を事例とし、鯨漁業従事者の行動に焦点を当てて漁家経営を検討する。

鯨漁業の経営については、定置漁業権の変遷を論じた山田（1973・1989 など）や肥料取引関係に注目した中西（1998）のように市場構造を明らかにした研究がある。ただし、そこでは、経営者と労働者との関係は十分には解明されていない。鯨漁業を操業するには大量の労働力が必要であり、この労働力には、周辺の人々だけでは足りず、近世にはアイヌを使役し、アイヌが減少すると（関ほか 2006）、本州からの出稼ぎ者が雇われた。近藤・梶井（1956）によれば、鯨漁業では、ほとんど全ての労働力源を、出稼ぎ漁夫に依存したと言う⁵⁰。すなわち、鯨漁業を論ずる際、労働力の提供という大きな役割を果たした出稼ぎ者⁵¹も、その議論の中に位置づける必要がある。このような視点にもとづく研究は少ない。しかし、労働者の存在を強く示したものとして、田島（1980）や寺林（2006）の示唆に富んだ研究がある。田島は、場所請負制下の事例ではあるものの、幕末の場所請負人は、その支配下で操業する漁民とは敢えて出自の異なる漁民を雇用することで、両者間に緊張関係を保ちつつ、宰領を巧妙に行おうとしたことを論じた。寺林は、高島郡の大規模な鯨漁家である青山家を事例に、募集従事者による労働者募集の出張経路を明らかにした。

一方、浅野（2006）は、鯨漁場経営者が毎年記録した「鯨漁夫元帳」から出稼ぎ者の属性に注目し、複数年雇用者は少ないことを明らかにした。筆者もまた、1 人の出稼ぎ者の

⁵⁰ 鯨漁業や鮭鱒漁業は、漁況変動にともない漁獲地域が移動する結果、特定漁期のみ集中的に労働力を必要とすることから、漁業被傭者に対する出稼ぎ者の割合が非常に高い。

⁵¹ 経営者から見た「出稼ぎ者による労働力の提供」には、出稼ぎ者から見れば「経営者による働き場所の提供」を意味する。ただし、本章では経営者の立場に立ち、出稼ぎ者による労働力の提供がいかに鯨漁家経営に不可欠であったかを論じる。

行動に焦点をあて、その広い行動範囲を示し、一生における出稼ぎパターンの変化を見出した（第VI章第3節）。浅野や筆者の研究によって、出稼ぎ者が毎年同じ場所へ行くとは限らないことに注意をする必要が出てきた。さらに、戦後の出稼ぎ経験者の話によると、彼らはより良い条件を選び、鯨の獲れそうな地域を予想して出稼ぎ場所を決めていたと言う。出稼ぎ者は、確かに出稼ぎでしか生計をたてる手段がなかったかもしれない。しかしながら、彼らの行動を詳しくみるかぎり、少なからず就労先の選択余地は残されていた。では、就労先の選択余地がある出稼ぎ者に対して、経営者はどのように毎年労働者を集めたのだろうか。1885年に開発された定置網漁法では、沖での作業要員として1統に約30人の漁夫を要し、彼らとは漁期前に雇用契約をとった⁵²。他にも、記録係の帳場、飯炊き女性等を労働者として雇った。この労働力確保は、漁家経営に必須の業務項目と言える。

鯨は北上する習性をもつことが影響してか、日本海側の南の地域から獲れなくなり、1960年には北海道西海岸の鯨漁業は幕を閉じた⁵³。終焉期の漁村の変容を小原（1939a・b・c）、須田（1987）は、「消えゆく鯨漁業」との関係で次のように示した。小原は、鯨の漁獲が急減していく中で、漁業の機構変化、土地利用状態の変動、住民の経済状況、人口移動の観点から古平町における集落の変化の様子を、須田は、焼尻島の漁民を対象とし、鯨漁業終焉後の漁民は、動力船業者、磯まわり漁業者、離島した者の3タイプに分かれたことを明らかにした。しかしながら、終焉期にさしかかる衰退期において、鯨漁業従事者の対応に関する実証的な研究は見受けられない。

漁業従事者の活動を分析する試みは、漁業地理学の分野において、田和（1984）による生態学的手法、および、櫛谷（1985）や中村（2002）による時間地理学的手法によって、その有効性が示されている。しかしながら、本章で対象とする鯨漁業のように「本道ノ最大漁業タルノミナラズ日本帝国ノ最大漁業タリ」（北海道庁内務部水産課 1892：101）と称されながらも、現在、その活動を観察することが不可能な漁業に対しては、これらの手法をそのまま適用することは難しい。そこで、本章では、漁業従事者によって書き残され

⁵² 鯨が一度に多く獲れれば、運搬や製造作業には、契約漁夫に加え「出面」と呼ばれる日雇い労働者が雇用された。この出面には、未契約のまま北海道へ来た人や周辺地域の女性があたった（浅野 1998）。

⁵³ 日本で北海道・サハリン系ニシンが減少した原因には、古くから乱獲説、海況説、森林の荒廃等が唱えられていた。1901年に北海道水産試験場が設立されて以来、鯨減少の原因追究が続けられているが、田中（2002）が指摘するように、科学的根拠に基づく定説はまだ存在しない。

た資料から人々の活動を検討する歴史地理学的手法⁵⁴を援用する。ここでは、出稼ぎ者の行動に加え、経営者側の行動も検討する。これによって、鯨漁業の研究のみならず、戦前の漁業史、産業史や地域史に対しても一定の貢献が可能となる。

以下、本章では、鯨漁獲量の変動と活動内容の違い（第2節）、および労働力確保の変化（第3節）を検討し、鯨漁業の不振にあたり講じた打開策やその策を実行可能とした経営体系を考察する（第4節）。そして、得られた知見をもとに、鯨漁業衰退期における漁家経営を総括する（第5節）。

なお、本章で利用する資料は、北海道立文書館所蔵の『南弥太郎家文書⁵⁵』である（斎藤 1995）。本資料は、鯨漁業の隆盛期から衰退期に至る同家全体の経営分析が可能な点、次に、労働者の出身地、賃金、使用した金額等の把握ができる点、さらに、日記や手紙等から具体的な活動を描くことが可能な点から、経営状況と鯨漁業従事者の活動を分析するに適した資料である。

(2) 対象地域の概要

北海道高島郡（図 16）を本章の対象地域とし、特に、大正・昭和初期（具体的な年代としては、1920～1930 年代）の高島郡に焦点を当てる。選定理由としては、まず、貴重な資料がまとまって残存する点が挙げられる⁵⁶。また、それ以上に、明治期には北海道の主要な鯨漁獲地域として繁栄していたものの、大正末期から昭和初期にはその座を北部に譲るといった、鯨漁獲量の変動とともに大きく変化した地域であることから、近代の鯨漁業を再検討するに相応しい地域と言える。

高島郡は、1902 年に高島村が祝津村を合併して以降、1 郡 1 村の郡となり、高島村は 1922 年に町制施行により世帯数 1,357 戸、人口 8,003 人の高島町になった。図 16 はこの時期を示す。1923 年の主な職業別戸口は、漁業 510 戸、農業 121 戸、商業 135 戸、工業

⁵⁴ このような手法を用いたものには、たとえば、近世捕鯨業の生産活動について動態的に実態を捉えた末田（2004）がある。

⁵⁵ 本章で用いる南弥太郎家文書は、全て北海道立文書館所蔵。

⁵⁶ 本章で扱う南弥太郎家文書の他に、当地の場所請負人として活躍した西川家（小樽市博物館所蔵『西川家文書』）や、次章で対象とする青山家（北海道開拓記念館所蔵『青山家資料』）等がある。また、当地域は、北海道西海岸の中で随一遺構の多い地域といえる（瀬川一人ほか 2010）。

23 戸，雑業 670 戸であり（高島小学校開校百周年記念協賛会編 1986），海岸沿いには番屋が立ち並んでいた。1940 年に隣接する小樽市の一部となった。

第二次世界大戦以前，高島と祝津⁵⁷の間には，現在のようなトンネルや海岸沿いの道路はなく，両地区の往来は山道を通るか，船で移動するしか手段はなかった。陸廻りの道は急な坂道であり，馬車では通られなかったため，大きな荷物はもっぱら海上輸送で運ばれた⁵⁸。

高島郡は 1869 年の国郡制設定により，後志国の 1 郡として成立するまで，高島場所と呼ばれていた。江戸期の高島場所は，現在の小樽市色内，手宮，高島，祝津の範囲を含んでいた。当初，松前藩士蠣崎嘉蔵の知行地であったが，1667 年より近江商人の西川伝右衛門が請負い，場所請負制度廃止まで西川家が引継いだ。高島場所に和人が定住し始めたのは，安政年間（1854～1859 年）以降と言われている。移住者の多くは漁獲量の 2 割を請負人に納め，8 割を自分の収入とした「二人取」として鱈釣や鯨刺網等に従事していた。この頃に富を蓄えた「祝津の御三家」⁵⁹へ，明治初期の漁業改革をきっかけとして権力が集約していった⁶⁰。明治期，隣接する小樽市は道内へ運ばれる物資の積上げ港として，高島郡は有数の鯨漁獲地として栄えた。

しかしながら，鯨漁業によってもたらされた繁栄は，いつまでも続くわけではなかった。鯨の北上にともない，漁獲量がある地域とない地域が存在した。図 15 は，今田（1986）をもとに，鯨の漁獲量変動過程が地域によって異なることを示す。高島郡を含む北後志は，1928 年から漁獲量が少なくなり，戦後にわずかながら漁獲量があるものの，ほとんどゼロに近い。高島郡のみに絞れば，大正末期から徐々に減少傾向を辿っていたと言う（高島小学校開校百周年記念協賛会編 1986：173）。このように，高島郡は 1920 年代から不漁の続く「衰退期」に入り，戦後の小回復を最後に全く漁獲のない「終焉期」になった。一方，後志以南の状況に対し，留萌沿岸以北では 1955 年頃まである程度の漁獲量があった。

⁵⁷ 行政単位をつけず「高島」，「祝津」とした場合，高島地区（旧高島村），祝津地区（旧祝津村）を指す。

⁵⁸ 1957 年に高島トンネル（北高島・豊井間），1968 年に祝津トンネル（豊井・南祝津間）が完成し，ようやく海岸沿いの道路を利用した高島・祝津間の行き来が可能となった（高島小学校開校百周年記念協賛会編 1986：284-287）。

⁵⁹ 「祝津（高島）の御三家」と称される白鳥家，茨木家，青山家はそれぞれ嘉永年間，1860 年，1859 年に来往した（今田 1991）。

⁶⁰ この集約過程については，祝津を対象とした山田（1983）に詳しい。

すなわち、本章で対象とする時代（具体的な年代としては 1920～1930 年代）においては、まさに対象地域（北後志の高島郡）の鯨漁獲地域としての地位が転落する時代であった。特に、衰退期には、北の豊漁地域の存在に対し、どのように鯨漁業を行っていくかという経営戦略が求められる時代であったと言えよう。

2 鯧漁獲量の変動と南家の漁家経営

(1) 南家の漁家経営概観

『鯧定置漁場漁獲高調』によれば、1931年の北海道高島郡では、62統の鯧定置網漁場を22の経営者が経営していた（図17、表8）。当時、10統以上の漁場を所有し、大規模経営を行っていたのが、「祝津の御三家」と称された青山家や茨木家であった⁶¹。大規模経営の特徴として、当該地域以外にも漁場を所有し、広域的な経営を行う点が挙げられる。これに対し、多くは、1統ないし数統の定置網漁場を、ある地域のみに所有する中規模経営者であった（北海道編1973：524-525）。本章で扱う南家は、この中規模経営者にあたる。

南家の初代弥太郎は、9代目右近権左衛門の庶子として、1860年に福井県南条郡河野村（現南越前町）で出生した（図18）。右近家は、日本海や瀬戸内海の各港で買積みを行った北前船主であった。初代弥太郎は南養七の養子となり、南の姓を名乗った。彼は右近家の北前船船頭の1人として1880年に長福丸、1883～1889年に永好丸に乗り、北海道と大阪を行き来した⁶²。1899年には小樽郡港町に寄留し、小樽郡や高島郡にある右近家の財産管理を任された。そして、1901年には高島郡高島村に居住を定め、内妻の高橋ミセは湯屋業を開業した。

1919年初代弥太郎の死去により、長男の邦太郎は19歳で襲名した。彼は2代目弥太郎として、石油発動機船の購入、漁業権の取得等、積極的に経営を行った。『小樽区外七郡案内』には、南弥太郎と寺田大吉が、高島の著名な漁業家として挙げられている（山崎1909）。1918年「漁業家番附」にも、前頭に南弥太郎の名がある（図19）。この番附において、高島郡の漁業家で前頭である者は、他に「祝津の御三家」のみであり、高島郡における南家の地位を窺える。ただし、南家が単独経営を行った鯧漁業は、1936年を最後に一旦幕が閉じられた。本章では、鯧漁業衰退期における漁家経営の実態を明らかにするため、この2代目弥太郎の時期を中心に話を進める⁶³。

⁶¹ 「祝津の御三家」の1つ白鳥家は、1924年に漁業権を失っている（山田1973）。

⁶² 初代弥太郎は、右近家系図には記されていないが、船一覧には船頭として名が刻まれている（日本福祉大学知多半島総合研究所歴史・民俗部1996）。

⁶³ 本章においては、「南」「弥太郎」は全て2代目弥太郎を表し、初代弥太郎については特記する。

南家は初代弥太郎の代に高島稲荷神社の下に居を構え、漁家経営を行った。初期には、高島前浜のカヤシマ岬からポントマリにかけての6統の鯧定置網漁場を、右近家から借用していた。図16の黒い魚で示した海面およびそれに付随する浜が、借用していた右近家の鯧定置網漁場である。さらに、漁場とともに、同家の宅地や海産干場の一部を借用していた。その後も、右近家は高島の漁場や土地を維持し、借用人である南家は財を蓄えた。そして、1921年の高島海岸の埋め立てや、1923年に白鳥家から土地の購入および漁場の譲渡がなされたことを契機とし、南家は鯧漁業の拠点を祝津へ移した。高島の本宅、湯屋に南家一家の拠点はあつたものの、鯧漁業の時期になれば、弥太郎、労働者ともども祝津へ移動し、漁期後には高島に戻るといふ行動を「当用日記」から読み取ることができる⁶⁴。

(2) 不漁年と豊漁年における活動の変化

各年の経営収支がまとめられた「決算表」より、1915～1932年の南家における鯧漁業の収入、支出とその差の関係を見れば、鯧漁業のみでは18年間で9年で欠損をもたらしている(表9)⁶⁵。特に、1928年、1930年では、利益から支払われる予定の九一金⁶⁶が0円という状況であつた。鯧漁業の出稼ぎ者には、漁期前に前金として給料の約9割が支払われ、終了後、残つた約1割の給料から漁期中に借りた金額が差し引かれた分と帰りの旅費、そして、九一金が支払われる。しかし、漁獲量が少なく、利益がなければ、九一金は支払われない。また、漁獲量の少ない年は、漁獲物の多くを生鯧で売り、製造作業はほとんど行われなかつた。表9にも示すように、九一金が0円であつた1928年と1930年には、鯧粕の販売はなく、1930年においては生鯧のみの販売であつた。

⁶⁴ 「当用日記」は日々の記録が天候、風向とともに書きつづられ、1924～1936年(1925, 1926, 1930年は欠如)分が残存している。記録者はその時の帳場と推定する。鯧漁期に限らず、1年間の南家を取巻く事象について、読み取ることができる貴重な資料である。南弥太郎家文書 B35/208～216,264「当用日記」。

⁶⁵ 南弥太郎家文書 B35/82「決算表」は南家の収入、支出とその内訳が記載された帳面である。この「決算表」は、毎年「収入元帳」「金銭出納帳」等をもとに、帳場や弥太郎が整理したものであり、南家に関わる全収支がわかると判断する。なお、決算表が作成され、経営の実態を数量的に把握できるようになったのは、1915年からである。

⁶⁶ 九一金とは、鯧の売上金から水産税や曳船賃等諸費用、出面賃を差し引いた金額に105分の1をかけたものである(林1999)。この九一金は、大船頭のもと漁夫全員が等級(成績)に応じて配分する。よつて、漁獲量やその売上金に左右され、等級の上位の者程多く得られる。

本章では、鯧ノ粕の販売量がなく、赤字かつ九一金のない年を不漁年とみなし、鯧ノ粕の量が多く、利益の得られた年を豊漁年とみなし、鯧漁期中の活動を比較する。「当用日記」の残存状況から、前者については1928年、後者については1932年を事例として、その活動内容をまとめたものが表10、表11である⁶⁷。以下、「当用日記」を中心に不漁年および豊漁年における漁期中の活動を見ていく。

1928年には2月25日に祝津の漁場へ小船で道具を移し、翌日から主人、帳場、飯炊き女性が祝津で寝泊りをした。そして、2月28日「午後四時小樽着汽車ニテ雇六拾名来タリ」と、出稼ぎ者が到着した。一方、1932年は3月1日に陸廻りで祝津へ拠点を移し、3月4日から鯧漁業は始まった。

1928年は、鯧を漁獲した日が少なかった(表10)。3月27日の記事には、「本日午前ヨリ午後三時迄若者雪除ケ網造ヲナセリ。后三時頃ヨリ網入レ出場セリ。(中略)翌午前一時頃ヨリ天候険悪トナリ、西玉風吹荒天海馬岩網方ハ四時引揚ケ帰船セリ。赤岩網六時ニ帰船セラレタリ。一尾ノ魚類ナシ」とある。昼間は雪捨てや網造り等の準備を行い⁶⁸、網入れは夕方から始まった。網入れ後、漁夫は船上で仮眠や食事をしながら、鯧の来遊を待つ。船頭が持つさわり糸に感触があれば、船頭の合図で一斉に網を起こし、杵網の中に鯧を追い込んだ。ただし、3月27日のように、網を入れ、待機していたにもかかわらず、天候が悪くなると、網を揚げなければならない⁶⁹。3月下旬には昼間は雪捨てや網造り、夕方から網入れに沖へ向かい、夜間は船上で待機し、朝に戻るという日課であった。雪が無くなると、昼間の作業は干場の整備や夏網の準備等に変わった。ようやく4月6日の夕方に網を入れ、7日の朝に初鯧を得た⁷⁰。その後も漁獲はあったものの、量は少なく、加工・製造作業も2日間で終わった。4月13日以降に獲れた分の多くは生鯧として売った。

⁶⁷ 1916～1932年において、九一金が0円の年は1928年と1930年である。南弥太郎家文書B35/55「漁夫九一配当帳」。そのうち1930年の「当用日記」はないため、1928年を不漁年の例として取り上げる。また「当用日記」のある年の中で最も純利益が大きい年、すなわち1932年を豊漁年の例とする。

⁶⁸ 出稼ぎ経験者の話では、網造りのできる者は重宝されたと言う。漁夫(若者)が網造りと雪捨てを行う場合、網造りのできない者が船や道具を出すために倉前の雪を除く作業を行った。

⁶⁹ 網が破れたり、流されたりすれば漁はできなくなるため、船頭が危険と判断すると、網を片付け、漁夫も番屋に戻った。これらの判断は船頭に一任されていた。このため、漁夫は信頼できる船頭と働くことが一番大切だと語る。

⁷⁰ 7日の朝の収穫物であるが、6日の網入れによって獲れたものであるため、表10では4月6日に鯧の漁獲があったとした。

他に、白子等その他の製造品としても販売した。干場の準備はしたものの、鯧粕の製造をするほどの量はなかった。4月26日以降、鯧は獲れず、労働者は、烏賊釣りや南家本宅の仕事をして過ごし、結局、彼らは5月6日午前8時頃に一齐に帰郷した。

このように不漁であった1928年に対して、1932年では網起しの日数が多く、漁獲量があり、その後の製造作業量も多かった(表11)。図5で示したように、鯧粕を製造するには、釜に鯧を入れて薪で煮た物を搾り、苙の上で細かく砕いて数日間干し、さらに苙をかぶせて数日間放置して発酵させることでようやく完成する。このため、鯧粕製造には、多くの薪が必要となる(田島2011)。1932年には薪4,741本565.92円が購入された。鯧油以外の製造製品は俵に詰めて出荷したため、俵をはじめ粕干用の干苙等、藁物や縄苙に対する出費も多かった。さらに、期間契約労働者だけではならず、出面を雇う場合もある。出面の仕事は、鯧の運搬や陸での製造加工全般であった。「決算表」には出面賃として1,635.68円の支出が記録されている。粕の荷造りや掃除を行うと、鯧漁業のみの労働者は5月23日に最後の宴を行い、故郷へ帰った。もっとも、1932年の開始日は1928年より遅れていた。しかし、そのことが理由で、終了日が延びたとは考えられない。他の年の出立日を見ると、1924年5月24日、1927年5月16日、1929年5月19日、1931年5月23日、1933年5月22日、1934年5月14日、1935年4月28日、1936年5月1日であり、平均して出立日は5月20日前後であった。むしろ、1928年の5月上旬出発が特異である。1928年と同様に1935年、1936年も早い出立日となっている。3年とも漁獲量がほとんどない年であった。

3 労働力の調達方法とその実態

(1) 労働者の属性変化

南家は鯨定置網漁を6統（少ない年にも2統）で行い、海産干場を所有し、陸での製造作業も行ってた。定置網漁法では利益が多く見込まれる反面、労働力も資金もその分必要とされる。一般に1統につき漁夫30人程度、帳場1人、飯炊きの女性2人を雇うことでひとまず鯨漁業は成り立つ。これらの労働者には、漁が始まる前、前金として給料の約9割が支払われる。そして、彼らは3月上旬までに漁場へ集まり、準備を始める。準備段階から従事した漁夫の情報は、帳場によってまとめられ、「鯨漁夫寄留届」として3月中に駐在所へ提出された⁷¹。

1909～1936年に南家へ来た労働者の属性を見ると、居住地が確認される者996人中、978人が秋田県山本郡出身であった⁷²。山本郡は現在の八峰町、藤里町、能代市、三種町の1市3町にわたる。残りの18人は、湯屋業や奉公人として雇われた者であり、南家では漁業労働力のほとんどを秋田県山本郡からまかなっていたことになる。

では、山本郡内から満遍なく出稼ぎ者がやって来たのか、と言えば決してそうではない。図20は、1909～1936年の28年間の出稼ぎ者数を、山本郡内の各集落について合計したものである。八森村、沢目村、埴川村、東雲村の4村に集中した傾向を示している。すなわち、南家の労働者は、山本郡の中でも郡の北西部から来た。さらに集落ごとの差異に注目すると、沢目村の水沢、目名湯、そして八森村の八森集落が突出している。

この背景には、南家の募集方法があると考えられる。南家は大船頭を務めていた田村藤蔵に労働者の募集を依頼していた。田村を募集従事者とするよう、1908年11月付で「労務者募集願」を秋田県知事に提出している⁷³。彼は1904年に30歳から南家へ来ており、秋田県山本郡沢目村水沢集落出身である。また、同村目名湯集落の大熊吉五郎宅を募集事

⁷¹ 南弥太郎家文書 B35/255「諸官庁願届写綴」所収「鯨漁夫寄留届」。このような書類は、役場等へ提出されたが、同一の情報を備えた書類が控えとして漁場の手許に残された。利尻島仙法師村の漁夫名簿のように、役場で保存される事例（西谷 2006）もあるが、度重なる市町村合併等により、このような行政文書の多くは廃棄されることもある。そのため、漁場ごとに残された提出書類の控えは、出稼ぎ者の属性を知るに貴重な資料と言える。

⁷² 各労働者の情報は、南弥太郎家文書 B35/64,133「漁夫雇人貸付帳」、B35/254,329「鯨漁夫給料前金調綴」をもとに、属性、給料、漁期中に使用した金額等をデータベース化した上で分析を行った。

⁷³ 南弥太郎家文書 B35/75「諸官庁願届写綴」所収「鯨漁夫寄留届」「労務者募集願」。

務所に定め、1909年の鯺漁業労働者、男70人（17～57歳）、女3人（17～30歳）を募集した。大熊吉五郎もまた1905年に48歳から南家で働き、1919年62歳まで鯺漁業に従事した。このような背景を考えれば、1909～1936年における労働者の居住地分布（図20）が、田村、大熊の居住地に偏っていたことはむしろ必然的なことであつたとさえ言えるだろう。しかしながら、その分布が両集落内にとどまらず、62の集落に広がっていたことは注目に値する。この点に関しては、後で考察する。

（2）組合の利用

① 山本郡漁夫募集員組合

山本郡は、秋田県の中でも有数の出稼ぎ者輩出地であり（近藤・梶井 1956）、既に1913年の段階で出稼ぎに関する組合が設立されていた（秋田県労働部職業安定課編 1953）。名称は、「山本郡漁夫募集員組合」である。この組合の目的は、規約の第1条に書かれている⁷⁴。この組合の存在や仕組みについての指摘自体は、たとえば、浅野（1999）が秋田県出身漁夫の多さの理由を「川内家が秋田県山本郡漁夫募集員組合に加入していたこと」に求めるように、何も新しいものではない。ただし、その拘束力や利用状況等の実態についてはまだ明らかになっていない。ここでは、南家の事例からその実態に迫ってみたい。

南家は、経営者の南弥太郎、募集従事者の田村藤蔵とも、山本郡漁夫募集員組合に設立当初から加入していた。各年の住所氏名欄に南弥太郎、田村藤蔵の名前が記されている。1913年当時、田村は39歳であり、既に10年間南家で鯺漁業に従事していた。前節で述べたとおり、田村は組合設立以前、1908年から山本郡において南家の漁夫募集を任されていた⁷⁵。

⁷⁴ 「第一条 大正二年秋田県令第二十号労務者募集取締規則ニ依リ山本郡内ニ於テ募集スル北海道樺太及ヒ露漁沿海州ノ各漁場ニ使役スル漁夫募集員ハ将来ニ於テ其親睦ヲ謀リ各自ノ利益ヲ増進スル目的ヲ以テ茲ニ本組合ヲ組織ス」南弥太郎家文書 B35/340「組合規約並ニ組合員住所氏名録 山本郡漁夫募集員組合」。

⁷⁵ 1909年、1912年は笠原常治のみが代理人を務めた。その年の鯺漁期に田村も雇用されているため、代理人が田村から笠原へ代わった直接の理由はわからない。それ以外の年は田村が代理人として「委任状」が出されている。南弥太郎家文書 B35/75「諸官庁願届写綴」所収「委任状」。

規約によれば、山本郡内で漁夫募集に従事する者は、この組合員になる義務があった。組合員とは、実際に山本郡内で募集活動を行う者であり、南家であれば田村藤蔵であった。1913年には計104人であった組合員は、1915年120人と増加し、範囲も拡大した。

漁夫募集者である経営者も、組合に加入することが求められた。図15でも見たように、既にこの頃には檜山地域の鯨漁業は終焉し、鯨漁獲地域は北に移っていた。そのため、漁夫募集者の範囲(図21)、すなわち、山本郡の人々が向かう場所は、後志地域から樺太までになる⁷⁶。漁夫募集者数は組合員と同様に、前年の1914年には計112人であったが、1915年には121人に増加した。組合員と漁夫募集者の総数はほぼ同数であることから、各漁夫募集者が組合員と契約し、山本郡内の漁夫を集めていたと考えられる。

ここで、山本郡漁夫募集員組合に加入していた漁夫募集者の雇用範囲を比較したい。比較する漁夫募集者は、南弥太郎(南家)と、北海道余市郡余市町に2統の定置網漁場を営んでいた川内藤次郎(川内家)である(余市教育研究所編1966)。図22に、両家へ1916~1931年に雇用された労働者の居住地を、町村単位で集計し、円の大きさを表した。両家とも山本郡からほぼ全ての労働者を雇っているものの、山本郡の北部を南家、南部を川内家と分かれている。川内家では、漁夫募集者(経営者)の川内藤次郎は名簿に記されているが、組合員(募集従事者)は特定できない⁷⁷。しかし、南家と同様に組合員(田村藤蔵・沢目村)を中心として労働者が集まると仮定すれば、川内家では扇淵村または金岡村の組合員によって集められたであろう。

山本郡漁夫募集員組合の規約では、

第二五条 各組合員ノ雇入契約済ノ漁夫ニシテ虚病逃走若クハ入獄又ハ二重ニ他へ契約ヲナスカ其他ノ事由ニ依リ雇主ニ損害ヲ及ボスモノアルトキハ雇主ハ其住所姓名年齢貸付金額契約ノ年月日並ニ連借人等ヲ詳記シ速ニ組長へ届出ツベシ

⁷⁶ あくまで山本郡漁夫募集員組合加入者のみに限定される。山本郡内で雇用する者は加入する規則であったが、実際には従来からの雇用関係が続けた経営者も少なからずいたと考えられる。

⁷⁷ 川内家と山本郡漁夫募集員組合との関係を指摘した浅野(1999・2006)は、漁夫募集者としての川内の存在を指摘しているが、組合員については明記していない。

と定められていた。そして、続く第 26 条により「不正漁夫人名一覧表」が全組合員に配布された。南弥太郎家文書の中にも、1917 年 1 月 20 日に田村藤蔵へ宛てられた「不正漁夫人名一覧表」がある⁷⁸。田村が配布された一覧を南に送り、注意を喚起したと推察する。さて、この一覧には「左ニ記載ノ漁夫ハ当組合規約第二十五条ニ該当ス依テ債務者ヨリ雇主ニ対シ弁済ヲ終リタル旨組長ヨリ更ニ一般組合員ニ通知ヲ発セザル間ハ組合員ハ決シテ雇入契約ヲナスコトヲ得ズ」と前書きがあり、貸付年月日、貸金、被雇人住所姓名、連借人住所姓名、雇主住所姓名を列記し、「右ハ組合規約第二十六条ニ依リ報告候間組合員ハ募集ノ際ニ本書ト引合セシルヲ要ス」と締めている。1917 年の通知には 26 人が該当した。この処罰がどれほどの効果を発揮したかについて、判断できる資料はない。しかし、この通知は違約した本人だけでなく、連借人の名も公表され、組合員全員に配布された。雇主が認めるまで、被雇人は仕事に就くことができなかったのである。

② 各町村の出稼ぎ者供給組合

大正末期における全道支庁別逃亡違約者の調査において、後志支庁では 61 人が就業中に逃亡し、37 人が違約者となり、総額 3,126 円の損害が見られた（遊佐 1926b）。特に一般漁夫の逃亡、違約の多さが特徴的である。同支庁に来た労働者計 10,592 人の約 0.92% が逃亡、違約したという事態は、人員補充が容易かつ給料は後払いといった条件であれば、取り立てて問題視する必要はないかもしれない。しかし、鯨漁業の労働者は、漁期前に給料の約 9 割を支払われ、鯨漁場へ来ている。つまり、逃亡違約者は、既に給料の大部分を受取ったにもかかわらず、最後まで働かなかったことになる。

このように経営者が損害を被る一方で、募集斡旋人による労働者の募集競争や、不明確な雇用契約、過重な労働、低賃金といった労働者への問題についても唱えられるようになった（高田 1999 : 40-45）。

1921 年 4 月に職業紹介法が公布、7 月に施行された。同法は 15 条より構成され、市町村主体による職業紹介所の設置、職業紹介の無料化等が定められた。そして、1924 年の内務省社会局による通達「北海道鯨漁業労働者紹介要領⁷⁹」を契機とし、翌年、東北各県

⁷⁸ 南弥太郎家文書 B35/339「不正漁夫人名一覧表」。

⁷⁹ その内容は、北海道への出稼ぎ漁夫は市町村長や出稼ぎ者供給組合が中心となって団体紹介を行うようにといったものであった（中島 1988）。

の「鯧漁夫供給地市町村長協議会」、北海道漁業者と漁夫輩出地側との「漁夫雇用協定会議」等が開催された。そして、1925～1927年の間に北海道、青森県、秋田県内で214の出稼ぎ者供給組合⁸⁰が設立された（中央職業紹介事務局1929）。

このような流れの中、先の山本郡漁夫募集員組合も各町村の出稼ぎ者供給組合に分離した。1町村1組合の組織化が行われたところもあれば、複数町村で1組合を組織したものもあり、山本郡全体では1927年には22組合が機能していた（東京地方職業紹介事務局編1928）。そして、これまでの募集従事者や経営者のみの加入でなく、出稼ぎ者自身も組合に加入した。1927年には出稼ぎ者供給組合の手配で、計14,467人が北海道鯧漁出稼ぎに向かった（図23）。図23は各出稼ぎ者供給組合の分布も同時に表している。青森県太平洋側、秋田県日本海側に多くの出稼ぎ者供給組合が設立しており、それを介した鯧漁業出稼ぎ活動が存在していた。

なお、興味深い点として、北海道内にも南部地域から後志地域にかけて、出稼ぎ者供給組合が設立されていることを付言しておきたい。David L. Howell（1995）では、経営者から出稼ぎ者の輪の中に加わった者も出たことが指摘されている。鯧の漁獲地域の変化を背景として、かつての鯧漁獲地域から出稼ぎ者が輩出されるようになった。この実態については更なる検討を要するが、少なくとも、北海道にも出稼ぎ者供給組合が存在し、鯧漁業出稼ぎ者がいたことは確かである。

(3) 経営者による募集活動

これまで見てきたように、南家では南、田村とも山本郡漁夫募集員組合（後には各町村の出稼ぎ者供給組合）に加入し、南が田村に委託して労働者を集める方法がとられた。そのため、南家の労働者居住地の分布（図20）が田村の住む沢目村水沢集落および募集事務所の目名瀉集落を中心に広がるのは至当なことかもしれない。しかし、田村が単に募集事務所で活動していただければ、その分布はもっと両集落に密集したものになるであろう。

では、なぜ北は岩館村から南は浜口村まで、労働者の居住地が広がったのであろうか。その背景には労働力調達の困難さ、そして、田村や、後には経営者らによる、現地での積

⁸⁰ その名称は「漁夫供給組合」、「出稼ぎ者保護組合」等、一様ではない。

極的な募集活動があると考えられる。ここでは、経営者である南の募集活動について見ていきたい。

1月に南と田村は秋田へ出張し、田村家を拠点に各地へ廻っていることが「当用日記」や「鯧漁夫募集時支出経費」の内訳から読み取ることができる⁸¹。田村は鯧漁期終了後も続けて南家で働いており、この秋田出張時に帰郷したようである。なお、帳場も南と同様に、田村と共に秋田へ行った。表12に、山本郡へ鯧漁夫の募集活動をするために使用した金額の内訳を示した。「鯧漁夫募集時支出経費」は年代が記されていないため、何年のものかは不明である。しかし、「発信簿」には「滞在中ノ礼及見送り礼、土産ノ礼」の内容で、菊地幸市⁸²へ1928年2月1日に送った旨が書き留めてあり、また雇用漁夫数の内訳から1928年の漁夫募集時のものと推測される⁸³。秋田出張後、他にも山本郡や函館の人々へ滞在中の礼を葉書にて伝えている。そして、2月中旬に小樽市内の安田銀行から、まだ山本郡にいる田村へ、漁夫の旅費を送金した⁸⁴。

南や帳場が正月後から約半月間、募集活動のために秋田へ出張する様子は、1927年以降の「当用日記」から読み取ることができる。この前年、1926年は他生業では5,265.54円の黒字であったが、鯧漁業で1,427.84円の赤字、他漁業で7062.57円の赤字であった。全損益を単純に計算すると、3,224.88円の赤字である。これ以前には、全ての収支を合わせれば、いくらかの黒字となったが、1926年になって初めて赤字となった(図24)。この損失が原因であろうか、翌年の1927年以降、南も約半月間秋田へ募集活動に向かった。

鯧漁業へ働きに行けば、収入が得られると確信されていた時代には、経営者は積極的に労働者の募集活動をする必要はなかったであろう。しかし、鯧が獲れなくなると、労働者の中でも他の業種に変更する人も増えてきた。また、北部の方が獲れるといった情報を得ると、就労地域も北部を選ぶようになっていった。このような状況の中で、経営者は着業可能な最低人数を確保するために、募集活動を行ったと考えられる。

⁸¹ (1) 南弥太郎家文書 B35/210「当用日記」。(2) 南弥太郎家文書 B35/369「鯧漁夫募集時支出経費」。

⁸² 表12では「菊地幸一」と漢字が異なるが、同一人物と考える。「発信簿」は南家から出した手紙等の覚書である。出稼ぎ者の出身地とのやり取り等を窺える。南弥太郎家文書 B35/76「発信簿」。

⁸³ 斎藤(1995)はこの年代を1923年としている。しかし、各組合は1925年以降に組織化されている点や漁夫数内訳から適切ではないと考える。

⁸⁴ 1928年には2月23日に700円送金したことが「発信簿」に記されている。南弥太郎家文書 B35/76「発信簿」。

(4) 労働者への支払い

鯧漁業の契約体制には、給料制と歩合制があった⁸⁵。本章で事例とした南家では、少なくとも 1936 年に単独経営の鯧漁業を終えるまでは、給料制を採用していた。給料制の場合、給料の約 9 割が前金として漁期前に支払われる。そして、前金と漁期中に使用した金額を、最初に決められた給料から引き、旅費や手当を加えた金額が切揚げ勘定日に帳場によって計算される。この差引金額が正であれば、経営者は労働者にお金を支払う。万が一、差引金額が負の場合には、労働者が経営者に借金分を支払わなければならない。全て返済できない場合は、次年度の整理帳へ写されたり、次の漁へ繰り越されたりする様子を「漁夫雇人貸付帳」から知ることができる。

では、これらの貸付金の累積と給料との差引金額の大小は、その後の活動をどのような方向へ向かわせるのだろうか。1921～1936 年において、①鯧漁期後も続けて南家で働く者は計 134 人、②次の鯧漁期に再度南家で働く者は 387 人、③南家で働くことをやめた者は 346 人いた。多くの者が支給、もしくは差引金額 0 円であったが、不足分の生じた者も①20 人、②71 人、③79 人の計 170 人いたのである。この割合は順に①14.9%、②18.3%、③22.8%であり、不足金が生じた者の多くは、再度南家で働くことはなかったと考えられる。逆に、支給されて帰郷した者ほど、次の夏・秋網漁業や次年度の鯧漁業で働く割合が高い。この傾向には、経営者が仕向けた策の成果が見事に表れている。というのも、切揚げ日の前には優良な労働者に対し、数円の手当（九一金）が与えられており、この結果、支給金を得た者も少なくなかった。もっとも、不漁時には払われなかったが、手当支給は、漁場に必要な優良労働者を留める工夫の 1 つと言える。

一方で、不足金が生じた者への対処法もなされた。不足金を出した者の多くは病気や家族の死亡等によって、途中で帰郷した者であった。この場合、1 日分の給料⁸⁶に実際の労働日数をかけた金額が日割給料として計算された。しかし、多くの場合は、既に支払われた金額より日割給料は少なく、その借金分を払わない者も中には出てくる。ある漁夫（山本郡八森村出身者）の事例は、最もこのための方策が表れている。この漁夫は、1926 年

⁸⁵ 給料制に対し歩合制では、収入に見合った分を支払えばよいため、鯧の漁獲が少なくなった場合に適していた。よって、昭和恐慌を境に歩合制をとる経営者の比率が増加していった（服部 1932）。

⁸⁶ $(1 \text{ 日分の給料}) = (\text{予定全期間の給料}) / (\text{予定全期間の日数})$

から南家で働いていたが、1934年は漁期前の3月25日に病気のため帰った。この時点での日割給料は11.13円であるが、既に前金として32円、また医薬費として4円が支払われていた。そのため、差引24.87円が不足となった。「発信簿」をもとに、その後のやり取りを追うと、不足金の支払いもしくは代人による就労を、まずは本人に請求し、2日後に八森村出稼漁夫保護組合へ請求した。再度1ヶ月後に組合へ請求したが、それでも音沙汰がないため、7月に船頭（山本郡沢目村出身者）へ「貸金取立て依頼状」を書いた⁸⁷。本人、そして組合へ貸金を請求し、それでも支払われない場合、労働者のまとめ役であった船頭へ何とかするよう依頼したのである。また、違約者がすぐに返済できない場合には、組合が立て替えることもあった。

以上のように、経営者は不足金を残した労働者に対し、不足金の納入または次の就労義務を課した上で帰郷させた。この対処法が機能した背景には、同地域からの労働者雇用体制があろう。各組合を利用の上、募集従事者を中心として、山本郡から全ての労働者を雇った結果、労働者を集めることができただけでなく、上層役職者による統括、あるいは労働者間で注意をさせるといった不正をさせない仕組みになっていた。さらに、先述した山本郡漁夫募集員組合の場合には、不正漁夫が報告された際、全組合員に周知させる体制がしかれており、より強固であったと言える。

⁸⁷ 南弥太郎家文書 B35/76「発信簿」。

4 鯧漁業衰退期の状況と打開策

(1) 樺太進出

1935 年は高島郡全域で不漁であった。高島郡漁業組合による『鯧漁況報告』を見れば、投網をするものの、天候不良により揚網することになり、漁獲も高島郡全域で 933 尾という結果に終わった（表 13）。1935 年 4 月 21 日小樽水産会にて「不漁対策協議会」が開かれ、南も参加している。南家では、3 月 30 日の日記に「本朝赤岩，海馬岩網共鯧二三尾ツツ，小鯧少々アリタリ。岩尾村ニテ三百石位取りタル由。（中略）青山雄冬ノ漁場デハ，歩方ト元場トニテ各一杵ツツ取り，一函三円八十銭也ノ売却ノ由話アリタリ」とあるように、協議会までに 3 月 29 日と 30 日の 2 日で鯧が数尾，小鯧が少々獲れたのみであった。一方、「祝津の御三家」の青山家は、高島郡より北に位置する増毛郡岩雄村雄冬（現 増毛町および石狩市）にも漁場を持っていた。雄冬では漁獲があったことを、3 月 30 日の日記から窺える。広い範囲，特に北部に漁場を所有していれば，高島郡の不漁時にも，他地域の漁獲量で補うことができたであろう。しかし，南家では高島郡のみにしか漁場を所有していなかった。「当用日記」によれば，南家では，4 月 21 日の不漁対策協議会の次の日には海馬岩網の，2 日後には赤岩網の型揚げ⁸⁸が行われた。結局，3 月 29・30 日の漁獲のみで，1935 年は終了した。4 月 27 日には切揚げ勘定をし，28 日午前 8 時から労働者は出立した。予定よりも早い切揚げ日であったため，60 俵購入した白米は 9 俵残ってしまった。

翌年，1936 年にも「今年こそは」と準備をしたにも関わらず，赤岩網で鯧 2 尾（4 月 2・3 日），海馬岩網にて鯧 1 眷（4 月 7 日）と 40 尾（4 月 8 日）を漁獲したのみであった。そこで，前年に続く不漁への対策として，樺太行きが決行された。この話は，4 月 12 日の段階では「北千島行き，ボースン，ナンバー，飯焚の主人と契約し帰る」と北千島へ行くとしていた。しかし，その 4 日後，4 月 16 日には「午後より急に樺太行，生鯧買入話まとまり，主人及須合は若者二名を連れ出樽し，秤籠，水揚ポンプ，油其の他積船し，五時半頃帰祝」と行き先が樺太へ変更し，約 1 時間後には「第二長福丸生鯧買入に樺太出

⁸⁸ 定置網の型杵や土俵を取り去ること。

帆し。午後六時四十五分」と第二長福丸⁸⁹に乗り、早々に出発した。同日（4月16日）の『小樽新聞』は、「十万円の景気 一と起し五千石！全部生鯨で飛ぶ 前哨戦に早くも凱歌 樺太沿岸大漁唄の明け暮れ」, 「真岡へ, 真岡へ神さま移動 近海から約六百人」と、樺太の豊漁を報じていた。南家は、月末に0.9円の新聞購読代を小樽新聞社へ支払っていた⁹⁰。ことから、4月16日の記事を読み、急遽樺太行きに変更した可能性が高い。1936年4月14日付の『樺太日日新聞』では、樺太西海岸で例年になく鯨が豊漁であり、樺太他地域や北海道から多くの生鯨買取りのための船が来ている様子が報じられている。この年、真岡郡（図13）の鯨漁獲量は128,511石で、樺太の総漁獲高の約40%を占めていた（田中1938）。

「樺太鯨関係金銭出納帳」には、4月16日の買物から、6月に加工した鯨製品を販売するまでの収支が記録されている。樺太行きの乗組員には、手当として船長と機関士に10円、ナンバン（操機長）と若者（2人）に2円ずつ支払われ、5人で10円の保険が掛けられた⁹¹。18日には次に示すように、購入前の相談がなされた。

午後六時過ぎ樺太真岡より電信あり。「品悪く時化後を待つか」との意味に対し、掛鯨出来る丁度及鯨が良ければ買っても良いと打電し、生鯨買入の為め樺太真岡旅館に宿泊中の鎌田氏へ買方依頼の打電し。八時半鎌田氏より早速返信あり。承知致した由なり。

この返答に従い、樺太の鎌田は生鯨332.5円分を購入した。ただし、時化のためすぐには出立できず、ようやく22日「午後四時長福丸樺太より帰港し、粒鯨四百七十五籠積荷し来る。荷車にて直に陸揚に掛るも、六時頃迄に七分程運搬」と高島へ戻り、作業にとりかかった。次の日も「若者早朝より昨日残り鯨岩壁より運搬し、午前六時頃終り、直に鯨つぶしを始め、午後三時頃終了」と肥料作りが行われ、1回目の生鯨買入製造は一段落がついた。

⁸⁹ 1935年10月に進水した西洋型石油発動機船。南弥太郎家文書 B35/255「諸官庁願届写綴」所収「船舶件名書」。

⁹⁰ 南弥太郎家文書 B35/20「昭和拾壹年度壹月壹日 金銭出納帳」。

⁹¹ 南弥太郎家文書 B35/220「樺太鯨関係金銭出納帳」, B35/20「昭和拾壹年度壹月壹日 金銭出納帳」。

しかし、これで終わりではなかった。すぐに2回目の樺太行きのために、鯨籠2個、焼酎10本、御菓子、バット煙草1箱を購入し、再び24日午前6時半頃、長福丸は樺太へ向け出帆した。2回目は生鯨472.55円分を購入し、5月2日午後4時頃に帰着した。この間、4月30日には「早朝より若者は身欠抜を為す。午後四時頃迄に全部終る」とあり、完成した生身欠きは大杉商店へ497.76円で売った。南家の高島での鯨漁業自体は、30日の夜に勘定がなされ、帰郷した者もいたが、その後も鯨さきに従事した者もいた。2回目の生鯨は、入港後すぐに大杉商店へ連絡し、生鯨のまま763.56円で売り渡した。また、1回目の購入分については、生身欠き以外を肥料として製造し、6月10日および12日に土井商店(351.84円分)や高村商店(55.3円分)へ販売した。4月16日に樺太行きが決定してから6月12日までに、諸経費2,170円に対し、収入は2,573.46円であった。差引403.46円の利益を得ることができ、樺太行きの決断は正しかったと言える。

不漁が続く衰退期においては、他地域にも漁場を開くことが可能な経営規模であれば、補い合うことができたであろう。しかし、南家は鯨の豊漁地域へ進出するほどの経営規模ではなかった。そこで考えだされたのが、豊漁地域まで行き、買入れてきた生鯨を販売、さらには加工し、付加価値をつけた状態で売ることであった。この方法は、約400円の利益を得ただけでなく、高島では鯨が獲れないために早く漁期を終了した労働者に対し、次の労働機会を与えたと評価できる。

(2) 鯨漁業以外の漁業

南家は鯨漁業に重きをおいていたが、決して鯨だけに収入を期待していなかった。鯨漁業に他の漁業を組み合わせる複合漁業が行われていた。鯨漁期になると高島から祝津へ帳場道具や夜具等を船で運び、鯨漁期後、再び高島へ拠点を移し、他漁業がなされた⁹²。

「決算表」では、鯨漁業以外の漁業は、最大で5種類に分けられている⁹³。しかし、「当用日記」に書かれた日々の記録を見てみると、毎年いつ、何が獲れたのかをより詳しく描き出せる(図25)。鯨以外にも主に鰯、烏賊、鯖、鮭が毎年漁獲され、9年間で全

⁹² 漁によっては祝津方面で行うこともあった。ただし、1928～1932年の夏網は、そのまま祝津を拠点にし、秋網から高島へ移動した。

⁹³ 1915年から1932年における「決算表」では鯨漁業以外の漁業は、「鮭大房網及夏網」とされ、「夏網」、「鮭大房網」、「日起」、「夜起」に細分されている。また、1925年と1926年には鯨漁業後、地面ならしを行ったため、他漁業の収入はない。

17 種類の魚を獲っていたことになる。一見すると南家は次々と他漁業の種類をかえており、しかもその変化には脈絡がないように思われる。しかし、各漁業活動の内容を見ていくと、他漁業の変遷には、鯨の漁獲量変化や南家の経営状況と密接に関連しながら展開したことが分かる。具体的に、特徴的な3回の転機について、順番に見ていくことにする。

1929～1932年には、機帆船長運丸による烏賊釣り漁業が長期間行われた。この長運丸は1927年10月に、高島の渡辺留作から2,050円で購入した。1929年は8月19日から始まり、同日は漁夫17名が乗り込み出漁した。その出漁回数は11月14日の切揚げまでに56回になる。

1933年からは、南鯨鯊漁業部がつくられ、西洋型石油発動機船長福丸による鯨、鯊漁業が本格的に行われた⁹⁴。1934年の場合、鯨漁業は10月7日に岩雄村から船頭と若者2名が来た上で始まり、12月5日には「祝津鯨業は上記の如く本日にて全部網揚を為し。明日より鯊業なり」と、鯨から鯊にかわった。そして、1月28日の鯊切揚げまで、利尻島から積丹半島に至る沖合で漁をした。その後、明太子等の製造作業は出面を雇い、7月まで続けられている。この頃、鯊漁業に着手したのは何も南家だけではなかった。高島では鯊の底曳漁業が盛んになり、加工業者が増加した。かつて身欠き鯨の干場が一面に並んでいた景観から、鯊の干場が見られるようになった（高島小学校開校百周年記念協賛会編1986：263-266）。

さらに、1936年からは忍路村の須磨太吉⁹⁵と共同で、鰯定置網漁業（猪口網）を始めた。5月9日に銭函の番屋や浜場所の貸借契約をすると、13日には「本日上記の如く午前拾時頃須磨氏来る。主人は十一時頃高島より来り、日ヶ久保、柴田船頭と猪口網の若者配当其の他に付き、打合せを為す」と、両経営者および船頭とともに準備がなされている。南家の鯨漁業から続けて働いた者は5人おり、5月26日から銭函へ移り、準備にかかった。そして、6月5日より猪口網の網入れをした。鰯漁業には、青森県上北郡百石町（現 おいらせ町）の漁夫を雇い、後に同地域へ鰯漁業の拠点を移した。ただし、1943年に南・須磨による鰯漁業は幕を閉じることとなった。

⁹⁴ 実際には1930年から船長、機関士、乗組員5人を雇入れ、鯊漁業は開始された。南弥太郎家文書 B35/255「諸官庁願届写綴」所収「船舶諸調査表」。ただし、「当用日記」には記されていないため、図25には加えてない。

⁹⁵ 須磨は1931年には、忍路村で4統の鯊定置網を経営し、南より漁業権数が多かった（今田1991：323）。

しかし、上北郡の漁夫との関係は続いていた。先の鰯漁業で上北郡の者を雇ったことを契機として、1942年以降の共同歩方経営の鯨漁業においても、同郡から働きに来るようになった。共同歩方経営とは、小樽の海産商横井一が資金、南が漁場と漁具、漁夫が米・味噌および労働を負担し、その利益を横井・南が各2割、漁夫全体が6割の割合で分配するものである。先にも述べたように、この鯨漁業では、労働者は上北郡からの出稼ぎ者であった。南家単独の経営時には山本郡から集めていた労働力を、須磨と始めた鰯漁業を機に上北郡に求めるようになった。

以上のように、南家では、さまざまな漁業に挑戦している様子が浮かび上がってくる。この様子は、鯨漁業の不振にあたり、新たな道を見出そうと奮闘する経営者の姿を如実に表している。しかし、「決算表」から知りうる限り、他漁業のみでは1916～1919、1921、1929年の6年のみで黒字になっただけであり、他漁業の収入が鯨漁業の赤字を全て補ったとは考えられない(図24)。鯨漁業で多くの利益を得られず、他漁業に手を出すものの、思うような結果が出ず、結局次の鯨漁業にかけるといった悪循環を繰り返す状況を、南家の事例から読み取ることができる。

(3) 湯屋業、貸家業等

その他の漁業のみでは、鯨漁業の不漁を決して補えなかったことが明らかになった。では、他に何から収入を得ていたのだろうか。

南家では湯屋業(銭湯)を副業として行っていた。これは、高島に住居を構えた1901年から、本宅で内妻の妻ミセが中心となって始めたものである。当時、高島には滝の湯、南湯(寿湯⁹⁶)、高島湯の3軒の湯屋があった(高島小学校開校百周年記念協賛会編1986)。湯屋の記憶がある南家の子孫によれば、3軒の中で、南家の南湯は最も海岸に近い湯屋であり、漁業者が多く利用したと言う。入浴料は、改築後の1928年に1～7歳が2銭、8～14歳が3銭、15歳以上が5銭であった⁹⁷。1928年の年間収入(6,839.66円)から入浴者数を計算してみると、全て15歳以上であった場合、1年間に約140,000人、1日あ

⁹⁶ 1928年には浴場名称を「寿湯」として営業届を提出している。南弥太郎家文書B35/255「諸官庁願届写綴」所収「浴場営業届」。

⁹⁷ 南弥太郎家文書B35/255「諸官庁願届写綴」所収「浴場営業届」。

たり約 400 人が入浴していることになる。当時は家にも番屋にも内風呂がほとんどなく、需要があったと言えよう。

また、家や土地、漁場を貸すことによる賃料も得ていた。たとえば貸家は 1915 年から 1932 年の期間中、12 軒から 20 軒に貸し、年平均約 1,000 円の収入があった。南自身か帳場の者が、貸家賃を取り立てに回る様子を「当用日記」から窺える。このような湯屋業、貸家業等は、別途収入として「決算表」に記録された。別途収入は、ほぼ同一の収入が得られることから、南家の固定収入源であったと評価できる。

第一次世界大戦後の好況から、1920 年頃より日本経済は、輸出の減少や貿易収支の悪化により戦後恐慌へと入った。魚価も 1921 年をピークに大幅に下落した。さらに、1929 年には世界恐慌の波及による昭和恐慌がおこり、物価下落に拍車がかかった。図 24 の南家全体の損益は、魚価の変動を加味している。1925 年以前は漁業で赤字を出した場合にも、他の生業の利益によってその損失分は補完されていた。しかしながら、1926 年以降においては、鯨漁業、他漁業とも大幅な赤字となり、その損失額を上回る利益を別途収入から得ることはできなかった。特に、1930 年には高島郡一帯で漁獲量がほとんどゼロに近く、多くの経営者が損失を被った。漁獲量が少ない上に、商品の価格下落が加わり、販売の収入が減少する深刻な問題が見られた。

5 小括

鯧漁業を行うためには、多くの労働力を要する。特に、明治以降に普及した大規模な定置網漁法の場合、漁夫だけで1統につき30人にのぼる。北海道西海岸の鯧漁獲地域では、この労働力の多くを本州から来る出稼ぎ者に求めた。出稼ぎ者にとって鯧漁業は、3ヶ月間で1年間の生活費を稼ぐことのできる、恰好な稼ぎ場であったと言う。これは経営者も同様である。しかしながら、いつまでも同じ場所で鯧が獲れるわけではない。鯧の漁獲量変動によって、鯧漁業従事者の行動は変化した。特に、労働者は鯧が獲れるところ、収入が得られそうなところへ働きに行った。

このような時代において、経営者はいかにして労働力を確保し、漁場を維持し、家を存続させていったのであろうか。こうした衰退期の漁家経営に注目した研究は、鯧漁業の実態を明らかにする上で重要であるにもかかわらず、従来ほとんどなされてこなかった。所有の漁場で鯧が獲れなくなった時代、経営者はどのような行動をとったのか。豊漁地域の漁業権を得ることができれば、鯧を追い求めて、北へ移動することができたであろう⁹⁸。しかし、それほどまでの資力を有しない大多数の経営者には、そのような行動は不可能であり、他の対策をとる必要があった。

本章で扱った南弥太郎も、北へ移動できなかった経営者の1人である。本章では、南家の事例から、鯧漁業衰退期における漁家経営について明らかにすることを目的とした。本章によって明らかになったことを、労働力の調達方法、また、漁獲量変動への対応の2点からまとめる。

まず、労働力の調達方法としては、大船頭を中心とした労働者雇用体制をとりつつも、鯧漁業に陰りが見え始め、鯧漁業衰退地域で働く労働者が容易に集まらなくなると、経営者による漁夫募集活動も加えられた。その始まりは、南家全体で損失を被った年と一致する。また、同地域から全労働者を雇うことで、上層役職者の統括や組合の規制を利用し、不正者を出さない工夫をした。さらに、優良な労働者には手当や労働機会を与え、継続して働くように仕向ける等の策を見出すことができた。これまで、募集人による漁夫募集活動経路は、寺林(2006)による青山家の事例から明らかにされていたが、1年の事例に止

⁹⁸ このように経営規模の大小が、衰退期における行動に影響すると考えられるため、次章において、同時代・地域の大規模鯧漁家の事例について論じる。

まり、漁獲量の変動は考慮されていなかった。本章では、経営者が豊漁不漁に左右される中、いかにして労働者を集め、働かせ、再度働きに来るようにするか、その方策を見出した。

次に、漁獲量変動への対応として、漁業体制の変化と漁業以外の生業の重要性が明らかになった。昭和初期になると、高島郡では不漁の年が多い反面、留萌以北では漁獲があった。漁場を豊漁地域へ拡大できれば良いのであるが、そこまでの資金がない南家は、単独での他地域進出は難しい。そこで、1936年には前年の不漁に続き、鯨が来ないと判断すると、樺太へ生鯨を買いに行った。自身の漁場で漁獲し、加工する従来の鯨漁業から、豊漁地域で購入してきた物を、自身の陸上作業場で加工する方法へと変化したのである。一方、鯨漁業の損失をさまざまな他漁業を試行することによって補おうとした。しかし、その試みは必ずしも上手くいかず、鯨漁業の損失額を全て補完することはできなかった。結局、翌年の鯨漁業にかけることになったのである。そして、また不漁であれば、他漁業に挑戦するという悪循環に陥った。

このような漁業への挑戦を根底で支えたものが、副業による収入であった。南家では家や土地を貸し、女性が主体となって湯屋業を経営していた。副業の収入は比較的安定した収入であり、漁業での挑戦による赤字を補填していた実態が明らかになった。つまり、男性が中心の漁業を主体としながらも、女性による副業が支えるといった、南家全体による「漁家経営」がなされていたのである。

鯨は漁獲がありさえすれば、他の収入とは比べ物にならないほど大きな収入になった。従来の鯨漁業を論じた研究では、巨額な収入の特異性に着目がなされ、経営者は鯨漁期以外には経営活動を行わないかのように捉えられていた。しかしながら、鯨漁業はいつまでも繁栄していたわけではない。鯨漁業には、富をもたらす側面とは相反する側面が存在した。

本章では、「ニシン」という漁業資源の減少に悪戦苦闘しながらも、懸命に苦境を乗り越えようとする漁業従事者の中で、特に漁家とそこで働く出稼ぎ漁夫に焦点をあて、その活動について実証した。鯨漁業の衰退期においても、漁業従事者は鯨漁業の可能性に期待し、こだわり続けたことを、彼らの行動や経営状況から窺える。今年の鯨漁業が不振であった場合にも、次年の鯨漁業に向け、資金集めや漁夫雇用の対策を講じた。この鯨へのこだわりこそが、鯨以外のさまざまな漁業に挑戦させ、樺太まで行かせ、さらには他の経営者や商人、また、漁夫と共同で再起する原動力になったと言える。同時に、本章であえて「漁

家経営」と表現したように，家全体による漁業，副業等が補い合うことで，鯨漁業が成り立っていたことも強調しておきたい。

第V章 大正・昭和初期における大規模鯨漁家の漁夫雇用と経営の多角化— 北海道高島郡青山家を事例に—

1 はじめに

本章では、前章の中規模鯨漁家と比較するために、衰退期という時期設定を変えずに、同時期を生き抜いてきた大規模鯨漁家青山家の経営活動を考察する。

大規模鯨漁家数は、1931年時点で99と少ないものの、総漁業権数677統は、全体の30%を占めた(表2)。また、多くの漁家が、北海道資産家一覧等に名を並べていた⁹⁹。それゆえ、大規模鯨漁家の没落は、鯨漁業界のみならず、北海道の経済にも大きな影響を与えたと考えられる。漁家を規模別に検討した『留萌漁業沿革史』では、大規模鯨漁家は中規模鯨漁家よりも不安定と評価するが¹⁰⁰、経営内容の詳細は検討されていない(留萌市海のふるさと館編1995)。

大正・昭和初期における鯨漁家経営を考える上で重要な事項として、①漁夫雇用、②衰退する鯨漁業への対応の2点が挙げられる。これには、以下の理由がある。

定置網漁では、1統に約30人の漁夫が必要であり、漁期前に必要な人数を確保することは、漁家にとって必須の業務項目となる。鯨漁業の労働力は、漁場周辺のみではならず、他地域からの出稼ぎ者に依存した¹⁰¹。玉(1999)によれば、第一次世界大戦後から昭和恐慌までは、「雇用主による漁夫争奪戦が展開され」、「出稼ぎ人有利の需給関係」であったと言う¹⁰²。さらに、出稼ぎ者の動向を見れば、出稼ぎ者の流れは決して安定したものとは言えない。筆者による出稼ぎ者個人の活動の分析からも、彼らの出稼ぎ先は常に同じではなかった(第VI章)。出稼ぎ者は、予想鯨漁獲量、漁獲量によって変化する収入の多寡、漁場の対応等に応じて、限られた選択肢の中から就労場所を選んでいた。したがって、鯨漁家には、他の漁獲地域・漁場を意識しながら、漁夫を引寄せることが求められた。

⁹⁹ 今田(1991)によれば、1918年の「漁業家番附」に82の鯨漁家が明記されている。

¹⁰⁰ 『留萌漁業沿革史』における中間層の漁民(1~2統の鯨定置網を所有する小規模資本家)が、本研究の中規模鯨漁家に相当すると考える。

¹⁰¹ 鯨漁業では、他漁業と異なり、ほとんど全ての労働力源を出稼ぎ者に依存した(近藤・梶井1956:18-19)。

¹⁰² 続く昭和恐慌以後、「恐慌により出稼ぎ口が急減し、出稼ぎ人には不利な需給関係へ展開した」とする。

②に関しては、鯧漁獲量のほぼ安定した隆盛期から、衰退期へと移る転換期にいかにして経営を成り立たせるかが、鯧漁家の存続に関わると考えられる。図 10 に示すように、後志支庁は、全道内に占める鯧漁獲量の割合が高かったものの、1930 年に初めての鯧大不漁を経験した。以後、1930 年代に 5 回の大不漁が見られた。漁獲場所が定められた定置網漁法では、鯧とともに移動することは容易ではない。なぜなら、漁業権を所有する海域でしか網を建てるのが許されず、陸域の作業範囲（粕干場等）も定められていたからである。北部の漁業権を得て広域的に経営する漁家も存在したが、経営が成り立たなくなった多くの漁家は、漁業権を売却、譲渡しなければならなかった（山田 1982）。漁業権を失った者は、定置網漁の労働者の道を選ぶ者もいた（David L. Howell 1995）。

以上より、本章では、前章の中規模鯧漁家の事例との比較検討に向けて、同地域（北海道高島郡）の大規模鯧漁家に焦点をあて、鯧漁業衰退期にどのような対応策を練ったかを考察する。衰退期の鯧漁家経営への理解を深めることで、経済的危機への対応を学ぶことができよう。

以下、対象とする青山家と資料について概観し（第 2 節）、本論で、経営活動の一側面、漁夫雇用について漁夫募集活動のやりとりを示し（第 3 節）、高島郡の鯧漁業衰退期に、青山家はどのような経営を行ったのかを検討する（第 4 節）。最後に、得られた知見をもとに、経営規模の違いと大正・昭和初期の鯧漁家経営を総括する（第 5 節）。

2 大規模鯺漁家としての青山家

(1) 青山家の漁家経営概観

青山家の鯺漁業の基礎は、青山留吉により形成された。留吉は、1836（天保 7）年山形県青塚村（現 山形県遊佐町比子青塚）に生まれ、1859（安政 6）年に船で蝦夷地へ渡り、高島場所の寺田九兵衛の雇人となり、1867（慶応 3）年には刺網による本格的な鯺漁業を始めたと伝えられる（高橋 2003）。1869 年に場所請負制の廃止、1876 年に漁場の制約が開放されると、留吉も定置網漁場を取得した。

その後の青山家所有漁場の集積過程については、山田（1997・1998）によって整理されている。青山家は、1886 年には高島郡に 15 統の漁場を所有する有数の漁家へと成長し、白鳥家、茨木家とともに「祝津の御三家」と称されるようになる。1880 年代には留吉の監督のもとで、2 代目政吉が経営を取り仕切り、留吉は 1908 年には祝津の経営を政吉に譲り、青塚村の本宅で隠居生活を始めた（宇都宮 1985）。1915 年には、祝津の鯺定置網漁場名義が留吉から政吉に変更され、1931 年に 3 代目民治、1943 年には 4 代目馨へと継承された¹⁰³。

図 26 に示すように、青山家は高島郡高島町祝津（以下、祝津）に本宅と 4 つの番屋（元場、出張、島萌、豊井）を、浜益村と増毛町にまたがる雄冬に 1 つの番屋¹⁰⁴をもち、鯺漁業の拠点とした。番屋とは、数統分の漁夫と一緒に寝泊まりをする建物を称し、100 人以上収容する場合もある。

北海道庁産業部水産課による鯺定置網漁場の漁獲高調査（表 14）によれば、同家は、1922 年から 1931 年には鯺定置網漁場を祝津内に 16 統（うち、2 統は半分の権利）、雄冬に 7 統所有していた。1930 年は高島郡全体が鯺皆無の年であり、祝津の全統で漁獲は見られない。他の年については、毎年、14 統以上で鯺漁業を行うものの、数統を休業させていたと考えられる。これまで山田（2006）により、祝津の鯺定置網（建網）漁場の位置は指摘されていたが、雄冬についてはその位置が不明であった。そこで、北海道庁で使用されていた「北海道沿岸漁場図」に書かれた鯺定置網漁場番号と先の『鯺定置網漁場漁獲高

¹⁰³ 青山家の漁業権は、1951 年 9 月漁業制度改革により漁業権が消滅するまで存続した（山田 2006）。

¹⁰⁴ 後に、雄冬の番屋は高橋家に譲渡し、鯺漁業終了後には高橋旅館として使用されるが、1984 年焼失し、現在は番屋風のコミュニティーセンターとして再建、活用されている。

調』を資料とし、青山家の漁場位置を特定し、図 26 に示した。雄冬では、雄冬岬の番屋を拠点とし、南の浜益村と北の増毛町に有する漁場へそれぞれ網を仕掛けた。すなわち、青山家の漁場は、高島町、浜益村、増毛町の 2 町 1 村におよんだのである。

なお、鯨漁業以外にも、小樽市内で土地（宅地・畑）を貸し、1913 年からは上川郡比布村（現 比布町）で農場（水田）を経営していた。三浦（2006）によれば、大勢の鯨漁夫を雇う青山家では、飯米の確保が重要な課題であったため、解決策として農場経営が行われたと言う。1936 年の北海道西海岸全域における大不漁後には、青山家はこの農場を手放している。

(2) 分析資料

本章では、主に北海道開拓記念館所蔵の青山家資料¹⁰⁵を用いる。本資料は、青山家漁家住宅を北海道開拓の村に移設・復元するにあたり、青山家から北海道開拓記念館へ寄贈された。漁業・生活関係の実物資料や、幕末から昭和期にいたる文書資料が含まれており、北海道開拓記念館の学芸員によって、さまざまな方向から調査、研究がなされている（北海道開拓記念館 2006）。特に、大量の便箋複写簿、葉書複写簿、書簡類は、人々のやりとりが復元できる貴重な資料であり、一部は、三浦・小林（1999）、山田（2006）によって紹介された¹⁰⁶。

北海道開拓記念館の学芸員による研究は、2006 年に『鯨漁場から見た北海道の近現代史—鯨場親方青山家資料の分析を通して—』（北海道開拓記念館 2006）をまとめたことにより、区切りがつけられた。しかしながら、同書の「おわりに」で挙げられた課題についても、まだ未解明のまま残されている。本章で検討する漁夫募集についても同様である。そこで、青山家の漁夫募集に関する先行研究と、残された課題について見ていきたい。三浦（2006）は、1916 年の漁夫募集地域を「漁場日記」や募集従事者が携帯した「便箋複写簿」から特定した。寺林（2006）は、1924 年（北海道については 1925 年）の募集地域を「漁夫募集帳」から整理し、「昭和四年度漁夫募集費及ビ下道費」から 1928 年の漁夫募集活動経路を追った。その結果を見れば、1916 年と 1924 年との漁夫募集地域は一致し

¹⁰⁵ 青山家資料の文書目録は現在作成中であり、文書の目録番号は、仮番号を有するもののみ付記する。

¹⁰⁶ 便箋複写簿（葉書複写簿）は、薄紙と便箋・葉書が交互に綴じられた帳面で、間にカーボン紙をはさみ、薄紙に書くことで便箋・葉書に謄写される。

ていない。したがって、浅野（1999・2006・2007）や中規模鯉漁家の事例（第IV章）と異なり、青山家では、毎年同じ地域から漁夫を集めたわけでないと思われる。それでは、いかなる漁夫募集体制のもと、漁夫募集地域が変化したのであろうか。三浦（2006）、寺林（2006）は、一時点の漁夫雇用を示したに過ぎず、青山家の大正・昭和初期の漁夫雇用が明らかにされたとはいえない。そこで本章では、「漁夫募集帳」が連続する1920～1925年の漁夫雇用を再検討することで、漁夫雇用の体制や生じた問題を示し、募集従事者等のやりとりから問題への対応を示す。

3 漁夫雇入れ活動

(1) 青山家の漁夫募集地域

鯧漁業の定置網には、1 統に 20～30 人の漁夫を要する。前章で扱った南家は、毎年約 80 人の鯧漁夫を全て秋田県山本郡から雇った（第IV章第 3 節参照）。南家に対し、同時代における青山家の漁場統数は、表 14 に示すように、毎年 14 統以上で鯧漁業を行ったため、少なくとも 280 人の漁夫を雇ったことになる。それゆえに南家の事例のように、山本郡のみで、全ての漁夫を雇用することは困難であった。

先述したように、1920 年代は漁夫争奪戦の時代であった。こうした状況の中、青山家は毎年 3 月の鯧漁業開始に向けて、どのように必要数の漁夫を集めたのだろうか。これを明らかにするために、まず、漁夫募集地域（漁夫の出身地域）を確認する。

青山家資料には、1920～1925 年分の漁夫に関し、漁夫募集地域ごとに「漁夫募集帳」としてまとめられた資料がある¹⁰⁷。祝津漁場の分が北海道、南部（青森県）、秋田県と 3 冊にわかれ、青山雄冬漁場の分は 1 冊にまとめられている。それらには、漁夫の氏名、住所、生年月日、給料、前金が記載されている。祝津漁場の「漁夫募集帳」が 3 冊にわけられていることから、青山家は複数地域において漁夫を募集したことがわかる。これは、秋田県山本郡のみから雇った南家の状況とは、大きく異なる。

それでは、北海道、南部、秋田県の 3 地域から一定人数の漁夫を各村から万遍なく雇ったのであろうか。ここで、さらに詳しく漁夫の出身地域を検討する。先述したように、1924 年の秋田および南部、1925 年の北海道の漁夫に関しては、寺林（2006）が明らかにした。ただし、残念ながら 1 年のみの事例であり、経年変化を捉えることはできない。また、寺林（2006）では、北海道内については、他地域と年代が異なり、1925 年の事例を示す。これは、単に資料の欠如ゆえではなく、漁夫雇用の観点からも重要な事情があった。この点については後述する。

1920～1925 年の 6 年間に青山家の鯧漁業に従事した漁夫の出身地域は、図 27 のとおりである。郡レベルでは、北海道は亀田郡・上磯郡（図 27-a）、青森県は上北郡・三戸郡（図 27-b）、秋田県は南秋田郡・山本郡（図 27-c）の合計 6 郡から 2,189 人、全漁夫

¹⁰⁷ まとまった雇用漁夫に関する資料は、1920～1925 年分の「漁夫募集帳」のみだが、他の資料を用いれば、1926 年以降に関しても傾向を見出すことは可能となる。青山家資料 689～694,1615～1616 「漁夫募集帳」。

2,279 人の 96%を雇った¹⁰⁸。なかでも、秋田県南秋田郡からは毎年 200 人前後の漁夫が青山家に来た。

郡ごとの延べ人数で比較すると、南秋田郡にウエイトがおかれたが、その南秋田郡内に目を移してみれば、各村から毎年同じ人数の漁夫が来てはいなかった。たとえば、6 年間で最も多くの漁夫が来た天王村では、1920 年 53 人、1921 年 23 人、1922 年 41 人、1923 年 74 人、1924 年 76 人、1925 年 81 人であり、1921、22 年で減っている。他方、天王村の減少を埋め合わせるかのように、潟西村では 1920 年の 4 人から 1921 年 33 人、1922 年 28 人と増えている。この傾向は、青山家で働く漁夫が、毎年同じ者ではないことを表す。実際に、1920～1925 年において、南秋田郡内で 628 人の漁夫が 1 回のみ単発出稼ぎ就労であり、これは南秋田郡全漁夫数 873 人の 71.9%におよんだ。それに対して、6 年間続けて青山家へ来た南秋田郡内の漁夫は 6 人にすぎなかった。他郡も同様の傾向を確認でき、1920～1925 年の 6 年間に毎年出稼ぎした者は 14 人、これは青山家全漁夫 1,614 人の 0.9%にすぎなかった¹⁰⁹。

(2) 漁夫募集地域間の調整

前項で見たように、青山家は南家と異なり、漁場統数の多さに比例して、複数の漁夫募集地域が存在しており、主に 1 道 2 県の 6 郡にまたがる地域から出稼ぎ漁夫を雇った。しかし、複数の募集地域を確保さえすれば、簡単に漁夫が集まったわけではない。前項で示したように、毎年同じ漁夫が来るとは限らず、一定の人数を確保できる保証はどこにもなかった。

それでは、青山家は鯨漁業の操業に向け、必要な漁夫をいかにして確保したのであろうか。本項では、「漁夫募集の争奪戦」（玉 1999）が繰り広げられたと言われる、1920 年の漁夫雇用に注目する。まず、漁夫募集活動を確認した上で、募集活動に関わった者（経営者、募集従事者、頭、組合等）による書簡のやりとりから、難問に遭遇した際、どのように対応したかを検討する。

¹⁰⁸ ここでは複数年雇用漁夫は、複数人としてカウントした。

¹⁰⁹ なお、全域における 1 年のみ就労者 1193 人、2 年就労者 237 人、3 年就労者 96 人、4 年就労者 48 人、5 年就労者 26 人である。北海道内の漁夫については、1924 年以外の 5 年間で最長期間であり、1 名のみであった。

① 一連の募集活動

まずは、書簡等から、1922年春の鯉漁業に向けた一連の募集活動について整理する。募集活動のキーパーソンとなる者は、前節で述べた毎年青山家で働く漁夫であり、彼らが各郡に存在することが重要となる。5年ないし6年間続けて青山家に来た者は、亀田郡（1人）、三戸郡（10人）、上北郡（1人）、南秋田郡（25人）、山本郡（3人）にわかれていた。

漁夫募集活動は、前年の1921年11月から始まる。1921年11月26日、青山政吉が三戸郡の戸田仁太郎・石橋福松・藤谷松太郎、南秋田郡の加藤勘三郎、山本郡の熊谷石五郎へ漁夫雇入れに向けて、出張日取りを相談した。熊谷へ宛てた書簡が以下である。

拝啓時下寒冷ノ節ト相成リ申候処御貴殿益々御精祥大賀候就而本年度漁夫雇傭期モ切迫仕リ十二月廿日過ぎ迄ニハ御地方ニ出張仕リ度キ予定ニ之有リ候然レバ右期日前後ニテモ御貴殿等ノ御考ヘニテ雇入レニ宜敷キ時期ヲ計リ御通知相成リ度ク候 尤モ雇入レベキ人員ハ八十名ノ予算ニ之有リ候ヘバ其御積リニテ各幹部連ニ御通知下サレ御手配下サレ度ク御願ヒ申上候 何レトモ御地方ヘノ近状御通知下サレ度ク右御依頼迄デ申上候余ハ後便ニテ申可候 勿々
十一月廿六日 青山政吉
熊谷石五郎様¹¹⁰

政吉は、郡別の雇入れ予定人数を知らせ、熊谷等から幹部連へ通知し、漁夫を手配するように依頼した。この書簡から、5人の下にさらに幹部連が存在し、彼らに対しての連絡は政吉が直接行うのではなく、5人が行うことを読み取ることができる。なお、12月には亀田郡の川村沢蔵、上磯郡の小松松蔵、上北郡の西館福松へも雇入れに向けて同様の書簡を政吉から送付した。このように、漁夫募集地域に居住し、経営者から漁夫を集めておくよ

¹¹⁰ 青山家資料 1934「便箋複写簿第卅四号」1921年11月26日付。

う連絡を受ける漁夫のことを、本章では「^{かしら}頭」と呼ぶ。頭は、鯨漁業期間中に「船頭」の役職に就く場合が多い¹¹¹。

出張前の12月21日に、政吉から頭へ、良さそうな漁夫には予め口約束しておくように伝えた上で、募集従事者は出張した¹¹²。1921年の募集従事者は、南部行きが佐藤弥惣治、秋田行きが角三次郎と青山岩蔵、北海道行きが高山伊三郎であった¹¹³。また、1月3日に民治が¹¹⁴、1月6日までに政吉も南部へ向かった¹¹⁵。募集従事者は出張時に使用した費用を各々「漁夫募集精算書」に書き留め、祝津へ帰った後に合算した。1923年から1929年における青山家の漁夫募集を「大正十二年若者募集経費¹¹⁶」から整理した寺林（2006）の結果をふまえれば、毎年同じ募集従事者が決まった土地へ行くとは限らない。また、書簡のやりとりからは、状況に応じて募集地を移動している様子も読み取ることができる。

書簡の差出住所によれば、南部では三戸郡小中野村の浪打旅館を、秋田、道南では頭の加藤家（脇本村）、川村家（銭亀沢村）を拠点としていた。募集従事者は、各地域における高島郡もしくは浜益郡・増毛郡の鯨漁場行き給料相場を考慮しながら、漁夫や炊事婦と契約を結ぶ仕事に加えて、前年の貸付金をまだ返済していない者から金を徴収するために各地を回った。

募集従事者は、予定人数分の契約が済むと祝津に戻り、漁夫を迎える準備をした。したがって、多数の漁夫をいかに安く、確実に漁場まで連れて行くかは、頭に任されていた。1月24日には三戸郡の頭に対し、団体割引を適用させるために、「本年度漁夫輸送ニ関シ鉄道院ニ団体申込ミ¹¹⁷」をするよう指示が出された。50人以上で団体申込をすれば、乗車賃が4割引となった。また、1922年より、労務者出発届を出稼ぎ者出身地域の警察庁宛に、労務者乗船届を青森港で乗船の際に（または青森水上署長宛に）、さらに上陸届を函館上陸の際に函館警察署長宛に提出することが義務付けられた。2月3日には、3通

¹¹¹ 1921年12月23日に青山漁場が募集従事者（佐藤弥惣治）へ宛てた書簡には、明春の鯨漁業で戸田、石橋、藤谷を「船頭」として雇うように指名がなされた。青山家資料1935「便箋複写簿第廿五号」。

¹¹² 募集従事者は、青山家の家族もしくは鯨漁期中の漁場監督となる者。青山家資料1149「葉書複写簿第貳拾五號」1921年12月21日付、石橋福松宛。

¹¹³ 青山家資料17「明治二十九年三月 諸願届書綴」所収「労務者募集許可願」。

¹¹⁴ 青山家資料「書簡」1922年1月3日付、青山民治差出、青山政吉宛。

¹¹⁵ 青山家資料1149「葉書複写簿第貳拾五號」1922年1月6日付、青山民治宛。

¹¹⁶ 青山家資料695「大正十二年若者募集経費 第壹月改」。

¹¹⁷ 青山家資料1936「便箋複写簿第廿六号」1922年1月24日付、青山政吉差出、戸田仁太郎・石橋市太郎・藤谷松太郎・石橋福松宛。

の届書を各団体の漁夫輸送責任者（三戸郡は戸田，上北郡は西館，亀田郡は川村，上磯郡は小松）宛に送付した。その後，旅費を銀行為替にて送り，北海道の漁夫は 2 月 25，26 日中に，南部および秋田の祝津漁場行きは 2 月 27，28 日中に出発し，雄冬漁場行きは 3 月 2 日¹¹⁸に青森港を出帆し，漁場へ向かった。

② 漁夫募集に関わる問題への対応

順調に漁夫が集まることは少なく，頭，募集従事者，経営者はさまざまな対応を強いられた。ここでは彼らのやりとりから，①漁夫募集地域における給料相場の変動，②頭の出稼ぎ不参申出を例として取り上げ，青山家が漁夫募集に関わる問題にどのように対応したかを示す。

a 給料相場の変動

1924 年は，北海道南部の漁夫を雇っていない（図 27-a）。それは以下の事情によるものであった。

1924 年の鯺漁業に向けても，例年の通り 11 月末に頭へ願入れ，1 月には募集従事者を出張させていた。しかし，この年は亀田郡の最低給料が高く定められ，毎年，亀田郡から 1 統分（30 人）を雇っていた青山家は予定がくるってしまった。当地で募集活動を行っていた高山伊三郎は，1 月 5 日に祝津の元場へ電報を出した。元場からは，値段が高ければ南部地域にいる青山嘉吉と相談をし，亀田郡での採用をやめて帰るよう指示が出たため¹¹⁹，高山は指示に従い，南部へ電報を打った¹²⁰。結果を次の日に元場へ伝えたところ，「100 エンヨリタカネナラナンブ ニウチアハセカヘレ¹²¹」と電報が届き，1 月 8 日には，元場および南部へ電報を打って帰った¹²²。祝津に帰宅後，亀田郡からの雇入れを辞めた旨を，亀田郡の川村沢蔵へ伝えた書簡の一部が以下である。

¹¹⁸ 3 月 1 日に出帆予定であったが，2 日に変更となったことを，山本郡の責任者（熊谷石五郎）が 2 月 28 日の時点で政吉に連絡している（青山家資料「葉書」1922 年 2 月 28 日付，熊谷石五郎差出，青山政吉宛）。

¹¹⁹ 青山家資料 699 「大正拾参年度 函館在出張諸経費精算募集関係」。

¹²⁰ 青山家資料 695 「大正十二年若者募集経費」。

¹²¹ 青山家資料 699 「大正拾参年度 函館在出張諸経費精算募集関係」。

¹²² 青山家資料 695 「大正十二年若者募集経費」。

(前略) 本年貴地の意外なる高値の為め自然ニ手扣へと云ふ事ニ相成り状況申上げ多
少なり雇入れる様申上げ候も何分ニも金の事ニ候へば、如何とも致し堅く誠に残念の
至リニは候へど、本年は雇入見合せと決定せられ候ニ付き何卒御承知願上候、然れ共
も明年度ニ於ては是非又出張御世話ニ相成る事ニ候へば、若者の方ニは御貴殿様ヨリ
宜敷く御話し置き下され度く願上候 (後略)¹²³

今年は募集を断念したものの、来年はまた雇入れる予定であり、漁夫達によろしく伝える
ようお願いしている。実際に、亀田郡における漁夫雇用数は、1923年22人だったものが、
1924年は0人となり、翌年の1925年には再び34人が雇われた¹²⁴。ただし、銭亀沢村の
漁夫は減少し、その分、戸井村から15人の漁夫が新しく来た(図27-a)。また、1923年、
1925年の両年ともに参加した者は、佐藤政吉(大野村)、湊沢辰次郎(銭亀沢村)の2
名のみであり、大野村や銭亀沢村の漁夫はほとんどが新しい者であった。

1924年度における他地域出身の青山家漁夫の給料は、最高147円、最低60円の平均
97.6円であった。亀田郡では、例年、他地域に比較して高く給料が設定されていたよう
であるが、それでも、前年度の亀田郡における青山家漁夫の給料は、最高83円、最低76
円の平均82.3円だった。したがって1924年度の他地域の給料や、前年度の亀田郡の給料に
対し、1924年度の最低給料が100円以上に定められたことを受け、青山家が亀田郡から
の雇入れを拒んだのは理解できよう。

以上より、1924年に北海道出身者が雇われなかったのは、単なる資料の欠如ではなく、
高い給料相場に対応し、募集地域を急遽変更したためと結論づけられる。

b 頭の不参申出

上述したように、青山家では、頭が募集地域内で年明け前から漁夫に声をかけ、後に募
集従事者もしくは経営者が契約する方法をとった。つまり、頭は漁夫集めの核となる人物
である。

¹²³ 青山家資料1942「便箋複写簿」1924年1月12日付、高山伊三郎差出、川村沢蔵宛。

¹²⁴ 青山家資料689～694、1615～1616「漁夫募集帳」。なお、1926年以降も亀田郡から漁
夫は来た。

ところが、1922 年末に山本郡の頭である熊谷石五郎が次の鯨漁業には青山家で働かない意向を示した。熊谷は、青山家の鯨漁業に長年従事し、船頭の役職に就いていた。1922 年の鯨漁業において、九一金の配分に不正があったことを、他の漁夫に申し訳ないという理由のもと、1923 年春は「不参」の意向を示した¹²⁵。「当年ハいちわり（筆者注：偽り）者と相成候へ共も明年ヨリ正直の人と相成度くと考ひ明春ハ是非共も外の漁場へ参り度く候」と、1923 年のみ他の漁場へ行く旨を伝えてきた。

そこで、青山民治は同郡のもう 1 人の船頭である松岡清八郎に、熊谷と面談し、「是非当方ニ出稼ギ出来得ル様」に説くことを依頼した¹²⁶。加えて、募集従事者の角三次郎にも、秋田行き募集活動日を早めさせ、12 月 10 日に小樽を出立、12 日に八森村で 80 銭の「石五郎へ土産物」を購入し、熊谷と話すように命じた¹²⁷。その結果、1923 年も熊谷は雄冬船頭として就労することになった。

③ 他漁家の存在

熊谷については、同郷の松岡清八郎や、募集従事者の角三次郎による説得の甲斐もあり、無事に解決した。しかし、この件は他の地域へも飛び火した。上北郡の頭である西館福松が、1922 年を最後に青山家に来なくなった。西館は、先に述べた熊谷不参の話聞き、また、他の理由もあわさって、雄冬行きを辞めると言いだした。西館と話し合った募集従事者の青山綴夫が、茨木家の船頭に相談した結果を 11 月 27 日に青山家へ送っている。その手紙によると、茨木の船頭に頼めば、15 人位は雇入れることができると言う¹²⁸。このように、漁夫集めの頼りであった頭の不参加表明に対面した際、他漁家の船頭に頼み、漁夫を集める選択肢もあったことは特筆すべき点であろう。

他にも、遭難時の救助に対する御礼の書簡の授受が数多く残されていたことから、同地域内の漁家間には、協力体制が存在したことが確認できる。

¹²⁵ 青山家資料「書簡」1922 年 12 月 3 日付、熊谷石五郎差出、青山民治宛。

¹²⁶ 青山家資料 1938「便箋複写簿 第 39 号」1922 年 12 月 7 日付、青山民治差出、松岡清八郎宛。

¹²⁷ 青山家資料 695「大正十二年若者募集経費」。

¹²⁸ 青山家資料「書簡」1922 年 11 月 27 日付、青山綴夫差出、青山民治宛。

他方、青山家と南家の漁夫名簿において同一人物と推定される者¹²⁹、すなわち、両漁場に働きに行ったと確認できる者は、6人存在した（表15）。6人の就労年を見るに、最初に就労した漁場は一致しておらず、一方の漁場に不都合があったという理由は考えられない。また、堤力蔵を除き、役職の無い一般漁夫である。堤の場合も、17歳の時に青山家で働き、その後、南家に変更した時点では一般漁夫であり、1929年から役職者となった。したがって、移動時点では、全員が一般漁夫であったと言える。彼らが漁場を変更した理由は、さらなる検討を必要とするが、一般漁夫が同一地域内の漁場を変えて就労している点は興味深いことである。

¹²⁹ 氏名、住所（字名まで）、生年月日が完全に一致する者をここでは抽出した。

4 鯧漁業衰退期の状況と新規事業

鯧漁家は、雇用漁夫に対して、契約時に給料の約 8～9 割の前金を支払い、漁期終了後には、給料の残りから漁期中に貸した金額を差し引いたものと帰りの旅費を支払わねばならない。これらの費用は、その年の売上収入で支払い、また、利益が生じれば、手当（九一金）も支払う約束であった。青山家は、280 人以上の漁夫を雇い、14 統以上で鯧漁業を実施する中で、いかにして経営を成り立たせたのであろうか。特に、鯧漁業衰退期においては、経営難に陥る危険性が強く、経営活動に工夫を要すると予想される。そこで、本節では衰退期、なかでも、5 回の大不漁を経験した 1930 年代における漁家経営を検討する（図 10）。

(1) 広域鯧漁家経営の利点

高島郡では、1930 年に初の大不漁となったが、翌年には漁獲が見られ、一旦は立て直した。しかし、1935 年、さらに翌年の 1936 年も高島郡の海に鯧は近寄らなかった。2 年続けて大不漁を経験すると、経営は成り立たなくなる。前章で見たように、高島郡のみに鯧漁場をもつ中規模鯧漁家の南家は、大不漁への対策として、1936 年 4 月 16 日に樺太行きを決行した。樺太行きによる利益は出たものの、結局、1936 年をもって、南家は単独の鯧漁家経営を終えた（第 IV 章第 4 節参照）。

南家に対し、同時期、青山家はいかなる状況であったのだろうか。本節では、1935 年、1936 年の青山家の経営状況を見ていきたい。

鯧製品売上高と経費の差額に応じ、漁夫に支払われた手当を「九一金」と呼ぶ。九一金は、漁期の総漁獲高によって増減するため、各年の鯧漁業に関する経営状況がわかる指標となりうる¹³⁰。「若者九一精算帳¹³¹」によれば、1935 年の青山祝津漁場では、「本年度凶漁ニ付キ九一金ナシ」と記される。一方で、青山雄冬漁場では、1,226.37 円の九一金が確保できた（表 15）。この九一金は、祝津の漁場に行き渡ることはなく、雄冬の漁場で

¹³⁰ 九一金の記録は、経営者が漁夫に支払う金額を少なくするために、過少記載の場合も存在する。しかしながら、純利益の経年的な傾向を判断するには最適と考え、本章では取り上げる。

¹³¹ 青山家資料 866「昭和八年改 青山漁業部 若者九一精算帳」。

働いた漁夫や炊事婦のみに分配された¹³²。「昭和六年三月 差引勘定帳」によれば、雄冬の漁夫には等級に応じて、1人当たり5円から28.8円の九一金に加えて、手当も1円から10円、特別手当として3人にそれぞれ30円支払われた。

4代目馨の葉書は、1935年における雄冬の豊漁を伝える。

(前略) 此処はまだ初鯨程度ですが雄冬は大々漁をしました 杵の数拾一枚漁りしました 雄冬は青山鯨と云はれ増毛管内水場の分割は私共もの物で愉快です 此れだから一之勝敗はやめられません (後略)¹³³

祝津の大不漁に対し、雄冬は豊漁となり、馨は祝津と雄冬を行き来していた¹³⁴。それに対して、南家は雄冬の様子を伝え聞いては、祝津の状況と比べていた¹³⁵。青山家は、高島より北に位置する雄冬にも漁場を持っていたことが、1935年における高島の大不漁時に救われた。すなわち、漁場を分散することによって、大不漁をしのぐことができた。

しかしながら、1936年は、「北海道開拓以来の大々凶漁¹³⁶」となった。「若者九一精算帳」には、祝津、雄冬漁場とも「凶漁皆無九一ナシ」とされる(表16)。前述の「昭和六年三月 差引勘定帳」にも、1936年は九一金が記されていない。たとえ漁夫に九一金を払えない場合でも、固定給の場合は、未払給料と帰りの旅費(1人当たり祝津漁場3円、雄冬漁場3.8円)を支給する約束であった。しかし、その費用を捻出することも難しかった。切揚げ予定日(4月28日)までに半額乗車券の手続きをするよう、八戸在住の頭に

¹³² 漁夫への給料、旅費、手当、前金、立替金等の支払い記録が「差引帳」である。祝津の4番屋に従事した漁夫に関する「差引帳」において、1935年は九一金が支払われていない(青山家資料「昭和四年第壱月改メ 差引帳」,「昭和九年春五月吉日改 豊井・島萌 差引帳」)。他方で、1935年も九一金が記された2990「昭和六年三月 差引勘定帳」には、裏表紙に「雄冬 青山漁場」と記され、「昭和拾年度前金貸附帳 雄冬青山漁業部」(青山家資料745「精算書」)の漁夫と一致することから、雄冬漁場の漁夫のみに九一金が払われたと判断する。

¹³³ 青山家資料1391「葉書複写簿」1935年4月2日付,青山馨差出,伊藤繁太宛。

¹³⁴ 「今年鯨の大凶漁に再會しましたので雄冬の漁場などへとび歩いて居た」(青山家資料1946「手紙N2」1935年5月7日付,青山馨差出,川崎毅一宛)。

¹³⁵ 「青山雄冬ノ漁場デハ、歩方ト元場トニテ各一杵ツツ取り、一函三円八十銭也ノ売却ノ由話アリタリ」1935年3月30日付,「青山ノ雄冬ノ漁場ハ昨夜共四ヶ統ニテ二杵ツツ計八杵収穫ノ由、小生方面ハ鯨模様ナシ」1935年3月31日付,(北海道立文書館所蔵,南弥太郎家文書B35/215「当用日記」)。

¹³⁶ 青山家資料1949「漁業関係」1936年4月21日付,青山民治差出,戸田仁太郎宛。

依頼した¹³⁷。幸いにも、続く 1937 年は祝津の出張漁場にて、9,568.69 円の利益があり、455.65 円を九一金として確保できた（表 16）。したがって、全ての漁場における凶漁が連続しなかったため、全体として利益を上げることができ、青山家は鯨漁業を続けられたことが認められる。

(2) 新規事業

高島郡以外に雄冬でも 1902 年から鯨漁業を行っていたため、高島郡における鯨皆無時にも、雄冬の漁獲量で青山家は何とか利益を出した。そこが大規模鯨漁家の強みであったと言えよう。しかし、祝津漁場における鯨漁業の衰退に危機感を感じていたのか、1920 年代後半から、他の事業にも手を出し始めるようになった。本節では、3 代目、4 代目がそれぞれ中心となって行った 2 つの新規事業について示す。

① 缶詰工場

1934 年には、3 代目民治が中心となり、北日本缶詰製造所（水産加工部）を起ち上げた。鯨を中心として、鮭、蟹、トマトサーディン等さまざまな缶詰を製造した。生身欠鯨の缶詰は、北海道水産試験場の実地指導を受けたものであった。

第Ⅲ章で『小樽新聞』の記事を紹介したように、北海道水産試験場製造部は、身欠鯨を用いた純日本産の缶詰製造に取り組む等、新たな展開を試みていた。これは、日露戦争後から 1920 年代にかけて安価な大豆粕・硫酸等の輸入肥料が普及する中（坂口 2003）、魚肥の需要量も減少してきたことへの対処と言える。高橋（2004）が取り上げた魚粉製造および製品の輸出も、魚肥の国内市場の行き詰まりから脱却しようという鯨魚肥製造者の試みの 1 つである。

このような状況の中、民治も「北海道の主要産物たる鯨の食料化に付相当の犠牲をも辞せざる覚悟¹³⁸」で取り組んだ。しかし、売上は思うように伸びなかった。生身欠鯨の缶詰の特長は、生身欠鯨を原料とするため、乾燥身欠鯨の場合よりも栄養価が高い点である。そこで、民治は「軍隊方面に努力次第に依っては相当需要のあるもの」と考え、「陸軍の

¹³⁷ 青山家資料 1949「漁業関係」1936 年 4 月 21 日付、青山民治差出、戸田仁太郎宛。

¹³⁸ 青山家資料 1946「手紙 N2」1934 年 11 月 17 日付、青山民治差出、梶原仲治宛。

之等関係筋に知己の御方御無之候哉」と陸軍関係者を紹介してもらった¹³⁹。彼らや北海道庁、商店等に見本を送り、販路の開拓に精を出し¹⁴⁰、1939年まで種々の缶詰を販売した。

② 浦河への進出

4代目馨もまた鯨漁業以外の道を考え始めていた。「此後は漁撈だけでは事業としての興味がうすい様に思へて色々な事に手を染めて見ました何か面白い事でもあったら御知らせ下さい¹⁴¹」と語り、1934年、北海道浦河町で鰯加工業を開始した。

しかし、この鰯加工業は順調に始まったわけではなかった。

1934年6月上旬に、浦河町の江藤氏と大分県の上野氏が共同で鰯旋網業を着業するにあたり、製造過程を引き受けないか、と馨のもとに打診がきた。鯨と同様に、鰯を釜で煮た物を搾り、干して肥料とする作業を馨は任された。ちょうど馨も「先年来釧路、十勝、日高方面の鰯旋網漁業に御目して居ったので¹⁴²」、話に飛び乗った。前年は、景気の回復に加え、浦河を中心とした日高の沿岸一帯には鰯の群れが押し寄せた（浦河漁業組合編1934）。さらに、1930年には浦河港が開港し、1935年には日高本線の開通によって、函館や札幌から浦河に資本や人がやってきた時代であった。

契約成立後、すぐに浦河町へ馨が出張したところ、江藤の借地権内に土地はなく、土地を借入れるまで10日間かかった。「漁期半になって迷惑をかけてはならないと考へて拾参個の約束の鰯釜を一個増設して拾四枚にし約参千五百円位の設備費を投資して」上野の漁船が漁夫と共に浦河港へ入港するのを待った¹⁴³。しかし、7月を過ぎても上野は来ず、疑い始めた馨は、興信所に上野に関する調査を依頼した¹⁴⁴。ようやく8月4日に陸廻りで上野が浦河町入りし、船は11日に浦河港へ着いた。ところが、「乗組員も僅に拾名」、「来た船を見ると昭和三年建造のぼろ船ぼろ網」と、全く話が違った。何とか鰯を獲り始めたものの、不安はつきなかつたようである。

¹³⁹ 青山家資料 1946「手紙 N2」1934年11月17日付、青山民治差出、梶原仲治宛。

¹⁴⁰ たとえば、青山家資料 1946「手紙 N2」1934年11月28日付、青山民治差出、北海道庁物産幹旅行東京事務所宛。

¹⁴¹ 青山家資料 1124「要用雑信」1934年8月19日付、青山馨差出、三村司宛。

¹⁴² 青山家資料 1124「要用雑信」1934年8月19日付、青山馨差出、三村司宛。

¹⁴³ 青山家資料 1124「要用雑信」1934年8月19日付、青山馨差出、三村司宛。

¹⁴⁴ 上野の子孫への聞き取りによれば、上野は、実際に大分県北海部郡四浦村において勢力をもつ網元であった。

釜場は良い物を準備したにもかかわらず、1年後も、肝心の鰯の漁獲がないために、馨は「皮肉の歎を洩し」ながらも、「日高進出の第一歩此の位の困難はかくごの事に候へば今後を期待し」、上野が鰯を漁獲するのを待った¹⁴⁵。その後、上野との契約を破棄し、青山家が主体となり、浦河青山漁業部として、日高方面における鰯漁業の拠点を浦河においた。

なお、青山家は、他にも、稚内港から油鮫刺網漁業を始める等、根拠地を遠隔地へおき、漁獲場所・魚種を拡大していった。

¹⁴⁵ 青山家資料 1393 「要用雑信」1935年8月24日付，青山馨差出，佐藤長治宛。

5 小括

本章では、北海道高島郡を拠点に、大規模な鯺漁家経営を行っていた青山家が、同地域の鯺漁業衰退期（大正・昭和初期）に、いかにして漁夫を集め、経営を続けたか、漁夫雇用と経営の多角化の面から考察した。以下、前章で扱った中規模鯺漁家の南家と比較しながら経営規模の違いによる影響についてまとめる。

着業漁場数の違いが必要な漁夫数の違いに反映されるため、大規模鯺漁家の場合、多くの漁夫が必要となる。青山家では、毎年 300 人程度の漁夫を雇入っていた。したがって、南家のように特定の 1 郡のみで漁夫を集めることは難しい。そのため、青山家は北海道、青森県、秋田県の複数かつ広域的な漁夫募集地域を有した。募集地域の範囲の広さは、募集方法も煩雑にする。南家は、1 人の大船頭にすべて任せる方法で事足りた。一方、青山家は、11 月から各地域の頭に口掛けを依頼し、その後、募集従事者を出張させ、経営者も出張するといった、3 段階の漁夫募集方法を実行した。募集地域が複数のため、頭も必然的に複数人存在し、さらにその下に幹部連が存在した。

しかしながら、青山家・南家の双方においても、特定の地域から常に同じ漁夫の集団的出稼ぎは認められなかった。特に、不熟練労働者¹⁴⁶の一般漁夫は入れ替わりが激しかった。「漁夫争奪戦」の時代、衰退する鯺漁獲地域においては、労働力確保は難事業であった。その方策として、青山家は年ごとに異なる募集活動を行った。南家も漁夫雇入れ方法を変えた。ただし、両家が講じた策は次のように異なる。

南家は、大船頭に一任していたものを、全体で損失となった年の翌年より、経営者自らも募集活動に加わった。ただ、この募集活動も 1 月から始めており、青山家に比すれば遅れていた。

青山家の活動は、11 月末から始まり、途中、難問に遭遇した場合は、募集地域間で雇入れ漁夫数の調整を行った。募集従事者は担当地域の状況を、経営者や他地域の募集従事

¹⁴⁶ 鯺漁業の出稼ぎは、技術の不要な「単純型出稼ぎ」の代表例に挙げられる（中村 2000）。また、鯺漁業出稼ぎ経験者によれば、中学校を卒業後 15 歳の未経験者であっても、農家であっても、櫓を漕ぐ力と網を曳く力があれば、働くことができたと言う。ただし、そうした単純型出稼ぎの中にあっても、役職者になるには、経験と技術が必要となる。すなわち、漁夫の中に、不熟練労働者の一般漁夫と、熟練労働者の役職漁夫の二分化が確認できる。

者に連絡し、実際に他地域へ向かう場合もあった。他にも、本章では詳しく述べられなかったが、他漁家が動く前に契約をしようと、募集従事者や経営者の出張日を早めることもあった。ただし、早めすぎた結果、最低給料が未決の場合や募集地域に人がいないため、契約が結べないこともあった。

このように青山家は、複数の漁夫雇用地域間において、鯺漁業実施に必要な漁夫数を調整する仕組みがうまく機能していた。第2節で指摘した三浦（2006）の1916年¹⁴⁷と寺林（2006）の1924年の漁夫募集地域が異なったのは、募集地域間における調整の結果と考えられる。ところが地域間の調整が上手く機能した反面、同郷漁夫による集団の体制（根本2000）は、大きく崩れていったと言わざるを得ない。漁夫の人数調整を重視したが故に、地縁を活用した不正漁夫防止や連続就労者の確保ができなかったと考えられる。漁場内で喧嘩が勃発し、新聞に報道される場合もあった¹⁴⁸。青山家には、前金を受取ったにもかかわらず、働かない不正者が多く確認される¹⁴⁹。それに対して南家では規模が小さいことが幸いして、こうした問題への対処は容易であった。

1930年に起こった高島郡における鯺大不漁は、同地の鯺漁家に、これ以上鯺のみに頼っていては難しいと感じさせた。鯺の豊漁を期待しながらも、新たな事業に挑戦するようになった。両家とも新たな事業を試み、鯺専業経営から多角的な経営へ転換した。

もっとも、その方法は異なった。南家は、高島や祝津の前浜で種々の他漁業に取り組み、樺太で購入した生鯺を高島で加工するといったように、漁業の拠点は高島郡に限られた。また、新規漁業への挑戦を、女性による湯屋業という安定した副業での収入が根底で支えた。

他方、青山家は事業の拠点を各地に置き、漁家経営をより広域的なものとした。青山家の鯺漁業が他地域へ進出したのは、鯺が全く獲れなくなっただけからの対応ではなく、金銭的にも余裕がある時に前もって行うことで可能となった。鯺漁業衰退期には、漁場が分散さ

¹⁴⁷ 青山家は、1914年の時点で山本郡漁夫募集員組合の組合員になっており、秋田県山本郡から漁夫を募集することは可能であった。よって、1916年はあえて山本郡から漁夫を募集しなかったと考えられる。なお、松岡清八郎（八森村）、藤田石五郎（沢目村）も山本郡側の組合員として登録されている（北海道立文書館所蔵、南弥太郎家文書 B35/340 「組合規約並ニ組合員住所氏名録 山本郡漁夫募集員組合」）。

¹⁴⁸ 青山家雄冬漁場における「漁夫の喧嘩（加害者は山本のもの）」（『秋田魁新報』1913.4.12朝刊）。

¹⁴⁹ たとえば大正10年度の青山家祝津漁場では、8人逃走し、20人は「自今雇用不可ノモノ」であった。青山家資料 869 「大正拾年度 使役漁夫成績調書」。

れていたため、中規模鯺漁家のような被害はなく、さらに、他漁業への事業範囲を拡大する試みがなされた。

一般に漁業は、1日、1年ごとの変動が激しく、本質的にリスクをかかえている。これは、鯺漁業も同様である。ただし、鯺漁業は、豊漁・不漁といった変動はありながらも、隆盛期には、毎年、一定以上の漁獲があり、豊漁の時代が続いた。しかしながら、安定した鯺の漁獲を続けてきた高島郡は、大正末期から昭和初期に、突如として鯺が来なくなり、不漁に陥った。そうした危機に直面して各漁家が実際にどのように判断し、切り抜けてきたかという課題について、本章では漁家文書をもとに検討した。

『留萌漁業沿革史』において、相対的に不安定と評価された大規模鯺漁家も、多数の漁夫確保のために複数の募集地域を有し、調整を行っていたことや、早めの事業範囲の拡大からは、漁夫雇入れや、不確実性をともなう水産資源に対し、リスク分散を念頭に置きながら経営していたと考えられる。

第VI章 鯧の移動にともなう漁夫の活動

1 はじめに

(1) 本章の目的

これまでの章では、鯧漁獲地域、とりわけ鯧漁家側の対応を見てきた。では、そこへ働きに行く出稼ぎ者は、どのように鯧の漁獲量変動に対応したのだろうか。本章では、南家・青山家の両家へ漁夫を送り出していた秋田県山本郡を主たる対象地域とし、出稼ぎ者の活動の変化を具体的に明らかにする。秋田県は、青森県に次いで鯧漁業出稼ぎ者を送出し、鯧漁業終了後も、関東方面へ出稼ぎ者を多く送出しており、主要な「出稼ぎ県」として位置づけられる。秋田県の中でも、第IV章第3節で見てきたように、山本郡は1913年の時点で既に山本郡漁夫募集員組合が機能していた。この点においても、本章では、鯧漁業を出稼ぎ者側から再検討するために、秋田県山本郡を取り上げる。

豊富な地元労働力の有利さの上に存立した他地域の他漁業と異なり、鯧漁業では、漁獲地域が開拓途中の北海道西海岸であった点、短い漁期に大量の労働力が必要とされた点から、漁獲地域の人々のみでは足りず、遠隔地の労働力に大きく依存していた（近藤・梶井1956）。鯧漁期（3～5月）になると、主に東北、北陸地方から、多くの男性が漁夫として、女性も飯炊き係として働きに向かった。彼らは、出発前に賃金の8～9割をもらい、漁期終了後に残りの賃金と、その漁場の漁獲高に応じた手当を得た。したがって、鯧漁業の盛衰は、単に漁獲地域の人々のみならず、労働者送出地域の人々の生活にも大きく関わっていたと言える。

漁獲地域から離れた地域において、いかにして出稼ぎ者が送出され、出稼ぎ者数や送出地域の範囲が拡大していったか。また、送出地域のみならず、出稼ぎ者自身も、生産地の変化に対してどのように対応していったのか。以上の観点を明らかにすることが、本章の課題である。

以下、次項では、既存研究において述べられる、戦前期の秋田県における出稼ぎの特徴を確認する。そこで指摘された特徴が、いかに変化してきたか、また、同地域の地方新聞でどのように報道されてきたかを、『秋田魁新報』記事をもとに検討する（第2節）。続いて、実際に秋田県内から北海道へ鯧漁業出稼ぎに向かった、1人の出稼ぎ者に焦点を絞

り、一生における出稼ぎ活動を、彼自身の記録をもとに分析し（第3節）、戦後まで鯿漁業出稼ぎが続いた地域では、いかに出稼ぎ活動が継続されていたか、出稼ぎ者送出構造を検討する（第4節）。最後に、得られた結果をもとに、鯿漁獲地域の変化と出稼ぎ者送出地域の変化との関係を考察する（第5節）。

（2）戦前期の秋田県における出稼ぎの特質

出稼ぎ活動の変化を検討する前に、戦前の秋田県における出稼ぎの特質がどのように指摘されているか、確認しておきたい。

戦前期における東北地方の出稼ぎについては、すでに中島（1935a・b）で、中央職業紹介事務局による出稼ぎ調査（『大正十四年出稼者調査』、『昭和三年中に於ける道府県外出稼者に關する調査概要』、『昭和五年中に於ける道府県外出稼者に關する調査概要』、『昭和七年中に於ける道府県外出稼者に關する調査概要』）を資料として分析がなされている。また、玉（1999）は、中島（1935a・b）にその後の資料（内務省社会局 1937、厚生省職業部 1939）を補って、戦前期の青森県における出稼ぎの特質を整理した。その際に、玉は、「青森と秋田の両県は、出稼ぎに関してはあらゆる面で似通った特徴を示すこと」を指摘している。

そこで、本項では、まず、玉（1999）の青森県の事例にならって、戦前期の秋田県全体における出稼ぎの特質を見ていきたい。

まず、秋田県の出稼ぎ者数の推移および全国に占める比率を示せば、表 17 のようになる。秋田県は 1932 年の時点で、全国総数の 1.85% を占め、21 位に位置する。東北地方においては、青森県の 17 位を最高位とし、秋田県、岩手県の 29 位と続くが、福島県 36 位、山形県 43 位、宮城県 45 位を占めているに過ぎない（中島 1935a : 200）。すなわち、秋田県を含め、東北 6 県の出稼ぎ総数は、全国的に見れば、数の上ではそれほど突出したものではなかった。しかしながら、表 17 の男女別出稼ぎ者数を見れば、男子出稼ぎ者に対し、女子の出稼ぎ者が非常に少ない点が特徴として挙げられる。全国合計では、たとえば 1925 年の場合、男 454,066 人、女 331,310 人とおおよそ 6 対 4 であるのに対し、秋田県では 9 対 1 の比率であった。男子出稼ぎ者数については全国有数の地位を占めながら、女子出稼ぎ者数が極端に低いため、出稼ぎ者総数が全国的に見て突出していない結果となった。西日本で活発であった女子の紡績業出稼ぎが、秋田県では少ないことが理由である（玉 1999）。

では、いかなる職業への出稼ぎが多いのであろうか。表 18 には、秋田県出稼ぎ者が就労する地域と職業の上位を示した。表から、秋田県の出稼ぎには、東京への工業出稼ぎも存在したが、それ以上に、北海道、樺太、露領カムチャッカへの漁業出稼ぎに集中した特徴が確認できる。

以上の特徴は、先述したように、青森県の出稼ぎにも同様に見られた。しかしながら、図 28 に示すように、その出稼ぎ者の本業を見れば、青森県と秋田県の漁業出稼ぎは異なる性質をもっていた。すなわち、青森県においては、漁業出稼ぎ者は、本業が漁業の者に全て占められたのに対し、秋田県では漁業者と農業者が各 4 割、またその他の者も 1 割存在した。この傾向は、岩手県にも同様に見られ、漁業者以外によっても漁業出稼ぎが担われていたことが考えられる。

この点について、1930 年に秋田県農会が行った「農業労働者状況調査」の資料をもとに、郡別ではあるが、秋田県内各郡における出稼ぎ特性を押さえながら、検討していきたい。

図 29, 30 を見れば、出稼ぎ者の職業や行き先が郡によって、大きく異なることがわかる。最も出稼ぎ者が多い郡は、南秋田郡 (2,925 人) であり、山本郡 (2,411 人)、北秋田郡 (2,248 人) と続く。すなわち、秋田県の北西部において、出稼ぎが盛んであったと言える。さて、職業別 (図 29) に見た場合、沿岸地域 (山本郡, 南秋田郡, 由利郡) で漁業出稼ぎが 70%以上を占める点、北東内陸地域 (鹿角郡, 北秋田郡) では山作業が約 50%を占める点、南東内陸地域 (平鹿郡, 雄勝郡) では会社・工場労働者としての出稼ぎが約 25%を占める点を特徴として挙げられる。また、内陸部でも漁業出稼ぎ者が少なからず存在する点、特に北秋田郡 (352 人)、仙北郡 (353 人) では顕著である点も注目しておきたい。

行き先別 (図 30) では、沿岸地域で北海道・樺太・台湾・朝鮮への出稼ぎが約 75%、北東内陸地域で郡内町村への出稼ぎが約 40%、南東内陸地域で他府県への出稼ぎが約 40%となる。渡邊 (1932b) によれば、北海道・樺太・台湾・朝鮮行きは、大部分が北洋漁業 (北海道・樺太方面行き) に従事するものであり、外国行きも、ほとんど全てカムチャッカおよび沿海州方面行きである。なお、ここでの北洋漁業には、北海道内の鯨漁業も含まれる。

以上より、秋田県内出稼ぎ者は、沿岸地域 (山本郡, 南秋田郡, 由利郡) は、漁夫として北海道や樺太の漁場へ行く出稼ぎが大半を占め、北東内陸地域 (北秋田郡, 鹿角郡)

は、山作業で郡内の鉾山、山林へ行く出稼ぎが、南東内陸地域（平鹿郡、雄勝郡）では会社・工場労働者として他府県（おそらく関東方面）へ行く出稼ぎが多いと言える。ただし、先にも指摘したように、北海道・樺太方面へ向かう漁労出稼ぎが内陸部、すなわち漁業者以外にも少なからず存在したことは、北海道鯨漁業出稼ぎを考える上で、重要な点と言える。

2 鯧漁業出稼ぎに関する報道の移り変わり—『秋田魁新報』より—

本節では、鯧漁業出稼ぎに関する新聞記事を整理・分析することで、鯧漁業出稼ぎ者送出地域の人々が、どのように鯧漁業出稼ぎを捉えてきたか、その変化を考察する。

資料は、秋田県で明治から現在にかけて継続して発行された『秋田魁新報』を用いる。『秋田魁新報』は、秋田県を代表する新聞である。『遐邇新聞』として 1874 年に創刊し、以後題字を『秋田遐邇新聞』『秋田日報』と変更しながら、1889 年に現在の『秋田魁新報』になった(図 31)。戦時統制(一県一紙制)の際には、秋田県の県紙として、朝刊 4 頁、夕刊 2 頁に縮小しながらも、継続発行された。これらは、国立国会図書館によってマイクロフィルムが作成され、閲覧が可能となっている。また、『秋田魁新報』に関しては、1932 年より「記事見出し検索データベース」が秋田県立図書館によって作成され、利用可能である¹⁵⁰。以上より、明治初期から昭和 30 年代までの鯧漁業時代について、どのように鯧漁業が報道、表現されてきたかを検討するに相応しい資料といえる。

本節で用いる資料は大部分が『秋田魁新報』であるため、新聞記事の引用には、新聞名は省略し、年月日および夕刊・朝刊を示す。他の新聞記事を引用する場合には、新聞名も付記する。なお、夕刊の日付は翌日付であるため、日付表記は紙面通りとする。

(1) 年中行事としての「鯧漁業出稼ぎ」

1891 年の「北海道通信」では、「秋田より本道に来る鯧漁雇人夫は北秋田山本由利河邊南秋田等より出づるものにして其数一萬五千人に下らざるべし」(1891.10.13 朝刊)と、既に秋田県から鯧漁業に多くの出稼ぎ者が就労する状況が見られる。

鯧漁業出稼ぎ期間は、ちょうど農閑期であり、秋田県の鯧漁業が終焉してからは漁民も漁閑期となったために、年間生活リズムの中に組み込まれたと考えられる。ただし、秋田県沿岸地域の漁夫は、地先の漁業の豊凶により、北海道へ向かう人数に増減があった。

1918 年の鯧漁業出稼ぎには、地元の鰯漁業や鯖漁業が豊漁であったため、「農民の出稼

¹⁵⁰ 筆者は、出稼ぎ者募集活動が始まる 11 月から、出稼ぎ者が鯧漁場より帰郷する 6 月までの期間を中心とし、1931 年以前についてはマイクロフィルムで関連記事を採集し、1932 年以降については「記事見出し検索データベース」を使用した上でマイクロフィルムから該当箇所を複写し、データベースを作成した。巻末の付表 1 には、鯧・北海道・樺太関係記事のタイトルを掲載した。

多し一漁夫等は却って減少」したと言う（1918.3.24 朝刊）。鯺漁業出稼ぎ者は、沿岸地域のみならず、山間部からも送出された。下記の記事のように、年中行事としてみなされ、2月下旬～3月上旬にかけて、出稼ぎ漁夫集団の輸送が記事として取り上げられるようになる。

「北海道行漁夫団二十日より輸送開始 青森と本県で四千余名の申込み」（1924.2.8 朝刊）

地方の年中行事の一たる漁夫団の輸送期も愈々近くなった、青森運輸事務所へ申込んで来た人員は来る二十日から二月一ぱいで四千五十二人である（後略）

この記事には、続いて青森運輸事務所に申込まれた発着駅ごとの漁夫数が、昨年の状況と比較しながら報じられた。鉄道の団体輸送割引制度は 1909 年から開始されており、秋田県からは鉄道を利用して青森まで出て、船で函館へ渡り、再び鉄道で各村に向かう（鉄道が無い場所は再び船を利用する）方法もとられるようになった。

ただし、従来からの汽船利用も多く、汽船会社の広告も、1月以降3月の漁夫集団出発終了時期まで掲載された。4月に入ると、北海道各地の鯺漁況や、秋田県に入荷された鯺製品の相場情報（「鯺船入港」等）が伝えられる。

(2) 出稼ぎ先と漁期後の明暗

多くの秋田県民が鯺漁業出稼ぎに向かう中、鯺漁獲地域が北へ移り、漁獲がある地域とない地域が生じた。そのため、出稼ぎに行ったにもかかわらず、収入のない状態で帰郷する場合も出てきた。第Ⅲ章で取り上げたように、後志沿岸地域で初めて大不漁となった1930年には、『秋田魁新報』でも留萌以北の豊漁と共に、後志沿岸地域の惨状が報じられた。後志の漁家は、留萌や増毛から生鯺を購入するほどであり、出稼ぎ者に支払う帰郷旅費の工面に奔走する様子が描かれた。大不漁の後志に対して、豊漁の留萌・増毛といった対比が描かれ、出稼ぎ先によって明暗が分かれたことを伝える。

以後、出稼ぎ先の違いにより、鯺漁期終了後の明暗が、強く打ち出されるようになった。鯺漁業出稼ぎ者の結末に対して、秋田県としても対応する必要性が唱えられるようになる。職業紹介所は北海道へ度々出張し、就労先での不漁により、収入の見込みがほとんどない

秋田県出身の出稼ぎ者に対し、鯺漁期後の出稼ぎ先を探す事業を試みた。以下の記事は、紹介を始めた初期段階のものである。

「出稼漁夫の出先紹介 能代職紹の新しい試み」 (1934.4.21 朝刊)

能代職業紹介所が今度試みようという出先紹介というのはこれがうまくいけば職業紹介の新機軸ともいわれるであろう出先紹介というのは今春北海道鯺漁場へ出稼ぎした漁夫もそろそろ引揚げ期となるが、希望者を殖民土工協会を通じて土木工事に紹介しようというのである同職業紹介所では書面を以て漁場に出稼ぎ中の漁夫へ通知を発してその希望を集めている

(3) 県主体の鯺漁業出稼ぎ対策

出稼ぎ者数が増加するにしたがって、秋田県の財政に、鯺漁業出稼ぎのもたらす影響が大きくなり、県としても無視できない存在になった。1953年には秋田県労働部職業安定課によって『秋田県出稼小史』がまとめられた。

しかしながら、戦後、北海道庁は、北海道内失業者や引揚者に対する就労対策から、北海道内の労働者を保護し、道外からの求人数を削減させる方針を示した。秋田県からは毎年5,000名以上の出稼ぎ者を送出していたが、1950年の春から全般的に2割削減、逐次減らされることが求められた。それに対し、秋田県職業安定課は、道外からの雇入れ数を増やすように交渉を重ねた。もっとも、秋田県人は「非常に優秀な技術をもっているため」、鯺漁場経営者は、むしろ、「もっとよこしてくれと頼んでるくらい」と言う(1949.6.14朝刊)。秋田県の他にも、最大出稼ぎ者送出地域の青森県等も、北海道の方針に対して、交渉にあたり、1951年11月には道外者数の制限は廃止され、求人数の確保が実現した(1951.11.6朝刊)。

県の求人増加対策の結果、道外からの求人数削減が撤回されたものの、鯺の不漁が北海道全域で続いたことから、今度は、鯺漁業出稼ぎに対する魅力が低減していった。さらに、1947年に制定された失業保険法は6ヶ月以上の就労に対するものであり、就労期間3ヶ月の鯺漁業出稼ぎ者は対象とされないことも理由となり、出稼ぎ希望者が減少していった。以下の記事からは、県職業安定課による各方面への働きかけを窺える。

「鯧場嫌う県の出稼者 失業保険がつかぬため尻ごみ」 (1954.2.25 朝刊)

(前略) 県では失業保険法にある稼働六ヶ月以上の受給資格を季節労務者に限り、四ヶ月か三ヶ月に短縮することを中央に強く要望する一方、ニシン漁場との人のつながりを保持するため、新ためて求源地の男鹿、山本、由利の現地に説得する対策をたてている(中略) 同じ難儀をしても生活の安定した土建業の方が労務者に強い魅力となっているために、若い青年層はどんどんニシン場から土建業へ流れ、水産加工に働いた女子は農夫に転換しつつある、このほか本県のように郷里へ帰ってもきまった職がなく、貧困な消費生活に甘んじなければならぬ環境にあつては自然ニシン漁場から離れるのは当然だという(後略)

1951年までは、就労希望者数に対して求人数が少なかったために、秋田県や青森県が北海道へ働きかけを行った。しかしながら、上述した理由から、結局、求人数に対して就労希望者が不足する状況に陥ったのである。そのため、県の次なる対策として、国に対し失業保険法の就労期間を見直すことを要望し、県民に対しても、鯧漁業へ就労するように説得を行う必要が生じるようになった。

(4) 他業種を希望する新規出稼ぎ者

1955年になると、ますます鯧の漁獲量は減少し、ほぼ全域で皆無漁が続いた。北海道水産試験場が悲観的な漁期前の鯧漁況予想を発表したことに加え、これまでの不漁の蓄積による操業資金難も加わり、鯧漁家は、漁夫の募集数を縮小するようになった(1956.2.14朝刊)。

出稼ぎ者送出地域においても、この頃には、一度大漁を味わった者以外は、新たに鯧漁業出稼ぎに行こうとする者がほとんど現れなくなった。新たな出稼ぎ者層は、鯧漁業以外の業種、地域に向かうことを好んだ。県も鯧漁業以外の出稼ぎを勧めるようになる。新規出稼ぎ者層の希望と、東海道新幹線の建設や東京オリンピックに向けた建設ブームが重なり、この段階から関東・中部方面への出稼ぎが主流になったと考えられる¹⁵¹。

¹⁵¹ 男鹿市では、1952年に3,000人いた鯧漁業出稼ぎ者が、1958年には23人に激減した。これは、鯧の不漁からくる収入減によるもので、大部分が建設業(土工)へ転向したことに起因した。秋田公共職業安定所男鹿出張所によると、1月から5月までの出稼ぎ者数は、

1957年には、鯧漁業へこれまで毎年約2,000名を出し「県内一の出かせぎ人を出している能代、山本地区でも」わずか200名にも満たない状況であった(1957.3.10 夕刊)。その構成員は、「若い者が少なくほとんど昔からの義理で出かける三十歳以上の者」で占められていた(1957.3.7 夕刊)。1957年の鯧漁業は、北海道全域で16,400トンと大不漁に終わった(今田 1986)。しかしながら、能代職業安定所における帰郷者の話によれば、「来年も、もちろんいきますヨ、私ばかりでなく連中も同じでね。どうしてあんた五六年前、一晚の勝負で三十万円ころげこんできたんですからネ」と不漁の直後でも、次の鯧漁業に続けて向かう意気込みであった。彼らの中では、「季節的にいって三四月は地元においてもこれといった仕事がなく、どっちみち手なれたニシン漁場の一攫千金のスリルと期待が大きく動いているようだ」と『秋田魁新報』の記者は分析する(1957.5.15 夕刊)。

すなわち、北海道全域で鯧漁業終焉期に入ると、豊漁を経験した者による鯧漁業出稼ぎと、不漁ばかり経験した者や新規出稼ぎ者による建設業出稼ぎといった、2種類の出稼ぎ活動が見られた。鯧漁業に挑戦し続けた出稼ぎ者の期待もむなしく、その後、鯧の漁獲はほとんど無く、北海道鯧漁業は幕を閉じる。鯧漁業の状況が変化する中で、鯧漁業出稼ぎを続けるか否か、この出稼ぎが年間リズムに組み込まれた地域や人々にとって、その判断は難しかったに違いない。出稼ぎ者は、鯧漁業の状況変化に対して、どのように活動を行ってきたか、次節では、個人の出稼ぎ者の活動を具体的に見ていきたい。

先の漁業23人に対し、建設業1,462人、農業820人、林業86人であった(1958.6.17 夕刊)。

3 一漁夫の出稼ぎ記録が語る出稼ぎ活動

ここで再び第IV章で扱った南家の漁夫に注目しよう。図 32 には、1909～1936 年の 28 年間に、南家へ働きに来た漁夫の就労年数内訳を示した。第IV章で紹介した大船頭の田村藤蔵は、28 年間続けて働いた。それに対し、全漁夫の平均就労年数は 2.39 年間であり、漁夫全体の 54.6%が 1 年間のみ、すなわち 1 回限りの就労にとどまっている。たとえば、1909 年の鯧漁業に従事した漁夫 57 人の内で、1910 年の鯧漁業にも従事した漁夫は 17 人とどまり、新たに 45 人の漁夫が就労することになった。1911 年も続けて働いた漁夫を数えると、さらに 10 人に減る。この 10 人は全員が 1913 年まで働いており、南家の鯧漁業の中で重要な役を担っていたと考えられる。

このような立場の漁夫は、ほんの一部にすぎない。1929～1936 年の「鯧漁夫寄留届」には各労働者の役名も記されていた。この 1929～1936 年の間において、就労年数が役職の有無とどのような関係があるかを表 19 で確認しておきたい。役職者ではない者（一般漁夫）の占める割合を見ると、1 年のみで終わった者では 91.2%，2 年間のみでは 82.2%，3 年間のみでは 80%となり、一般漁夫の者ほど就労年数が短く、役職に付いた者ほど続けて南家で働いていたことになる。

以上のように、一般漁夫の大半は単発の就労となり、入れ替わりが激しかった。彼らは「漁夫名簿」に 1 度記されただけで、その後の動向を知ることはできない。一体、彼らはどこへ行ったのだろうか。鯧漁業に従事した出稼ぎ漁夫の多くは、1 年行っただけで、鯧漁業出稼ぎ活動自体を辞めてしまうのであろうか。本節では、鯧漁業出稼ぎ漁夫に焦点を移し、彼の出稼ぎ活動を詳しく見る。

現在、残念ながら、明治・大正期に鯧漁業出稼ぎをしていた人々は、すでに他界しており、直接、話を聞くことができない。また、当時、鯧漁業出稼ぎをしていた人々の中で、字を書ける人は少なく（松村 1978），出稼ぎ時の記録を書きとどめた人はほとんどいない。

このような時代において、鯧漁業出稼ぎ活動の状況を窺うことができる資料として、1 人の鯧漁業出稼ぎ漁夫による記録を本節では取り上げる。著者は、1871 年秋田県山本郡埴川村坂形（現 能代市）の小栗家で生まれ、1906 年同郡岩館村（現 八峰町）の菊地


家に婿養子入りした菊地久太郎である¹⁵²。彼は、1889年から鯨漁業出稼ぎ漁夫として北海道へ行った。そして、就労した漁場を毎年、『北海道出稼年度記録』（余市水産博物館所蔵）として記していた¹⁵³。これは、縦30.5cm、横13.5cmのノートに筆で記され、漁場名には、それぞれの屋号も記入されている（図33・史料1）。なお、出稼ぎの記録以外にも、網の形態、「海岸潮之引込予想」、「有名売葉製法」等が書かれている。

彼の出稼ぎ活動範囲は、北海道余市郡を中心とした積丹半島のみならず、東は釧路町、南は津軽海峡を越えて青森県八戸市まで及んでいた。31年間における、年ごとの菊地久太郎の行動を、記録から得られる範囲で表すと図34、表20のようになる。この出稼ぎ期間は、その特徴から4期間に区分することができる（図35）。そこで、初期（図35-a）、中期（図35-b）、後期（図35-c）、終期（図35-d）に分け、順に見ていきたい。

初期（1889～1902年：図35-a）は、鯨漁業のみに従事する「単一漁業出稼ぎ」であった。出稼ぎをはじめた19歳から32歳のことになる。第1年目の記録を示すと、

明治二十二年

北海道後志国美国郡婦美村

 関清松方稼キ切揚後帰宅す

と、鯨漁業切揚げ（漁期終了）後、すぐに帰宅している点が特徴と言える。また、漁場の場所は、1889年美国郡婦美村（現 積丹町）、1890～1892年には余市郡、1893年には古宇郡盃村（現 泊村）と移り変わり、1894年には地元の鯨刺網漁業に従事している。埴川村近郊の岩館地域（1906年に小栗久太郎が婿養子として移り住む地域）では、元々鯨漁業が行われていた。

しかし、1900年「岩館沿岸鯨不漁。豊漁時の一割程度の漁獲」の翌年から、続いて「岩館沿岸鯨皆無」になり「岩館村民の生活窮乏」にまでいたっている（佐々木1983）。

¹⁵² 菊地久太郎の生立ちに関する情報は、本人の「除籍謄本」と孫2名からの聞き取り調査による。

¹⁵³ 裏表紙裏に小栗久太郎の名で、「明治三十六癸卯年第六月吉買求」とあり、1903年以前の就労場所はまとめて記録したと考えられる。菊地の姓となってから表紙裏に「自身各事就業後年記録之為所有」とあるように、自らの出稼ぎ活動を記録として残すことを意識していた（史料1参照）。

地元の鯧漁業の不漁が、北海道出稼ぎへの依存度をさらに高めたことは確かであろう。なお、地元の鯧刺網漁業は1年間のみで、1895年からは再び余市郡へ向かい、福原才七漁場で鯧漁業に従事する。

中期（1903～1911年：図35-b）になると、余市郡で鯧漁業を切揚げた後、他の地域にて鮪漁業等に従事してから帰宅している。鯧に加え、従事した漁業の種類が多様化した。列举すると、鯧、鮪、鰯、小鯧、烏賊と5種類の漁業に関わっている。この特徴から中期は「複数漁業出稼ぎ」期と言える。4期の中で最も働いているこの期間は、菊地久太郎が33～41歳のことになる。「複数漁業出稼ぎ」へのきっかけは、8年間¹⁵⁴働いた福原才七漁場における鯧の不漁と考えられる。同漁場の正確な漁獲量の推移は不明であるが、1903年に福原家は鯧漁業に失敗し、小黒家へ漁業権を渡している（余市町・文化財建造物保存技術協会編1995）。菊地は、その小黒家へ1903年の年末から移り、翌年の鯧漁業終了まで小黒浜蔵漁場および同家の出張所で働いた。この出張所が昨年までの福原才七漁場と推定される。ただし、小黒家には、この年の鯧漁業以後は就労しておらず、1905年は、余市郡の異なる漁場で鯧漁業に従事している。

以上のように、出稼ぎのパターンは、単一漁業の出稼ぎからはじまり、複数漁業の出稼ぎへと変化していった。菊地が主に向かった余市郡における鯧漁獲量の変遷を表したのが図36である。図36は、余市郡全体の状況になるが、菊地の出稼ぎ初期から中期にかけては不漁であったことが読み取れる。鯧漁業だけでは収入が少なく、他の漁業に従事せざるをえなかった。その直接的なきっかけは、長年勤めた福原家における鯧不漁に直面したことになる。また、同じ地域内において異なる漁場に移動している点もあわせて見ると、漁場の魅力度（たとえば、労働条件や給料）にも大きく左右されていたと考えられる。同じ出稼ぎ仲間からの情報を得て、少しでも条件のよい漁場へ雇用先を変更している様子が窺える。

後期（1912～1916年：図35-c）では、「複数漁業出稼ぎ」形態のままだが、余市郡の林長左衛門漁場で鯧漁業終了後、一度帰宅し、その後再び出発するケースが多い。一例として、1914年の菊地久太郎の行程を記述する。3月1日に岩館村から出発し、その日の内に余市郡山碓の林長左衛門漁場に到着、5月24日まで林家で鯧漁業に従事し、同月26日に

¹⁵⁴ 1897年は病気のため、出稼ぎは行っていないので、実質的な連続雇用ではないが、8年間雇用されたことは特筆すべき点であろう。

自宅へ帰り、7月15日には青森県下北郡下風呂村（現 風間浦村）塩谷某のもとで烏賊釣りに乗船した。しかし、義父が病気になったため8月25日に同地を出発、大間村での1泊後、8月26日に帰宅している。この年、菊地久太郎はすでに43歳になっている。除籍謄本によると、義父は1916年に他界する。後期は義父の病気のため、菊地家において久太郎が基幹的農業従事者となったと推測される。それゆえ、鯨漁業の漁期が終わると一旦家に戻り、約1.5ヶ月後に再び他の漁へ出稼ぎに行き、9月までに帰宅するようにと変化したのであろう。鯨漁業後に田植えを行い、稲刈りにあわせて帰宅していると考えられる。また、就労地域の余市郡における漁獲量（図36）において、一時帰宅していた後期は豊漁である。鯨漁期後、すぐに他の漁業に従事しなければならない状態であった中期の不漁時期とは異なり、漁夫全体の賃金も上がっていたであろう。さらに、後期の1912年には、林長左衛門漁場への出稼ぎは6年目であった。同じ漁場で5年以上就労した漁夫は、何らかの役付きになっていたという聞き取り結果¹⁵⁵からも、この年には菊地も役付きになり、一般の漁夫に比べて賃金、手当は高かったと推測できる。したがって、鯨漁期後すぐに違う出稼ぎを行う必要性はなく、家の仕事をするために帰郷できる余裕があった。ただし、先の中期中で他漁業の出稼ぎによって稼ぐ方法を身に付けてしまったため、再び出稼ぎに行くことになったと考えられる。

終期（1917～1919年：図35-d）の3年間は、例年のように林長左衛門漁場に出向くものの、今度は自分の病気が原因ですぐに帰宅している。そして、1919年に49歳の菊地は、出稼ぎを辞める決意をした。その記録を示せば次のようになる。

大正八年己未
北海道後志国余市郡
余市町^福林様へ鯨
場出稼キシ旧四月自身病気
為メ漁期前ニ帰宅シ
此年方出稼廃止シ
行年四拾九才

¹⁵⁵ 菊地氏が帳場という役職に就いていたことは、子孫に語り継がれているが、いつその役職に就いたのかという点に関しては不明である。

出稼ぎを辞めた次の年からは、地元の烏賊釣り漁業、鱒漁業に参加し、多くの配当を受けた。1923年に秋田県内務部勸業課が、山本郡の各漁業組合を視察した際に提出した報告書によれば、菊地の住む岩館村では、隣村の八森村と同じく、出稼ぎ者が男女100人位（八森村では300人位）、漁業を専業とする者がほぼ全戸となり、漁獲魚種は、上記以外にも、鮪、鰯、鮫、鱈、鰈等があった¹⁵⁶。菊地も地元での漁業には出ることができるが、北海道まで出稼ぎすることは難しかったのであろう。

¹⁵⁶ 秋田県公文書館所蔵 930103-07154「自明治四十二年度至大正三年 水産復命書綴」所収「山本郡漁業組合状況」の「八ツ森漁業組合」「岩館漁業組合」。

4 親から子へ—続く鯨漁業出稼ぎ—

秋田県山本郡の南部に位置する浜口村（現 三種町）では、男性は鯨漁業をはじめとする漁業や土建業、女性も農婦として各種出稼ぎが行われていた。「出稼ぎの村」と呼ばれることもあった。1951年には、689人が春鯨漁業出稼ぎ者として北海道へ渡っており、就労地域の内訳を見たものが、図 37 である。先の図 15 にも見られるように、菊地久太郎が就労した後志地域は、既に 1930 年頃から鯨漁業が衰退している。そのため、戦後になると、浜口村の鯨漁業出稼ぎ者たちも後志地域には行かずに、後志以北の増毛、礼文、宗谷地域で就労した。

1950年の国勢調査では、浜口村の総人口は5,372人、男性は2,591人であった。つまり、浜口村では、当時4分の1以上の男性が春鯨漁業出稼ぎをしていたことになる。周りの男性が鯨漁業に出稼ぎに行くのを見て育ったA氏は、子どもの時から、自分も将来出稼ぎに行くという気持ちになっていたと言う。彼は中学校の卒業式10日前に鯨漁場へ向かった。彼のように中学校卒業後（15歳）に鯨漁業出稼ぎに初めて就いた者は、卒業式を欠席して行くものが多かった。というのも、卒業式を待っていては、鯨漁期に間に合わなかった。彼らにとっては初めての出稼ぎであり、最年少でもあるため、1人だけ遅れて行くことは不可能だった。卒業証書は後からもらったと言う。

鯨漁業出稼ぎ経験者¹⁵⁷（浜口村在住者）への聞き取りによって、その出稼ぎ就労地域と、鯨漁期後の出稼ぎ活動を図 38 に示す。鯨漁業の終焉期にあたり、違う仕事への切り替えの決断を迫られた。まさに、鯨漁業出稼ぎ激動の時代を生き抜いた人たちになる。

鯨漁業は 1960 年には北海道全域的に終焉したため、彼らの出稼ぎ活動期間は菊地久太郎に比べて短い。4人の中で最も長い期間鯨漁業出稼ぎをしたO氏でさえ、10年で終わった。短い期間ではあったが、O氏やM氏の出稼ぎ活動においては、菊地久太郎のように、鯨漁場の変更が認められる。O氏は異なる鯨漁場へ行ったものの、鯨漁期後の行動は同じであった。紋別で帆立漁、恵山で鰯漁に従事してから家に帰っている。M氏は鯨漁期後の活動も異なり、また、漁業以外にも土建業（富良野、黒松内）や造材業（十勝）にも従事した。

¹⁵⁷ 彼らは、山本郡内で鯨漁業出稼ぎを経験した人たちの中では、現在話を聞くことができる最後の世代となろう。

この時代は、賃金が出ないほど不漁の年もあった。1954年、増毛の漁場に浜口村から300人、八森村から100人の出稼ぎ者が行っていた（『秋田魁新報』1954.4.18朝刊）。しかし、増毛地域を含む小樽から稚内全域は不漁（反面、礼文・利尻方面は大豊漁）であり、破産寸前で賃金や帰りの旅費さえももらえないという状況を『秋田魁新報』（1954.4.29朝刊）は報じている。この年は漁期前に、職業安定所が鯧漁夫の賃金を歩合制で5万円、固定給で2万6千円と予測していた（『秋田魁新報』1954.2.14夕刊）。しかし、4月27日時点では、鯧が前年同時期の3分の1の漁獲高にとどまり、早急な対処が求められた。鯧漁業出稼ぎ者は、現地で土建業に転業したり、持参した飯米を売って旅費にして帰郷したり、実家に「金送れ」と電報を送ったりしたと言う。その一方で、職業安定所等の公的機関も、帰りの旅客運賃を割引してもらえるよう交渉に出向き、現地での転業を斡旋した。幸いにも、4月29日以降、ようやく鯧の漁獲があり、鯧の高値も加わって、鯧漁業者を取り巻く状況は好転したが、賃金は1万円前後にとどまった（『秋田魁新報』1954.5.5朝刊）。

増毛で不漁にあったA氏やM氏はこの年を最後に、鯧漁業出稼ぎを終えた（図38）。実際にはその前年も2人は不漁にあっていた。しかし、続けて1954年も同じ鯧漁場へ向かった。その理由として、A氏は「2年目に行ったときにもう駄目かなと思ったけど、まだ名残があって、また獲れないかなと思って行った」とのことだが、やはり3年目も駄目で、次の年からは鯧漁業出稼ぎには行かず、土木作業の出稼ぎに歩いたと言う。M氏もまた以下のように語る。

段々鯧が獲れなくなっていることはわかっていたんだ。でも、その頃は春先で金をとる仕事としては鯧漁がこの辺で一番良かったんだ。昔からの流れで、みんなもうにしんば鯧場さ行け、鯧場さ行けよっていう。何ていうか、鯧場に行かなければ金にならないっていう。

戦後の食糧難の時代、鯧漁場では食事の心配はいらぬ点、春先の収入源となる点から、鯧漁業出稼ぎは魅力的であった。特に、親が豊漁期に鯧漁業出稼ぎをしていた家の子どもは、親の話聞いては羨ましかったと語る。それは、W氏の次の言葉にも表れている。

もう身についているし、俺も行くんだって思っていたね。だって、行きたいよ。魚は食べられるし、行けば鯿1匹こう焼いたやつ1人で5、6本食べたとか、そういう話聞けばね。憧れるよ。ご飯はたらふく、何もかもたらふくだったな。こっちにいれば、何とお粥。あの当時、日本人は本当に難儀したよ。食糧でね。

しかし、一方で、鯿漁業最後の世代の彼らは、自分が苦労しているからこそ、自分の子どもには、出稼ぎをさせたくない気持ちが強かったそうである。鯿漁業が終了した後も30年間、鮭、鱒、秋刀魚漁業の出稼ぎに歩いたO氏は、子どもたちに「勉強しないと俺みたいになるぞ。出稼ぎ嫌だったら勉強しろ」と言い聞かせてきた。「大事な母ちゃんなげていかねばならない（大事な奥さんをおいて出かけなければならない）」ため、生活のためとはいうものの、家族にとっては嫌なものだったろうとO氏は家族を気づかう。それに対して、O氏の奥さんは次のように答える。

しょうがないわね。留守を守るというのは、やっぱり大変だわね。何かあったときにいなかったもんね。そうだからね、みんな一生懸命だった。ここの女性たちはみんなそうだった。昔からね、ここのおばあさんたちからみんな伝わって。ここの部落の昔からのならいでね。ここの女の人たちは仕事できねばならなかった。

「出稼ぎの村」の女性は、出稼ぎ先で稼いできてくれる男性の分まで、強くたくましく生きなくてはならなかったのである。多くの収入が見込まれる仕事のない地域では、家族に苦労をさせてでも、出稼ぎに行かなければ稼ぎはなかった。3月には出発し、11月中旬（遅くて12月下旬）までといった1年の大半を北海道で過ごした。そして、帰郷後は、次の出稼ぎまで体を休めた。することといえば、次の出稼ぎ先を決める話し合いをしたくらいと言う。

出稼ぎから1年分の生活費を得ている人々にとって、最初の仕事になる鯿漁業の豊漁・不漁は、相当な影響を及ぼしたであろう。鯿漁業出稼ぎ期間中にも情報を集めておき、帰郷後に、今年は何の地域が豊漁になるかを予想し、出稼ぎに向かう地域を決めた。そして、その地域における数ある漁場の中から、就労する漁場を選んだと言う。その際に、賃金や待遇の良し悪しよりも、腕の良い船頭のもとで働くことができるか否かが重要であった。というのも、海上の采配はすべて船頭に任されていたからである。無事に鯿漁業を成し遂

げるか、鯨がたくさん獲れるかは、船頭にかかっていたと言っても過言ではない。よって、漁夫は近隣に信頼できる船頭がいれば、その下で働けるよう頼みに行った。

なお、戦後の出稼ぎ者の出稼ぎ活動（図 38）が最初から「複数漁業出稼ぎ（図 35-b, c 参照）」であったのは、鯨の不漁によって収入が少ないことに加え、長年北海道へ出稼ぎに通っている親族と一緒に歩き回ったことが要因と考えられる。鯨漁業から次の出稼ぎ場所へ移る際に、共だつて移動する人数は減る。というのも、鯨漁業では多くの人数が必要であったが、他の漁業では鯨漁業に比べて必要な人数が少ない。鯨漁場で良い成績を得て漁業経営者から次の漁業経営者に紹介してもらい、もしくは船頭レベルの人に気に入られ一緒に連れて行ってもらわなければ、次の出稼ぎ場所は保障され難い。こういった状況から考えると、親族と同じ鯨漁場へ行った者は、そのまま次の出稼ぎ場所へ行くことができる可能性が高い。

5 鯧漁獲量の地域差と出稼ぎ活動

本章では、最も大きな割合を占めた出稼ぎ漁夫に焦点をあて、鯧の漁獲量変動にともなう出稼ぎ活動形態の変化を検討した。

第2節において、『秋田魁新報』を資料とし、鯧漁業出稼ぎがどのように捉えられてきたか、その変化を概観した。秋田県では、鯧漁業出稼ぎが盛んになり、年中行事として年間の生活リズムに組み込まれた。しかし、鯧漁獲地域の移動により、就労地域によって漁期後の状況に差が生じるようになった。記事では、豊漁地域の状況と、不漁地域の状況の両者がほぼ同時に伝えられる。不漁地域では、着業漁場の縮小にともなう求人数が減少した。さらに、戦後は、北海道内失業者・引揚者就労対策の一環として、北海道外からの出稼ぎ者数を制限しようとする北海道庁の動きが見られた。こうした求人数の減少に対し、秋田県も行動を起こす。というのも、既にこの頃には、県の財政において、鯧漁業出稼ぎによってもたらされる影響が大きかったためである。秋田県の他にも主要な出稼ぎ者送出地域である青森県等も反論し、道外者の求人数削減は撤回させた。しかし、すぐに北海道全域的に鯧不漁に陥る。不漁のために収入の見込みがないこと、出稼ぎ期間の短さから失業保険が適用されないこともあり、安定した職業へ転向する出稼ぎ者も増えるようになった。したがって、求人数を確保した県は、今度は、県内の就労希望者増加対策を講ずる必要が生じた。結局、全域的な皆無漁が続き、豊漁の様子を知る鯧漁業出稼ぎ者のみ継続就労し、衰退期・終焉期の新規出稼ぎ者は早々に建設業等に転向した。

第3節では、南家の「漁夫名簿」を元に、多くの単発就労漁夫の存在を確認した上で、1人の漁夫、菊地久太郎の出稼ぎ活動を追った。菊地は19歳から49歳までほぼ毎年北海道へ向かい、鯧漁業に携わってきた。彼の人生は、まさに「鯧漁業出稼ぎ人生」だったと表現しても過言ではない。ただし、菊地も31年間、毎年同じ漁場へ通ったわけではなかった。福原漁場と林漁場では長期就労したものの、それ以外の漁場では、1年または2年でやめ、次の年から違う漁場へ移った。彼は31年間に鯧漁場だけで、9ヶ所の漁場へ行った。このような菊地の状況から、南家の「漁夫名簿」において消えた漁夫は、出稼ぎを辞めたのではなく、他の漁場で働いている可能性の高いことが明らかになった。菊地の場合は、余市郡においてもまだ鯧の漁獲量が多い時代である点と、彼が同郡内においても漁場を変更している点から、漁場変更の要因は、漁場の魅力度（労働条件や人間関係等）と考えられる。

また、菊地が中期から複数漁業へ出稼ぎに行ったように、鯨の不漁が出稼ぎ活動地域の拡大をもたらした。鯨漁業出稼ぎは、豊漁であれば3ヶ月の労働のみで1年分の生活費を稼ぐことができると言われていた。しかし、その反面、不漁の場合は漁期後の手当も少なくなり、収入はないに等しかった。地元で稼ぐ仕事があれば良いのだが、それがないために、多くの出稼ぎ者は北海道の鯨漁業出稼ぎを選択している。そこで、菊地がとった行動は、鯨漁業出稼ぎの後に続けて、北海道内の他魚種の漁業出稼ぎをすることであった。第4節で扱った場合のように、戦後の出稼ぎ者も、鯨漁業出稼ぎ後、他の漁業や土建業に従事し、雪が降って働けなくなると帰宅した。そして、2月になると再び鯨の漁獲がありそうな（金の得られそうな）ところを予想し、契約を交わした上で、鯨漁業出稼ぎ者として北海道へ向かった。すなわち、鯨の漁獲量減少にともない、出稼ぎ期間は長くなり、出稼ぎ範囲は広がった。

さらに、鯨がほとんど獲れない時代になると、出稼ぎ者の鯨漁場選択要因は変わり、漁獲量の多寡が強く効いてくる。第4節の事例は、まさにこの時代にあたる。いくら漁場の魅力が高くとも、鯨が来遊し、獲れなければ意味がない。他の出稼ぎ仲間からの情報等をもとに、少しでも鯨の漁獲がありそうな地域へ出稼ぎ場所を変更した。多くの漁夫は、より北の漁場へ向かうことになる。というのも、図15で確認したように、鯨が全く獲れなくなる（鯨皆無）タイミングは、南からやってきた。2年続けて鯨皆無を経験すると、経営者は倒産する危険性が高い。出稼ぎ者もまた、鯨漁業出稼ぎを辞めるか、他地域の鯨漁場へ出稼ぎに行かざるを得なくなる。戦後の鯨漁業出稼ぎ者は、親に聞かされた豊漁時の様子に憧れ、自分たちは鯨漁業出稼ぎに行くものの、親が得たほどには利益は得られず、子どもには出稼ぎをさせないように心掛け、代々続いてきた鯨漁業出稼ぎを自分の代で終了させた。

本章では、鯨の漁獲地北上に対する従事者の対応を、出稼ぎ漁夫の活動を中心に描いてきた。鯨は漁獲がありさえすれば、他の収入とは比べ物にならないほど、大きな収入になった。その反面、極めて地域的・時間的な格差が激しい面ももつ。鯨の豊漁地域は北へと移動し、鯨漁獲地域では、隆盛期から衰退期、終焉期と移り変わっていった。最終的に北海道の春鯨漁業は昭和30年代に幕を閉じる。出稼ぎ者は、鯨豊漁地域の北上や、それに起因する漁場の魅力度等によって、就労漁場を変えながらも、鯨漁業出稼ぎ自体は、春季の現金収入源として重視され、1年の生活リズムの中へ組み込まれていった。こうした

鯧漁業従事者の鯧への執着こそが、北海道の鯧漁業を支え、肥料供給として本州の農業を支えたことは間違いないであろう。

鯧漁業は元来「待つ」生業である。定置網漁法では夕方に網を仕掛け、漁夫は船の上で鯧が来るまで寝ながら待機し、今日来なければ、明日は来ると信じて待った。そして、鯧の群来が見られるほど鯧が押し寄せたならば、寝る間も惜しんで働き続けた。海上では、ソーラン節として知られている沖揚音頭等が歌われ、陸上では、製品の運搬に馬車が行き交う等、漁場や街中が一気に騒がしくなった。長い冬の沈黙を破り、待ち望んでいた春が鯧とともにやって来たようである。

一方で、鯧が全く来ない年も出てきた。1901年からは北海道水産試験場による本格的な調査がなされ、後には稚魚の放流事業も行われたが、ほとんど効果は現れなかった。鯧漁業従事者は、ただ「来年こそ……」と待つしかなかった。もっとも、本章で見てきたように、鯧の不漁に出会った彼らは、ただ待つだけでなく、鯧に頼りきらないような策を練り、生活が成り立つよう工夫もした。

結局、昭和30年代には北海道西海岸の鯧漁業は終了した。放流した地点へ鯧が戻ってくる保証はなかったが、その後も水産試験場を中心に鯧稚魚の放流は続けられた。「今でも年に数回鯧場の夢を見る」と、中学校を卒業するとすぐに鯧漁業出稼ぎに向かい、若くして副船頭を務めたW氏は語る。「いつか鯧の群来を……」と、鯧漁業の光景、鯧の味を覚えている人々は待っている。

第七章 結論

1 鯧漁家経営と出稼ぎ漁夫

本研究は、近代北海道の繁栄の基となった鯧漁業を取り上げ、従来議論されることが少なかった衰退期に焦点をあてて、鯧漁業従事者がいかにその危機を脱しようとしたのかを考察することを目的とした。

第Ⅱ章および第Ⅲ章では、巨視的な視点から鯧漁獲地域の歴史的展開と地域の特徴について述べ、当該地域が大不漁に出会った時の状況および鯧漁業従事者の対応を整理した。第Ⅳ章および第Ⅴ章では、微視的な視点から鯧漁家経営について、特に衰退期の漁夫雇用と多角的経営に着目して検討した。第Ⅵ章では、出稼ぎ者送出地域側に視点を移し、出稼ぎ活動の変化を地域としての考察に加え、個人レベルでの分析を進めた。

衰退期の打開策について考察に移る前に、本節では、鯧漁家経営と出稼ぎ漁夫についてまとめていきたい。

本研究では、鯧漁業には、出稼ぎ漁夫がいなければ成立し得ないことを、繰り返し述べてきた。それは、定置網漁法で顕著であり、1 統につき約 30 人の漁夫を必要とした。また、漁家の雇用状況、出稼ぎ漁夫の就労状況を検討したところ、出稼ぎ漁夫は毎年のように就労する漁場を変更する者が多く、漁家にとって漁夫を必要数確保することが漁期前の重要事項だったことが明らかになった。したがって、鯧漁家経営を論じる上で、出稼ぎ漁夫が、漁場の魅力度（漁獲にともなう収入、待遇等）により、就労地域・漁場を変更する点をふまえる必要がある。ただし、全漁夫が毎年替わるのではなく、単年就労は一般漁夫（役のない漁夫）の場合がほとんどで、役付漁夫は続けて就労することが多かった。このことは、ある一定の階層以上の人々は、技術保有の場合や漁家との親類関係といった理由から、動きにくくなっており、単純労働の人々は、動きやすくなっているという見方もできる。すなわち、出稼ぎ活動を単に「技能型」/「単純型」（河島 1983）と区分する二元論では、鯧漁業出稼ぎを捉えきれないと言える。

漁夫の流動的な就労行動に対し、漁家は、漁夫を集める必要が生じる。特に、1920 年代における「漁夫募集の争奪戦」（玉 1999）の中で、衰退期にさしかかった漁家は、漁夫募集方法に工夫をしなければならなかった。その方法は、必要な漁夫数の違い、すなわ

ち、経営規模によって異なった。中規模鯨漁家の南家は、1郡のみから漁夫を雇えば足りる人数であったため、大船頭に漁夫集めを一任していた。しかし、鯨漁獲量減少や他漁業の不振等により漁家全体で赤字になると、経営者や帳場も出張するようになった。それに対して、大規模鯨漁家の青山家は、1道2県から雇っており、各地の「頭」に、予定人数の漁夫を集めて口約束をするよう指示し、その後、漁夫募集従事者が出張し、経営者も向かうといった、3段階の漁夫募集方法を取り、地域間で手紙や電報のやりとりをしながら、漁夫数を揃えた。

さらに、漁獲量減少にともない、自分たちの地域への希望者が少なくなると、一層、漁夫募集に力を入れる必要が出てきた。特に、大規模鯨漁家の場合、必要漁夫数が多いために深刻であった。青山家は11月から漁夫募集活動に向かう等、早め早めの手を打とうとするが、募集地域において、鯨漁業出稼ぎの給料相場がまだ定まっていなかったり、募集地域の人々が別の漁業に出払っていたりする等、活動開始を早めた効果はほとんど見られなかったと考えられる。

このように漁家は、それぞれ漁夫募集候補地を確保しており、通常はその地域から漁夫を集めていた。南家は秋田県山本郡を、青山家は北海道亀田郡・上磯郡、青森県上北郡・三戸郡、秋田県南秋田郡・山本郡をそれぞれ漁夫募集候補地としていた。この点は、浅野（1999）、西谷（2006）、寺林（2006）の結果を、本研究においても確認できた。しかし、1924年に青山家が北海道から漁夫を雇わなかった事例のように、鯨漁獲地域の条件が悪くなる衰退期には、この募集地を変化せざるを得ない場合も見られた。以上より、漁家は、漁場数に応じた漁夫募集候補地を有し、基本的にはその地域内で漁夫を集めていたが、特に衰退期においては、漁獲地域側の要因（前年の不漁）、漁家側の要因（着業漁場数の増加による必要漁夫数の増加、前年の不評判）、出稼ぎ者送出地域側の要因（給料相場の高騰、他産業）、出稼ぎ漁夫側の要因（ライフイベント）によって、募集地域の拡大および変更をする必要が生じたと結論づけることができよう。

2 突然の不漁への対応

後志沿岸地域全域で、鯨の大不漁が初めて起こったのは、1930年である。第Ⅲ章で見えてきたように、『小樽新聞』では、第1期鯨漁期終了間際まで、「今年の鯨は豊漁」と期待がなされていた。多くの出稼ぎ漁夫が集まり、漁家も準備に励み、鯨の来遊を待っていた。しかし、4月15日の第1期鯨漁期終了に近づくと、不漁への不安が叫ばれ、大不漁対策会議の実施も提案されるようになった。後志沿岸地域の鯨漁業従事者は、自分たちの海には、鯨が来ない状況に対して、北部の留萌・増毛地域等では漁獲があることを、『小樽新聞』に毎日掲載される「鯨漁報」によって知ることとなる。

各漁業組合による漁況報告が、第1期鯨漁期終了の15日に出揃うと、愈々悲観的にならざるを得なかった。「鯨不漁の対策へ」調査員が道庁から派遣される等の動きが見られた。漁家は、漁獲の見込みがない状況で、どの段階で切揚げを行うかの判断に迫られた。小樽近海の漁場では、通常よりも1ヶ月程度早く、4月20日に一斉に切揚げることとなった。第Ⅳ章の南家の場合、1930年の日記は残っていないため詳細は不明である。しかし、他の年の漁夫出立日を見れば、通常は5月20日前後であるのに対して、1928・1935・1936年の不漁年は5月上旬に出立していた。これは、漁夫を雇う日数が長くなる分、食費が嵩むことが主な理由と考えられる。1930年の南家では、出稼ぎ漁夫の契約期間は、2月20日から6月10日までであったが、この期間は長めにとってあり、漁況状況等により終了日は変動したことが理解できる¹⁵⁸。

漁家は、切揚げにあたり、漁夫に対して差引給料分と帰郷旅費の準備をする必要があったため、損失を被った後志沿岸地域の漁家は、乗車賃割引等の陳情を行った。この年は、留萌以北では豊漁であったことが吉となり、後志沿岸地域に対して集中的に調査・対策がなされる結果となった。したがって、出稼ぎ者送出地域からは、漁夫の帰郷旅費を心配し、県社会事業主事補が派遣されたが、結果として、出稼ぎ者送出地域側が補助する必要はなくなった。

なお、1930年の大不漁は、定置網漁業の合同経営による、合理化に向けた動きを促進させた。谷内ほか(1969)が紹介するように、合同経営に関しては、新聞紙上においても多数の批判が繰り返されていた。しかし、小規模鯨漁家では、経営困難であること、

¹⁵⁸ 南弥太郎家文書 B35/255 「諸官庁願届写綴」所収「鯨漁業雇傭労働者申告」。

1930 年のような大不漁に出会った時には、対処しきれないこと等が唱えられ、翌年に合同漁業会社が設立される運びとなった。これによって、後志から宗谷にかけて漁場をもつ、広域的な資本主義的経営が進められた。衰退期から終焉期にかけて、合同漁業会社と他の鯧漁家との関係も、鯧漁獲量変動に左右されることと推測するが、この点に関しては今後の課題としたい。

3 衰退期における打開策

1930年代には5回の大不漁が、後志沿岸地域全域を襲った。1930年の大不漁年後は、比較的漁獲が見られたが、1935年に再び大不漁となった。しかも、翌1936年には、樺太や離島を除き、北海道西海岸全域で大不漁に陥ったのである。

しかし、1935年も1936年も第1期終了に近づくまで、豊漁の期待がなされ、浜は活気づいていると『小樽新聞』には描かれていた。ただし、新聞がこうした楽観的な記事を掲載することで、漁家らを鼓舞させる狙いがあったことも否定できない。

第1期鯧漁期終了(4月15日)後、各漁業組合が北海道水産試験場へ鯧漁獲量を報告する。その値は、昨年(1934年)の第1期鯧漁期の漁獲量と比較され、結果は『小樽新聞』にも大きく掲載された。それにより、本格的な対策を行政のみならず、漁家も行うこととなる。1935年は、1930年よりも深刻な状況であると判断され、さまざまな立場から取り組みがなされた。最も大きなものとしては、5月3日に漁家、各市町村、小樽水産会、後志水産会の代表者が余市町の水産試験場へ会し、「海の凶作救へ」と「凶漁町村漁業者大会」を開き、救済対策促進要望を決定したことである。第IV章の南家は、4月27日に切揚げをし、28日に出嫁ぎ漁夫を帰郷させた後、29日には南弥太郎が小樽水産会会議に出席し、5月3日には「主人は十一時頃余市水産会へ参る」とあり、凶漁町村漁業者大会に出席していた¹⁵⁹。しかし、凶漁町村漁業者大会で決められた8項目の救済対策促進要望が全て行われなかったため、9月に再び漁家らは「農村凶作同様の取扱を要望」して、運動を起こすこととなった。このように、漁家自身も対策会議に参加し、陳情する等といった行動を起こしていたことは、漁家が受動的ではなく、能動的に鯧大不漁に対して行動していたことの表れと考えられる。

1935年の鯧大不漁への対策が十分になされないまま、10月になれば、次年の鯧漁業に向けた準備が始まった。着業資金難への対策として、着業漁場数を減らす案が唱えられたり、1931年に設立した合同漁業会社に融資を求めたりした。

南家も1935年の大不漁に遇いながらも、1936年もまた同数の漁場を着業することに決めた。しかし、1936年の鯧漁業の結果も悲惨なものであった。南家では、鯧の来遊がないと判断すると、豊漁の情報が伝えられた樺太へ、生鯧を買いに向かった。自身の漁場で

¹⁵⁹ 南弥太郎家文書 B35/215「当用日記 昭和十年」。

漁獲し、加工・販売する従来の鯧漁業体制から、豊漁地域で購入した物を加工する方法へ変化した。同年の『小樽新聞』においても、小樽港へ運ばれた大量の粒鯧を原料にして身欠き鯧製造に取り組む現象を報じられた。南家のように、自ら船を準備して、豊漁地域の樺太へ粒鯧を買いに行く者もいれば、粒買船によって運ばれた粒鯧を購入する者もいた。両者とも、これまで使用していた作業場所や道具で、これまで行っていた作業を、原料を漁獲するのではなく、購入して行うといった、一部分だけの方向転換であった。これは、大きな変革をする前段階の対処法であったと考えられる。もっとも、4月上旬までは今年こそ鯧が獲れると期待しており、これまで通りの鯧漁業を実施しており、この対処法は急遽なされたものであろう。購入粒鯧の製造加工作業を、出稼ぎ漁夫の仕事に組み入れることによって、稼ぎのほとんどないまま帰郷する漁夫に対し、手当を与える機会を設けたと評価できる。

高島郡のみにしか鯧漁場がなかった南家に対して、青山家は既に広域的な漁業経営を行っていた。青山家の鯧漁業の拠点は高島郡と雄冬の2ヶ所に存在した。同じ高島郡における大規模鯧漁家の茨木家もまた、高島郡と雄冬の2ヶ所に漁場を所有していた。離れた地域に漁場を所有していたことが功を奏して、1935年の後志沿岸地域大不漁時にも、雄冬漁場では豊漁であり、ほとんど被害はなかった。しかし、1936年に見られた北海道西海岸全域の大不漁では、青山家も被害を被った。ただし、1937年には再び漁獲があったため、青山家自体の鯧漁業は継続することが可能であったと言える。

1935・1936年の鯧漁業については、上記の様であったが、鯧漁家は、鯧漁業のみを操業していたわけでは、決してなかった。両家とも新たな事業に取り組み、多角的な経営を行っていた。もっとも、その空間的な拡がりには、両家で大きく異なっていた。

南家では、当用日記の長期的な分析から明らかになったように、1924～1935年の間に17種類の魚を獲っていた。その漁法も、夏大房網漁業と秋大房網漁業の合間に女性と共に行う昆布採取から、機帆船による烏賊釣り漁業、西洋型石油発動機船による鮫・鱈漁業のように多様であった。ただし、こうした漁業の拠点は全て高島郡であった。対して、青山家では、浦河町での鰯漁業および魚肥製造業、稚内港を拠点とした油鮫刺網漁業というように、事業の拠点を各地に置き、漁家経営をより広域的なものにした。この各拠点に、監督として青山家の親族を分散させるといった点は、大規模ゆえではなく、大一族ゆえ可能となった打開策とも言える。

このように鯨以外の漁業に挑戦しながらも、春になれば鯨漁業に大きな期待を寄せていた。南家の日記からは、鯨が不漁になれば、次の他漁業に取り組み、その損失を補おうとするが、さらに損失額を増加する場合もあり、鯨漁業から得られる利益には到底及ばず、また春になれば鯨漁業に期待するといった悪循環に陥っていたと考えられる。

こうした漁業経営を根底で支えていたのは、漁業以外の副業による収入であった。たとえば、南家では家や土地を貸し、女性が主体となって湯屋業を経営した。青山家もまた家や土地、漁業権を貸すことに加え、比布村で農場経営を行った。三浦（2006）によれば、大勢の鯨漁夫を雇う青山家では、飯米の確保が重要な課題であったため、その解決策として農場経営が行われたと言う。すなわち、副業の収入は比較的安定した収入であり、漁業の挑戦による赤字を補填するのみならず、家族構成員が副業によって鯨漁家経営の存続に一役買っていたとまとめられる。

なお、鯨漁業盛衰史を論じる上では、鯨漁業の開始期、隆盛期についても実証する必要がある。しかしながら、衰退期こそ、他地域との関係や、鯨漁業従事者の知恵と工夫を最も鮮明に捉えられると考え、本研究では衰退期に焦点をあてた。開始期、隆盛期における鯨漁業従事者の活動を実証し、鯨漁業従事者から見た鯨漁業盛衰史を論じることは今後の課題とする。

昭和 30 年代には、北海道全域において春鯨の姿は見られなくなった。しかし、近年、かつての春鯨とは種類が異なるものの、地域によっては群来が見られるようになり、刺網漁法によって漁獲されている。鯨再来を機に、各自治体で「鯨」をキーワードとした町づくりもなされつつある。たとえば、小樽市では、鯨群来を契機に、2009 年から「おたる祝津にしん祭り」が開催され、小樽で獲れた鯨を無料提供すると同時に、鯨稚魚の放流（図 39）や鯨漁家建築群をめぐるツアーが行われた。また、2004 年から北海道西海岸全域を結ぶ「にしん街道ルネサンス」事業が始まり、これまでの各自治体における個別の活動から、鯨漁業で栄えた地域が連携する活動へ発展の兆しが見え始めた。このように、現代においても北海道西海岸全域のアイデンティティを表すシンボルとして、「鯨」が機能している。

他方で、出稼ぎ者送出地域側においても、かつて鯨漁業出稼ぎを行った人々が中心となり、漁労中に歌う「沖揚音頭」を保存する会を起ち上げた。青森県野辺地町では、同町の「荷揚げ木遣り歌」が沖揚音頭の発祥であるという説をきっかけとし、鯨漁業出稼ぎ経験者が集まり、「野辺地町沖揚音頭保存会」を結成した。同会では、風化しつつある鯨漁業

を，漁労歌の保存という形で，語り継ごうと活動している．また，北海道内のかつての鯨漁獲地域に結成された同様の保存会（利尻町鯨沖揚音頭保存会，積丹鯨場音頭保存会）との交流を積極的に行っている．これらの事例からは，鯨漁業終焉後も「鯨」をキーワードとしたつながりが，鯨漁獲地域のみならず，出稼ぎ者送出地域にまで拡大する動きを見い出せよう．

参考文献

- 会田理人 2006. ニシン搾粕圧搾器の改良. 北海道開拓記念館研究報告 19 : 137-146.
- 会田理人 2010. 昭和戦前期の樺太ニシン漁—1933～1935 年における湾内地方不漁対策を中心に—. 北海道開拓記念館編『北方の資源をめぐる先住者と移住者の近現代史—北方文化共同研究報告—』 : 81-102.
- 青森地方職業紹介事務局編 1935. 『東北地方北海道農山漁村職業紹介の問題』青森地方職業紹介事務局.
- 秋田県老人クラブ連合会編 1986. 『綴り残す庶民史② 秋田のじっちゃばっちゃんが綴る暮らしの記録 男たちは黙々と歩いた』凱風出版.
- 秋田県労働部職業安定課編 1953. 『秋田県出稼小史—北海道の鯨漁業を中心とした』秋田県労働部職業安定課.
- 秋田魁新報社史編修委員会編 1995. 『秋田魁新報百二十年史』秋田魁新報社.
- 秋田魁新報社政治部編 1965. 『出かせぎ』秋田魁新報社.
- 秋田魁新報社調査部編 1954. 『秋田縣新聞史』秋田魁新報社.
- 浅野敏昭 1998. 川内家文書に見る大正期の漁場労働について. 余市水産博物館研究報告 1 : 49-60.
- 浅野敏昭 1999. 川内家文書に見る入稼ぎの漁夫について. 余市水産博物館研究報告 2 : 39-52.
- 浅野敏昭 2006. 川内家文書に見る複数年雇用の漁夫について. 余市水産博物館研究報告 9 : 1-18.
- 浅野敏昭 2007. 中村家文書に見る漁夫雇用について. 余市水産博物館研究報告 10 : 1-36.
- 阿部隆 2010. 1970 年代までの東北と北海道の間の「移民」と「出稼ぎ」—日本国内における環境人口支持力の地域間格差の均衡化運動としての人口移動の事例として—. 高橋眞一・中川聡史編『地域人口からみた日本の人口転換』古今書院 : 137-167.
- 荒木丑平 1926. 鯨漁業ノ沿革並ニ鯨減少原因調査. 北海道水産試験場編『水産調査報告第十五冊』.
- 今田光夫 1986. 『ニシン文化史—幻の鯨・カムイチェップ』共同文化社.

- 今田光夫 1991. 『ニシン漁家列伝—百万石時代の担い手たち』 幻洋社.
- 上田哲夫 1940. 復讐した鯧漁業. 樺太 12 (6) : 112-115.
- 上村雅洋 1985. 近江商人西川伝右衛門家の松前経営. 滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要 18 : 47-106.
- 氏家等 1987. 漁場で使用する箱型背負い具 (モッコ) の形態と機能. 北海道開拓記念館研究年報 15 : 57-70.
- 氏家等 2006. 魚油, 魚粕生産技術と道具の伝播過程. 北海道開拓記念館研究報告 19 : 117-136.
- 内田五郎 1978. 『鯧場物語』 北海道新聞社.
- 宇都宮万里 1985. 『郡来—青山漁家—』 (自費出版) .
- 浦河漁業組合編 1934. 『浦川漁港大観』 浦河漁業組合 (非売品) .
- 遠藤匡俊 1997. 『アイヌと狩猟採集社会—集団の流動性に関する地理学的研究—』 大明堂.
- 大内力 1957. 『肥料の経済学』 法政大学出版局.
- 大川健嗣 1974. 『出稼ぎの経済学』 紀伊国屋書店.
- 大川健嗣 1979. 『戦後日本資本主義と農業』 御茶の水書房.
- 大島幸吉 1950. 第二次世界大戦以後の欧米に於けるニシン漁業. 水産時報 2 (10) : 4-6.
- 大滝重直 1974. 『ニシン山に登る』 参玄社.
- 岡本清造 1934a. 北海道鯧漁業に現存の漁場賃貸借関係. 経済論叢 38 (1) : 394-416
- 岡本清造 1934b. 北海道鯧定置漁業に於ける漁業権関係と経営組織の発展との矛盾 (1) . 水産界 (622) : 1-10.
- 岡本清造 1934c. 北海道鯧定置漁業に於ける漁業権関係と経営組織の発展との矛盾 (2) . 水産界 (623) : 4-8.
- 岡本清造 1934d. 北海道鯧定置漁業に於ける漁業権関係と経営組織の発展との矛盾 (3) . 水産界 (624) : 1-5.
- 岡本清造 1934e. 北海道鯧定置漁業に於ける漁業権関係と経営組織の発展との矛盾 (4) . 水産界 (625) : 11-19.
- 岡本清造 1935a. 北海道鯧定置漁業に於ける漁業権関係と経営組織の発展との矛盾 (5) . 水産界 (628) : 5-12.

- 岡本清造 1935b. 北海道鯨定置漁業に於ける漁業権関係と経営組織の発展との矛盾
(6). 水産界 (629) : 4-12.
- 岡本達明編 1978. 『近代民衆の記録 7—漁民』 新人物往来社.
- 忍路鯨場の会 1994. 『かもめのあしあと : 創立 20 周年記念誌』 忍路鯨場の会.
- 小樽統計商報社編 1914. 『北海道統計彙纂』 小樽統計商報社.
- 小原敬士 1939a. 北海道に於ける鯨漁業の衰頽と漁業集落の聚楽の變貌 (一) —後志
國・古平町の場合—. 地理学 7 (11) : 1981-1989.
- 小原敬士 1939b. 北海道に於ける鯨漁業の衰頽と漁業集落の聚楽の變貌 (二) —後志
國・古平町の場合—. 地理学 7 (12) : 2160-2170.
- 小原敬士 1939c. 北海道に於ける鯨漁業の衰頽と漁業集落の聚楽の變貌 (三) —後志
國・古平町の場合—. 地理学 7 (13) : 2345-2352.
- 小平町史編集室編 1976. 『小平町史』 小平町役場.
- 海保嶺夫 1984. 『近世蝦夷地成立史の研究』 三一書房.
- 葛西大和 2005. 「小樽新聞」記事一覧の解説. 日本女子大学社会移動研究会編『近代
都市の創出と再生産—小樽市における階層構成を中心に—』 (平成 13 年度~平成 15
年度科学研究費補助金基盤 (B) (2) 研究成果報告書) : 219-317.
- 金崎肇 1967. 『出稼ぎ』 古今書院.
- 鎌田慧 1978. 『逃げる民—出稼ぎ労働者—』 日本評論社.
- 鎌田幸男 1991. 秋田の出稼資料—北海道へ漁業出稼. 論叢 46 : 82-64.
- 川本忠平 1953. 春鯨出稼の研究—主として漁村の変質と出稼の発祥に就て—. 岩手大
学学芸学部研究年報 5 : 63-75.
- 川本忠平 1954. 農民出稼の生産的地盤 (第 1 報) —岩手県の場合—. 地理学評論 27
(10) : 405-415.
- 岸本實 1953. 多離村地域の研究—四国の出稼地域—. 地理学評論 26 (5) : 199-206.
- 北浜仁 1974. ニシン漁業略年表. 北水試月報 31 (1) : 1-105.
- 北浜仁 1987. ニシン場の用語集. 北海道水産試験場月報 44 : 13-72.
- 櫛谷圭司 1985. 時間地理学 (Time-geography) の内房漁師の行動選択の解釈への応用.
地理学評論 58 (10) : 645-662.
- 葛間寛 2012. 『鯨場育ち 北海道泊村「一網千両」の記憶』 幻冬舎ルネッサンス.
- 倉上政幹 1925. 鯨鱗ノ研究. 北海道水産試験場編『水産調査報告第十四冊』.

- 倉上政幹・梶田與之亮 1926. 北海道春鯉漁況予知ニ関スル調査. 北海道水産試験場編『水産調査報告第十六冊』.
- 黒川郁 2000. 祝津青山家の母村遊佐における生活様式. 『北海道文化成立にかかわる母県文化の継承と変容 (Ⅲ)』北海道開拓の村調査研究中間報告 3 : 47-57.
- 黒川郁 2001. 青山家の母村遊佐と移住地祝津における生活様式の共通性. 『北海道文化成立にかかわる母県文化の継承と変容 (Ⅳ)』北海道開拓の村調査研究中間報告 4 : 35-50.
- 見野久幸編 2002. 『「藤田漁場日誌」に見られる鯉漁撈語彙の研究』(平成 12~14 年度科学研究費基盤研究 (B) 「現代東北方言の地理的・社会的動態の研究」研究成果報告書).
- 厚生省職業部 1939. 昭和十一年中に於ける出稼者に関する調査概要. 厚生省職業部.
- 越崎宗一 1963. 『鯉場史話』北海道地方史研究会.
- 小林時正 1983. 石狩湾に出現する遺伝学的に異なる産卵ニシンの 2 群とその考察. 北水研報告 48 : 11-19.
- 小林時正 2002. 北海道におけるニシン漁業と資源研究 (総説). 北海道立水産試験場研究報告 62 : 1-8.
- 駒木定正ほか 2011. 北海道における漁業関連建築の歴史的研究. 日本建築学会北海道支部研究報告集 84 : 531-538.
- 近藤平八 2001. にしん, さけ・ます調査. 北海道立水産試験場編『北水試百周年記念誌』 : 537-539.
- 近藤康男・梶井功 1956. 『日本漁村の過剰人口』東京大学出版会.
- 斎藤忠一 1995. 小樽・高島南弥太郎家文書の整理を終えて. 北海道立文書館研究紀要 10 : 1-36.
- 坂口誠 2003. 近代日本の大豆粕市場—輸入肥料の時代—. 立教経済学研究 57 (2) : 53-70.
- 作道信介 2008. ホールドとしての出稼ぎ—A 集落の生活史調査から. 山下祐介・作道信介・杉山祐子編『津軽, 近代化のダイナミズム—社会学・社会心理学・人類学からの接近—』御茶の水書房 : 99-126.
- 佐々木正雄編 1983. 『郷土誌資料「八森」14』八森町文化財保護協会・八森町教育委員会.

- 佐藤榮・田中江 1949. 北海道春鯨資源に就いての一考察. 日本水産学会誌 14 (3) : 149-154.
- 後志鯨街道普及実行委員会 2005. 『後志学 後志鯨街道』後志鯨街道普及実行委員会.
- 後志鯨街道普及実行委員会 2006. 『後志鯨街道リレーシンポジウム報告書』後志鯨街道普及実行委員会.
- 末田智樹 2004. 『藩際捕鯨業の展開—西海捕鯨と益富組—』御茶の水書房.
- 菅野康二 1990. 越後地方における屋根屋出稼ぎ地域の形成と出稼ぎパターン. 東北地理 42 (1) : 1-16.
- 須田一弘 1987. ニシンが去ってからの漁撈活動—焼尻島漁民の選択—. 季刊人類学 18 (3) : 173-231.
- 瀬川一人・木村朋美・駒木定正・山之内裕一 2010. 小樽市祝津の歴史的建物と茨木家中出張番屋（明治末期）の建築調査について. 日本建築学会北海道支部研究報告集 83 : 457-460.
- 関秀志・桑原真人・大庭幸生・高橋昭夫 2006. 『新版 北海道の歴史下 近代・現代編』北海道新聞社.
- 高倉新一郎 1972. 『新版アイヌ政策史』三一書房.
- 高島小学校開校百周年記念協賛会編 1986. 『新高島町史』ぎょうせい.
- 高瀬保 1979. 『加賀藩海運史の研究』雄山閣.
- 高田浩稔 1999. 『青森県出稼労働史』.
- 高橋明雄 1999. 『鯨—失われた群衆の記録』北海道新聞社.
- 高橋石雄 2003. 『青山家小史』小鷹印刷.
- 高橋周 2004. 両大戦間期における魚粉貿易の逆転—在来魚肥の輸出品化と欧米市場—. 社会経済史学 70 (2) : 177-198.
- 高橋周 2006. 20 世紀初頭における在来魚肥の改良の試み—樺太庁水産試験場と師定商店による魚粉製造—. 経営史学 41 (2) : 58-75.
- 高柳志朗 2001. 7 ニシン. 北海道立水産試験場編『北水試百周年記念誌』 : 102-108.
- 田島佳也 1980. 幕末期「場所」請負制下における漁民の存在形態—西蝦夷地, 歌棄・磯谷場所の場合—. 社会経済史学 46 (3) : 293-321.

- 田島佳也 2011. 北の水産資源・森林資源の利用とその認識—ニシン漁場における薪利用との関連から—. 湯本貴和編『シリーズ日本列島の三万五千年—人と自然の環境史 第4巻 島と海と森の環境史』文一総合出版：71-90.
- 田中伊織 2002. 北海道西海岸における 20 世紀の沿岸水温およびニシン漁獲量の変遷. 北海道立水産試験場研究報告 62：41-55.
- 田中修 1959. 場所請負制の解体と三井物産—栖原家の場合を中心として. 経済論集 (8)：63-130.
- 田中修 1964. 明治期における北海道漁業の展開—栖原家と三井物産の関係を中心として—. 社会経済史学 29 (6)：502-520.
- 田中仁吉 1938. 最近数年間に於ける本島春鯨群来と漁獲の変遷. 水産権太 5：1-38.
- 谷内鴻・藤村久和・鈴木藤吉・木滑二郎編 1969. 『厚田村史』厚田村.
- 田端宏 1972. 明治前期北海道漁業構造の一考察—佐藤家文書の分析—. 史流 13：1-27.
- 田端宏 1973. 場所請負制崩壊期に於ける請負人資本の活動—西川家文書の分析 (上). 北海道教育大学紀要 第一部 B 社会科学編 24 (1)：24-38.
- 田端宏 1974. 場所請負制崩壊期に於ける請負人資本の活動—西川家文書の分析 (下). 北海道教育大学紀要 第一部 B 社会科学編 24 (2)：78-85.
- 玉真之介 1999. 戦前期の漁業出稼ぎと青森地方職業紹介事務局. 市史研究あおもり 2：1-21.
- 田和正孝 1984. 沿岸漁場利用形態の生態学的研究—その意義と方法をめぐって—. 人文地理 36 (3)：215-229.
- 地方史研究協議会編 1960. 『日本産業史大系 2 北海道地方編』東京大学出版会.
- 中央職業紹介事務局編 1927. 『大正十四年出稼者調査』.
- 中央職業紹介事務局 1929. 『出稼漁夫供給組合調査』.
- 中央職業紹介事務局編 1930. 『労働移動調査第五輯 昭和三三年中に於ける道府県外出稼者に關する調査概要』中央職業紹介事務局.
- 中央職業紹介事務局 1935. 『昭和七年中に於ける道府県外出稼者に關する調査概要』中央職業紹介事務局.
- 津川武一 1974. 『出稼ぎ—ある国会議員の報告—』北方新社.

- 寺林伸明 2006. 北海道の鯨漁業における出稼構造と漁夫募集—明治中期以降の水産調査と小樽・青山家を例として—. 北海道開拓記念館研究報告 19 : 71-106.
- 東京地方職業紹介事務局編 1926. 『職業紹介事業年報 大正 14 年度』東京地方職業紹介事務局.
- 東京地方職業紹介事務局 1928. 『北海道鯨漁業労働事情』東京地方職業紹介事務局.
- 内務省社会局 1937. 昭和九年中に於ける出稼者に関する調査概要. 内務省社会局社会部.
- 中島仁之助 1935a. 勞力移動上より觀たる東北問題 (上). 社会政策時報 174 : 194-234.
- 中島仁之助 1935b. 勞力移動上より觀たる東北問題 (下). 社会政策時報 176 : 81-109.
- 中島仁之助 1937a. 我国に於ける職業別並に地方別勞力移動序説 (上). 社会政策時報 199 (4) : 110-161.
- 中島仁之助 1937b. 我国に於ける職業別並に地方別勞力移動序説 (下). 社会政策時報 199 (5) : 434-471.
- 中島寧綱 1988. 『職業安定行政史—江戸時代より現代まで—』雇用問題研究会.
- 中西聡 1998. 『近世・近代日本の市場構造—「松前鯡」肥料取引の研究—』東京大学出版会.
- 中西聡 2009. 『海の富豪の資本主義—北前船と日本の産業化—』名古屋大学出版会.
- 中西僚太郎 2003. 『近代日本における農村生活の構造』古今書院.
- 中村周作 2000. 出稼ぎ者の移動行動と輩出構造—兵庫県浜坂町久斗山地区の事例—. 人文地理 52 (2) : 1-18.
- 中村周作 2002. 旋網漁業活動の時空間的展開—延岡市島浦地区を事例として—. 人文地理 54 (4) : 373-388.
- 渚七重 1998. 『北海道民家の成立過程に関する研究』千葉大学大学院工学研究科博士論文.
- 西谷榮治 2006. 史料紹介 利尻島仙法志村鯨漁場出稼ぎに関する名簿. 北海道史研究協議会編『北海道史研究協議会四十周年記念誌論集 北海道の歴史と文化—その視点と展開—』北海道出版企画センター : 429-438.

- 日本女子大学社会移動研究会編 2005. 『近代都市の創出と再生産—小樽市における階層構成を中心に—』（平成 13～15 年度科学研究費補助金基盤（B）（2）研究成果報告書）.
- 日本福祉大学知多半島総合研究所歴史・民俗部 1996. 『越前国南条郡河野浦 右近権左衛門家文書目録』河野村.
- 日本労働協会編 1976. 『出稼労働者の雇用ならびに労働生活の実態』調査研究資料 No.92（非売品）.
- 根本直樹 2000. 函館における都市化と出稼労働者との相互関連性—歴史的ネットワークの視点を通して—. 地域史研究はこだて 31 : 22-51.
- 農商務省商務局 1909. 『重要輸入品要覧 下編』農商務省商務局.
- 野尻重雄 1942. 『農民離村の実証的研究』岩波書店.
- 野添憲治 1978. 『出稼ぎ（新版）』三省堂.
- 八竜町史編纂委員会 1968. 『八竜町史』.
- 服部政一 1931. 北海道に於ける鯨漁業合同に就いて. 商學研究 6（1） : 107-134.
- 服部政一 1932. 後志地方に於ける鯨漁業歩方経営. 商學討究 6（3） : 145-176.
- 羽原又吉 1957. 『日本近代漁業經濟史 上巻』岩波書店.
- 林昇太郎 1999. 青山漁場の「九一」資料. 北海道開拓記念館調査報告 38 : 19-32.
- 原田洋一郎 2011. 『近世日本における鉱物資源開発の研究—その地域的背景—』古今書院.
- 檜垣直幸・磯田豊・本田聡 2009. 北海道西方の武蔵堆周辺で観測されたモード水. 海の研究 18（6） : 335-350.
- 平井松午 1986. 徳島県出身北海道移民の研究—とくに初期移民の輩出過程および後続移民との結び付きについて—. 人文地理 38（5） : 387-407.
- 平井松午 1988. 北海道移民にみる連鎖移住の構造—美唄市山形地区を例に—. 地理学評論 61A（10） : 727-746.
- 平井松午 1991. 第二次世界大戦前における北海道移民の空間移動と定着状況. 地理学評論 64A（7） : 447-471.
- 平野義見 1947. ニシン. 更科源蔵編『続随筆北海道』青磁社 : 31-46.
- 平野義見 1956. ニシン漁況の見透し 楽観できぬニシン漁況. 水産界 855 : 66-68.

- 平野義見退職記念事業会編 1969. 『平野義見退職記念論文集』平野義見退職記念事業会.
- 藤田経信・小久保清治 1927. 鯨ノ研究. 北海道帝国大学附属水産専門部編『水産研究彙報 第1巻第1冊』北海道帝国大学附属水産専門部：1-141.
- 舟山直治 1987. 続 林家文書に見られる年中行事. 北海道開拓記念館調査報告 26：19-22.
- 古田悦造 1996. 『近世魚肥流通の地域的展開』古今書院.
- 古平町史編纂委員会編 1998. 『古平町史 第3巻』古平町役場.
- 北海道編 1973. 『新北海道史 第四巻 通説三』.
- 北海道開拓記念館 2006. 『鯨漁場からみた北海道の近現代史—鯨漁場親方青山家資料の分析をとおして—』北海道開拓記念館研究報告 19.
- 北海道教育委員会編 1970. 『日本海沿岸ニシン漁撈民俗資料調査報告書』北海道教育委員会.
- 北海道教育委員会編 1972. 『北海道文化財シリーズ 第13集 建造物緊急保存調査報告書』北海道教育委員会.
- 北海道新聞社編 2003. 『北の大地に刻む—北海道新聞60年史—』北海道新聞社.
- 北海道水産部漁業調整課編 1957. 『北海道漁業史』.
- 北海道廳編 1915. 『産業調査報告書 第拾五巻（水産ノ部其一）』北海道廳.
- 北海道庁編 1926. 『北海道庁統計書 第36回第1巻』北海道庁.
- 北海道廳産業部水産課編 1931. 『鯨定置漁場漁獲高調 自後志支庁管内至宗谷支庁管内〔自大正十一年至昭和六年〕』北海道廳産業部水産課.
- 北海道庁内務部社会課 1923. 『季節的移動労働者に関する調査』北海道庁.
- 北海道庁内務部水産課 1892. 『北海道水産予察調査報告』.
- 北海道立水産試験場 1956. 『北海道春ニシン統計資料第3号』.
- 北海道立労働科学研究所 1951. 本道漁業に於ける出稼労働者の生態—江差町の出稼に就て. 北海道立労働科学研究所研究調査報告 46.
- 北海道立労働科学研究所 1954. 北海道の漁村を中心とした出稼労働の実態. 北海道立労働科学研究所研究調査報告 78.
- 北海道労働部職業安定課編 1954. 『北海道職業行政史』日本公共職業安定協会北海道支部.

- 牧野隆信 1963. 近世における海運業の経営（北前船の場合）. 社會經濟史學 29
(1) : 51-75.
- 牧野隆信 1989. 『北前船の研究』法政大学出版局.
- 真島俊一・TEM 研究所 1989. 鯨漁場と肥料の普及. 大林組編『季刊大林 29 漁場』大
林組 : 18-29.
- 松村長太 1978. 秋田でかせぎ漁民物語. 岡本達明編『近代民衆の記録 7—漁民』新人
物往来社 : 330-377.
- 三浦正幸 1971. 北海道春ニシンの消滅とその復興—内陸森林資源の乱伐が原因—. 水
産界 2 : 16-22.
- 三浦泰之 1998. 史料紹介 大正期の青山漁場日記. 北海道開拓記念館調査報告 37 :
37-64.
- 三浦泰之 2006. 青山家の一年—1916（大正 5）年の漁場経営とその周辺をめぐって—.
北海道開拓記念館研究報告 19 : 51-70.
- 三浦泰之・小林真人 1999. 史料紹介 青山家文書「便箋複写簿」. 北海道開拓記念館
調査報告 38 : 33-92.
- 三上正一・田村真樹・高昭宏 1983. 石狩湾のニシンについて—昭和 41～43 年の調査
結果—. 北水試月報 25（7） : 340-351.
- 三木理史 2003. 農業移民に見る樺太と北海道—外地の実質性と形式性をめぐって. 歴
史地理学 45（1） : 20-36.
- 三木理史 2006. 『国境の植民地・樺太（埼選書 104）』埼書房.
- 三木理史 2008. 明治末期岩手県からの樺太出稼—建築技能集団の短期回帰型渡航の分
析を中心に. 蘭信三編著『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』不二出版 : 389-
432.
- 南鐵蔵 1954. 『北海道綜合經濟史 下卷—明治維新前—』（自費出版）.
- 御船達雄 1996. ニシン漁場主屋建築にみる網元郷里の民家形式—漁業家青山家の建築
活動に関する研究 その 3—. 日本建築学会北海道支部研究報告集 69 : 601-604.
- 御船達雄 2003. ニシン漁場建築の更新過程にみる網元出身地民家形式の影響—庄内地
方出身の青山家の場合—. 日本建築学会計画系論文集 571 : 115-119.
- 村上はつ 1986. 知多雑穀肥料商業の展開—万三商店を中心に—. 山口和雄・石井寛治
編『近代日本の商品流通』東京大学出版会 : 177-235.

- 村田祐介 2001. 近世末期奥三河・山崎家「日知録」にみる行動領域. 歴史地理学 43 (3) : 36-52.
- 森山軍治郎 1974. 『民衆精神史の群像—北の底辺から』北海道大学図書刊行会.
- 柳沼武彦 1992. 木を植えて魚を殖やす—ニシンはなぜ消えてしまったのか. 矢間秀次郎編著『森と海とマチを結ぶ』北斗出版 : 33-54.
- 矢島睿 1974. ニシン漁場における習俗の定着過程について. 北海道開拓記念館研究年報 3 : 39-55.
- 矢島睿 1981. 北海道の民俗—鯺漁場と開拓期の農村を中心に—. 月刊文化財 209 : 18-25.
- 矢野晋吾 2004. 『村落社会と「出稼ぎ」労働の社会学—諏訪地域の生業セットとしての酒造労働と村落・家・個人—』御茶の水書房.
- 山口和雄 1957. 『日本漁業史』東京大学出版会.
- 山口和雄 1959. 『日本の漁業』弘文堂.
- 山口元幸 1926a. 練習性ニ関スル調査 (第一冊). 北海道水産試験場編『水産調査報告第十七冊』.
- 山口元幸 1926b. 練習性ニ関スル調査 (第二冊). 北海道水産試験場編『水産調査報告第十八冊』.
- 山口彌一郎 1938. 男鹿半島に於ける戸賀集落の出稼. 地理学 6 (4) : 58-67.
- 山崎鑛蔵 1909. 『小樽区外七郡案内』北世界支社.
- 山田志乃布 1996. 近世後期における港町の機能—松前地江差を事例として. 歴史地理学 38 (1) : 48-61.
- 山田伸一 2006. 歴史史料としての書簡の可能性—青山家資料の整理作業から—. 北海道開拓記念館研究報告 19 : 153-160.
- 山田健 1973. 北海道高島郡における鯺定置漁業権変遷過程の一考察. 北海道開拓記念館研究年報 2 : 35-51.
- 山田健 1977. 明治前期高島郡祝津村における鯺漁業構造の一考察. 北海道開拓記念館研究年報 5 : 39-54.
- 山田健 1981. 天売・焼尻両島における鯺定置漁業権の変遷. 北海道開拓記念館調査報告 20 : 35-52.

- 山田健 1982. 礼文島における鯨定置漁業権と漁場図の変遷. 北海道開拓記念館調査報告 21 : 37-74.
- 山田健 1983. 北海道高島地方における鯨漁業の成立. 桑原真人編『北海道の研究 6 近・現代篇Ⅱ』清文堂 : 160-207.
- 山田健 1985. 利尻島における鯨定置漁業権の存在形態—『免許漁業原簿』の内容と考察—. 北海道開拓記念館調査報告 24 : 39-88.
- 山田健 1987. 古平町における鯨定置漁業権の変遷 (1) —『免許漁業原簿』の内容と考察—. 北海道開拓記念館調査報告 26 : 27-36.
- 山田健 1988. 古平町における鯨定置漁業権の変遷 (2) —『免許漁業原簿』の内容と考察—. 北海道開拓記念館調査報告 27 : 31-42.
- 山田健 1989. 余市地方における鯨定置漁業権の変遷—『免許漁業原簿』の内容を中心として—. 北海道開拓記念館調査報告 28 : 65-90.
- 山田健 1990a. 利尻・礼文島における鯨漁場の漁撈習俗. 網野善彦編『日本海と北国文化』小学館 : 513-553.
- 山田健 1990b. 北海道美国郡における鯨定置漁業権の変遷—『免許漁業原簿』を中心として—. 北海道開拓記念館調査報告 29 : 161-184.
- 山田健 1993. 近世末期ヨイチ場所における鯨漁業構造の史的変遷. 北海道開拓記念館研究報告 13 : 61-84.
- 山田健 2006. 高島郡祝津村青山家における鯨建網漁場の変遷過程—行成網漁場から角網漁場への転換期を中心として—. 北海道開拓記念館研究報告 19 : 1-50.
- 山田雄久 2000. 明治大正期肥料商の北海道直買活動と人造肥料取引—大阪府貝塚廣海惣太郎家の事例をもとに—. 経済史研究 4 : 87-99.
- 遊佐敏彦 1926a. 鯨漁業労働の季節的移動 (上). 社会政策時報 65 : 112-121.
- 遊佐敏彦 1926b. 鯨漁業労働の季節的移動 (下). 社会政策時報 67 : 222-237.
- 余市教育研究所編 1966. 『余市郷土史 第1巻 余市漁業発達史』余市町教育研究所.
- よいち水産博物館編 2001. 『第27回特別展示解説書 鯨が群来たころ』.
- 余市町・文化財建造物保存技術協会編 1995. 『史跡旧余市福原漁場保存修理工事報告書』余市町.
- 利尻町史編集室編 1989. 小倉漁場日記. 利尻町史編集室編『利尻町史 史料編』利尻町 : 333-389.

- 留萌市海のふるさと館編 1995. 『留萌市海のふるさと館「郷土史料集」第一輯 留萌
漁業沿革史』留萌市海のふるさと館.
- 留萌市海のふるさと館 1997. 『留萌市海のふるさと館「郷土史料集」第三輯 佐賀家
漁場 鯿漁業日誌—明治三十二年から昭和十四年—』留萌市海のふるさと館.
- 留萌市海のふるさと館 1998. 『留萌市海のふるさと館「郷土史料集」第四輯 佐賀家
漁場 漁場日誌—昭和六年・八年・九年・十年—』留萌市海のふるさと館.
- ロバートG=フラーシエム・ヨシコN=フラーシエム 1994. 『蝦夷地場所請負人—山
田文右衛門家の活躍とその歴史的背景—』北海道出版企画センター.
- 若菜博 2001. 現代魚附林思想と「ニシン山に登る」—三浦正幸・大滝重直らの「森と
海」に関する複層流—. 室蘭工業大学紀要 51 : 147-158.
- 渡辺栄・羽田新編 1977. 『出稼ぎ労働と農村の生活』東京大学出版会.
- 渡辺栄・羽田新編 1987. 『出稼ぎの総合的研究』東京大学出版会.
- 渡邊信一 1932a. 秋田縣に於ける歸村離村及び出稼の状況 (1). 経済学論集 2
(11) : 53-93.
- 渡邊信一 1932b. 秋田縣に於ける歸村離村及び出稼の状況 (2). 経済学論集 2
(12) : 47-78.
- 渡邊宗重 1913. 鯿の鱗と其年齢. 魚学雑誌 1 (7) : 23.
- David L. Howell 1995. *Capitalism from Within: Economy, Society, and the State in a
Japanese Fishery*. Berkeley : University of California Press. デビッド・ルーク・ハウエ
ル著・河西英通・河西富美子訳 2007. 『ニシンの近代史—北海道漁業と日本資本主
義—』岩田書院

図目次

図 1	北海道の魚種別漁獲高（製造高）	145
図 2	山口元幸の「春鯧ノ洄游並ニ棲息圖」	146
図 3	網の変遷	147
図 4	電気起重機鯧沖揚作業	148
図 5	鯧加工作業	149
図 6	干場が広がる景観（1914 年春）	150
図 7	水産業への出稼ぎ者の動き	152
図 8	北海道への月別来往者数（1924 年）	153
図 9	出稼ぎ者供給組合	154
図 10	春鯧漁獲量（1887～1955 年）	155
図 11	鯧製品の内訳（1912 年）	157
図 12	鯧漁業従事者	158
図 13	対象地域図	159
図 14	場所・三湊	160
図 15	地域別鯧漁獲量の変動（1910～1959 年）	162
図 16	南家の漁場位置	169
図 17	1931 年における高島郡の定置網位置と漁家	170
図 18	南家系図	172
図 19	漁業家番附	173
図 20	南家の労働者居住地（1909～1936 年）	177
図 21	山本郡漁夫募集員組合の漁夫募集者（1915 年）	178
図 22	募集従事者と労働者分布（1916～1931 年）	179
図 23	出稼ぎ者供給組合等を介した北海道鯧漁業への出稼ぎ者数（1927 年）	180
図 24	全損益（1915～1932 年）	182
図 25	漁業暦	184
図 26	青山家の漁場位置	185
図 27	青山家における鯧漁夫の出身地	187
図 28	県別に見た出身職業別漁業出稼ぎ者数（1927 年）	192
図 29	秋田県における各郡の職業別出稼ぎ者数（1930 年）	193
図 30	秋田県における各郡の行き先別出稼ぎ者数（1930 年）	194

図 31	秋田県新聞興亡一覧.....	195
図 32	南家における漁夫の就労年数（1909～1936年）.....	196
図 33	『北海道出稼年度記録』.....	198
図 34	菊地久太郎の出稼ぎ活動.....	199
図 35	菊地久太郎の出稼ぎパターン.....	201
図 36	余市郡における漁獲量の変化.....	202
図 37	浜口村の鯧漁業出稼ぎ者就労地（1951年）.....	203
図 38	鯧漁業出稼ぎ就労地と鯧漁期後の出稼ぎ活動.....	204
図 39	鯧稚魚の放流.....	205

表目次

表 1	日本全体と鯧漁業に関係する主な雇用関係制度・調査.....	151
表 2	鯧定置網漁業権数と漁家数（1931年）.....	156
表 3	場所請負人.....	161
表 4	支庁別の春鯧漁獲量（1928～1939年）.....	163
表 5	『小樽新聞』記事一覧（1930年1～6月）.....	164
表 6	鯧漁業対策に関する『小樽新聞』記事一覧（1935年4月～1935年12月）.....	166
表 7	鰯旋網許可数（1935年）.....	168
表 8	1931年における高島郡の鯧漁家と定置網漁場番号.....	171
表 9	南家の鯧漁業収支と鯧製品内訳（1915～1932年）（円）.....	174
表 10	不漁年の活動（1928年）.....	175
表 11	豊漁年の活動（1932年）.....	176
表 12	労働者募集活動時の経費.....	181
表 13	鯧漁況報告（1935年）.....	183
表 14	青山家の鯧定置網漁場および漁獲高（1922～1931年）（石）.....	186
表 15	青山家と南家に就労した山本郡出身の漁夫.....	188
表 16	九一金（1933年～1937年）（円）.....	189
表 17	秋田県における出稼ぎ者数と全国に占める割合.....	190
表 18	1930年の秋田県における行き先別、職業別に見た出稼ぎ者数（人）.....	191
表 19	南家における漁夫の役付回数と就労年数（1929～1936年）（人）.....	197
表 20	菊地久太郎が就労した場所.....	200

付図・付表・史料

付図 1	春鯺市町村別年別漁獲量（1887～1955 年）	206
付表 1	『秋田魁新報』鯺・北海道・樺太関係記事一覧	207
史料 1	『北海道出稼年度記録』	223

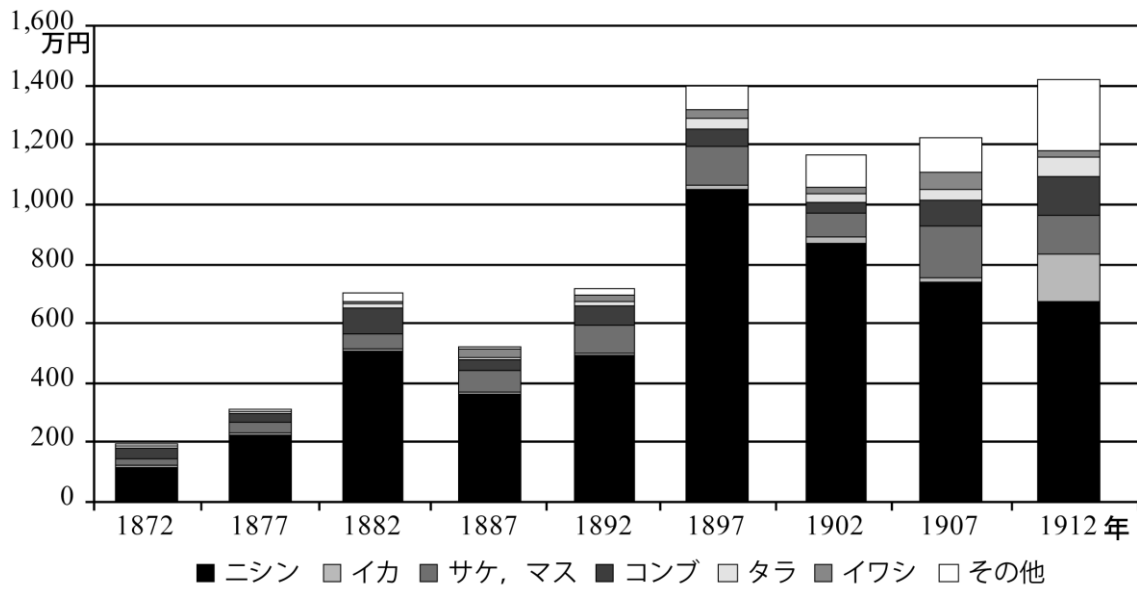


図 1 北海道の魚種別漁獲高（製造高）

出所) 地方史研究協議会編 1960. 『日本産業史大系 2 北海道地方篇』東京大学出版会 : 304. より作成.

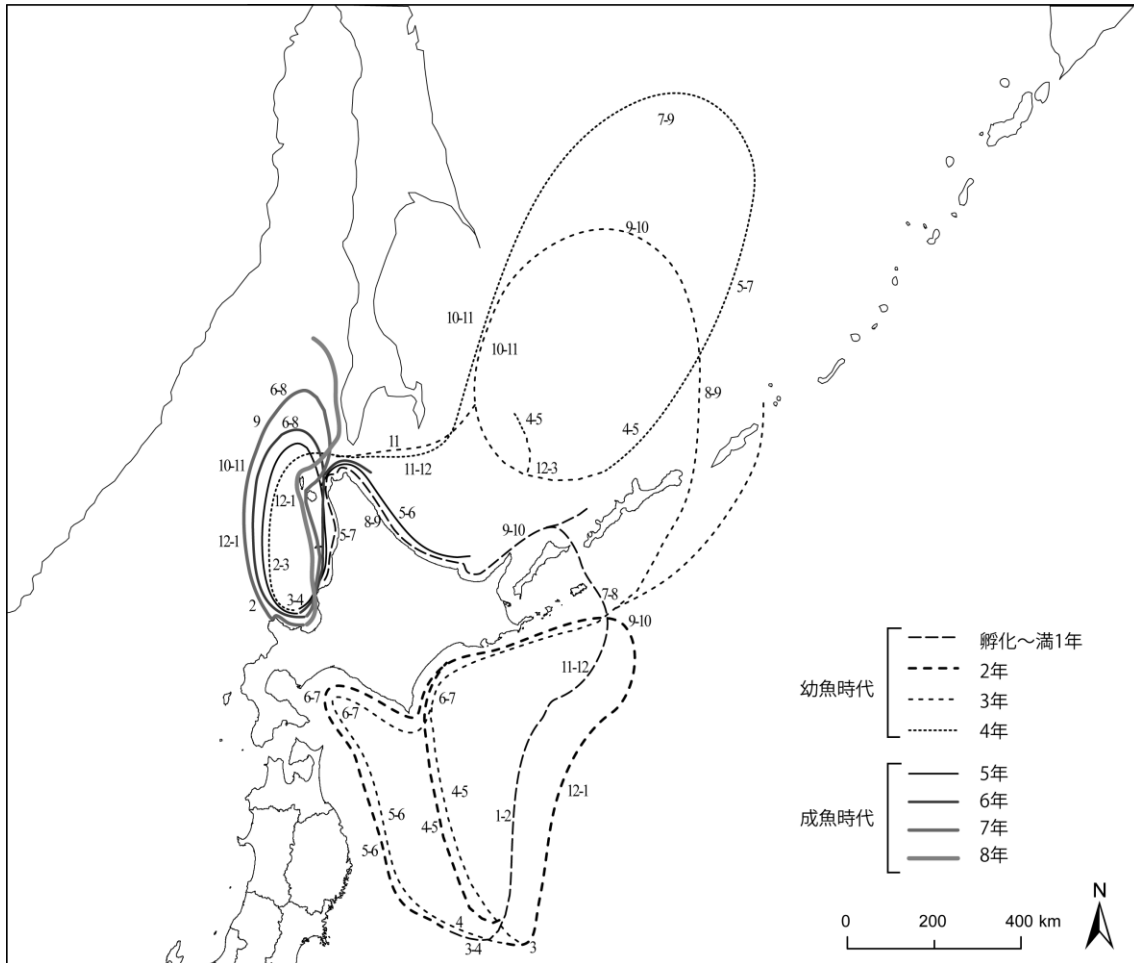


図 2 山口元幸の「春鯉ノ洄游並ニ棲息圖」

出所) 山口元幸 1926b. 練習性ニ関スル調査 (第二冊). 北海道水産試験場編『水産調査報告第十八冊』より作成.

注記) 数字は月を示す.

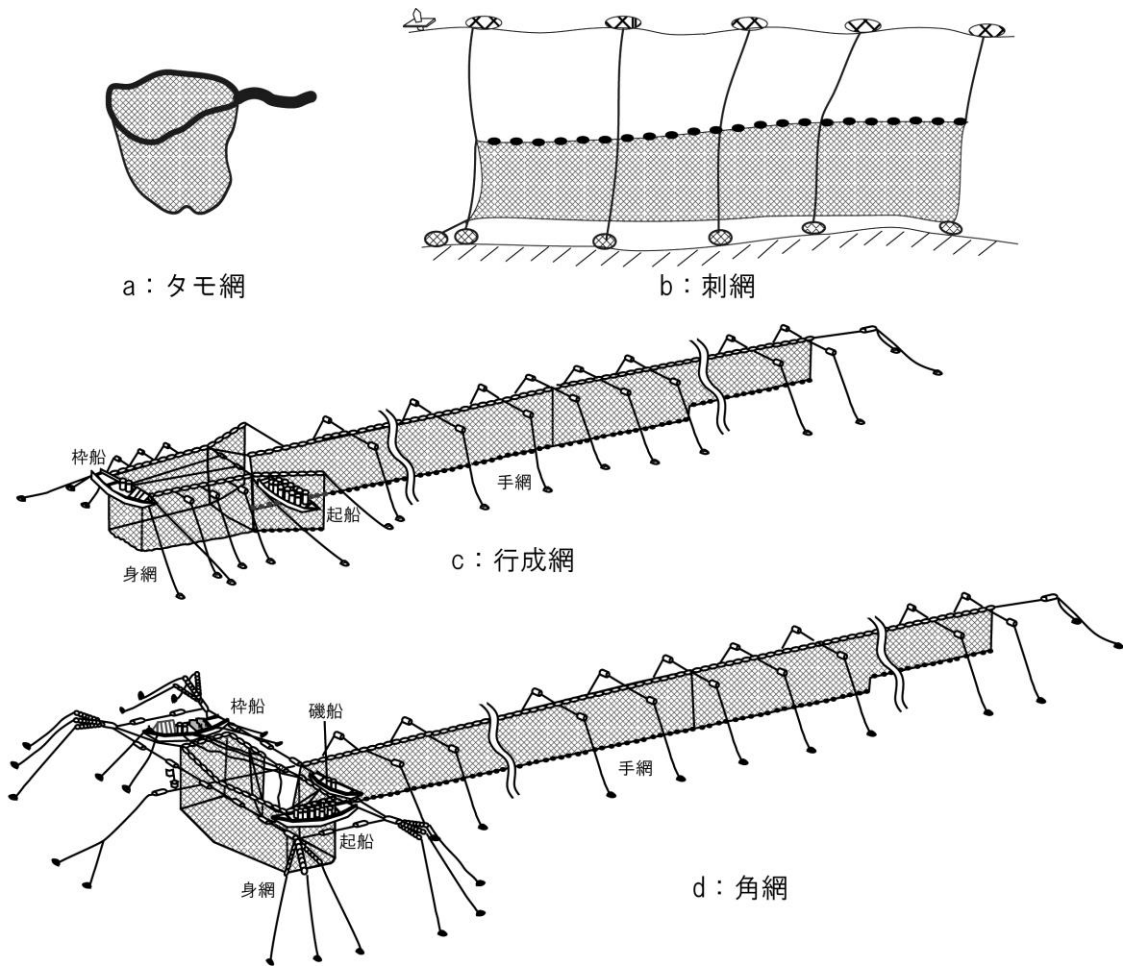


図 3 網の変遷

出所) (a, b) 小平町史編集室編 1976. 『小平町史』小平町役場. (c, d) 真島俊一・TEM 研究所 1989. 鯨漁場と肥料の普及. 大林組編『季刊大林 29 漁場』大林組:18-29. より作成.



(一)ノ業作揚沖鯨機重起氣電業漁口山①港平古道海北

图 4 電気起重機鯨沖揚作業

出所) 北海道立文書館所蔵『北海道鯨漁業 電気起重機沖揚之景』(P-3/44) 所収「北海道古平港①山口漁業電気起重機鯨沖揚作業ノ(一)」.

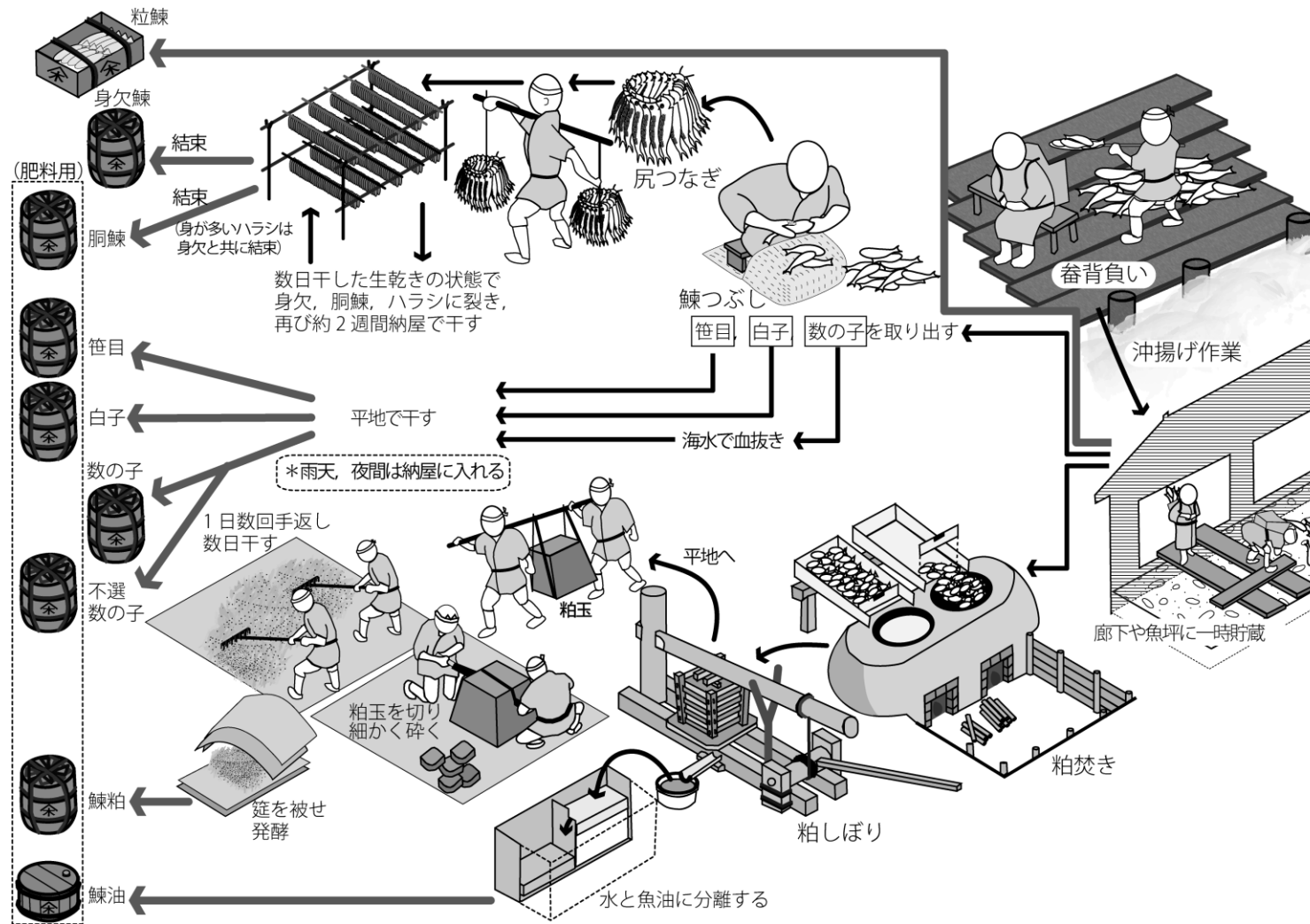


図5 鯨加工作業

出所) 真島俊一・TEM 研究所 1989. 鯨漁場と肥料の普及. 大林組編『季刊大林 29 漁場』大林組: 18-29. より作成.

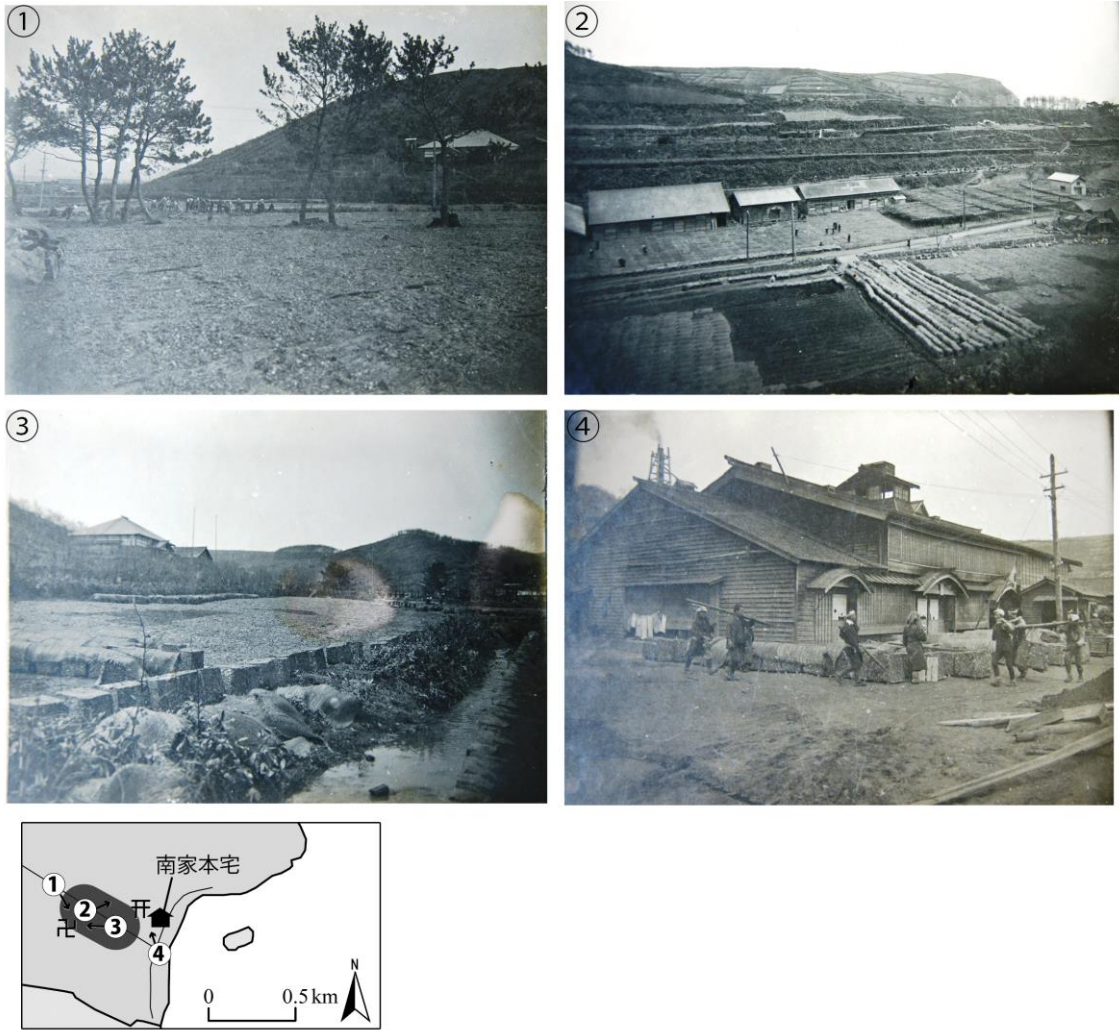


図 6 干場が広がる景観（1914 年春）

出所) 正林寺蔵「写真」.

注記) 4 枚の写真裏には、以下の説明が記されている。写真①「本干場ハ高島村南漁場ノ干場ニシテ近年ニ無キ大漁ハ野モ山モ杓ヲ以テ埋メラルヽニ至リヌ」、写真②「高島村南漁場練身欠並ニ練メ杓乾燥ノ実況ナリ稀ニ見ル大漁ニテ至ル所杓ト身欠ニテ被ハル」、写真③「高島村南漁場練杓乾燥ノ状況ナリ」、写真④「南漁場ノ杓置キ場ナリ」。各写真の要素から地図に撮影場所・方向を示す。灰色円で囲んだ範囲に、南家（第四章参照）の杓干場が広がっていたと推定する。

表 1 日本全体と鯉漁業に関する主な雇用関係制度・調査

西暦	日本全体の雇用制度	鯉漁業に関する雇用制度
	募集人制度への問題視	
1881	需要地における初の募集取締規則制定@山口県	
1882	農商務省に調査課設置, 労働者保護法案作成のための資料収集に着手	
1894	『水産事項特別調査』(農商務省)	
1898	『日本の下層社会』(横山源之助)	
1901	私立の無料職業紹介事業開始@東京	
1902		青森県令第64号「北海道出稼人証明規則」
1903	『職工事情』(農商務省)	
1913		秋田県令第20号「労務者募集取締規則」 ↓ 山本郡漁夫募集員組合設置
1914 ~18	(第一次世界大戦) (米騒動)	
1919	国際労働機関ILO第1回総会 ¹⁾ @ワシントン 市立の職業紹介所設置@名古屋, 京都, 横浜…	道庁令第78号「労務者募集取締規則」
1920	中央職業紹介所設置	
1921	職業紹介法制定	
1922	『副業的季節移動労力ニ關スル調査』(農商務省)	
1923	(関東大震災)	出稼ぎ調査の実施
		漁業労働者の実地調査 『季節的移動労働者に関する調査』(北海道庁内務部) ↓
1924	内務省より, 北海道への出稼ぎ漁夫に関する通達	
1925	『女工哀史』(細井和喜蔵)	出稼ぎ者供給組合の設置 @北海道, 青森, 秋田
1926		
1927	『出稼者調査』(中央職業紹介事務局)	
1928	職業紹介所による製糸女工の移動紹介(広域紹介)@新潟県→群馬県	『北海道鯉漁業労働事情』(東京地方職業紹介事務局)
1929	各種広域紹介の試み: 藺刈り労働, 酒造, 凍豆腐, 寒天製造, 建設労働…	『出稼漁夫供給組合調査』(中央職業紹介事務局)
1930		青森地方職業紹介事務局設置@青森市
1931		・出稼ぎ者供給組合→出稼ぎ者保護組合 ・職業紹介所の設置 @北海道, 東北諸県
1932		
1933		
1934		

出所) ①秋田県労働部職業安定課編 1953. 『秋田県出稼小史—北海道の鯉漁業を中心とした』秋田県労働部職業安定課. ②中島寧綱 1988. 『職業安定行政史: 江戸時代より現代まで』雇用問題研究会. ③高田浩稔 1999. 『青森県出稼労働史』. より作成.

注 1) 条約案には「中央官庁の管理下にある公の無料職業紹介所の制度を設くべし」とあり, 万国共通の職業紹介制度の原則が宣言された. なお, 日本では職業紹介法制定後(1922年)に批准された.

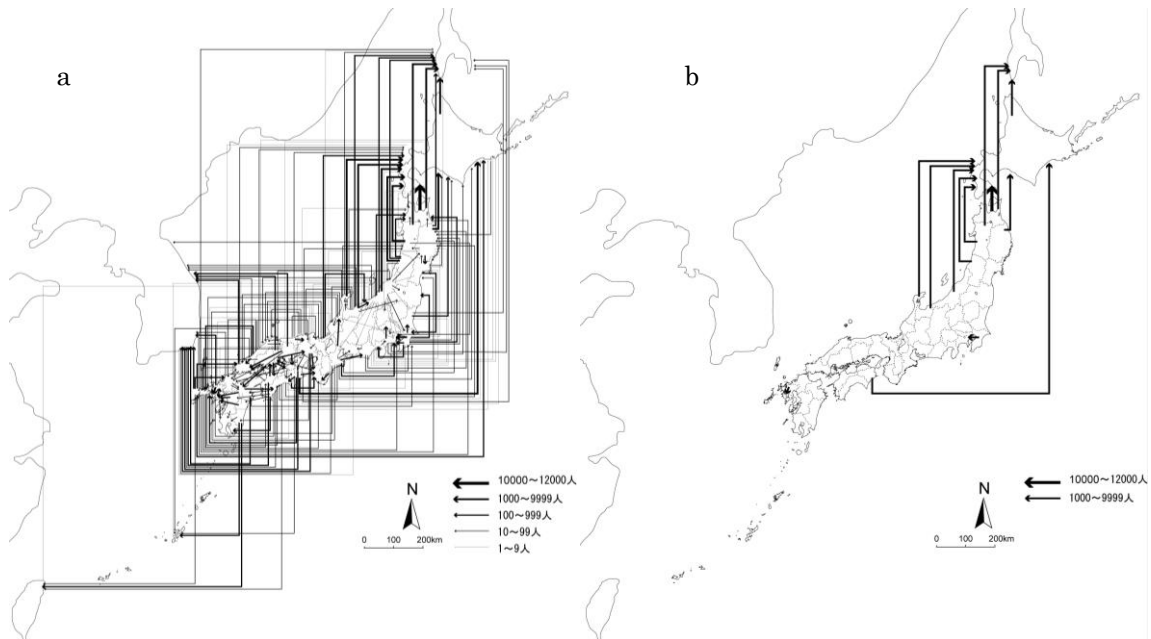


図 7 水産業への出稼ぎ者の動き

出所) 中央職業紹介事務局編 1927. 『出稼ぎ調査』: 付表ホ「水産業」より作成.

注記) 出身の道府県から同じ出稼ぎ先の道府県へ向かう動きを矢印で, 出稼ぎ者の総数を矢印の太さで示す. bはaで示した出稼ぎ者の動きのうち, その出身道府県から1,000人以上が同じ出稼ぎ道府県へ向かう出稼ぎ活動のみを表す.

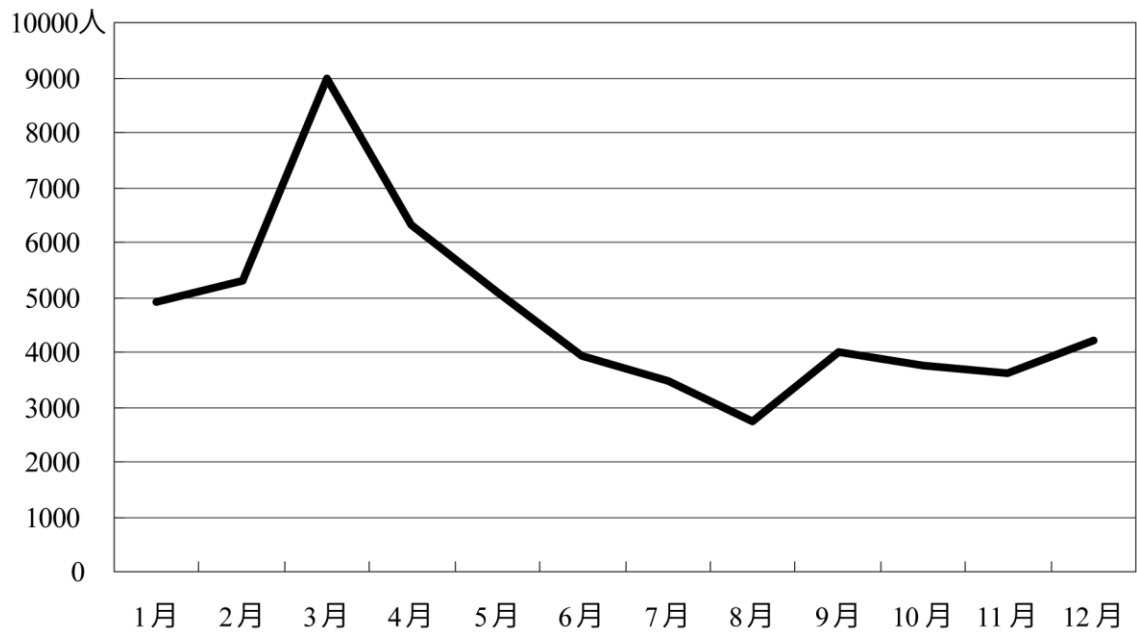


図 8 北海道への月別来往者数 (1924 年)

出所) 北海道庁編 1926. 『北海道統計書 第 36 回第 1 巻』 : 「来往者月別」より作成.

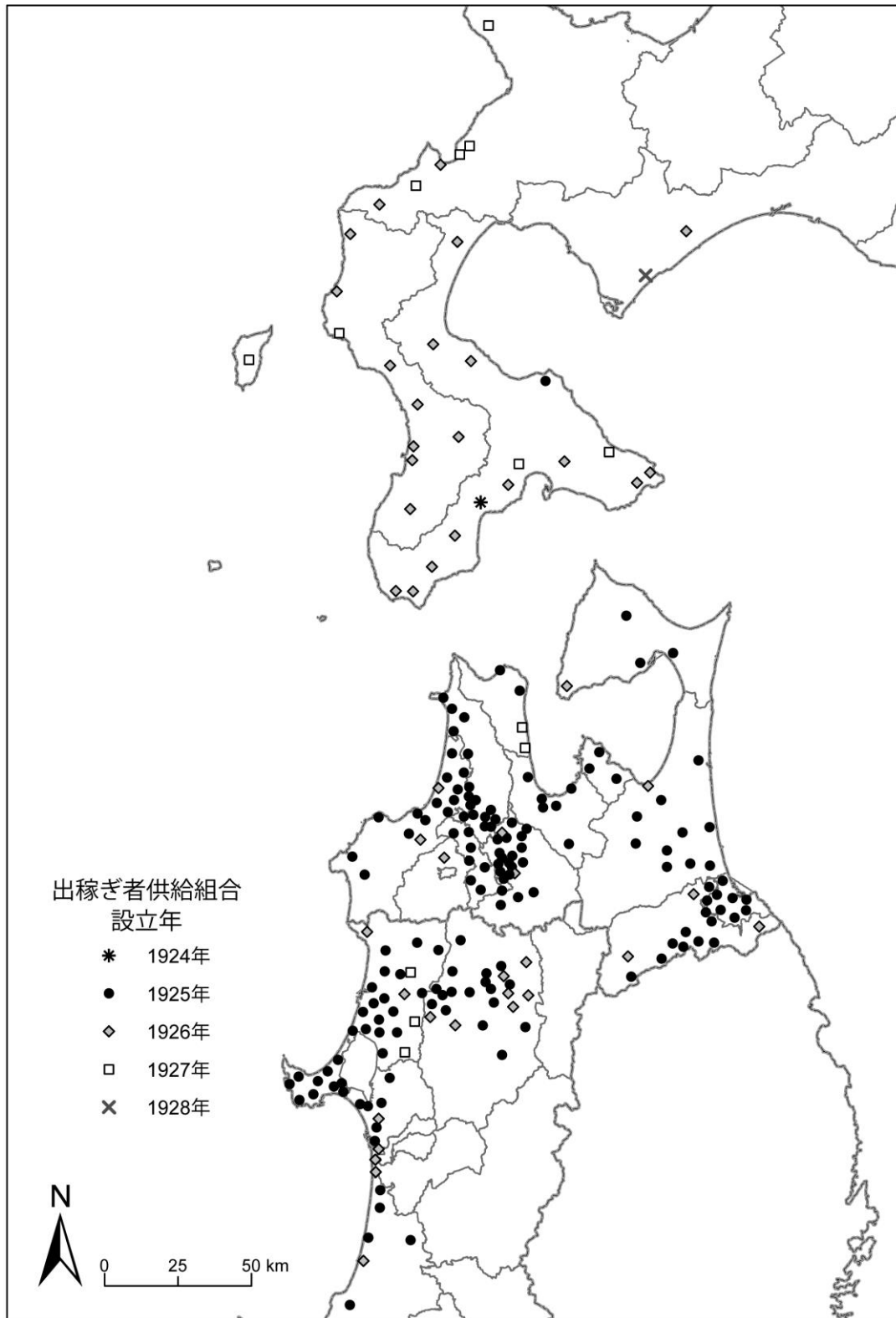


図 9 出稼ぎ者供給組合

出所) 中央職業紹介事務局 1929. 『出稼漁夫供給組合調査』より作成.
 注記) 北海道は支庁界を, 青森県および秋田県は郡市界を示す.

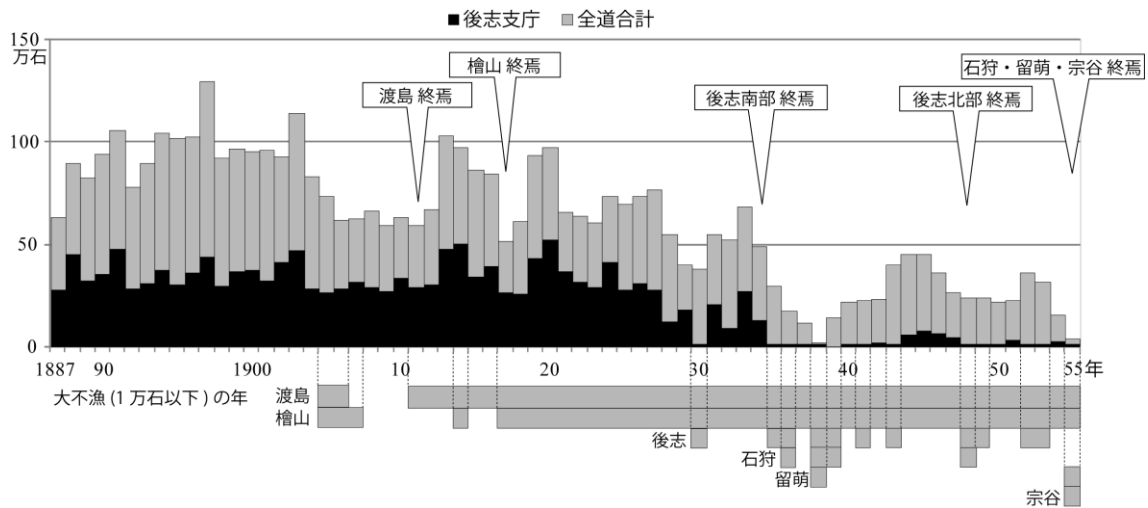


図 10 春鯉漁獲量 (1887~1955 年)

出所) ①北海道立水産試験場 1956. 『北海道春ニシン統計資料第 3 号』 (中央水産試験場集計・提供). ②今田光夫 1991. 『ニシン漁家列伝—百万石時代の担い手たち』 幻洋社: 附表 2 「郡別春鯉漁況変動」. より作成.

注記) 北海道合計漁獲量に占める, 後志支庁の合計漁獲量を黒色で示す. 各支庁 (後志支庁のみ南部と北部に区分) の鯉漁業終焉期は, 今田 (1991 における「来遊途絶年」) を参考に示す. 各支庁の合計漁獲量が 1 万石以下の年を, 大不漁の年とする.

表 2 鯨定置網漁業権数と漁家数（1931 年）

漁業権を複数町村に所有 （大規模鯨漁家）		漁業権を一町村のみに所有 （中・小規模鯨漁家）	
漁業権数	漁家数	漁業権数	漁家数
39 統	1	（中規模）	
38 統	1	21 統	1
37 統	1	18 統	1
28 統	1	15 統	1
22 統	1	14 統	1
20 統	1	13 統	2
19 統	1	12 統	1
16 統	2	11 統	5
15 統	1	10 統	1
12 統	3	9 統	4
11 統	2	8 統	2
10 統	1	7 統	6
9 統	4	6 統	14
8 統	6	5 統	14
7 統	7	4 統	35
6 統	7	3 統	71
5 統	7	2 統	180
4 統	12	計	339
3 統	21	（小規模）	
2 統	19	1 統	463
（大規模）計	99	（中・小規模）計	802
		総計	901

出所) 北海道廳産業部水産課編 1931. 『鯨定置漁場漁獲高調 自後志支庁管内至宗谷支庁管内 [自大正十一年至昭和六年]』北海道廳産業部水産課. より作成.

注記) 漁業権の所有者名が一致するもののみを同一漁家としたため、血縁者により分割して漁業権を所有し、多数の漁業権を有した漁家の存在も考えられる.

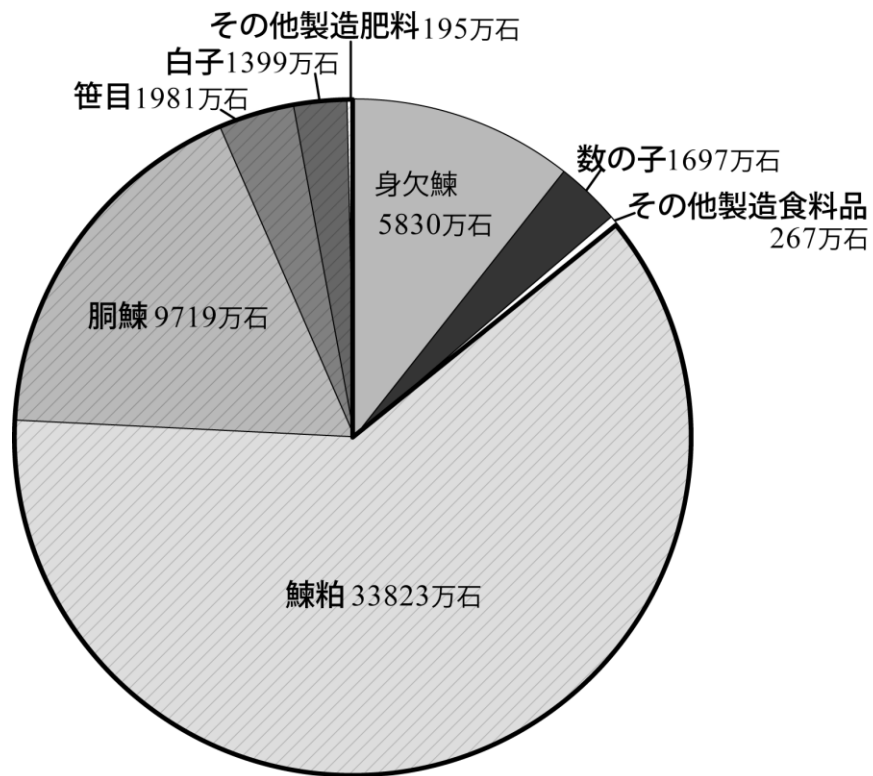


図 11 鯨製品の内訳 (1912 年)

出所) 小樽統計商報社編 1914. 『北海道統計彙纂』小樽統計商報社: 100-101. より作成.
 注記) 網掛け部分が魚肥を示す. 1 貫=25 石として計算.

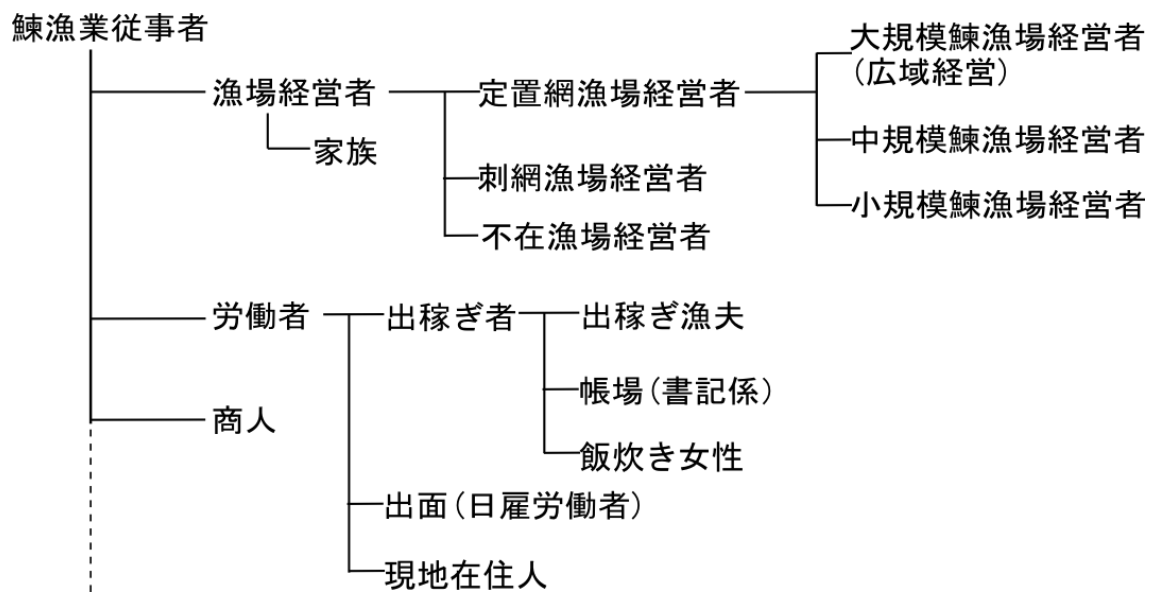


図 12 鯧漁業従事者

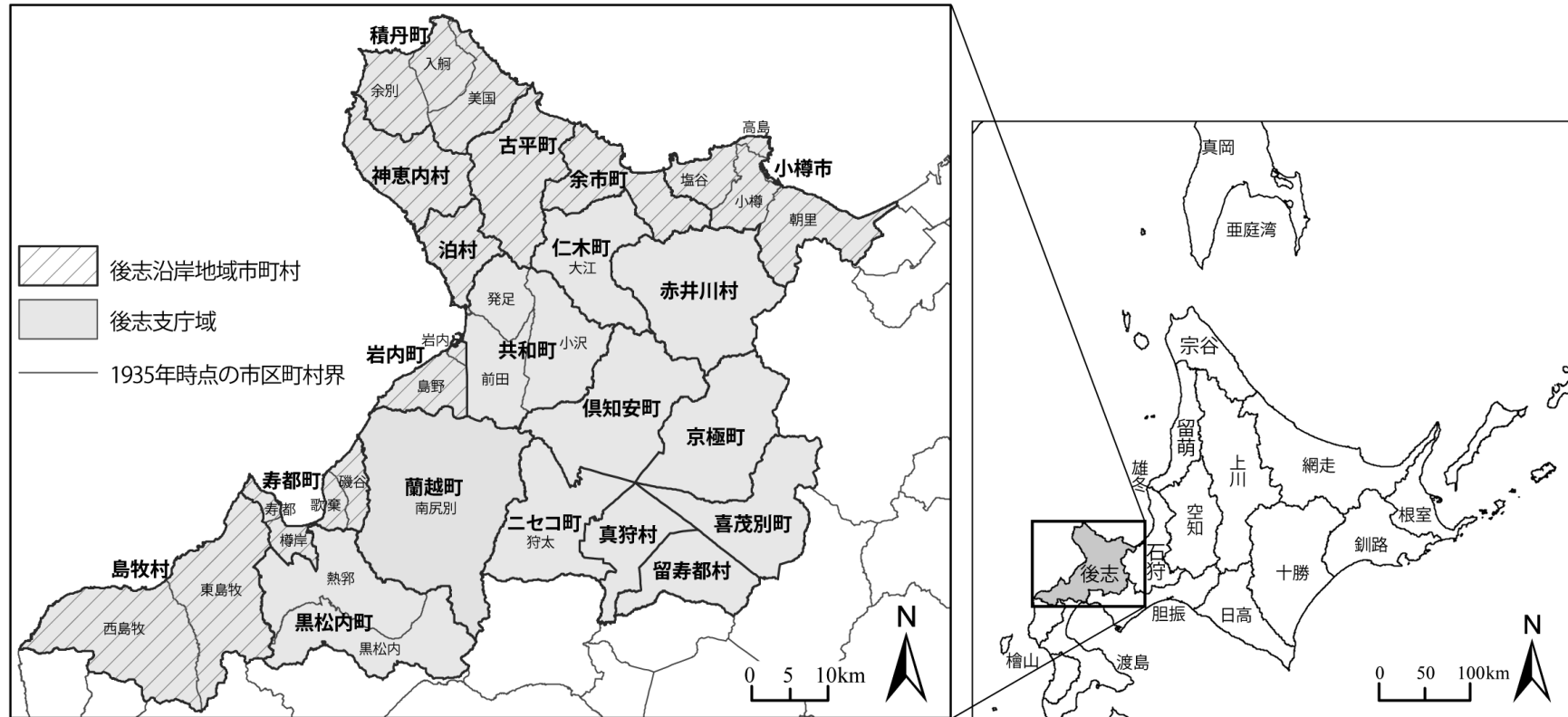


図 13 対象地域図

注記) 太字は現在の市町村名を示し、1935年の市町村域が異なる場合は、1935年時点の市町村名を付記する。

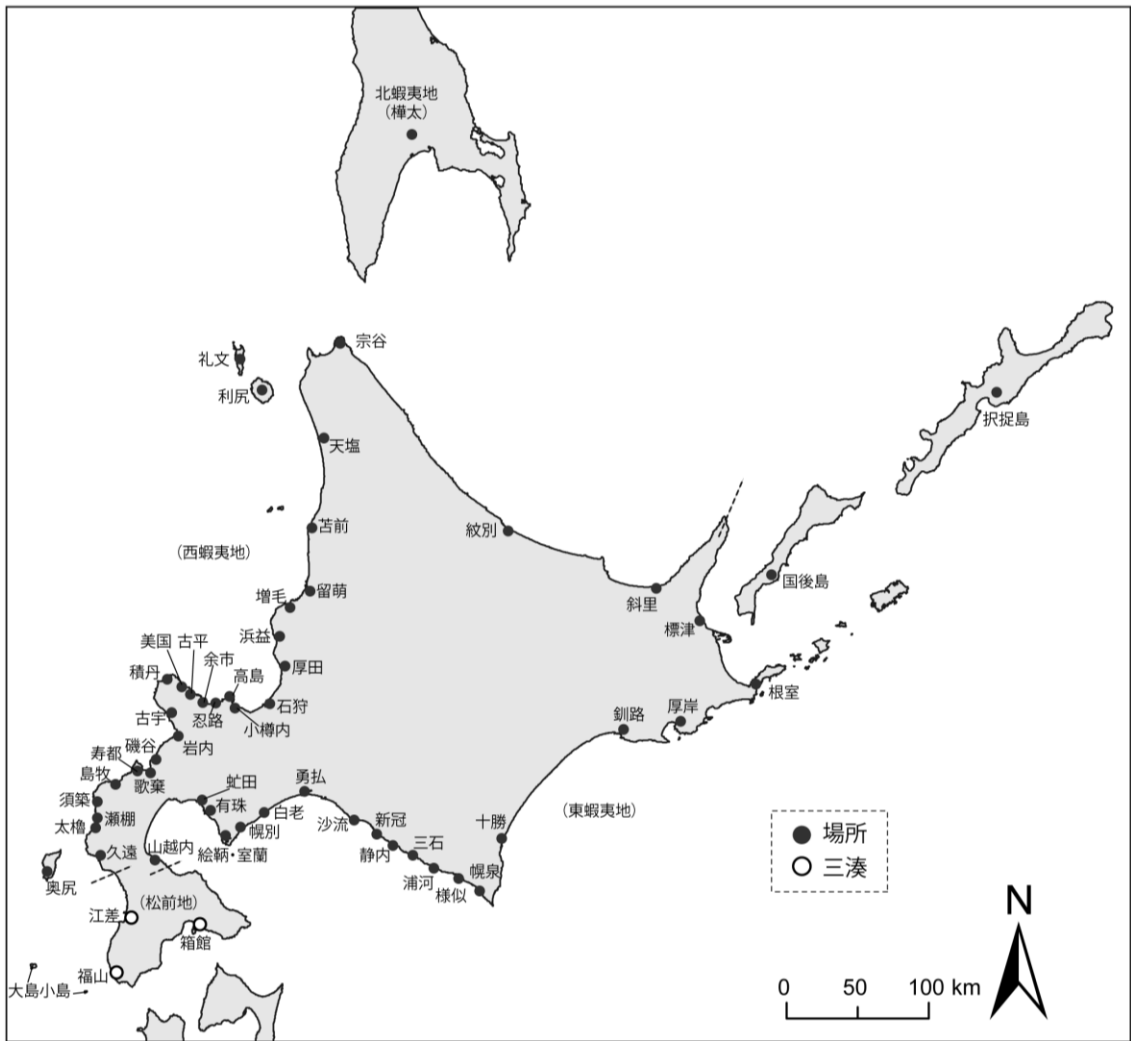


図 14 場所・三湊

出所) ①角川日本地名大辞典編纂委員会編 1987. 『角川日本地名大辞典 北海道下巻』角川書店: 「松前・蝦夷地場所区分図(安政年間)」. ②中西聡 1998. 『近世・近代日本の市場構造—「松前鮭」肥料取引の研究—』東京大学出版会: 第 1-1 図. ③村尾元長 1897. 『北海道漁業志要』: 252-254. より作成.

表 3 場所請負人

	場所	文政年間[1818—1830]	安政 2 年[1855]	明治 2 年[1869]
西 蝦 夷 地	奥尻	熊石村：佐野屋権次郎	松前：荒屋新右衛門	
	久遠		松前：石橋屋松兵衛	
	太櫓	江差：庄兵衛	松前：浜屋与三右衛門	
	瀬棚	江差：高田屋吉次郎	古畑屋伝十郎	
	スツキ（須築）	江差：新屋武八	松前：小川屋九郎右衛門	
	島牧	江差：柳屋新兵衛	松前：山崎屋新八	
	寿都	松前：柳屋庄兵衛	松前：升屋栄五郎	松前：[升屋]佐藤栄右衛門
	歌棄			
	磯谷			
	岩内	松前：加賀屋多左衛門	松前：仙北屋仁左衛門	松前：[仙北屋]佐藤仁左衛門
	古宇	松前：福島屋新右衛門		松前：[福島屋]田付新右衛門
	積丹	松前：岩田金蔵	松前：岩田屋金蔵	松前：岩田金蔵
	美国	松前：沢田屋求兵衛		
	古平	松前：恵比須屋弥兵衛	松前：恵比須屋半兵衛	種田徳之丞
	(上・下)余市	松前：竹屋長左衛門		
	忍路	松前：住吉屋准兵衛	松前：住吉屋徳兵衛	松前：[住吉屋]西川准兵衛
	高島			
	小樽内	松前：恵比須屋弥兵衛	松前：恵比須屋半兵衛	—
	石狩	松前：阿部屋伝次郎		
	厚田	松前：浜屋与三右衛門		
	浜益			中川屋勇助
	増毛	松前：伊達屋庄兵衛	松前：伊達林右衛門	伊達林右衛門
	留萌・苫前	松前：栖原六郎兵衛	松前：栖原六右衛門	松前：栖原半六
	天塩			
	利尻・礼文	松前：藤野喜兵衛	松前：柏屋喜兵衛	松前：藤野喜兵衛
	宗谷・斜里			
	標津・斜里・紋別	—	—	山田寿兵衛
大島・小島	松前：長右衛門	—	—	
東 蝦 夷 地	山越内	箱館：藤代屋東吉	松前：伊達林右衛門・栖原六右衛門	—
	虻田	松前：和田屋茂吉	松前：岩田金蔵	佐野孫右衛門
	有珠	箱館：和賀屋宇兵衛		和賀屋権十郎
	絵鞆・室蘭	箱館：井口兵右衛門	松前：恵比須屋半兵衛	種田徳之丞
	幌別	又は阿部屋基右衛門	松前：岩田金蔵	
	白老	松前：野口屋又蔵		
	勇払	松前：山田文右衛門		榊富右衛門
	沙流			
	新冠	箱館：浜田屋佐次兵衛		
	浦河・静内・様似	松前：万屋専右衛門		[万屋]佐野専右衛門
	三石	熊野屋忠右衛門・栖原屋虎五郎	箱館：小林屋重吉	
	幌泉	箱館：高田屋金兵衛	箱館：杉浦嘉七	
	十勝	松前：福島屋嘉七		
	釧路	松前：米屋孫兵衛	松前：米屋喜代作	[米屋]佐野孫右衛門
	厚岸	松前：栖原六郎兵衛又は竹屋長七	松前：山田文右衛門	[山田屋]榊富右衛門
	根室	箱館：高田屋金兵衛	松前：柏屋喜兵衛	松前：藤野喜兵衛
	国後島	松前：柏屋藤野喜兵衛		
択捉島	箱館：高田屋金兵衛	松前：伊達林右衛門・栖原六右衛門		
北蝦夷地（樺太）	松前：伊達林右衛門・栖原六右衛門	松前：栖原六右衛門	—	

出所) ①南鉄蔵 1954. 『北海道総合経済史 下巻』：254-264, 310-312, ②北海道水産部 漁業調整課編 1957. 『北海道漁業史』：73-80（原資料：開拓使公文書、『新撰北海道史 第三巻』）。より作成。

注記) 明治 2 年の小樽内, 山越内の 2 場所が欠如しているのは, すでに独立していたためであり, 石狩, 樺太の 2 場所が欠如しているのは官捌となっていたため。

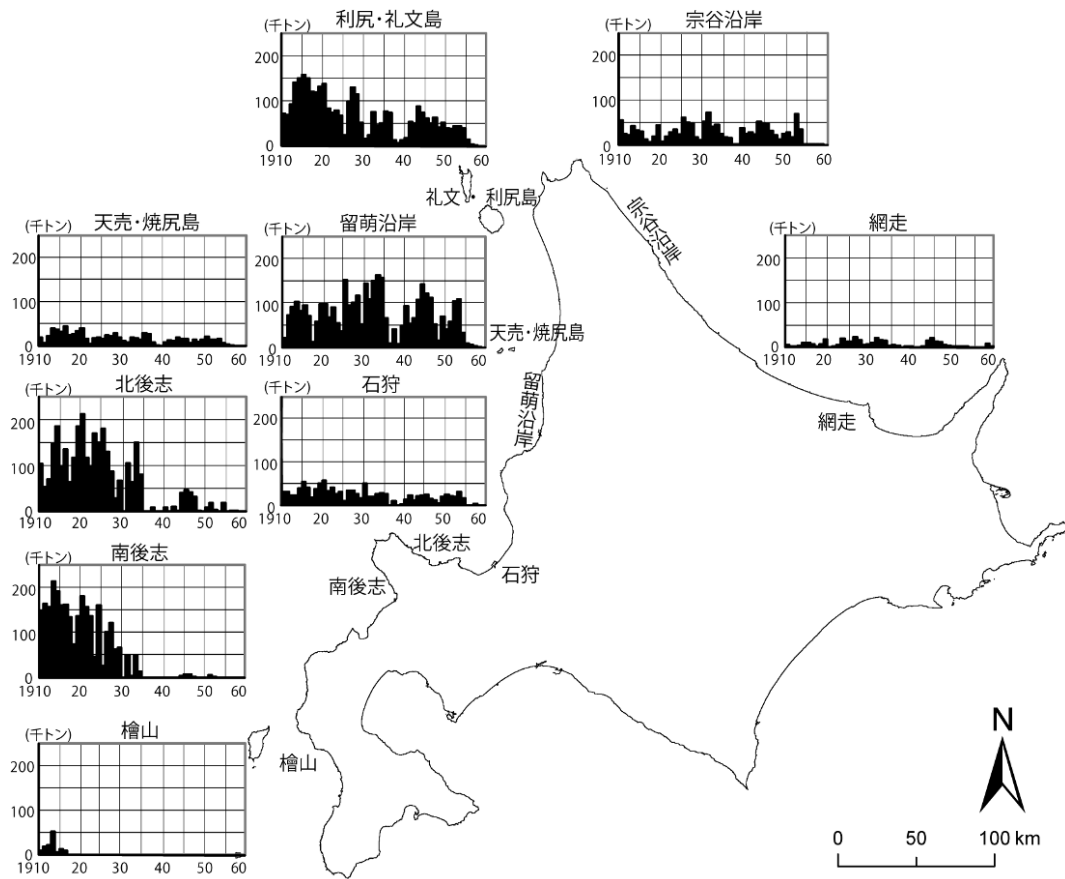


図 15 地域別鯉漁獲量の変動 (1910~1959 年)

出所) 今田光夫 1986. 『ニシン文化史—幻の鯉・カムイチェップ』 共同文化社: 「北海道春鯉の地方別漁獲量 (1920~1959)」より作成.

表 4 支庁別の春鯉漁獲量（1928～1939 年）

	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939
後志	119,375 (22.0)	176,163 (44.8)	90 (0.0)	203,578 (37.4)	88,626 (17.1)	264,440 (38.9)	121,923 (24.9)	14 (0.0)	70 (0.0)	10,638 (9.6)	187 (1.1)	0 (0.0)
石狩	34,181 (6.3)	19,609 (5.0)	67,182 (17.8)	24,782 (4.6)	24,898 (4.8)	34,391 (5.1)	36,094 (7.4)	34,007 (11.7)	79 (0.0)	12,340 (11.1)	201 (1.2)	1,083 (0.8)
留萌	193,537 (35.7)	93,065 (5.0)	203,086 (53.8)	153,422 (28.2)	223,743 (43.3)	237,599 (35.0)	225,316 (46.1)	123,837 (42.5)	45,208 (26.2)	67,937 (61.0)	5,605 (32.8)	64,392 (47.7)
宗谷	174,883 (32.3)	82,823 (21.1)	91,221 (24.2)	127,138 (23.4)	152,456 (29.5)	122,008 (18.0)	99,763 (20.4)	123,989 (42.6)	117,067 (67.7)	20,429 (18.3)	10,051 (58.8)	67,708 (50.1)
全道	542,258	393,306	377,620	543,632	517,135	679,072	489,018	291,139	172,838	111,344	17,100	135,083

出所) 北海道立水産試験場 1956. 『北海道春ニシン統計資料第3号』(中央水産試験場集計・提供)より作成.

注記) 上段: 漁獲量(単位: 石), 下段: 全道漁獲量に占める各支庁漁獲量の割合(単位: %).

表 5 『小樽新聞』記事一覧 (1930年1~6月)

月日	面	記事タイトル	後志 沿岸	留萌 以北	合同 会社
1/14	夕1	鯨漁夫の賞銀 昨年に比べ一割安 内地者は十円高の見込 愈々逼った鯨漁期			
2/17	11	大漁予想の春鯨 神恵内方面の活気	◎		
2/19	7	春うごいて鯨一尾 岩内の吉報	◎		
2/20	4	鯨漁夫送込の配給決定 大体は十六隻見当			
3/2	夕2	鯨殺しの神さま入来 春の余市に赤い毛布 ここ三四日中に一万人 青森秋田から来道	◎		
3/2	8	鯨殺しの神さまに早変わりする北大生 学生課で組合や親方連に交渉 大よこびの学生			
3/5	8	鯨漁を目前に活気付く漁場 塩谷附近の賑い	◎		
3/5	8	漁夫続々入込む 大漁を予想されて 天売のド豪い景気		◎	
3/6	7	出稼労働者の保護組合			
3/6	8	今年の成績で鯨場に紹介 失業労働者に新たな途を開く 小樽紹介所の胸算用	○		
3/6	8	漁夫続々入込む 古平町の鯨気分	◎		
3/13	7	鯨をまつ浜へ (1) 大漁疑いなし 今年にかぎって熊確に変兆 机の上とは違います			
3/14	5	鯨をまつ浜へ (2) 雪は飛ぶ前奏曲 雪中を泳いでサキリに血眼 ヤン衆風俗変遷			
3/15	7	鯨をまつ浜へ (3) 神様にも近代風 旦那衆と間違う中折帽 唄も道頓堀行進曲			
3/15	7	鯨を呼ぶ春 (1) 景気のいい満船飾			
3/16	夕2	鯨を呼ぶ春 (2) 神々祝う網おろし			
3/16	7	鯨をまつ浜へ (4) 気紛れな御入来 当らぬものは毎年の予想 サテ今年の漁は?			
3/17	7	鯨をまつ浜へ (5) 序曲ゴメの乱舞 「増毛」の蔑称も今は昔 鯨の影も見られぬ			
3/18	夕2	鯨を呼ぶ春 (3) 浴びせる大盃			
3/18	7	鯨をまつ浜へ (6) 海と睨めつくら 漁場を運命を背負ふ船頭 鯨の神秘海の驚異			
3/19	夕2	余市で走り鯨 一尾をとる	◎		
3/19	夕2	鯨を呼ぶ春 (4) 入り乱れて芸尽し			
3/19	7	鯨をまつ浜へ (7) 赤鱗踊る壮美 燃え出しそうな真紅の海 もまれ夜行虫			
3/20	7	鯨をまつ浜へ (8) 大漁の裏に色街 気の早い料理屋の走り 余市に七十八軒			
3/21	7	鯨をまつ浜へ (9) 油がのる鯨風景 またれるのは大漁旗の林立 鯨料理のかずかず			
3/23	7	鯨をまつばかり 青海原に飛ぶ白いゴメ 活気づく美国近海	◎		
3/23	7	余市騒いで鯨二尾 厄介な助宗の大漁	◎		
3/26	4	走鯨の老齢と海洋状態から 気遣はれる鯨漁業			
3/28	4	純日本式 鯨の食料化			
4/2	2	官民合同して鯨漁業の調査 鯨漁大合同は目下の急務 調査機関設置論台頭			○
4/3	7	余市の沖に鯨の群 活気づく浜	◎		
4/5	夕1	寄する鯨に各地の歓び 三日夜来増毛に五百二十石		◎	
4/5	4	鯨合同是非か 根本問題は救済繁栄の両立 古宇 二村英一氏談			○
4/7	7	浜益の建場で漁夫二名溺死 網揚げ中を激浪に 二名は行方不明		○	
4/9	夕1	留萌沿岸の賑い ニシン輸送で大童		◎	
4/9	2	増毛で三千石		◎	
4/10	2	鯨 石狩湾内では何故に不漁か 高温水帯に遮られて 但しこれは私の意見と小石水産課長語る	●		
4/11	夕2	大漁の独り占め 運賃だけで一日に七千円 九日までに三百三十一台車 増毛沿岸の賑い		◎	
4/11	4	近海大不漁と窮状の極にある 沿岸鯨漁業 救済方法対策協議	●		
4/11	4	米増に困る 近海鯨漁業 漁夫切上資金調達難	●		
4/11	5	鯨王国 余市の嘆き 沖を眺めて青息吐息 鴉の数さへ…メッキリ減った	●		
4/11	5	岩宇方面では今後に期待を 水温はそう高くはない	●		
4/11	5	塩谷村では大漁祈願	●		
4/12	2	南アフリカへ行く 本道産鯨五百尾 ユダヤ人をお客様に…成功すれば将来に光明			
4/12	2	留萌でまた四千石を獲る		◎	
4/12	7	築く銀鱗の山 海も!陸も!ゴツタ返し 猫の手も借りたい忙しさ 大漁の増毛留萌		◎	
4/13	2	鯨の本場も悲惨な状態 余市視察から帰った 小石課長談	●		
4/13	4	近海大不漁対策協議会 二十二日頃俱知安に開催	●		
4/13	4	近海の鯨不漁に青函航送打撃 魚粕人肥移動は盛況	●		
4/13	4	沿海州の今春鯨漁業不漁 今後の期待も疑問??			
4/14	2	留萌で三千石 浜は大賑ひの盛況		◎	
4/14	4	後志沿岸鯨凶漁に対して 一縷の望みは水温の低下如何 急速の上昇なく未だ 産卵に好適の温度 水産試験場側の意見	●		
4/14	4	小樽金融界 不活発	●		
4/14	4	岩宇に憂色漲る 米増に悩み揚網を急ぐ	●		
4/16	夕1	昨年に比較して問題にならぬ不漁 今までの水揚七万八千五百石 けふ第一期の終り			
4/16	夕1	調査員を派し漁況を調査 十六日から五班に分けて 鯨不漁の対策へ	●		
4/16	2	後志支庁で鯨不漁対策 支庁長が視察	●		
4/16	8	鯨不漁で失業群の大洪水 小樽に押寄せた二百余名の労働者	●		
4/17	2	後志石狩両管内四十年來の不漁 想像外に悲惨な不漁々場の状態	●		

4/17	2	実情調査の纏り次第 関係町村長招集 鯨不漁と一道理の対策	●		
4/17	2	第一期の各地 鯨漁獲高 留萌支庁各町村	●	◎	
4/17	4	憂色漲る 近海一帯 (1) 鯨大凶漁 窮状と対策 小樽水産会管内	●		
4/17	4	近海鯨漁業悲境のドン底 僥倖を待つ 半ヶ月の維持難	●		
4/18	夕1	小樽近海は切り上げる 二十日を以て一斉に	●		
4/18	夕1	昨夜からかけ留萌近海の大漁 三千八百九十五石	●	◎	
4/18	夕1	第一期の水揚八万二千石 昨年より十七万四千石減る 道庁から発表	●		
4/18	4	憂色漲る 近海一帯 (2) 鯨大凶漁 窮状と対策 小樽水産会管内	●		
4/19	4	憂色漲る 近海一帯 (3) 鯨大凶漁 窮状と対策 古平水産会管内	●		
4/20	4	憂色漲る 近海一帯 (4) 鯨大凶漁 窮状と対策 古平水産会管内	●		
4/23	3	鯨不漁と紋別復旧の救済策を陳情 乗車賃割引其他を	●		
4/23	4	各地で鯨不漁の対策協議会 二十三日は余市水産会 二十五日は後志支庁で	●		
4/23	4	当業者の樹てた鯨漁業合同私案 (上) 古宇 二村英一氏案	○		○
4/23	4	生鯨積取に沿海州へ 両機船小樽出帆	●		
4/23	4	憂色漲る 近海一帯 (7) 鯨大凶漁 窮状と対策 美国余別水産会管内	●		
4/24	4	憂色漲る 近海一帯 (8) 鯨大凶漁 窮状と対策 美国余別水産会管内	●		
4/24	4	当業者の樹てた鯨漁業合同私案 (下) 古宇 二村英一氏案	○		○
4/25	4	鯨不漁救済の道庁小石案 上京中の長官も 種々奔走中	●		
4/25	4	憂色漲る 近海一帯 (終) 鯨大凶漁 窮状と対策 余市水産会管内	●		
4/25	4	留萌増毛両地方の第一期漁の処理 粕の製造は全然ない 道庁水産課調査	●	◎	
4/25	8	昨年の学生労働 最高は九十八円 福利増進に力を注ぐ北大 鯨場稼にも好結果	●		
4/26	3	後志十九ヶ町村の活路を求める 鯨不漁対策を協議し 直ちに実行運動開始	●		
4/26	3	鯨大漁の報に 札鉄の手配	●	◎	
4/26	4	憂色漲る 近海一帯 (10) 鯨大凶漁 窮状と対策 忍路水産会管内	●		
4/27	4	憂色漲る 近海一帯 (11) 鯨大凶漁 窮状と対策 磯谷水産会管内	●		
4/29	4	憂色漲る 近海一帯 (11) 鯨大凶漁 窮状と対策 岩内水産会管内	●		
5/1	3	大体の成案を得た 後志の凶漁対策 低利資金の融通で 土木工事を起さん	●		
5/2	4	不振裡に推移した 本道四月金融界 鯨の凶漁は人気を いよいよ阻喪せしむ	●		
5/2	4	小樽切上資金 刺網は組合員一名に二十円	●		
5/2	4	鯨大凶漁は稚魚の濫獲 保護対策考案中	●		
5/14	3	後志鯨凶漁救済策 山本参与官沢田代議士等の斡旋で 陳情の目的を達す	●		
5/14	3	漁業救済策に小樽でも払下米 漁業組合は一十石を希望 道庁経由で申請	●		
5/14	3	後志各町村の救済陳情 具体的に案を提示す	●		
6/4	2	塩蔵鯨が南阿へ 水産試験場が今月末積出す	●		
6/7	4	凶漁救済対策 鯨漁業合同 今が絶好の機会 小石水産課長談	●		○
6/8	2	払下げ米に凶漁者は気乗薄 道庁でも焦り気味	●		
6/9	2	後志の鯨不漁 救済運動報告	●		
6/14	4	鯨場行脚 幸運に見舞われた 厚田は三万石 相場が祟て有難味が乏しい	●	◎	
6/15	4	鯨場行脚 生売十万七千円 恵まれた浜益の漁 魚形から割出した生売策	●	◎	
6/18	4	鯨場行脚 此処に薄漁の声 天売は五千石 近海と妙な因果関係	●	◎	
6/18	4	小鯨粕 マニラ輸送 魚肥新販路開拓上 其結果重要視さる	●		
6/24	3	株式組織に改めて 鯨漁業合同を急ぐ 小石案を基礎に目下成案中 低資融通は望み薄し	●		○
6/28	夕2	鯨合同問題 解決の曙光 新会社設立調査員に 農相が三氏を指名	●		○
6/28	夕4	鯨場行脚 群を抜いた大漁 増毛は九万石 今年の福運を独り占め	●	◎	
6/28	夕4	五千万円の鯨合同会社 疲弊漁村救済を目的に 民政系議員の発起	●		○
6/29	4	第三期鯨漁獲 七万九千石	●		

出所) 『小樽新聞』 (マイクロフィルム版) より作成.

注記) 面 (ページ) については、夕刊の場合のみ「夕」を付す. 夕刊の日付表記は、紙面通りに翌日付とする. 「後志沿岸」 (後志沿岸地域), 「留萌以北」 (留萌以北の各地域) に関連する記事について、①豊漁の知らせ・予想は◎で、②不漁の知らせ・対策は●で、③どちらでも無い場合は○で示す. 「合同会社」は、鯨漁業合同会社に関連する記事を示す.

表 6 鯨漁業対策に関する『小樽新聞』記事一覧（1935年4月～1935年12月）

月日	面	記事タイトル	漁家	職業紹介所	水産試験場	各漁業組合	各市町村水産会	後志水産会	道水産会	各市町村	後志支庁	道庁	その他
4/14	4	後志沿岸各漁村の鯨不漁対策を調査										○	調査
4/17	4	天祐丸を備船し樺太鯨積取 岩内筋の豪勢な意気込み	○										転向
4/17	4	鯨不漁の懸念天塩沿岸に移る 白鷗丸調査に急航			○								調査
4/18	夕2	鯨に見捨てられた千石場所は泣く 今は漁夫の食物すらない！後志沿岸の各漁場	○									※	陳情
4/18	夕2	漁夫一千二百の帰還旅費に苦しむ どん底に喘ぐ美国個人経営者 汽船会社に泣きつく	○									※	※ 陳情
4/21	12	獲れぬ鯨を見切り水産加工へ転向 漁業関係者小樽に集合して“不漁”後始末懇談	○		○						○	○	転向
4/21	12	小樽両漁業組合凶漁対策協議会 漁夫は解散の準備	○			○	○						協議会
4/22	8	鯨不漁後始末の重要対策を練る 漁業関係者協議会	○			○	○	○					協議会
4/23	4	樺太西海岸に漁場人夫が集中 各定期船毎航満員	○										転向
4/23	12	道庁の救済を待つ小樽沿岸鯨業者 二千余人の雇人に進退谷まる 窮状打開の陳情				○						※	陳情
4/23	12	紹介所も頭痛鉢巻 物色する大量の就労先		○									漁夫への対応
4/23	12	朝里の凶漁対策協議会											協議会, 漁夫への対応
4/24	8	道水産会と提携し凶漁救済猛運動 小樽、後志に天塩一部も参加 道庁は調査に着手				○	○	○				○	運動, 調査
4/25	8	凶漁の実情調査 対策実施に期待										○	調査
4/28	2	後志沿岸不漁に道庁へ要望 応急策考究を約す						○				※	陳情
4/28	12	小樽近海の凶漁を災害の取扱いに 緊急を要する対策として関係当局へ陳情				○	○	○	※				陳情
4/28	12	“海の凶作”に実情調査 道水産会長来樽						○					調査
5/1	8	海の凶作救へと沿岸漁業者大会 三日余市で開く	○	○									大会
5/2	3	想像以上に深刻な後志沿岸の凶漁 救済対策促進要望のためあす漁業者大会開催	○	○	○	○	○			○			大会
5/2	3	後志支庁の鯨凶漁対策打合せ								○	○		協議会
5/2	4	鯨漁業の赤字を鯛旋網で補填 合同漁業四十三ヶ統経営										○	転向
5/3	3	凶漁対策を上申 代表者道庁を訪問								○	○	※	陳情
5/3	8	救済を叫んで 後志の漁業者起つ きょう余市に大会	○	○	○	○	○						大会
5/4	3	飢餓戦線を彷徨する 近海漁業者を救済せ 余市町漁業組合事務所の凶漁町村漁業者大会	○	○	○	○	○						大会
5/7	3	後志沿岸凶漁に 政、民支部起つ 非常災害と認められたいと道庁当局へ陳情										※	○ 陳情
5/9	8	帰りゆく鯨漁夫 鯛漁に浮ぶ 乗車賃割引券交付		○									漁夫への対応
5/17	8	カム行漁夫 近海の凶漁から希望者著しく増加 給料は昨年の一割高	○	○									転向
5/22	3	後志沿岸地方凶漁 その原因と対策 (1) 北海道水産試験場			○								対策への意見
5/23	3	後志沿岸地方凶漁原因と対策に就て (2) 北海道水産試験場			○								対策への意見
5/24	3	後志沿岸地方凶漁原因と対策に就て (3) 北海道水産試験場			○								対策への意見
5/25	3	後志沿岸地方凶漁原因と対策に就て (4) 北海道水産試験場			○								対策への意見
5/28	3	後志沿岸地方凶漁原因と対策に就て (完) 北海道水産試験場			○								対策への意見
5/30	3	近海凶漁から遠洋漁業へ 運転士機関士の講習会に 小樽市産業課の力瘤								○			転向
6/10	4	鯨の食料化 寒国向きの北海道鯨 満州へ輸出が緊急											販路開拓
6/19	8	凶漁地漁夫の出稼ぎ紹介好調 自信を得た小樽中央職紹	○										漁夫への対応
6/21	4	鯨の不漁対策に武蔵堆開発 道庁で計画を進む									○		転向
6/24	4	鯨凶漁対策 後志漁民は貽貝を採れ 支那人の猟奇的嗜好食料製品「淡菜」の魅力			○								販路開拓

7/6	8	小樽近海に有望な鯧の施網漁業 競うて鯧から転向	○						○		対策, 転向
7/8	4	鯧不漁から力強く更生 女・子供も共に大漁唄も朗か 二十把で一漁二十石の成績 鯧流網に転換の泊村	○								転向
8/29	8	鯧凶漁救済に払下米を配給 高島町が明年三月迄							○		対策
8/30	8	不漁の近海業者が地方税の改正陳情 賃賃価格の評定は公平を欠く きのう大拳道庁へ	○							※	陳情
9/7	3	殆ど省みられぬ後志沿岸凶漁救済 農村凶作同様の取扱を要望 第三次運動を開始				○	○	○			協議会
10/12	8	凶漁不振の高島に漁業協同組合成る 発動機船も建造して貸与 注目される更生策				○					対策
10/16	8	漁業代表者を集め凶漁根本策樹立 北海道水産会に於て	○			○	○				協議会
10/26	3	鯧漁業の振興策 北海道水産会協議会 引続ききょうも開催	○			○	○				協議会
10/27	3	鯧漁業振興策 道水産会協議会 二日目の協議事項	○			○	○				協議会
10/27	12	打続く鯧不漁に漁場の整理時代 漁夫の雇入れは一万内外か小樽職紹の打診	○	○							対策, 漁夫への対応
11/16	4	着業資金捻出に 鯧漁業統制 合同漁業を中心に共同販売	○		○						対策 (資金調達)
11/24	12	振興研究会組織後 神様達の賃金協定 矢継早の鯧不漁対策						○		○	対策, 漁夫への対応
11/26	8	凶漁の越年に日露の思いやり 早手廻しの神様募集								○	漁夫への対応
11/28	2	鯧漁業振興対策 小樽郡組合意見			○						対策方針決定
12/2	3	鯧漁業振興の根本方針を樹立 研究会を組織し考究								○	対策方針決定
12/17	4	鯧資金の調達に 道水産会が努力 合同漁業と折衝継続						○		○	対策 (資金調達)
12/19	3	各地の鯧漁場に 合同漁業から融資 道庁斡旋で諒解成る								○ ○	対策 (資金調達)

出所) 『小樽新聞』 (マイクロフィルム版) より作成.

注記) 面 (ページ) については, 夕刊の場合のみ「夕」を付す. 夕刊の日付表記は, 紙面通りに翌日付とする. 各漁業組合は, 小樽郡漁業組合・小樽市漁業組合・高島郡漁業組合を示し, 各市町村は, 後志沿岸地域の各市町村を示す. ○は主体者を, ※は, 陳情先を示す.

表 7 鰯旋網許可数 (1935 年)

	鰯旋網	新規鰯旋網
渡島	88	80
桧山	15	24
後志	0	22
石狩	1	8
留萌	0	26
宗谷	3	25
網走	10	17
根室	12	50
釧路	14	80
十勝	0	63
日高	0	93
胆振	12	47
計	155	535

出所) 『小樽新聞』 「鯨鰯旋網許可数 五三五件に達す」 (1935.7.7 朝刊) より作成.

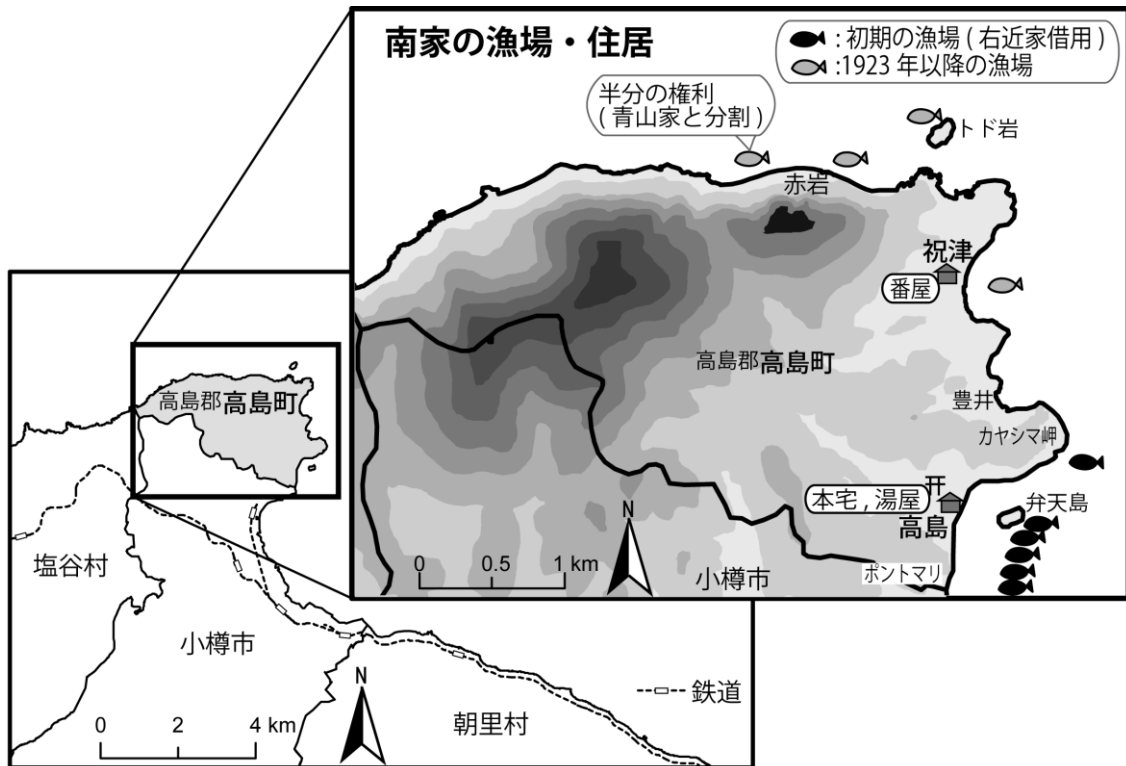


図 16 南家の漁場位置

出所) (南家の漁場・住宅の位置) ①斎藤忠一 1995. 小樽・高島南弥太郎家文書の整理を終えて. 北海道立文書館研究紀要 10: 1-36. ②南弥太郎家文書 B35/255「諸官庁願届写綴」. より作成.

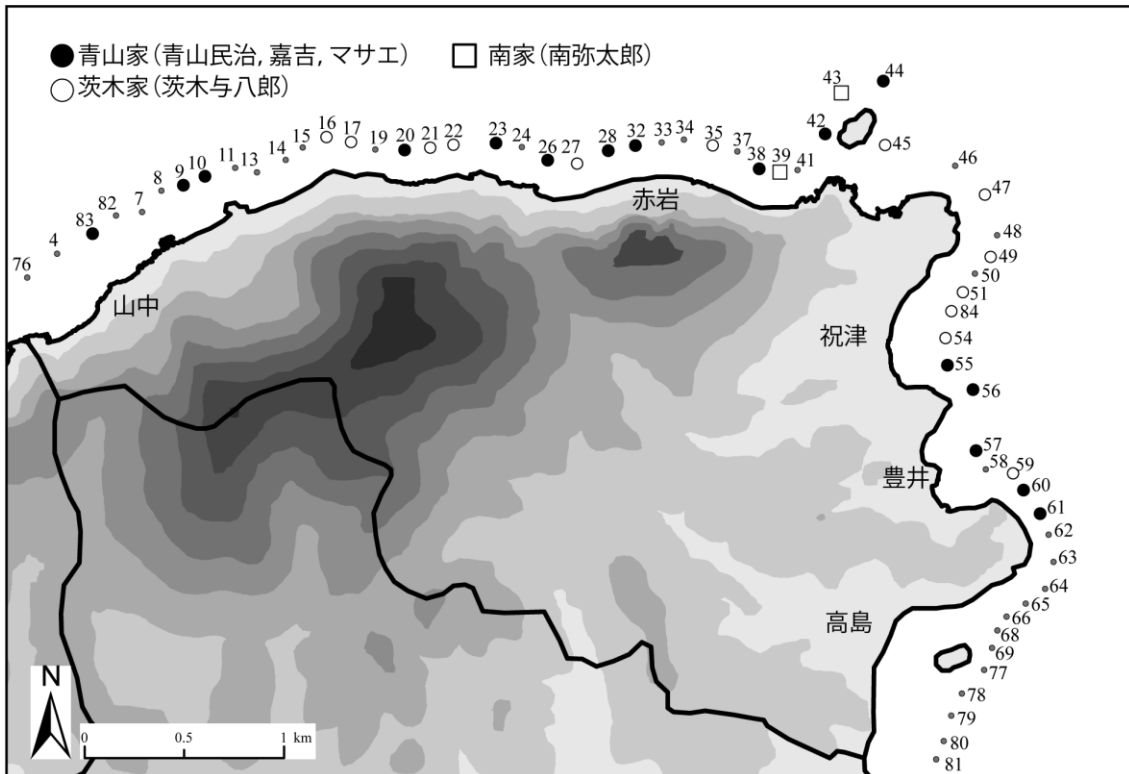


図 17 1931 年における高島郡の定置網位置と漁家

出所) ①北海道廳産業部水産課編 1931. 『鯨定置漁場漁獲高調 自後志支庁管内至宗谷支庁管内 [自大正十一年至昭和六年]』北海道廳産業部水産課. ②北海道立文書館所蔵「[北海道沿岸漁場図]高島郡参枚之内第一号」Ma-1/5016. 「[北海道沿岸漁場図]高島郡参枚之内第二号」Ma-1/5017. 「[北海道沿岸漁場図]高島郡参枚之内第参号」Ma-1/5018. ③山田健 2006. 高島郡祝津村青山家における鯨建網漁場の変遷過程—行成網漁場から角網漁場への轉換期を中心として—. 北海道開拓記念館研究報告 19: 1-50. より作成.

注記) 番号は、表 8 の鯨定置網漁場番号に対応.

表 8 1931 年における高島郡の鯨漁家と定置網漁場番号

漁家名		鯨定置網漁場番号											
青山家	青山民治	83	9	10	20	23	26	32	42	56	57	60	61
	青山民治他 1 名	44 (茨木与八郎と) 55 (青山嘉吉と)											
	青山嘉吉他 1 名	28 (南弥太郎と)											
	青山マサエ	38											
茨木家	茨木与八郎	16	17	21	22	35	45	47	49	51	84	54	
	茨木与八郎他 1 名	27 (坂本与八郎と) 59 (斎藤徳次郎と)											
	北海漁業株式会社	76	4	82	7	8							
	右近権左衛門	65	77	78	80	81							
寺田家	寺田検治	63	66	68	69								
	寺田省帰	79											
	近江貞蔵	19	34	48									
	南弥太郎	39	43										
	高岡栄助	11	15										
	中里賢太郎	13	14										
	林良太郎	33	50										
	渡辺得郎	24											
	斉藤清太郎	37											
	大正証券株式会社	41											
	米沢春吉	46											
	田中喜五郎	58											
	小田忠吉	62											
	須摩定吉	64											

出所) ①北海道廳産業部水産課編 1931. 『鯨定置漁場漁獲高調 自後志支庁管内至宗谷支庁管内 [自大正十一年至昭和六年]』北海道廳産業部水産課. ②山田健 1973. 北海道高島郡における鯨定置漁業権変遷過程の一考察. 北海道開拓記念館研究年報 2 : 35-51. ③山田健 2006. 高島郡祝津村青山家における鯨建網漁場の変遷過程—行成網漁場から角網漁場への転換期を中心として—. 北海道開拓記念館研究報告 19: 1-50. より作成.

注記) 鯨定置網漁場番号は, 図 17 に対応.

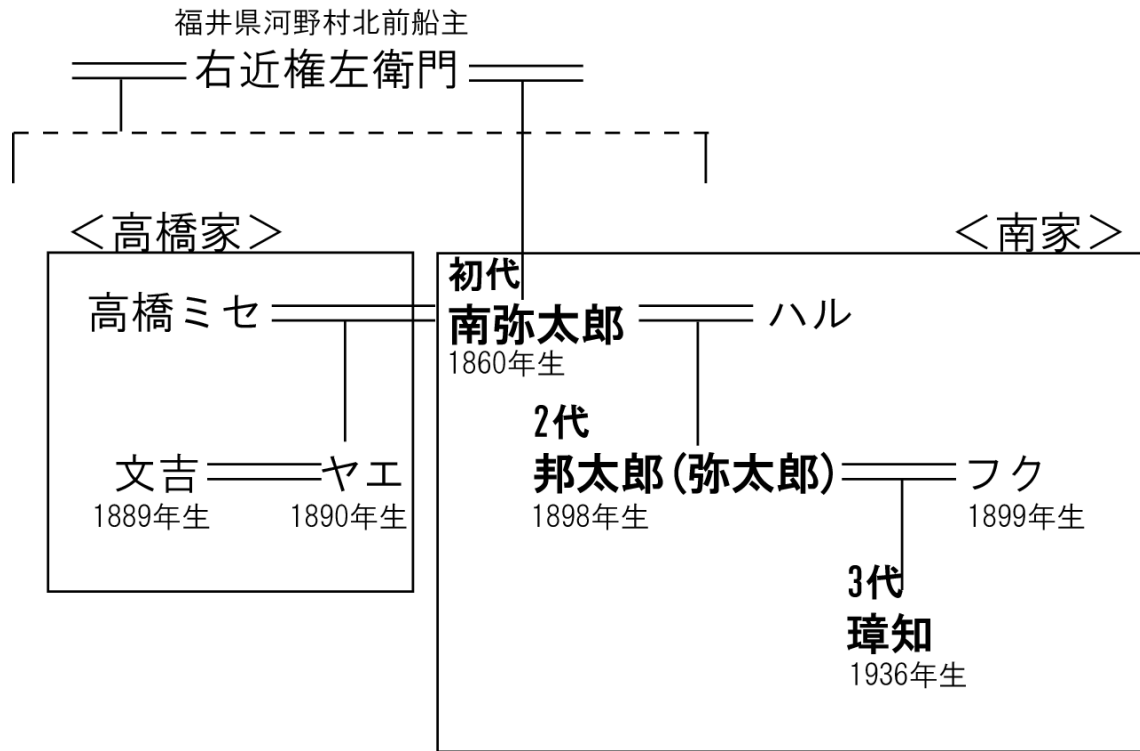


図 18 南家系図

附 番 家 業 漁

同	同	同	同	同	前	小	關	大	橫	見	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
歌	歌	壽	留	苦	濱	余	古	濱	岩	後	磯	留	增	利	濱	積	磯	歌	厚	岩	同	
粟	粟	部	前	前	谷	市	字	谷	内	嶋	谷	前	毛	尻	丹	谷	乘	田	内	同	同	
西	西	土	從	福	田	猪	武	木	梅	水	種	高	菅	本	澤	齋	岡	佐	藤	松	太	
澤	澤	谷	二	士	中	侯	井	村	澤	六	村	橋	原	間	坂	藤	田	藤	松	太	郎	
金	金	重	宇	武	武	安	忠	圓	六	兵	太	清	直	太	新	柴	金	松	太	郎	郎	
四	四	右	左	右	右	藏	吉	吉	衛	衛	郎	次	次	郎	三	五	作	太	郎	郎	郎	
郎	郎	衛	衛	衛	衛	藏	吉	吉	衛	頭	吉	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
濱	高	忍	高	忍	余	古	美	利	古	積	永	高	余	同	同	古	美	古	留	岩	同	
益	島	路	市	島	市	字	國	尻	字	丹	島	島	市	同	同	字	國	字	前	内	同	
白	南	竹	荒	青	井	種	佐	桐	海	村	源	白	與	仲	山	磯	笹	花	畑	澤	口	
鳥	彌	內	木	山	戶	長	藤	山	淵	田	太	城	永	守	野	谷	谷	田	澤	口	良	
源	太	義	源	留	唯	與	與	富	甚	喜	八	久	八	德	真	銀	定	總	傳	要	藏	
作	郎	一	作	吉	吉	門	助	助	助	郎	郎	助	郎	郎	郎	繁	繁	七	七	吉	藏	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	前
禮	留	同	積	磯	厚	古	苦	增	留	古	天	厚	磯	壽	美	岩	壽	積	苦	留	同	
文	前	同	丹	谷	田	字	前	毛	前	字	寶	田	野	都	國	丹	都	丹	前	前	禮	
柏	五	今	坪	田	野	永	五	吉	花	田	六	柴	野	市	荒	川	高	中	三	田	同	
谷	十	井	田	伊	口	井	十	順	田	中	孫	野	藤	橋	木	村	橋	井	國	中	同	
慶	嵐	利	幸	佐	民	末	嵐	吉	傳	德	平	孫	忠	薩	友	長	英	源	鍋	平	前	
治	太郎	助	吉	藏	松	作	郎	吉	作	松	六	六	藏	夕	吉	隆	隆	平	郎	郎	前	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
銅	厚	劍	廣	浦	靜	濱	天	利	利	利	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
路	岸	路	尾	河	内	益	寶	尻	尻	尻	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
中	上	豐	高	浦	內	水	黃	三	飯	三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
元	田	島	津	高	野	野	三	村	田	浦	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
寺	勸	庄	彌	津	野	野	村	長	直	順	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
豐	兵	三	三	彌	野	野	長	之	次	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	衛	松	吉	三	郎	郎	助	助	郎	郎	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

圖 19 漁業家番附

出所) 今田光夫 1991. 『ニシン漁家列伝—百万石時代の担い手たち』 幻洋社.

表 9 南家の鯧漁業収支と鯧製品内訳 (1915~1932 年) (円)

年	収入	製品内訳			支出	損益	九一金
		生鯧	鯧ノ粕	その他製造品			
1915	13,289.11	1,672.56	5,109.09	6,507.46	11,341.75	1,947.35	—
1916	16,722.44	1,046.33	7,450.28	8,225.83	11,852.28	4,870.16	328.10
1917	7,829.09	1,180.19	6,274.77	374.13	8,779.78	△ 950.69	173.38
1918	18,298.49	3,560.19	4,550.93	10,187.37	12,621.47	5,677.02	722.38
1919	74,102.52	8,138.33	56,700.00	9,264.19	27,738.88	46,363.64	1,474.98
1920	37,542.41	4,234.39	22,161.64	11,146.38	34,043.51	3,498.90	688.89
1921	3,861.99	3,024.43	164.92	672.64	12,095.62	△ 8,233.63	358.02
1922	13,142.76	986.71	1,143.13	11,012.92	15,240.85	△ 2,098.09	467.64
1923	47,780.87	4,504.79	30,096.65	13,179.43	23,650.92	24,129.95	993.80
1924	27,073.53	5,339.73	18,994.43	2,739.37	31,663.60	△ 4,590.08	631.51
1925	50,791.76	1,329.70	38,059.45	11,402.61	39,750.09	11,041.67	1,056.98
1926	33,211.61	407.85	24,715.48	8,088.28	34,639.45	△ 1,427.84	838.71
1927	9,503.52	1,538.52	2,187.00	5,778.00	20,615.66	△ 11,112.14	237.06
1928	2,180.73	1,969.99	0.00	210.74	11,440.36	△ 9,259.64	0.00
1929	17,159.20	1,004.29	3,691.06	12,463.85	16,636.46	522.74	417.53
1930	176.69	176.69	0.00	0.00	10,231.44	△ 10,054.75	0.00
1931	8,411.69	2,628.59	2,202.20	3,580.90	11,909.82	△ 3,498.13	140.30
1932	21,657.68	3,085.56	12,027.75	6,544.37	13,296.11	8,361.57	254.74

出所) 南弥太郎家文書 B35/82「決算表」, B35/55「漁夫九一配当帳」より作成.

注記) —はデータ欠如, △は損失を示す.

表 10 不漁年の活動 (1928 年)

1928 (昭和3) 年										
作業内容	作業実施日									
荷物の海送	3/10	3/20	4/21	4/22	5/1					
網造り	3/19	3/20	3/22	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/31
	4/1	4/2	4/3	4/5	4/8	4/9	4/12	4/13	4/14	4/16
	4/17	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26		
除雪	3/19	3/22	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31
	4/1	4/2								
網入れ・網揚げ・ 沖揚げ	3/21	3/23	3/24	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1	4/2
	4/3	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/13	4/14
	4/15	4/16	4/17	4/19	4/21	4/22	4/25	4/26		
鯨つぶし	4/12									
鯨さき・鯨干し	4/13									
干場草取り	4/3	4/5	4/6							
干場地直し	4/7	4/9	4/12	4/13	4/16	4/17				
ポン網・イカ収穫	4/12	4/15	4/16	4/17	4/22	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30
	5/1	5/2	5/4	5/5						
夏網準備	4/8	4/13	4/17	4/18	4/19	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27
	4/28	5/1	5/2	5/3						
本宅屋敷掃除	4/2	4/15	5/3							
薪割り	4/16	4/17	4/18	4/20	4/21	4/22	4/24	4/25	4/26	4/27
	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2					
土運び	4/14	4/18	4/19	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/30
	5/4									
船陸揚げ・片付	4/29	4/30	5/5							
諸道具片付	4/29	4/30	5/1	5/3	5/5					

出所) 南弥太郎家文書 B35/210「当用日記 昭和三年」より作成.

注記) 鯨漁業労働者の到着日から切揚日における作業を分類し, 実施日を記す. 灰色の「作業内容」は, 鯨漁業に関係する作業を表し, 「網入れ・網揚げ・沖揚げ」における灰色の作業実施日は, 鯨の漁獲があったことを示す.

表 11 豊漁年の活動 (1932 年)

1932 (昭和7) 年										
作業内容	作業実施日									
荷物の海送	3/6	3/7	3/10	3/12	3/17	5/8	5/11	5/14	5/16	
網造り・網建準備	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15
	3/17	3/18	3/19	3/20	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1	4/2
	4/3									
除雪	3/6	3/7	3/8	3/10	3/11	3/22		4/2		
網入れ・網揚げ・ 沖揚げ	3/24	3/25	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8
	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18
	4/20	4/21	4/23	4/24	4/25	4/26				
鯺さき	4/30	5/1	5/2							
粕・鯺干し	4/29	4/30	5/1	5/2	5/4	5/5				
鯺撰び	5/5	5/6								
製品荷造り	5/12	5/17	5/19	5/20						
ホッケ収穫	4/24									
夏網準備	3/18	3/19	3/22	3/23	3/26	3/27	3/28	3/29	4/4	5/5
	5/6	5/9	5/10	5/11	5/12					
夏網網入れ	5/16	5/18								
薪割り	3/29	3/30	3/31	4/1						
網・船片付	5/3	5/4	5/9	5/22						
諸道具片付	5/17	5/21	5/22							

出所) 南弥太郎家文書 B35/212 「当用日記 昭和七年」より作成.

注記) 鯺漁業労働者の到着日から切揚日における作業を分類し, 実施日を記す. 灰色の「作業内容」は, 鯺漁業に関係する作業を表し, 「網入れ・網揚げ・沖揚げ」における灰色の作業実施日は, 鯺の漁獲があったことを示す.

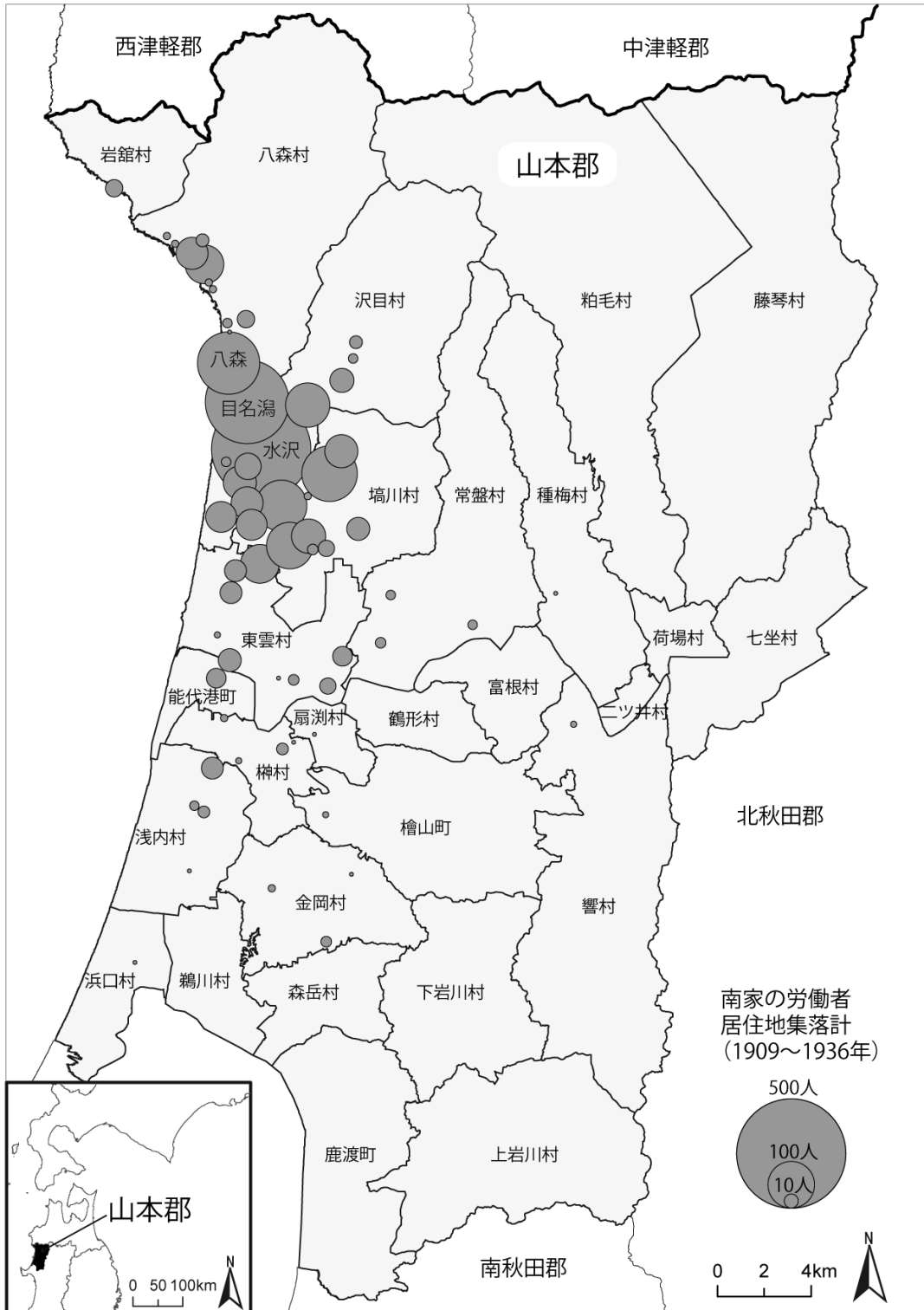


図 20 南家の労働者居住地 (1909~1936 年)

出所) 南弥太郎家文書 B35/64,133「漁夫雇人貸付帳」, B35/254,329「練漁夫給料前金調綴」より作成.

注記) 1909~1936 年の間に, 南家へ 1 度以上出稼ぎに行った人数を集落単位で集計.

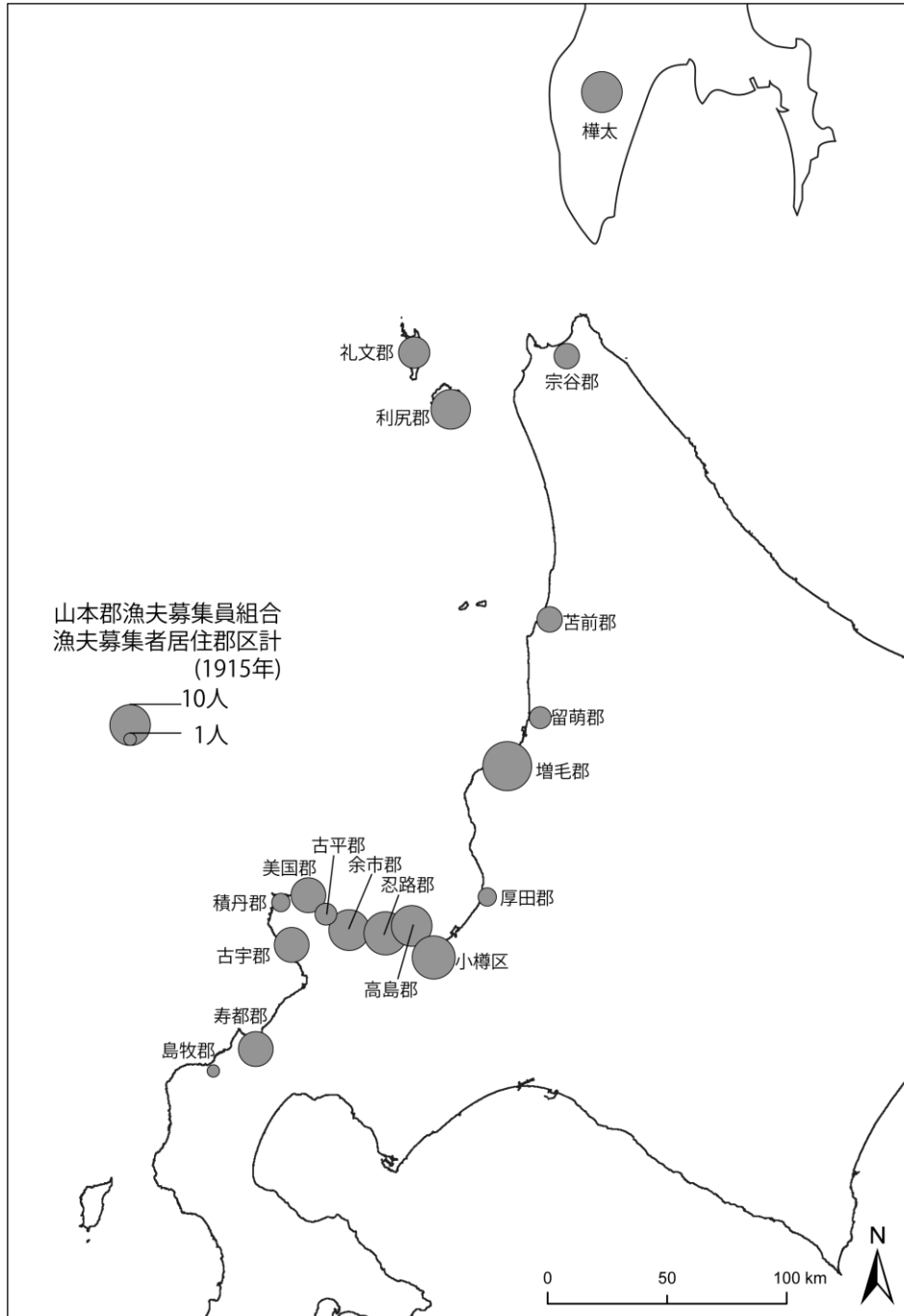


図 21 山本郡漁夫募集員組合の漁夫募集者（1915 年）

出所) 南弥太郎家文書 B35/340 (3) 「自大正四年十二月至大正五年四月 組合規約並ニ組合員 住所氏名録 山本郡漁夫募集員組合」より作成.

注記) 1915 年 12 月 1 日より 4 月末日まで山本郡内における漁夫募集者 (但し同組合加入者のみ) を郡区別に集計.

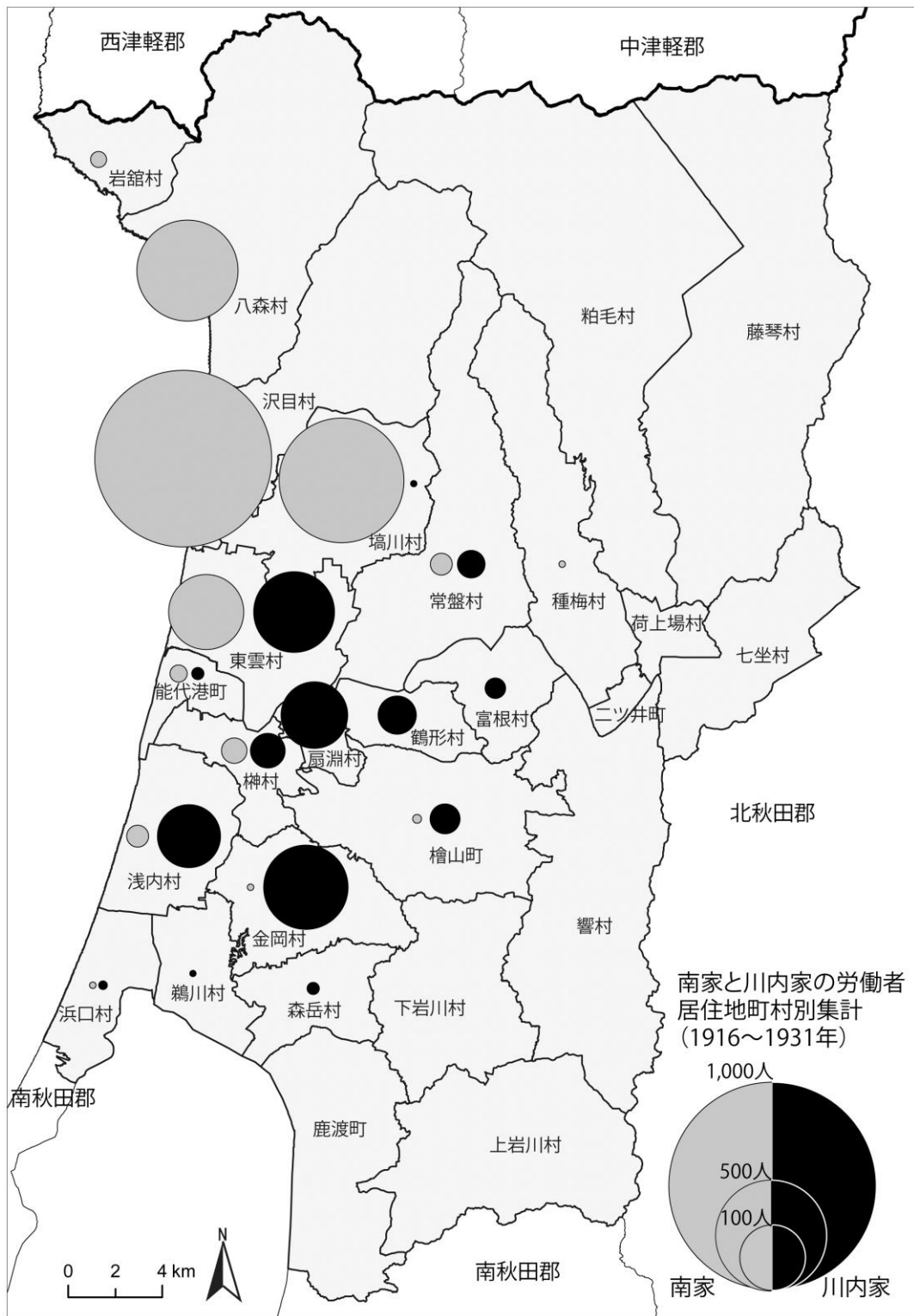


図 22 募集従事者と労働者分布 (1916~1931 年)

出所) (南家の労働者分布) 南弥太郎家文書 B35/64,133「漁夫雇人貸付帳」, B35/254,329「練漁夫給料前金調綴」。(川内家の労働者分布) ①浅野敏昭 1999. 川内家文書に見る入稼ぎの漁夫について. 余市水産博物館研究報告 2:39-52. ②浅野敏昭 2006. 川内家文書に見る複数年雇用の漁夫について. 余市水産博物館研究報告 9:1-18. ③服部亜由未 2007. 明治・大正期における北海道練漁出稼ぎ漁夫の動向—菊地久太郎の出稼ぎ記録より—. 歴史地理学 49 (5) : 54-68. より作成.

注記) 1916~1931 年間に南家と川内家で雇用された労働者の居住地分布を町村別に集計.

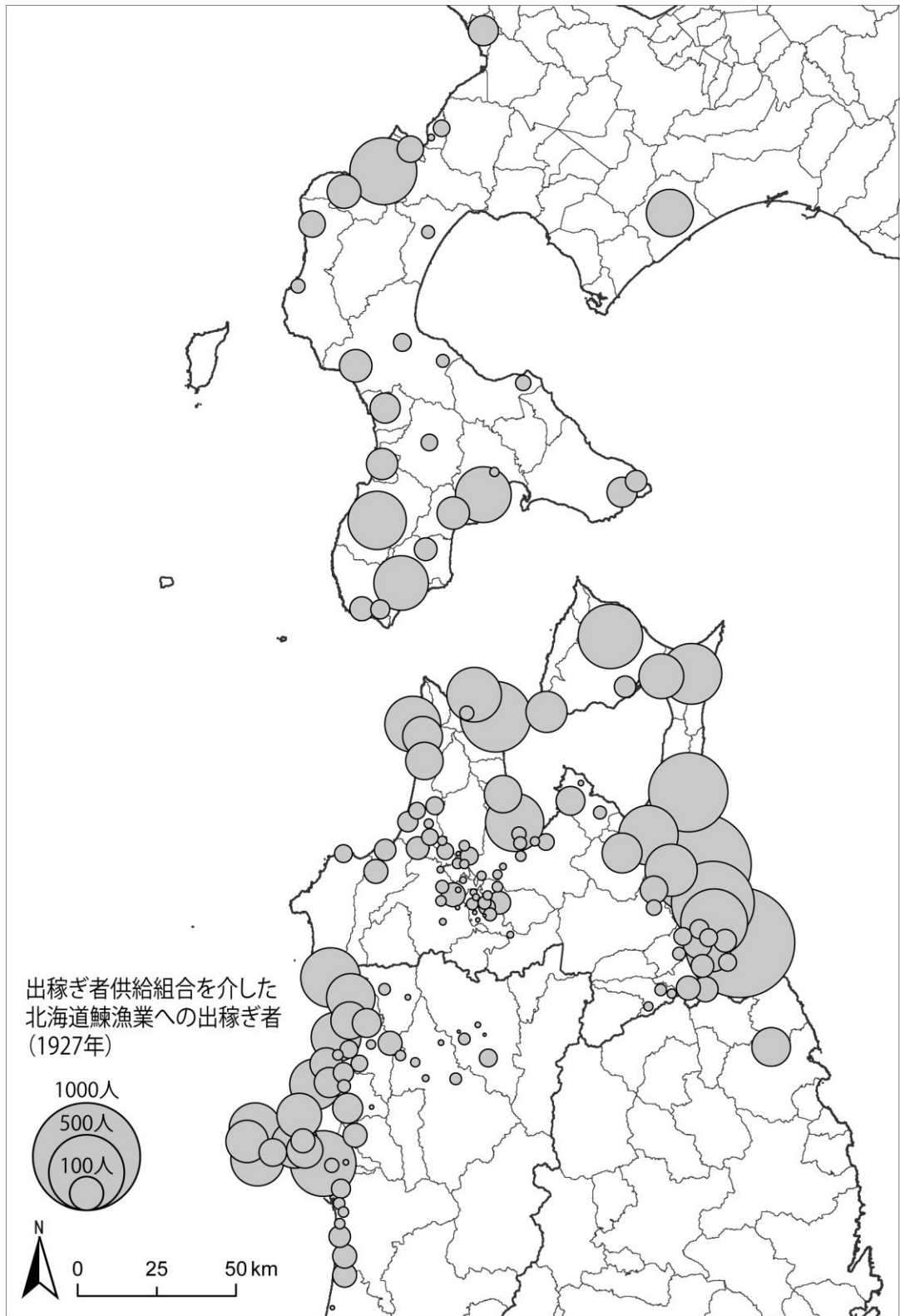


図 23 出稼ぎ者供給組合等を介した北海道鯉漁業への出稼ぎ者数（1927年）

出所) 東京地方職業紹介事務局 1928. 『北海道鯉漁業労働事情』: 附録1「昭和二年労働者供給事業成績」より作成.

注記) 行政界は現在の市町村に対応する.

表 12 労働者募集活動時の経費

内訳	金額	内訳	金額
小樽より能代まで 2 等汽車賃	12.66 円	沢目村組合 34 人分手数料	55.50 円
車代	0.50 円	埴川村組合 23 人分手数料	34.50 円
電報料 田村へ	0.60 円	田村船頭へ礼金	60.00 円
電報料 宅へ	0.60 円	能代まで汽車賃	0.18 円
3 銭収入印紙 86 枚	2.58 円	車代	0.50 円
電報料	0.60 円	大原旅館支払い	22.06 円
インキ 1 個	0.10 円	茶代	5.00 円
のし袋	0.10 円	女中番頭へ	6.00 円
宴会・会合費割合	7.65 円	菊地幸一へ礼金	4.00 円
沢目まで汽車賃	0.18 円	函館まで汽車賃	7.40 円
電報料	0.40 円	弁当代	0.35 円
能代往復汽車賃	0.36 円	茶代	0.07 円
八森往復汽車賃	0.16 円	函館より小樽まで 2 等汽車賃	6.58 円
八森組合 18 人分手数料	27.00 円	東雲村組合 7 人分手数料	10.50 円
		計	266.13 円

出所) 南弥太郎家文書 B35/369 「鯨漁夫募集時支出経費」より作成.

注記) 「発信簿」や「当用日記」, 雇用漁夫数の内訳より 1928 年の記録と推測する.

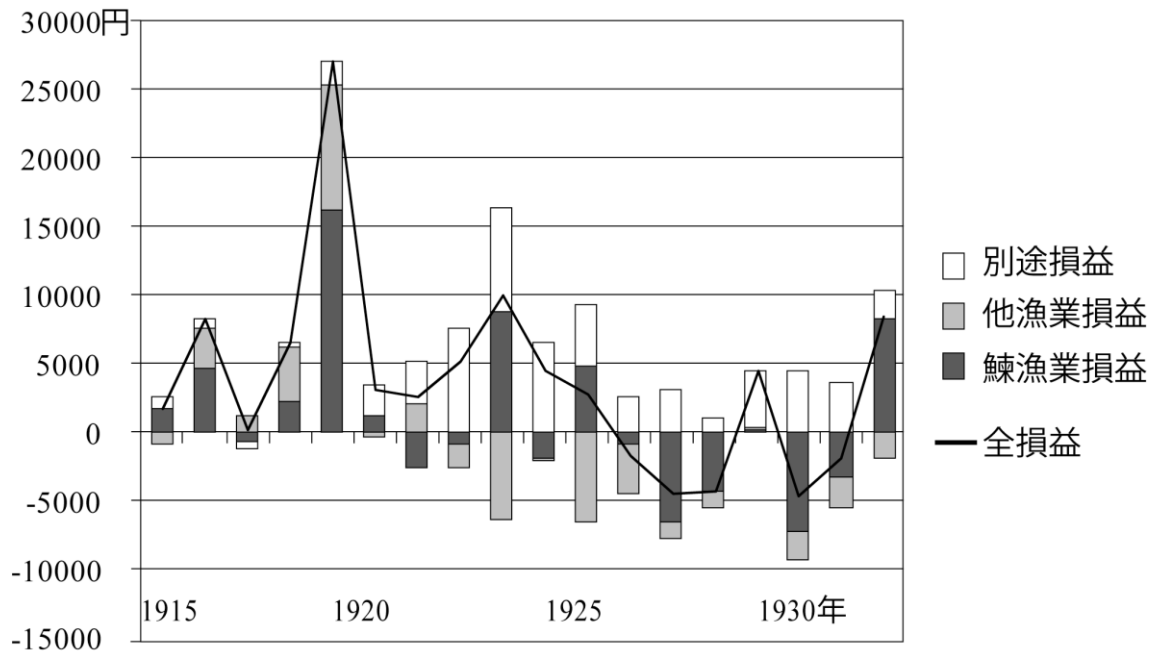


図 24 全損益 (1915~1932 年)

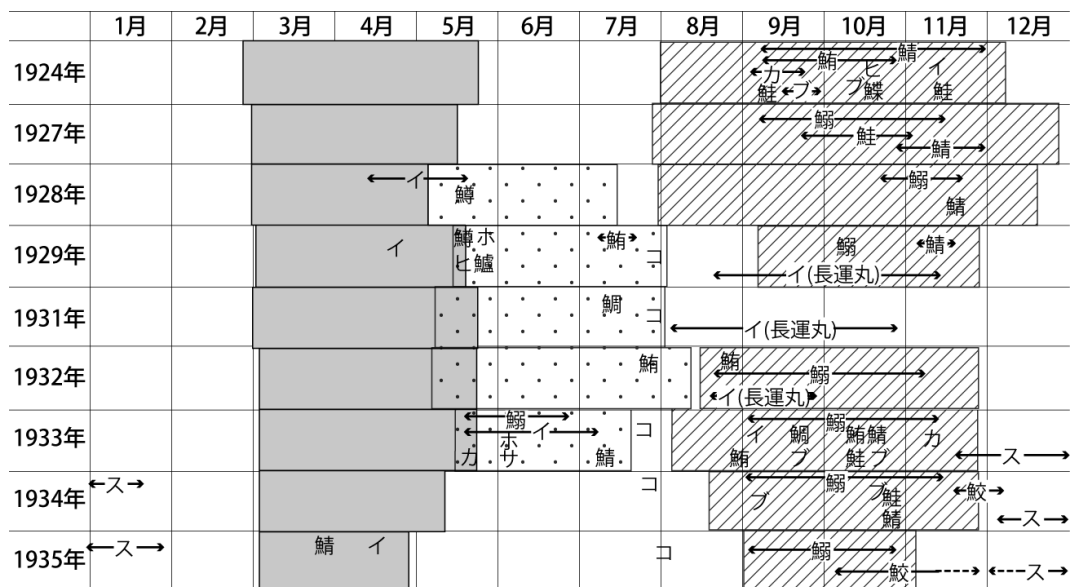
出所) 南弥太郎家文書 B35/82「決算表」より作成.

注記) 魚価の変動を加味して各年の収支の多寡を捉えるために、『古平町史 第3巻』記載の魚価をもとに、1921年を基準として各年の収支を計算し、その変動をグラフに示す。別途損益は、副業の損益を表す。

表 13 鯨漁況報告 (1935 年)

月/日	天候	投網	揚網	その他作業	漁獲
2/27				茨木漁場の漁夫入場	
3/4				南, 加藤漁場の漁夫入場	
3/5				青山漁場の漁夫入場	
3/9				網枠修理, ロープ・土俵作成, 釜場修繕	
3/10	17時～: 大吹雪			刺網実営者組合御神酒上祝	
3/11	大吹雪			銭谷, 鈴木, 丸山, 安川, 片山漁場の漁夫入場	
3/12				近江漁場の漁夫入場	
3/14				青山漁場 (前浜) 型入	
3/16				茨木漁場 (前浜) 型入	
3/17				茨木漁場網下祝 *管内雇用の漁夫全て入場 *高島郡鯨建網漁業部総会 3統型入	
3/18					
3/19	祝津, 高島大荒れ	トド岩1統	トド岩1統		
3/20	前浜大荒れ, 波浪高い		トド岩1統		
3/21		祝津3統, 高島1統		*管内一斉に網下祝 前浜の漁場型入	12尾
3/22	天候険悪, 降雪	祝津6統, トド岩3統, 高島1統		山中の漁場型入, 投網不能	15尾
3/23	山中時化	祝津6統, トド岩3統, 高島1統		*各漁場準備完了	
3/24	大荒れ	山中	前浜		
3/25	時化		全部		
3/26	風波続く		全部		
3/27	波浪高い		全部		
3/28	祝津波浪高い	全部			507尾
3/29		17時: 全部 (祝津前浜11統, 山中25統, 高島前浜2統)			249尾
3/30		全部			
3/31		全部			
4/1	降雪 17時半～時化	全部	17時半: 山中 23時半: 全部		
4/2	降雪	前浜 15時半: 山中	山中		
4/3		全部			
4/4	14時～時化	全部	14時半: 前浜 22時: 山中		
4/5		5時: 前浜1統 9時: 全部			
4/6	午前: 降雨, 曇 午後: 強風, 山中大荒れ	19時～	6時: 祝津前浜3統 以外全部		
4/7		全部			
4/8		全部			150尾
4/9		全部			
4/10		全部			
4/11		全部			
4/12	山中強い北西風	前浜	朝: 山中		
4/13	山中時化	前浜 夕方: 山中	朝: 山中		
4/14	20時～降雨	全部	21時: 山中一部		
4/15	午後: 大荒れ	全部	17時: 山中灯台付近		
4/16	山中大荒れ	前浜	山中		
4/17	22時～降雨	全部			
4/18	9時～山中大荒れ	全部	14時: 山中	3統収網	
4/19		全部		*鯨定置漁業者凶漁対策協議会	
4/20		収網以外全部	山中1統, 前浜2統	山中1統, 前浜2統収網	
4/21	時化		収網以外全部	*鯨定置漁業者凶漁対策協議会	
4/22			収網以外全部	山中3統, 前浜3統収網 *切揚準備	
4/23				*全部収網, 鯨漁況調整打切り	

出所) 余市水産博物館所蔵「昭和十年 鯨漁況報告 高島郡漁業組合」より作成。



漁業期間

- 鯨漁業
- 夏大房網漁業
- 秋大房網漁業

魚種対応表

イ	イカ	鯖	サケ	鯛	タイ (シマダイ)
鯖	(小) イワシ	鯖	サバ	ヒ	ヒラメ
カ	カジキ	鮫	サメ	ブ	ブリ (フクラギ)
鱈	カレイ	サ	サンマ	ホ	ホッケ
コ	コンブ	ス	スケトウダラ	鯖	マグロ
		鱈	スズキ	鱈	マス

図 25 漁業暦

出所) 南弥太郎家文書 B35/208~216,264 各年の「当用日記」より作成。

注記) 準備開始・労働者の到着日を漁業開始日, 網揚げ・切揚勘定日を漁業終了日とみなし, その間を漁業期間とする。魚種は「当用日記」に記された漁獲物を示す。長期間連続して漁獲されたと確認できる物については, その期間を矢印で表す。

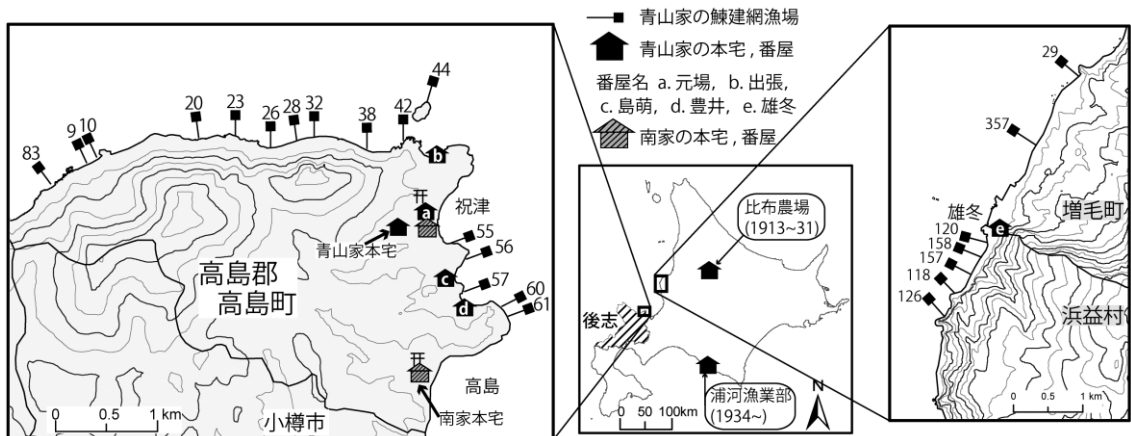


図 26 青山家の漁場位置

出所) (青山家の高島町における鯉建網漁場位置) 山田健 2006. 高島郡祝津村青山家における鯉建網漁場の変遷過程—行成網漁場から角網漁場への転換期を中心として—, 北海道開拓記念館研究報告 19: 1-50. (青山家の浜益村・増毛町における鯉建網漁場位置) 北海道立文書館所蔵「[北海道沿岸漁場図] 増毛郡四枚之内第 3 号」Ma-1/5035, 「[北海道沿岸漁場図] 浜益郡 4 枚之内第 4 号」Ma-1/5034. (青山家本宅, 番屋位置) 三浦泰之 2006. 青山家の一年—1916 (大正 5) 年の漁場経営とその周辺をめぐって—, 北海道開拓記念館研究報告 19: 51-70. (南家本宅, 番屋位置) 服部垂由未 2011. 大正・昭和初期の鯉漁業の衰退にともなう漁家経営の変容—北海道高島郡南家を事例に—, 人文地理 63-4: 303-323. より作成.

注記) 鯉定置網漁場番号は表 14 の定置網漁場番号と対応する.

表 14 青山家の練定置網漁場および漁獲高（1922～1931年）（石）

	1922年	1923年	1924年	1925年	1926年	1927年	1928年	1929年	1930年	1931年
高島練定置網漁場番号										
61	-	200	-	320	-	140	50	-	-	-
60	75	-	4	-	130	-	-	87	-	-
57	48	300	-	-	200	-	4	148	-	192
56	89	200	72	282	-	108	-	136	-	-
55	28	290	25	318	150	154	1	-	-	272
44（茨木家と半分）	205	250	320	366	92	297	30	154	-	264
42	253	720	300	514	200	100	30	144	-	440
38	128	750	291	270	280	65	3	174	-	456
32	121	525	300	500	300	262	10	90	-	424
28（南家と半分）	141	200	235	526	500	134	4	163	-	416
26	250	650	330	500	400	281	10	167	-	472
23	205	450	190	360	240	72	5	178	-	496
20	139	450	229	320	280	220	3	94	-	416
10	128	420	120	360	80	106	-	10	-	-
9	64	200	99	330	113	-	2	-	-	-
83	192	-	346	-	240	125	-	100	-	-
浜益練定置網漁場番号										
120	203	110	154	243	187	-	-	-	-	150
158	203	110	154	243	187	500	280	40	465	-
157	203	110	154	243	187	500	370	440	495	150
118	203	110	154	243	187	500	370	440	495	400
126	203	110	154	243	187	500	370	440	495	150
増毛練定置網漁場番号										
29	44	32	393	-	-	320	-	500	-	-
357	416	256	192	304	80	-	700	-	700	-

出所) 北海道廳産業部水産課編 1931. 『練定置漁場漁獲高調 自後志支庁管内至宗谷支庁管内 [自大正十一年至昭和六年]』より作成.

注記) 一は、漁獲なし又は休業漁場を示す. 本資料には1931年時点の漁場所有者名が記されており、1922年から漁場所有者が変更した可能性も考えられる. ただし、青山家資料17「諸願届写綴」、21「要路事綴」や山田(2006)によれば、1922～1931年にかけて青山家の漁場数に変更はないため、23統(その内、2統は半分)の漁場は青山家所有と考えて良い. 浜益練定置網漁場に関し、5統とも漁獲高が同値となっているため、5統の平均値を以って全てに当てはめた可能性も考えられる.

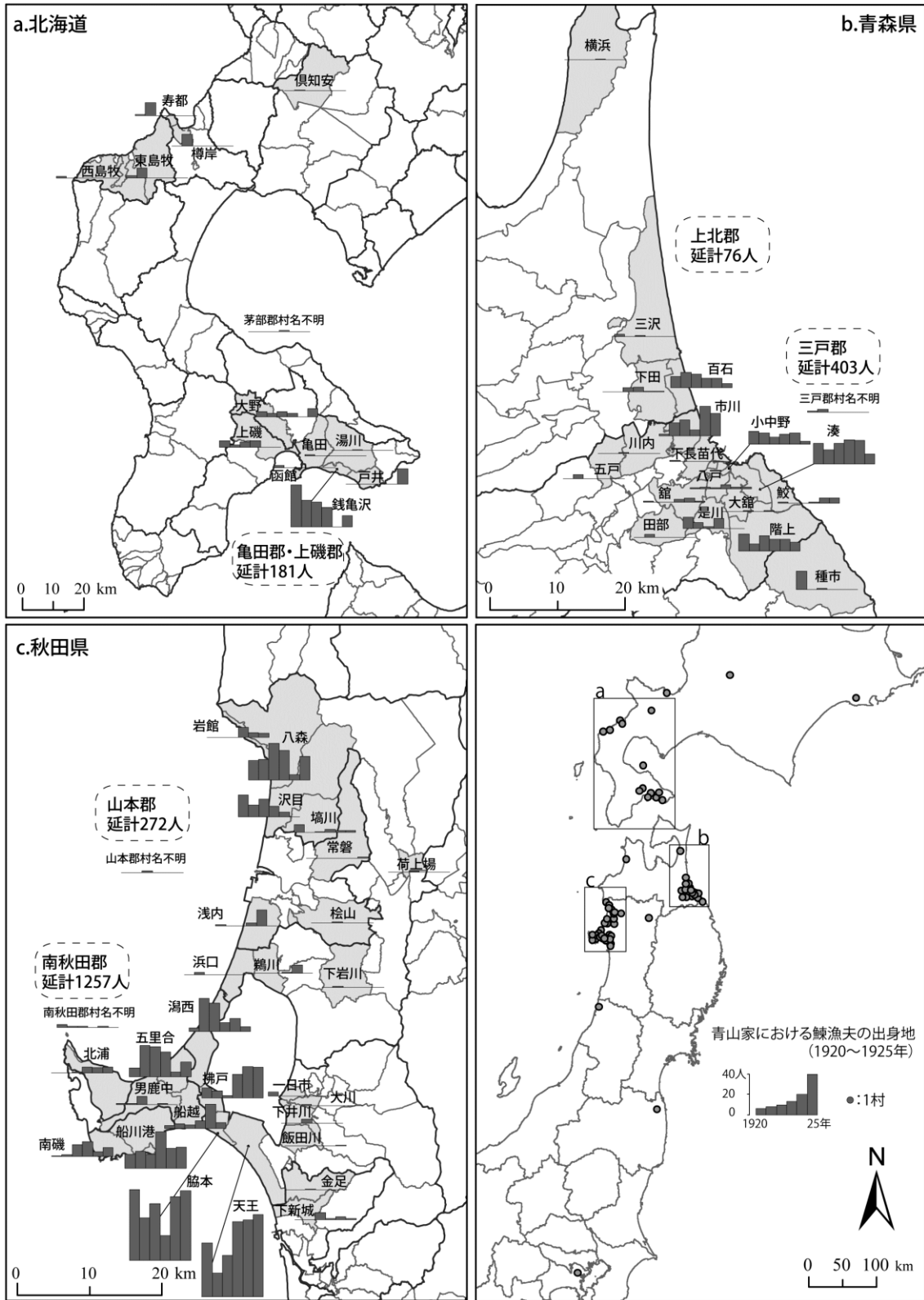


図 27 青山家における鯨漁夫の出身地

出所) 青山家資料 689~694,1615~1616「漁夫募集帳」より作成.

表 15 青山家と南家に就労した山本郡出身の漁夫

漁夫名	青山家における就労年（給料）	南家における就労年（給料，役職）
芹田與市	1921（66円），1922（97円）	1918（40円），1923（72円）
児玉幸之助	1922（75円）	1922（夏網より），1923（70円），1924（81円）
堤力蔵	1923（55円）	1925（90円），1926（83円），1927（78円）， 1929（67円，磯船乗），1930（65円，磯船乗）， 1931（43円，磯船乗），1932（31円，磯船乗）， 1933（40円，船頭手伝），1936（不明，磯船乗）
藤田勇吉	1923（63円）	1924（75円），1925（不明），1926（84円）， 1929（66円），1930（64円）
芹田力蔵	1929（不明）	1928（57円）
芹田利市	1929（不明），1931（前金43円）	1926（78円），1928（67円）

出所）（青山家の漁夫）青山家資料 689～694,1615～1616「漁夫募集帳」，21,22「要路事綴」。

（南家の漁夫）南弥太郎家文書 B35/64,133「漁夫雇人貸付帳」，N35/254,329「鯨漁夫給料前金調綴」。より作成。

注記）各資料を元に漁夫情報（属性，給料等）をデータベース化した上で，氏名，住所（字名まで），生年月日が一致する者を同一人物とみなした。6人とも青山家において就労した際，役職に就いていないため，青山家の役職は省略する。

表 16 九一金 (1933 年~1937 年) (円)

	場所	水揚高	経費	差引	九一金
1933 年	元場・出張	20,223.34	5,882.19	14,341.15	651.87
	豊井・島萌	18,416.19	5,588.59	12,827.60	583.07
	雄冬	14,132.00	2,766.96	11,365.04	541.19
1934 年	元場・出張	12,764.11	3,072.47	9,691.64	440.53
	豊井・島萌	10,858.70	3,302.39	7,556.31	343.47
	雄冬	16,053.76	3,252.28	12,801.48	609.60
1935 年	出張	「本年度凶漁二付キ九一金ナシ」			
	豊井	「本年度凶漁二付キ九一金ナシ」			
	雄冬	18,616.00	2,233.90	16,382.10	819.11
	雄冬 (生売鯨分)	14,131.89	2,495.79	11,636.10	407.26
1936 年	祝津	「凶漁皆無九一金ナシ」			
	雄冬	「凶漁皆無九一金ナシ」			
1937 年	出張	11,731.10	2,162.41	9,568.69	455.65

出所) 青山家資料 866 「昭和八年改 青山漁業部 若者九一金精算帳」より作成.

表 17 秋田県における出稼ぎ者数と全国に占める割合

	男		女		合計	
1925 年	14,424 人	(3.2%)	1,942 人	(0.6%)	16,366 人	(2.1%)
1928 年	15,882 人	(2.9%)	4,956 人	(1.4%)	20,838 人	(2.3%)
1930 年	16,856 人	(3.5%)	4,606 人	(1.6%)	21,462 人	(2.8%)
1932 年	14,157 人	(2.6%)	2,597 人	(0.7%)	16,754 人	(1.8%)

出所) 中島仁之助 1935. 労力移動上より観たる東北問題 (上). 社会政策時報 174 : 第 5 表より作成.

表 18 1930 年の秋田県における行き先別，職業別に見た出稼ぎ者数 (人)

	漁業	工業	林業	土木建築	農業	その他	合計
北海道	5,515	188	291	632	781	1,387	8,794
東京	2	1,327	4	360	9	1,600	3,302
樺太	1,365	34	1,248	102	68	370	3,187
カムチャッカ	2,351	98	0	8	0	164	2,621
その他	406	1,329	139	318	139	1,227	3,558
合計	9,639	2,976	1,682	1,420	997	4,748	21,462
比率 (%)	(44.9%)	(13.9%)	(7.8%)	(6.6%)	(4.6%)	(22.1%)	(100.0%)

出所) 中島仁之助 1935. 労力移動上より観たる東北問題 (下). 社会政策時報 174 : 第 22 表より作成.

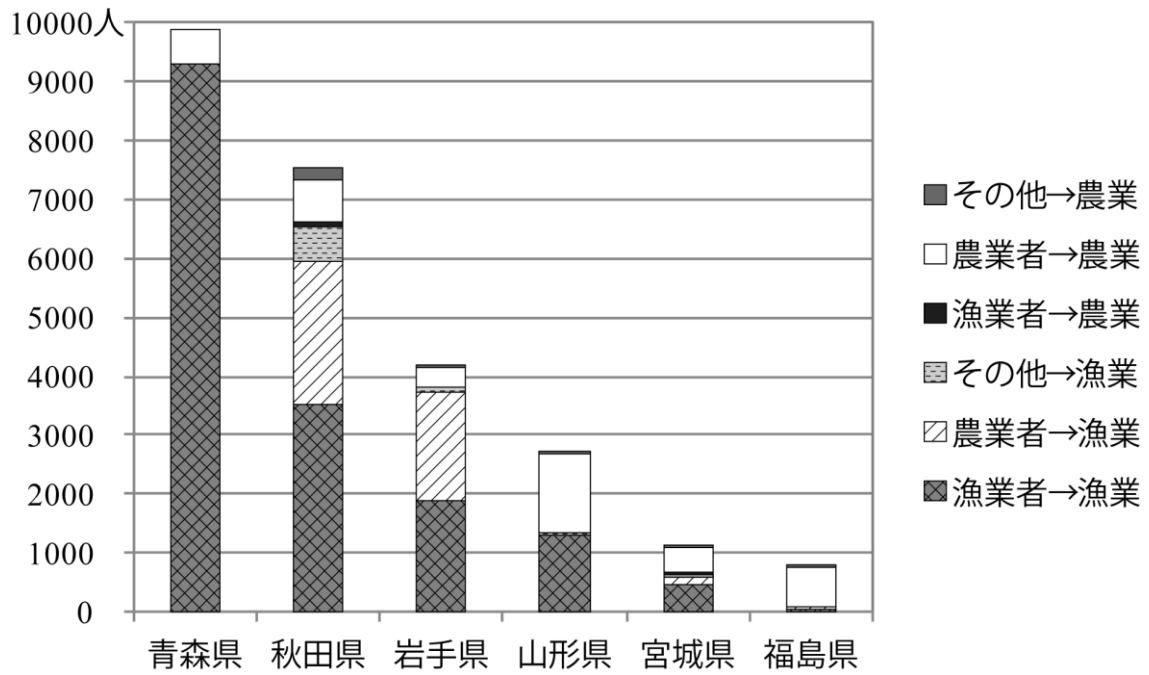


図 28 県別に見た出身職業別漁業出稼ぎ者数 (1927 年)

出所) 中島仁之助 1935. 労力移動上より観たる東北問題 (下). 社会政策時報 174 : 第 24 表より作成.

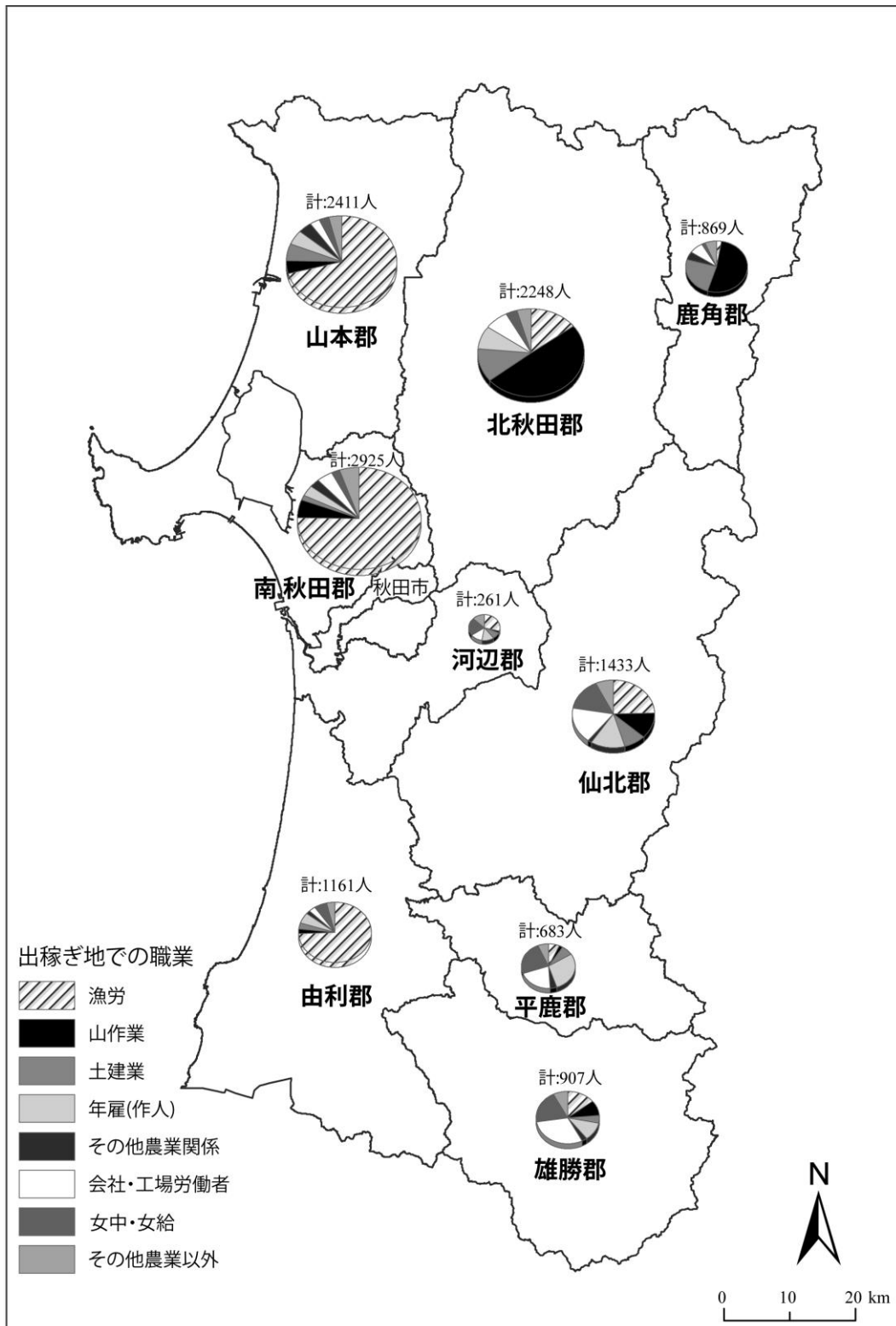


図 29 秋田県における各郡の職業別出稼ぎ者数 (1930 年)

出所) 渡邊信一 1932. 秋田縣に於ける歸村離村及び出稼の状況 (2). 経済学論集 2 (12) : 第 15 表より作成.

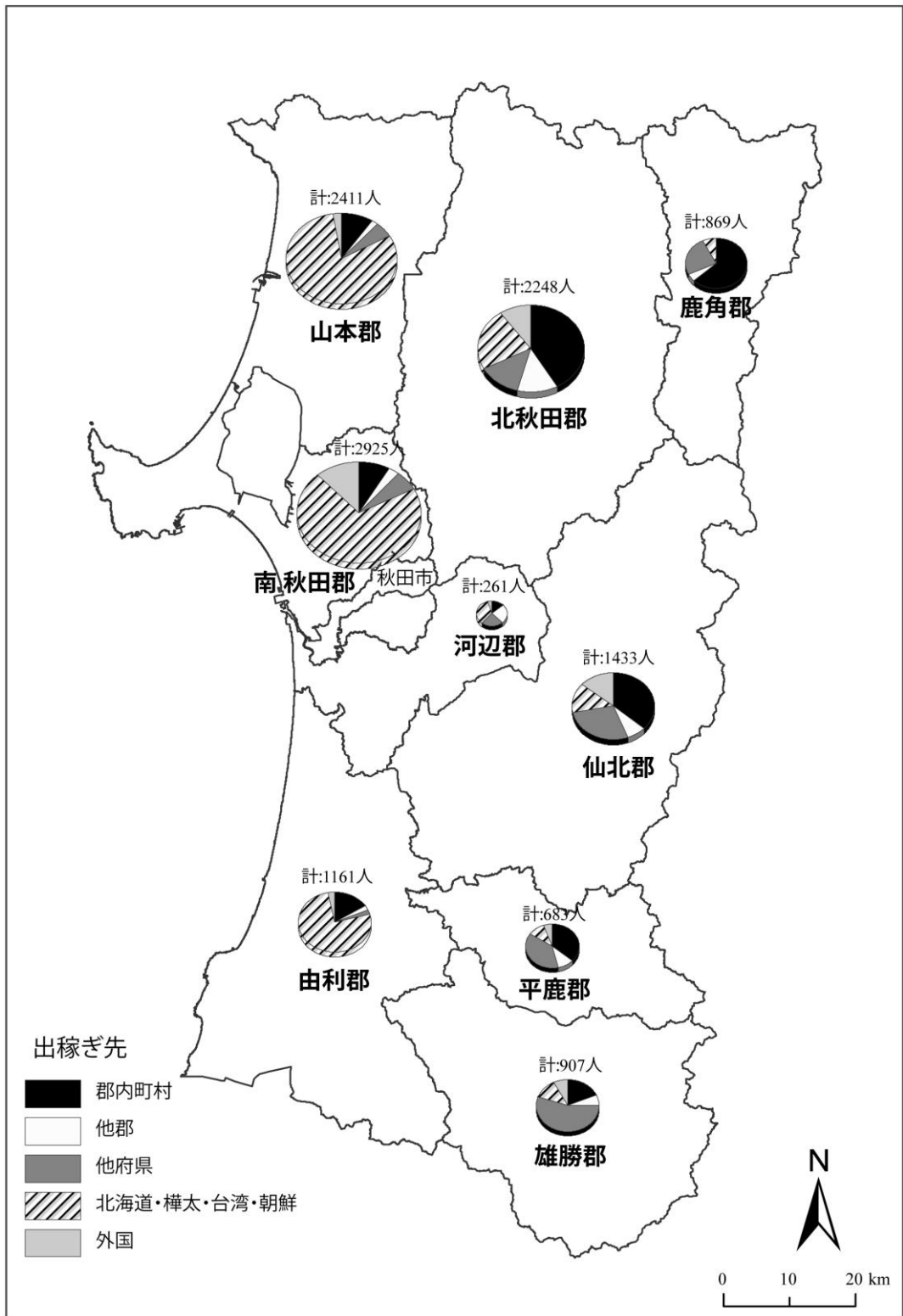


図 30 秋田県における各郡の行き先別出稼ぎ者数（1930 年）

出所) 渡邊信一 1932. 秋田縣に於ける歸村離村及び出稼の状況 (2). 経済学論集 2 (12) : 第 23 表より作成.

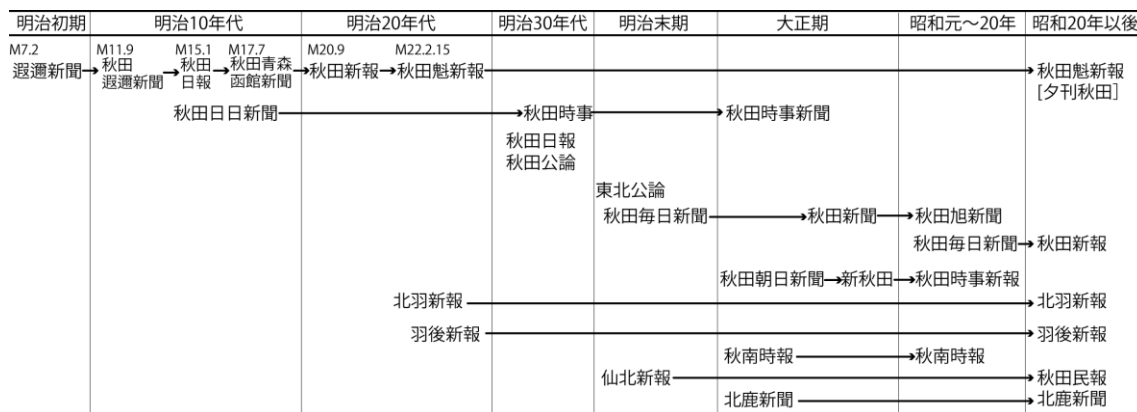


図 31 秋田県新聞興亡一覽

出所) ①秋田魁新報社調査部編 1954. 『秋田縣新聞史』秋田魁新報社. ②秋田魁新報社史編修委員会編 1995. 『秋田魁新報百二十年史』秋田魁新報社. より作成.

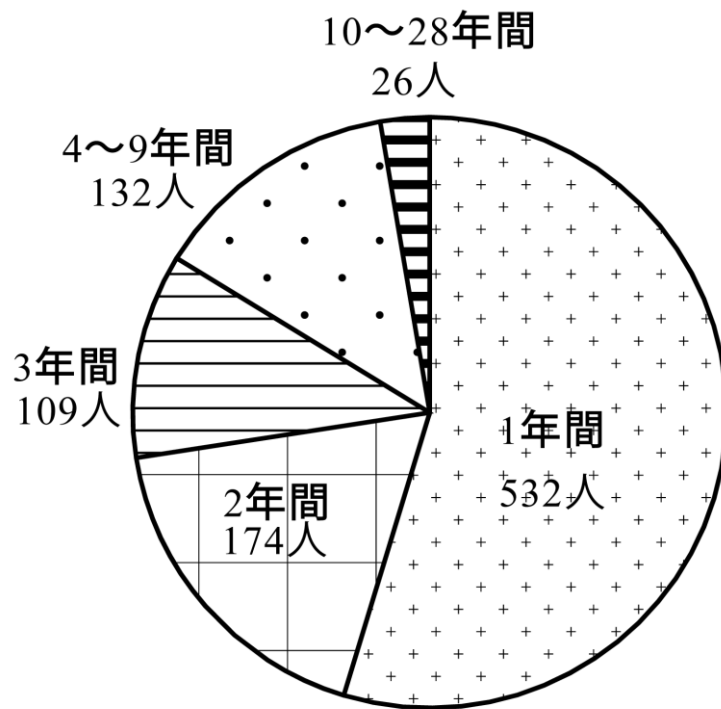


図 32 南家における漁夫の就労年数（1909～1936 年）

出所) 南弥太郎家文書 B35/64,133「漁夫雇人貸付帳」, B35/254,329「練漁夫給料前金調綴」より作成.

表 19 南家における漁夫の役付回数と就労年数（1929～1936 年） （人）

役付回数 就労年数	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	計
1年	125	12	-	-	-	-	-	-	-	137
2年	37	4	4	-	-	-	-	-	-	45
3年	20	1	4	0	-	-	-	-	-	25
4年	10	0	2	3	2	-	-	-	-	17
5年	2	1	2	1	0	0	-	-	-	6
6年	0	0	0	0	1	0	2	-	-	3
7年	3	0	0	0	0	0	0	3	-	6
8年	0	0	0	0	0	0	0	1	5	6
計	197	18	12	4	3	0	2	4	5	245

出所) 南弥太郎家文書 B35/255「諸官庁願届写綴」所収の各年度における「練漁業雇傭勞務者申告」より作成.

注記) 1929 年を開始年としたため, 短い年数の者でも, 役職者は 1929 年以前から続けて働いていた可能性もある.

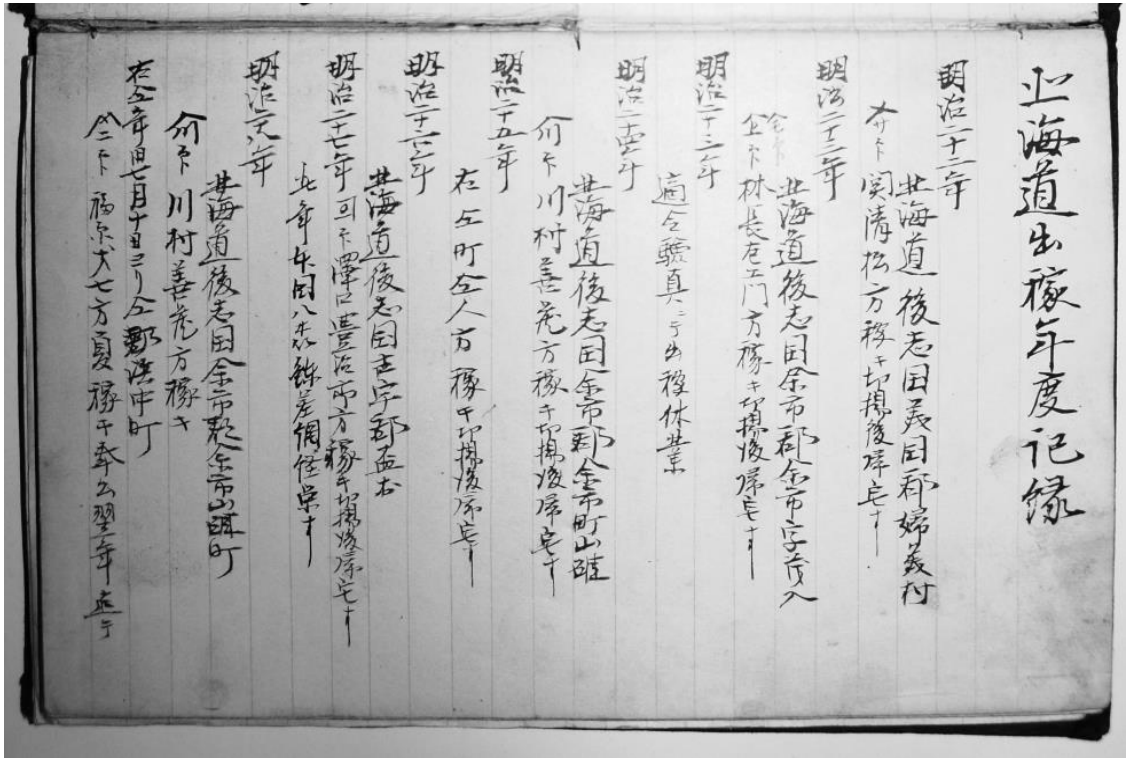


图 33 『北海道出稼年度記録』

出所) 余市水産博物館所蔵『北海道出稼年度記録』.

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1889	27		14(ニシン)			27						
1890	27		3(ニシン)			27						
1891	27		9(ニシン)			27						
1892	27		9(ニシン)			27						
1893	27		15(ニシン)			27						
1894	27		29(ニシン刺網)			27						
1895	27		9(ニシン)					5(旧7/10より翌年まで)				
1896	5		5(ニシン)			27						
1897	病気のため出稼ぎなし											
1898	27		5(ニシン)			1(旧10月まで)					27	
1899	27		5(ニシン)			27						
1900	27		5(ニシン)			27						
1901	27		5(ニシン)			27						
1902	27		5(ニシン)			27						
1903	27		5(ニシン)			7(マグロ旧10月まで)						11(越年)
1904	11		4(ニシン)			8(マグロ旧9月まで)				17(イワシ)		6(越年)
1905	6		2(ニシン)			2(マグロ旧10月まで)						27
1906	27		12(ニシン)			13(マグロ旧10月まで)					18(マグロ漁無し)	27(旧11月帰宅)
1907	26		10(ニシン)			23(小ニシン)			26			
1908	26		10(ニシン)			19(小ニシン)	26(旧5/29病気のため中途帰国)					
1909	26		10(ニシン)			20(小ニシン旧7/5まで)	26(旧7/8帰宅)					
1910	26		10(ニシン6/3出立)			20(小ニシン8/25まで)	16(イカ2日間)	26(9/2帰宅)				
1911	26(3/3出立)		10(ニシン5/28出立)			21(小ニシン)	26(8/6帰宅)					
1912	26(2/23出立)		10(ニシン5/28出立)			26(5/31帰宅)						
1913	26(2/25出立)		10(ニシン6/2出立)			26(6/5帰宅, 旧6/25出立)	22(旧7/1より小ニシン)	25(8/26到着)	27(8/28到着)	26(8/29帰宅)		
1914	26(3/1出立)		10(ニシン5/24まで)			26(5/26帰宅, 7/15出立)	24(イカ8/25出立)	26(8/26帰宅)				
1915	26(2/29出立)		10(ニシン5/29出立)			26(5/31帰宅)						
1916	26(2/20出立)		10(ニシン5/27まで)			26(5/29帰宅)			28(秋期サメ)		26	
1917	26(2/19出立)		10(ニシン5/20まで)			27(病気一時宿泊)	26(5/24帰宅)					
1918	26(2/19出立)		10(ニシン)	26(病気すぐに帰宅)								
1919	26		10(ニシン)			26(病気漁期前日4月に帰宅)						

図 34 菊地久太郎の出稼ぎ活動

出所) 『北海道出稼年度記録』より作成.

注記) 番号は表 20 の No.に対応する.

表 20 菊地久太郎が就労した場所

No.	漁場名	No.	漁場名	No.	漁場名
1	小樽	11	小黒浜蔵漁場【余市郡湯内】	21	武富漁場【釧路郡】
2	高田弥助漁場【余市郡茂入】	12	白川喜蔵漁場【美国郡】	22	尾崎漁場【釧路郡】
3	林長左衛門漁場【余市郡茂入】	13	古谷松次郎出張所【美国郡】	23	中谷虎雄漁場【釧路郡】
4	小黒浜蔵出張所【余市郡浜中】	14	関清松漁場【美国郡】	24	塩谷某漁場【下北郡】
5	福原才七漁場【余市郡浜中】	15	澤口豊治郎漁場【古宇郡】	25	八戸湊【八戸郡】
6	佐々木久太郎漁場【余市郡富沢】	16	函館港	26	菊地久太郎の家【山本郡埴川】
7	中村丑蔵漁場【余市郡山碓】	17	澤田源之助漁場【亀田郡】	27	小栗久太郎の家【山本郡岩館】
8	横浜健五郎漁場【余市郡山碓】	18	藤田丈助漁場【亀田郡】	28	加藤【山本郡岩館】
9	川村善蔵漁場【余市郡山碓】	19	角田彦太郎漁場【広尾郡】	29	八森【山本郡八森】
10	林長左衛門漁場【余市郡山碓】	20	山県小鯉場【釧路郡】		

出所) 『北海道出稼年度記録』より作成.

注記) 【 】内は漁場の位置する郡名を示す. 余市郡, 山本郡のみ町村名を付記する.

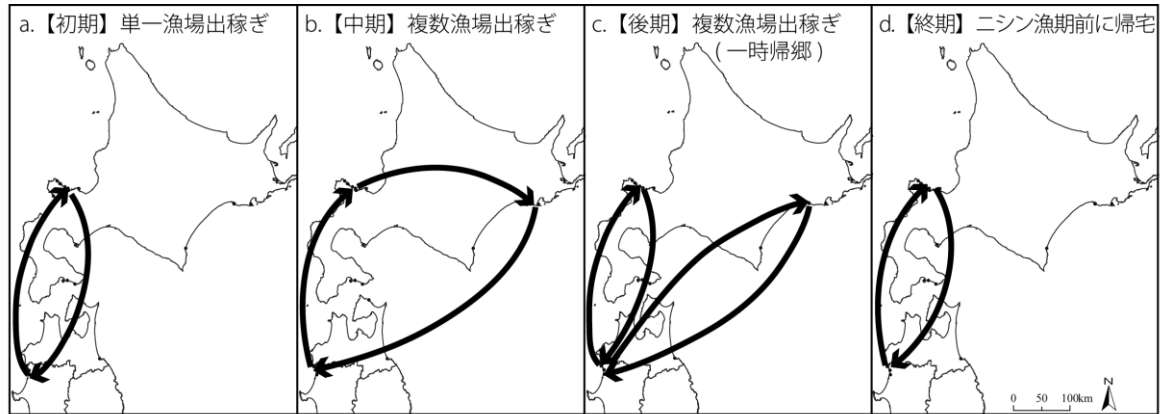


図 35 菊地久太郎の出稼ぎパターン

出所) 『北海道出稼年度記録』より作成.

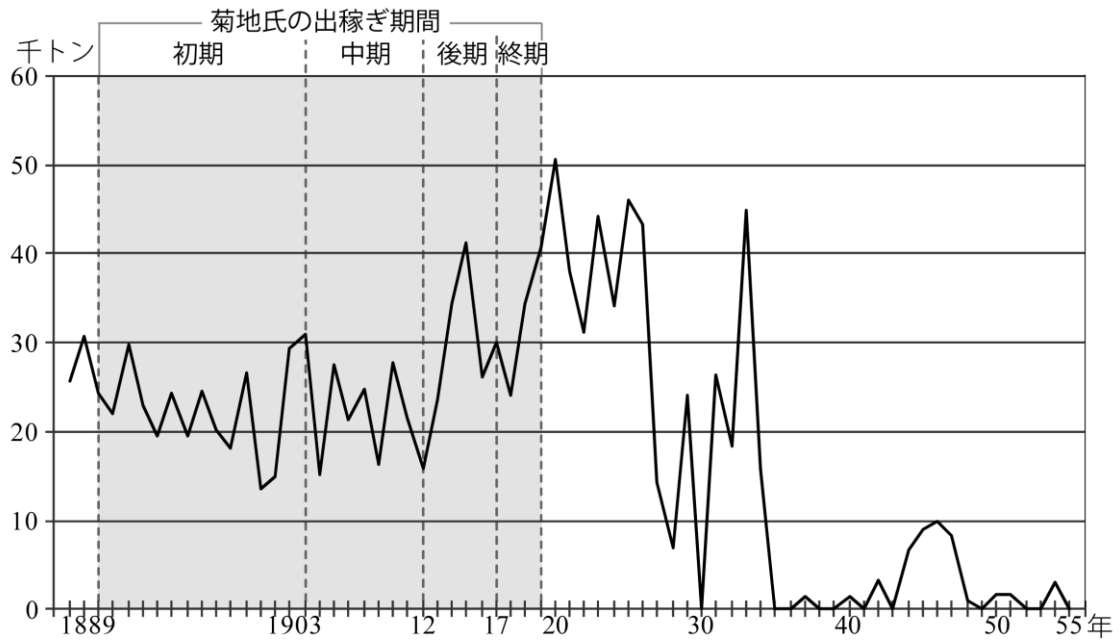


図 36 余市郡における漁獲量の変化

出所) ①北海道立水産試験場 1956. 『北海道春ニシン統計資料第 3 号』 (中央水産試験場集計・提供). ②『北海道出稼年度記録』より作成.

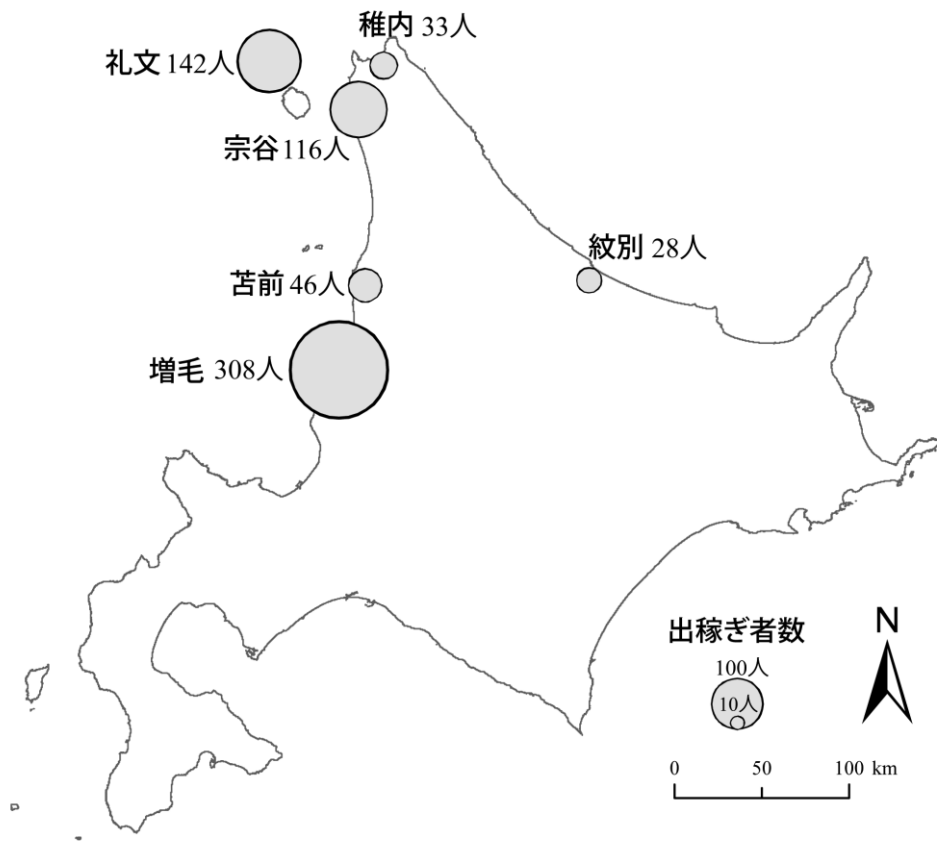


図 37 浜口村の鯨漁業出稼ぎ者就労地（1951年）

出所）八竜町史編纂委員会 1968. 『八竜町史』より作成.

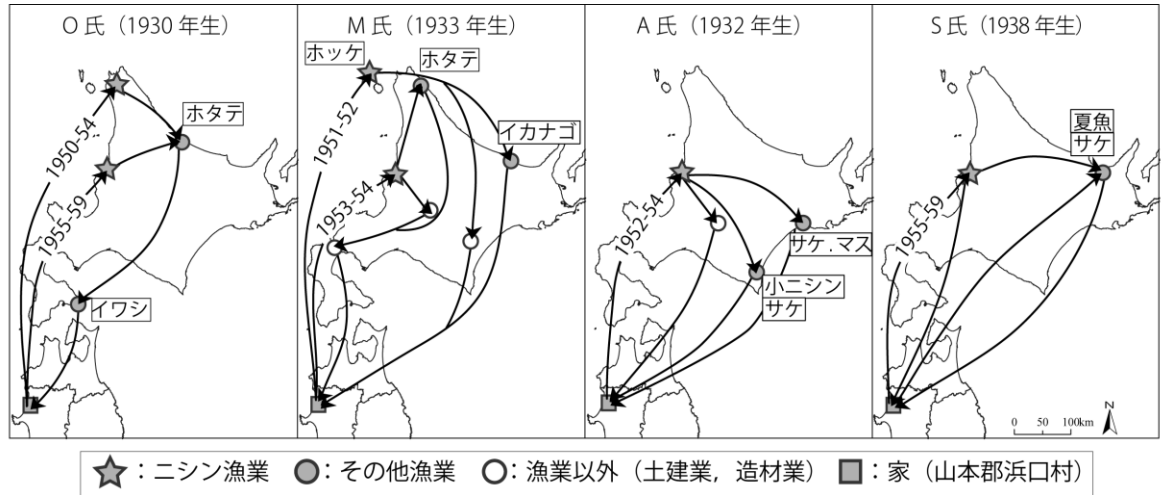


図 38 鯨漁業出稼ぎ就労地と鯨漁期後の出稼ぎ活動

出所) 聞き取り調査により作成.



図 39 鯉稚魚の放流

注記) 第3回おたる祝津にしん祭りにて(2011年5月21日筆者撮影)。

付表1 『秋田魁新報』 鯧・北海道・樺太関係記事一覧

年月日	面	タイトル	記事分類
1890.3.21	3	鯧	鯧製品
1890.4.10	3	不漁の感情	秋田県の鯧漁況
1891.10.11	3	北海道通信	北海道・樺太の状況(鯧以外)
1891.10.13	3	北海道通信	鯧漁業出稼ぎ
1891.10.14	3	北海道通信	北海道・樺太の状況(鯧以外)
1892.3.10	3	初鯧	鯧製品
1892.3.13	1	渡邊北海道廳長官の演説	北海道・樺太の鯧漁況
1892.4.3	2	海産物改良方法	鯧製品
1892.4.17	2	鮭と鯧	北海道・樺太の鯧漁況
1893.1.26	3	北海道出稼人保健会社	鯧漁業出稼ぎ
1893.2.21	3	鯧大漁の前祝	北海道・樺太の鯧漁況
1893.3.28	1	露領漁業規則改正	北洋漁業
1893.4.14	2	北海道各地鯧漁況	北海道・樺太の鯧漁況
1894.3.20	2	肥料商勢の一変動	鯧製品
1894.4.21	2	北海道各地の漁況	鯧漁業出稼ぎ
1894.4.26	1	漁業傭夫取締の法を定めんとす	鯧漁業出稼ぎ
1900.3.23	3	初鯧の消息	秋田県の鯧漁況
1900.4.11	3	北海道の鯧漁	北海道・樺太の鯧漁況
1900.4.24	3	北海道各地漁報	北海道・樺太の鯧漁況
1901.3.6	2	(タイトルなし)	鯧漁業出稼ぎ
1901.3.9	2	南秋天王村通信	鯧漁業出稼ぎ
1901.3.16	3	北海通信	鯧漁業出稼ぎ
1901.4.14	3	鯧の薄漁	秋田県の鯧漁況
1901.4.20	3	利尻郡に於ける男鹿漁民	鯧漁業出稼ぎ
1902.2.19	3	漁夫の雇入	鯧漁業出稼ぎ
1902.3.11	2	鯧雇	鯧漁業出稼ぎ
1902.4.29	2	八森地方鯧漁の不漁	秋田県の鯧漁況
1902.4.29	2	漁業官の視察	秋田県の鯧漁況
1903.2.26	2	北海道の農民と漁民	北海道・樺太の状況(鯧以外)
1903.2.28	4	(汽船広告)	鯧漁業出稼ぎ
1903.3.7	3	鯧漁場出稼人	鯧漁業出稼ぎ
1903.3.15	3	初鯧の大漁	北海道・樺太の鯧漁況
1903.3.15	3	初鯧	鯧製品
1903.3.18	2	漁夫輸送の状況	鯧漁業出稼ぎ
1903.3.18	2	漁夫と移住民の関係	北海道移住
1903.3.18	2	移住民増加の原因	北海道移住
1903.4.14	3	鯧漁況	秋田県の鯧漁況
1903.4.19	3	北海道鯧収穫高	北海道・樺太の鯧漁況
1903.4.30	2	北海道行漁夫船賃	鯧漁業出稼ぎ
1904.1.22	2	漁夫搭載と船舶	鯧漁業出稼ぎ
1904.3.3	2	鯧漁夫要員不足	鯧漁業出稼ぎ
1904.3.15	2	北海航路と漁夫の出稼	鯧漁業出稼ぎ
1904.3.31	2	戦争と肥料界の前途	鯧製品
1904.4.5	3	鯧の景気	北海道・樺太の鯧漁況
1904.4.16	2	戦時の農業	鯧製品

1905.4.24	3	北海道短信	北海道・樺太の鯨漁況
1906.1.16	2	砂干鯨肥料の価値（上）	鯨製品
1906.1.17	2	砂干鯨肥料の価値（下）	鯨製品
1906.2.5	3	漁夫輸送汽船	鯨漁業出稼ぎ
1906.2.14	2	樺太の大難題 樺太漁場権の大問題 露国の申込 沿海州の攘夷主義	北洋漁業
1906.2.21	2	北海移住談	北海道移住
1906.3.7	3	樺太漁期につき	北海道・樺太の鯨漁況
1906.3.31	3	不埒なる漁夫	鯨漁業出稼ぎ
1906.4.3	3	北海鯨の漁期	北海道・樺太の鯨漁況
1906.4.10	2	北海道移住の好況	北海道移住
1906.4.10	3	市上の鯨	鯨製品
1906.4.14	2	樺太航路の不安	北海道・樺太の状況（鯨以外）
1906.4.14	2	樺太渡航船舶	北海道・樺太の状況（鯨以外）
1907.2.10	2	樺太行運送船便乗規程	北海道・樺太の状況（鯨以外）
1907.2.10	2	樺太渡航者	北海道・樺太の状況（鯨以外）
1907.2.25	2	労役者募集の取締	鯨漁業出稼ぎ
1907.2.25	2	肥料取締に関する通牒	鯨製品
1907.3.12	2	北海道海運の不況	北海道・樺太の鯨漁況
1907.3.19	1	樺太資源調査（一）	北海道・樺太の状況（鯨以外）
1907.3.22	2	労役者募集取締規則	鯨漁業出稼ぎ
1907.4.6	2	樺太出稼の雑漁者	労働（鯨以外）
1907.4.13	3	北海道鯨の大漁	北海道・樺太の鯨漁況
1907.4.22	3	樺太漁業令と漁場	北海道・樺太の鯨漁況
1907.4.30	3	樺太鯨の漁期	北海道・樺太の鯨漁況
1908.1.6	3	初鯨	鯨製品
1908.2.24	3	秋田青森の出稼人	鯨漁業出稼ぎ
1908.3.22	3	北海道移住民益々減少	北海道移住
1908.4.8	3	鱈漁夫の遭難	労働（鯨以外）
1908.4.10	3	北海道鯨漁報	北海道・樺太の鯨漁況
1908.4.20	3	鯨の大漁	北海道・樺太の鯨漁況
1909.3.2	3	出稼漁夫と鉄道	鯨漁業出稼ぎ
1909.4.8	3	鯨たより	鯨製品
1909.4.28	2	崎湾の近況	鯨製品
1909.4.28	3	雇人逃走	鯨漁業出稼ぎ
1910.3.5	3	本県の出稼人	鯨漁業出稼ぎ
1910.4.5	3	北海鯨来る	鯨製品
1910.4.7	3	鯨の相場	鯨製品
1910.4.9	3	鯨の入港	鯨製品
1910.4.10	3	鯨の入船	鯨製品
1910.4.13	3	鯨船の出入	鯨製品
1910.4.13	3	鯨一尾壹錢五厘	鯨製品
1910.4.15	3	鯨舟乗り上ぐ	鯨製品
1910.4.15	3	浅瀬に乗揚ぐ	鯨製品
1910.4.18	3	鯨だより	鯨製品
1910.4.19	3	汽船の出入	鯨製品
1910.4.23	3	鯨と芋の入船	鯨製品
1910.4.23	3	鯨船入港	鯨製品
1911.2.16	2	昨年中の農商事業（三）肥料取締	鯨製品

1911.3.2	3	北海道出稼	鯧漁業出稼ぎ
1911.3.4	2	由利郡松ヶ崎便り	鯧漁業出稼ぎ
1911.3.4	2	樺太漁業料査定	北海道・樺太の状況(鯧以外)
1911.4.10	3	北海鯧たより	北海道・樺太の鯧漁況
1911.4.10	3	鯧船入港	鯧製品
1911.4.14	3	移民の輸送	北海道移住
1911.4.14	3	鯧の入港	鯧製品
1911.4.19	3	又も鯧の入港	鯧製品
1911.4.22	3	鯧船入港	鯧製品
1911.4.30	2	鯧の景気	鯧製品
1912.3.1	2	小樽たより(一)	北海道・樺太の鯧漁況
1912.3.18	3	本年は出稼人多し	鯧漁業出稼ぎ
1912.4.4	3	鯧	鯧製品
1912.4.7	3	鯧の入船	鯧製品
1912.4.8	3	鯧船入港	鯧製品
1912.4.22	3	鯧豊漁祈願祭	北海道・樺太の鯧漁況
1912.4.22	3	漁夫前金を踏む	鯧漁業出稼ぎ
1912.4.23	3	鯧船続々入港	鯧製品
1912.4.25	3	鯧船入港	鯧製品
1912.4.27	3	鯧船入港	鯧製品
1912.10.23	2	漁夫賃金割引区間	鯧漁業出稼ぎ
1912.12.31	2	労務者募集取締規則	鯧漁業出稼ぎ
1913.3.4	3	本県の漁夫団体輸送	鯧漁業出稼ぎ
1913.4.6	3	鯧の豊漁	北海道・樺太の鯧漁況
1913.4.6	3	鯧漁入港	鯧製品
1913.4.6	3	鯧の入荷	鯧製品
1913.4.12	3	漁夫の喧嘩(加害者は山本のもの)	鯧漁業出稼ぎ
1913.4.13	3	土崎に入って鯧 空前の輸入	鯧製品
1913.5.24	3	鯧の紛失は嘘	鯧製品
1913.5.24	3	出稼を種子に	鯧漁業出稼ぎ
1913.11.29	2	秋田魁新報: 鯧と鯧	秋田県の鯧漁況
1914.1.21	3	出稼漁夫の減少 当局者の一雇を要す	鯧漁業出稼ぎ
1914.3.1	3	本県の出稼漁夫 四ヶ月間に一万人余	鯧漁業出稼ぎ
1914.3.13	3	北海道出稼漁夫の出発	鯧漁業出稼ぎ
1914.3.29	3	今回の鯧	鯧製品
1914.3.30	3	生鯧は十年ぶりで食膳にのぼる	鯧製品
1914.3.30	3	鯧積汽船入港	鯧製品
1914.3.30	3	鯧船入港につき(昨年より安い)	鯧製品
1915.4.17	3	鯧の不漁と市価	北海道・樺太の鯧漁況
1915.4.30	3	鯧の大漁	北海道・樺太の鯧漁況
1916.1.13	3	漁業者の注意	北海道・樺太の鯧漁況
1916.2.7	3	漁夫としての秋田衆(一) 漁夫の時期来れり	鯧漁業出稼ぎ
1916.2.8	3	漁夫としての秋田衆(二) 漁夫の時期来れり	鯧漁業出稼ぎ
1916.2.23	3	出稼漁夫の輸送	鯧漁業出稼ぎ
1916.3.1	3	漁夫の出稼は損あって得なし	鯧漁業出稼ぎ
1916.3.8	3	秋田県人と利尻嶋	北海道移住
1916.3.15	3	鯧の話(上)	北海道・樺太の鯧漁況
1916.3.16	3	鯧の話(下)	北海道・樺太の鯧漁況

1916.3.16	3	本県漁夫の行先地 余市は最も多い	鯧漁業出稼ぎ
1916.4.11	3	鯧の土崎入津	鯧製品
1916.4.12	3	鯧は需要不振	鯧製品
1916.4.16	3	鯧漁場の話 (一)	北海道・樺太の鯧漁況
1916.4.17	3	鯧漁場の話 (二)	北海道・樺太の鯧漁況
1916.4.19	3	鯧漁場の話 (三)	北海道・樺太の鯧漁況
1917.1.6	3	労働者の欠乏 北海道への出稼少し	鯧漁業出稼ぎ
1917.1.23	3	出稼人夫取扱	鯧漁業出稼ぎ
1917.1.23	3	(人夫募集広告)	鯧漁業出稼ぎ
1917.2.6	3	漁夫輸送運賃	鯧漁業出稼ぎ
1917.2.8	3	出稼漁夫の渡道	鯧漁業出稼ぎ
1917.2.9	3	出稼漁夫団体	鯧漁業出稼ぎ
1917.2.16	3	出稼漁夫団	鯧漁業出稼ぎ
1917.4.23	3	北海道の鯧は大漁 本県人漁場に於ける	北海道・樺太の鯧漁況
1918.1.15	3	北海道移住民 本県は一千四百六十二人	北海道移住
1918.1.15	3	北海道漁夫輸送 北管局の新計画	鯧漁業出稼ぎ
1918.1.16	3	沿海州漁業につき 決して不安にあらざ	北洋漁業
1918.2.16	3	本年の出稼漁夫輸送	鯧漁業出稼ぎ
1918.2.26	5	漁夫四千輸送 本県より渡航する	鯧漁業出稼ぎ
1918.3.2	3	北海出稼人夫の賃金約廿万円の収入 如何に消費するか	鯧漁業出稼ぎ
1918.3.11	3	下列車満員	鯧漁業出稼ぎ
1918.3.24	2	農民の出稼多し 漁夫等は却って減少	鯧漁業出稼ぎ
1918.3.24	3	鯧は豊漁にて 近く入荷せん	北海道・樺太の鯧漁況
1918.3.27	3	期節の鯧は 高値の見込み	鯧製品
1918.3.30	3	漁夫団体輸送終る 秋田の出稼ぎ四千三百人	鯧漁業出稼ぎ
1918.4.5	3	鯧は安い 鱈は豊漁で 鮮魚は高値	鯧製品
1918.4.10	3	樺太行の船 三百頓に満たぬものに漁夫四百名	鯧漁業出稼ぎ
1919.2.11	3	出稼する漁夫	鯧漁業出稼ぎ
1919.4.1	4	(汽船出帆広告)	鯧漁業出稼ぎ
1919.4.3	1	(秋田県庁命令航路広告)	鯧漁業出稼ぎ
1919.4.23	3	鯧料理 美味で安い水産総会講演	鯧製品
1919.5.2	2	出稼漁夫漸減 原因は鰯漁の為か	鯧漁業出稼ぎ
1919.6.10	2	漁夫待遇調査 遺族を扶助せん	鯧漁業出稼ぎ
1920.1.17	2	漁夫輸送開始 連絡船の決定	鯧漁業出稼ぎ
1920.1.31	2	北海道行漁夫 団体輸送申込	鯧漁業出稼ぎ
1920.2.18	2	日本海の水温が不整で漁期が遅れ漁獲減る 北海道樺太の鯧だけで八百万円の損	北海道・樺太の鯧漁況
1920.3.16	2	出稼人が多い 本年の北海道行	鯧漁業出稼ぎ
1920.4.2	1	職紹介普及 各府県と連絡	労働 (鯧以外)
1921.1.4	2	全国の町村に職業紹介所新設する 内務省企図の新事業	労働 (鯧以外)
1921.1.23	3	漁夫団輸送契約金の低落	鯧漁業出稼ぎ
1921.2.21	3	労資協働会でも労働者の生計調査 衣食住以外に嗜好娯楽 信仰, 思想まで家計簿へ記入	労働 (鯧以外)
1921.2.27	3	漁夫の輸送 千名を下らざる	鯧漁業出稼ぎ
1921.2.27	3	(汽船出帆広告)	鯧漁業出稼ぎ
1921.3.1	3	北海道に於ける本県人の現況 函館, 小樽, 札幌にて五万二千人	北海道移住
1921.3.12	3	渡道漁夫団 略昨年位か	鯧漁業出稼ぎ
1921.3.25	3	鯧漁場から	北海道・樺太の鯧漁況
1921.3.27	3	鯧漁場から	北海道・樺太の鯧漁況

1921.3.29	3	鯨漁場より	北海道・樺太の鯨漁況
1921.4.4	3	融雪季節の北海道（一）	北海道・樺太の鯨漁況
1921.4.28	5	全国に設置する職業紹介所 市以外に七十一ヶ所本県には能代港町に	労働（鯨以外）
1922.2.5	3	北海道出稼団乗車申込者	鯨漁業出稼ぎ
1922.4.1	1	秋田と小樽 海産物に就て（上）	北海道・樺太の状況（鯨以外）
1922.4.2	1	秋田と小樽 海産物に就て（下）	北海道・樺太の状況（鯨以外）
1922.6.1	1	秋田と小樽	北海道・樺太の状況（鯨以外）
1922.6.2	1	秋田と小樽（中）	北海道・樺太の状況（鯨以外）
1922.6.3	1	秋田と小樽（下）	北海道・樺太の状況（鯨以外）
1923.1.11	3	渡道人夫一千名 秋運へ申込み	鯨漁業出稼ぎ
1923.1.24	3	人夫募集違犯	鯨漁業出稼ぎ
1923.2.1	5	鉱山労働者は裕福な生活 一家族の月収が百六十円 子供の教育に金を惜まぬ 農商務省の調査	労働（鯨以外）
1923.2.5	3	鯨漁場の人夫を『神様』と呼ぶ その神様の賃金は秋田が一番安い	鯨漁業出稼ぎ
1923.2.7	5	漁夫の団体減少 鉄道から見た	鯨漁業出稼ぎ
1923.2.28	5	雇人口入業 取締規則	労働（鯨以外）
1923.3.1	3	悪周旋業者は手も足も出ない 新しく設けられた取締規則	労働（鯨以外）
1923.4.5	3	北海道への出稼人 去年より減少	鯨漁業出稼ぎ
1923.4.13	5	春の北海道より	北海道・樺太の鯨漁況
1923.5.31	3	口入業者の周旋者総数 昨年の総数	労働（鯨以外）
1923.7.26	5	鯨場かせぎの土産が梅毒 出稼人夫募集の取締や保護や調査を徹底的にならねばならぬ	鯨漁業出稼ぎ
1923.8.4	3	失業救済網百廿万円かけて 全国に職業紹介所新設大蔵省も機嫌よく承諾	労働（鯨以外）
1924.1.16	2	労働保護協議 各府県社会主任招集	労働（鯨以外）
1924.1.22	3	北海道出稼人を善導したいと 内務省当局談	鯨漁業出稼ぎ
1924.2.8	3	北海道行漁夫団 二十日より輸送開始 青森と本県で四千余名の申込み	鯨漁業出稼ぎ
1924.2.13	3	身の代金で賭博をやる 八名逮捕さる	鯨漁業出稼ぎ
1924.2.15	5	市にも出来る職業紹介所と無料宿泊所 万事万端大いに世話をする	労働（鯨以外）
1924.3.13	2	職業紹介調査	労働（鯨以外）
1924.4.10	2	市職業紹介所設立認可	労働（鯨以外）
1924.4.19	3	（通俗講話）産卵期前後の魚（中）理学博士岸上鎌吉	鯨製品
1924.4.22	3	岩手県庁の依頼 だと怪しい人夫募集者 北秋十二所町で食逃げ	労働（鯨以外）
1924.5.28	3	労働調査を愈々始める 七月十五日までに市町村長の手で 工場鉱山の準備調査	労働（鯨以外）
1924.6.12	3	北海道に於ける県米の宣伝 十日小樽に於て官民を招待して	北海道・樺太の状況（鯨以外）
1924.8.15	5	雇傭賃詐欺	鯨漁業出稼ぎ
1924.8.31	5	樺太西海岸連絡航路 北海道稚内間九月一日より	北海道・樺太の状況（鯨以外）
1924.8.31	5	地方に於ける失業者の救済 職業紹介所の計画	労働（鯨以外）
1924.9.16	3	漁夫や仲仕に冬仕事 …に副業を協議する	労働（鯨以外）
1924.9.27	2	職業紹介所と汎労働主義 充実せる人格的生活の鼓吹と指導に努力せよ	労働（鯨以外）
1924.9.28	7	幡随院長兵衛は昔の職業紹介所 池田知事のうがつた祝辞で 市の職業紹介所開所式	労働（鯨以外）
1924.9.30	3	労働調査を愈々実行す 十月十日を期して 全国一斉に	労働（鯨以外）
1924.10.8	7	本県上半期の出稼ぎと移民 移民三千四百余 出稼七千鉢百余	労働（鯨以外）
1924.10.10	7	千客万来で職業紹介所大いそがし 求職者は今後益々増加する傾向	労働（鯨以外）
1924.10.11	2	漁業労働協議 一道七県の	鯨漁業出稼ぎ
1924.10.14	5	鯨漁業労働者紹介事務打合会 函館市役所楼上にて	鯨漁業出稼ぎ
1924.10.17	3	漁夫の紹介を国営でやる 待遇もよくなるし安心して働ける	鯨漁業出稼ぎ
1924.11.26	2	職業紹介法の施行規則公布	労働（鯨以外）

1924.11.27	2	職紹事務協議 東北六県に於ける	労働（練以外）
1924.12.10	7	墮落する為の県の出稼人 帰れば郷土の良風を害する者が多い	労働（練以外）
1924.12.12	2	職業紹介協議 離職者の対策につき	労働（練以外）
1924.12.12	5	職業紹介所 事務打合せ	労働（練以外）
1924.12.26	3	職なき者を求めてくれ 市の職業紹介所が求人開拓デー	労働（練以外）
1924.12.29	3	陸揚げ火薬爆発し 小樽全市を震撼 百名の夫婦木の葉の如く吹き飛ばさる 凄惨言語に絶す	北海道・樺太の状況（練以外）
1925.1.11	3	紹介所の手で就職者二百余名 無料宿泊所は男がタッタ四人	労働（練以外）
1925.1.14	3	漁夫出稼ぎの募集が殆どない 昨年の不漁で北海道投資家の杞憂	練漁業出稼ぎ
1925.1.14	5	労働者募集取締規則 三月一日から実施される	労働（練以外）
1925.1.20	7	県の労働統計調査（一）	労働（練以外）
1925.1.21	3	職業紹介の新しい試み 市の職業紹介所が求職者のために巡回紹介	労働（練以外）
1925.1.21	3	北海道に行く出稼ぎ漁夫半減 鉄道輸送申込みは一千四百人	練漁業出稼ぎ
1925.1.21	5	県の労働統計調査（二）	労働（練以外）
1925.1.22	5	県の労働統計調査（三）	労働（練以外）
1925.1.23	5	県の労働統計調査（四）	労働（練以外）
1925.2.5	5	冬季に多い本県の出稼人 昨年は五千百四十九人内女八百人からみる	労働（練以外）
1925.3.3	3	北海道行き出稼ぎ漁夫半減 漁場の不景気から 青森へ泊らぬので同地も打撃	練漁業出稼ぎ
1925.3.11	3	漁夫を善導する北海道の紹介所 骨肉を碎いて得た金を酒色に徒費する人	練漁業出稼ぎ
1925.3.18	3	七百人の出稼ぎ漁夫 北秋のみで	練漁業出稼ぎ
1925.3.28	3	青森港内で連絡船衝突 相手の鯨汽船沈没の有無の為に損害七万円	練製品
1925.4.9	3	労役者募集違反	練漁業出稼ぎ
1925.6.9	1	本県漁夫 北海道出稼問題（一） 秋田県内の出稼ぎ漁夫約八千人三月で毎年貳百万円が流れ込む	練漁業出稼ぎ
1925.6.10	1	本県漁夫 北海道出稼問題（二） 秋田県内の出稼ぎ漁夫約八千人三月で毎年貳百万円が流れ込む	練漁業出稼ぎ
1925.6.11	1	本県漁夫 北海道出稼問題（三） 秋田県内の出稼ぎ漁夫約八千人三月で毎年貳百万円が流れ込む	練漁業出稼ぎ
1925.6.12	1	本県漁夫 北海道出稼問題（四） 秋田県内の出稼ぎ漁夫約八千人三月で毎年貳百万円が流れ込む	練漁業出稼ぎ
1925.6.13	1	本県漁夫 北海道出稼問題（五） 秋田県内の出稼ぎ漁夫約八千人三月で毎年貳百万円が流れ込む	練漁業出稼ぎ
1925.6.14	1	本県漁夫 北海道出稼問題（六） 秋田県内の出稼ぎ漁夫約八千人三月で毎年貳百万円が流れ込む	練漁業出稼ぎ
1925.11.4	夕3	職業紹介に従事する 私達の願望 秋田市職業紹介所渡辺通英	労働（練以外）
1925.11.5	夕3	職業紹介に従事する 私達の願望（二） 秋田市職業紹介所渡辺通英	労働（練以外）
1925.11.20	3	二万三千からの北海道出稼人 今後は不安一掃	練漁業出稼ぎ
1925.12.12	夕1	日露漁業会社雇人員 五百四十一名	北洋漁業
1925.12.18	夕1	労務供給組合成る 北秋八ヶ村に於ける	練漁業出稼ぎ
1925.12.18	夕1	出稼漁撈組合につき	練漁業出稼ぎ
1925.12.22	2	練漁場主来る 出稼人募集に	練漁業出稼ぎ
1925.12.23	夕1	出稼組合長会議 山本郡役所に開く	労働（練以外）
1926.1.9	2	職業紹介所設置奨励 県内六ヶ町に本月中旬頃懇談会開く	労働（練以外）
1926.1.9	3	出稼漁夫の賃銀決定	練漁業出稼ぎ
1926.1.15	3	千人からの出稼漁夫が北海道へ 各駅から団体乗込み 契約の最高は九拾六円	練漁業出稼ぎ
1926.2.3	夕1	練漁業出稼人組合六十組出来る	練漁業出稼ぎ
1926.2.3	2	職業紹介所土崎に設る 十五年より	労働（練以外）
1926.2.23	夕2	出稼漁夫慰問団 本県から北海各地漁場へ	練漁業出稼ぎ
1926.3.4	夕1	出稼労働異動調査 各町村へ県より依頼	練漁業出稼ぎ
1926.3.13	2	北海漁場視察団 四月十日出発	北海道・樺太の鯨漁況

1926.3.14	2	約八千人近い出稼人 女工の大半は紡績 漁夫なども多い	労働（鯨以外）
1926.3.14	2	鯨は未だ来ない	鯨製品
1926.3.28	タ1	南秋の出稼人 十四年中に於ける	鯨漁業出稼ぎ
1926.4.6	2	漁業視察と漁夫慰問	鯨漁業出稼ぎ
1926.4.7	タ1	奥羽及北海道の職業紹介打合 来る十五日より小樽	鯨漁業出稼ぎ
1926.4.11	3	サガレンへ出稼漁夫 本県から千九百人	北洋漁業
1926.4.21	タ1	漁場視察一行帰る	鯨漁業出稼ぎ
1926.4.25	3	汽車で出稼した漁夫約三千二百 この汽車賃ばかりで八千円余	鯨漁業出稼ぎ
1926.4.25	3	許可なく女工募集	労働（鯨以外）
1926.4.26	4	思い出し明治初年鯨漁で有頂天 四拾万円の金も瞬間に消えた 元の本阿弥物語	秋田県の鯨漁況
1926.5.16	タ2	不人情な日魚漁業	北洋漁業
1926.5.18	タ2	鯨大漁 其後の水揚	労働（鯨以外）
1926.5.23	タ2	働け主義の能代の農民労働 最低賃銀で一日正味九時間働く	労働（鯨以外）
1926.5.28	3	北浦町の輻輳 出稼漁夫や、女工が多いので 砥綿秋田局長語る	鯨漁業出稼ぎ
1926.6.5	3	北浦の解決難は失業問題 安藤社会係の心痛	労働（鯨以外）
1926.12.2	2	漁業労働者の災害補償制度確立 遺族の扶助制度と共に漁業法改正案の大眼目	鯨漁業出稼ぎ
1926.12.23	3	グツと減する北海道の鯨建網 人件費の節約から漁夫供給は円滑に	鯨漁業出稼ぎ
1927.1.14	2	出稼ぎ人家族保護料金の協定 県内各供給組合が連合会を組織する	鯨漁業出稼ぎ
1927.1.19	タ1	遭難漁夫救済規定を設くる	鯨漁業出稼ぎ
1927.2.8	タ1	山本郡に於ける農村の疲弊 田畑は併吞せられ出稼人三千に上る	鯨漁業出稼ぎ
1927.2.16	タ2	鯨は豊漁の予想	北海道・樺太の鯨漁況
1927.2.16	3	出稼漁夫減ず 漁場の不景気が察せられる	鯨漁業出稼ぎ
1927.2.25	タ2	鯨殺しの神様松前さして 熊の皮着た親方に引率されて 北海道の春気分	鯨漁業出稼ぎ
1927.5.3	3	東北に於ける 流れ労働者 職業紹介所の利用は彼等が最も多い 鮮人は何処でも嫌わる	労働（鯨以外）
1927.5.14	タ2	小樽の大火 四百余戸を全焼する	北海道・樺太の状況（鯨以外）
1927.5.20	2	職業紹介事務局秋田に設置するは当然 東北北海道職業紹介事務打合 会議出席の安藤主事語る	労働（鯨以外）
1927.5.21	3	ウスカム漁場惨劇と県人 北浦町から三十七名も行っている	北洋漁業
1927.6.2	2	遠洋漁業に乗出す漁業家 船川港の泉氏 本県では嚆矢	北洋漁業
1927.6.7	タ1	漁業労働者救済 漁村の振興をも期する 農林省漁業法改正案提出	労働（鯨以外）
1927.6.28	3	県の手でやる女工の周旋 安心して働けるように 準備のため各地を視察	労働（鯨以外）
1927.11.1	タ2	流れて来る労働者の群 北海道から南へ南へ東北は旅費の稼ぎ所	労働（鯨以外）
1927.11.2	3	出稼ぎ男女に県が足留め そのかわり貳万円で授産事業を	労働（鯨以外）
1927.11.28	3	真剣で職を求むる人 農閑と北海道の流れ人で各職紹賑わう	労働（鯨以外）
1927.12.8	2	北海道出稼人の募集期繰下げ 例年の十一月を本年から一月に改むる	鯨漁業出稼ぎ
1927.12.15	2	出稼組合の幹事会決定 日露漁業の給料	北洋漁業
1927.12.21	2	出稼労務連合会 山本に於ける	労働（鯨以外）
1927.12.27	タ1	出稼組合の懇談会 福島青森からも出席	労働（鯨以外）
1927.12.29	タ2	横手職業紹介所成績	労働（鯨以外）
1928.1.11	2	出稼人保護会理事会 十日開会した	労働（鯨以外）
1928.1.12	2	出稼労働者の賃金一割が一割五分 傭主は一割低減を主張し遂に協定成らず	鯨漁業出稼ぎ
1928.1.18	タ1	出稼労働者賃金協定 傭主側が折れ	鯨漁業出稼ぎ
1928.1.18	2	青森に奥羽六県漁夫組合大会 六月中旬開催	鯨漁業出稼ぎ
1928.2.5	2	出稼漁夫に対し損害保険の開始 等閑視された問題愈々之れで解決か	鯨漁業出稼ぎ
1928.2.28	タ2	眠り続ける越年の漁場 光栄に浴した冬の北海道から	北海道・樺太の鯨漁況

1928.3.13	夕2	雪の樺太へにしん殺し 秋田岩手から五千人例年より二千名増	鯨漁業出稼ぎ
1928.3.15	夕2	珍らしや浜田で生鯨の漁獲 三十年来ない事 朝鮮近海から来たか	秋田県の鯨漁況
1928.4.6	3	にしん船入港に埠頭大賑い きのふ両船が十六七万尾宛積んで	鯨製品
1928.4.15	3	鯨船で賑はふ	鯨製品
1928.4.20	夕2	出稼ぎ漁夫十名が遭難の報 留守宅の家族驚愕	北海道・樺太の鯨漁況
1928.4.21	3	遭難漁夫達の発見は絶望 高山社会課長遺族慰問	北海道・樺太の鯨漁況
1928.11.3	夕1	一道二県出稼組合懇談 青森市に開く	鯨漁業出稼ぎ
1928.12.21	5	出稼ぎ前金を借りて逃亡 北秋田西館村の浮浪の徒に一杯くはさる	鯨漁業出稼ぎ
1928.12.23	2	農村の経済は極度に逼迫 露領、樺太、北海道等に出稼人続々出る	鯨漁業出稼ぎ
1929.1.15	夕1	協定した漁夫の標準賃銀 其他協定事項	鯨漁業出稼ぎ
1929.1.22	2	漁夫雇人数減少すべし 着業統数も減少	鯨漁業出稼ぎ
1929.2.5	2	女子の出稼をも組合で保護する 男子の労務者と同様 出稼女子は約六千五百人	労働（鯨以外）
1929.3.21	3	鯨漁夫を乗せた永福丸遭難 乗員四百名の安否気づかわれる	鯨漁業出稼ぎ
1929.4.24	夕1	由利郡の出稼人増加	労働（鯨以外）
1929.4.24	2	漁夫の大部分は本県出稼人 気遣はるる六十余名	鯨漁業出稼ぎ
1929.4.25	2	露領漁区問題に絡まり県の失業三千五百人 既に季節に入りて出発命令なく前渡金は既に使いつくして文なし 七十万円の分れ目	北洋漁業
1929.4.27	2	山本郡に於ける漁夫代表の陳情 露領漁区問題で重大なる影響	北洋漁業
1929.5.8	3	しんがりの鯨ぶね入港する 土崎埠頭最後の賑ひ	鯨製品
1929.5.12	夕1	カムサッカ行出稼者 県から千八百	北洋漁業
1929.5.27	2	移動労働者の職業紹介改善 特別委員会の方針決定	労働（鯨以外）
1929.6.22	2	出稼者を網羅する保護会設置計画 漁夫は大体に於て遺憾なきも 女工其他の保護機関ない 県で関係者招集意見を徴する	労働（鯨以外）
1929.6.25	2	県外出稼人は農業に最も多い 総人員の半数を占むる 保護組合設置を奨励する	労働（鯨以外）
1929.11.1	夕1	全県職紹の事務研究会 今後互助会設立に決す 三十日横手にて開会	労働（鯨以外）
1929.11.1	夕1	漁業労働者相互会決議 仙北郡の	労働（鯨以外）
1929.11.9	2	漁業組合から陳情の要項 函館本部にて	労働（鯨以外）
1929.11.11	夕2	漁業労働者の全県相互会 大曲町に第一回大会開く 今後の活動注目される	北洋漁業
1929.11.23	4	労働組合員なら出稼はお断り 日露漁業社の意向 県南の相互会が先ず当惑	北洋漁業
1929.12.4	夕2	出稼人保護組合組織 内小友村に	北洋漁業
1929.12.8	2	露領出稼漁夫の査証厳重	北洋漁業
1929.12.13	夕1	露領行漁夫組合成立 南河両郡の	北洋漁業
1929.12.21	夕2	出稼漁夫等の浮沈の一大事 仙北労働者相互会では 目下許可交渉中なれど難色	北洋漁業
1929.12.22	2	北洋出稼漁雑夫に 露国は正式査証 一部当業者の魂胆から 却て自縛自縛に陥る	北洋漁業
1929.12.23	3	漁場側と組合と粉擾起らん これも不景気柄で 出稼者の直接応募	鯨漁業出稼ぎ
1930.1.16	夕2	にしんごろし賃銀決る 本県からは五分引下げにて雇傭する	鯨漁業出稼ぎ
1930.1.17	夕2	鯨漁夫の賃銀 五分引の協定額	鯨漁業出稼ぎ
1930.1.30	夕2	出稼はきまらず千三百人ひあがる 蟹工船ゆきは宙に迷い 旧歳末が越せぬ苦しさ	北洋漁業
1930.2.11	夕4	蟹工船出稼漁夫の失業問題 千三百名の会員を有する仙北相互会の影響	北洋漁業
1930.2.13	夕2	ニシン殺し出発	鯨漁業出稼ぎ
1930.2.23	2	北洋漁業労働者の待遇改善規定 労働時間と遺族扶養事項が立案上困難の点	北洋漁業
1930.3.8	夕2	男鹿から行く鯨取りの漁夫 二千二百名の出発決る 便宜の地から汽船送る	鯨漁業出稼ぎ
1930.3.26	4	漁業出稼人夫千二百名以上に及ぶ 出発まで又増加せむ	北洋漁業
1930.3.30	夕3	雄平仙三郡の出稼漁夫 余り条件はよくないが千三百余名契約	北洋漁業

1930.4.1	夕1	北海道樺太の積極的移民計画 海外移民の不成績に対する移民徹底策	北海道移住
1930.4.8	3	漁夫輸送臨時列車	北洋漁業
1930.4.11	3	出稼ぎ契約が駄目になる 八百名に近い失業群相互会幹部非難さる	北洋漁業
1930.4.11	3	鯨船土崎入港	鯨製品
1930.4.19	4	鯨漁 本年は大の不印し 一期が僅かに十万余石例年大漁の後志がダメ	北海道・樺太の鯨漁況
1930.4.20	2	確実な紹介斡旋をなし出稼者不安掃蕩 労務者保護理事会	労働（鯨以外）
1930.4.20	2	出稼労務者組合新設 二十二箇所に	労働（鯨以外）
1930.4.20	2	移動労働紹介の意見交換 県下職紹介打合せ	労働（鯨以外）
1930.4.26	2	出稼漁夫の旅費すら疑問 漁場不漁にて	鯨漁業出稼ぎ
1930.5.4	2	後志管内の町村は鯨の大不漁 本県出稼人は千五百人	鯨漁業出稼ぎ
1930.5.4	3	樺太沿岸の大時化惨害 漁夫四十名遭難す	北海道・樺太の鯨漁況
1930.5.16	夕2	出稼漁夫の口さえ無し 仙北郡の各町村では斡旋に苦勞する	北洋漁業
1930.5.27	4	漁夫の出稼を職紹介の手に移すの説 岩手、青森、秋田三県の間に県は本年から試み？	労働（鯨以外）
1930.6.1	夕1	漁期間に於る漁夫紹介成績 総人員六千二十二人 県出稼労務者保護組合	労働（鯨以外）
1930.6.6	3	求人開拓週間良好 全国的に努力をつづける	労働（鯨以外）
1930.6.6	3	漁夫募集から不当の利得 米内沢署では募集者と組合を調査する	労働（鯨以外）
1930.6.19	夕2	漁場の県人が飛びつく喜び 亜庭湾惨事の慰問から嵯峨氏帰県す	鯨漁業出稼ぎ
1930.11.25	4	出稼漁夫給金引下げ 各漁業組合が断行 樺太、北千嶋各組合二割値下決議 漁夫団申込み殺到	北洋漁業
1930.11.27	夕2	失業帰郷者救済に困る	労働（鯨以外）
1930.11.29	2	漁夫紹介のための職業紹介所設置 県内九ヶ所に	鯨漁業出稼ぎ
1930.11.29	2	土崎職紹介状況 漁夫希望者は五十余名	鯨漁業出稼ぎ
1930.12.4	夕2	北洋漁夫賃銀引下げ 二割乃至三割	北洋漁業
1930.12.16	2	仙北郡から出る出稼漁夫 例年一千四百名位あり 現在の申込みは四百名	北洋漁業
1930.12.25	4	出稼漁夫の賃金 明春に決定する 能代にて彼我の協定会	鯨漁業出稼ぎ
1930.12.25	4	求人はないのに求職は夥しい 能代職業紹介所	労働（鯨以外）
1931.1.6	3	出稼漁夫賃銀三割減か 各地紹介所でも斡旋に乗り出すらしい	鯨漁業出稼ぎ
1931.1.6	3	漁夫募集最初の申込み	鯨漁業出稼ぎ
1931.1.9	4	樺太方面に於ける労務者給料 昨年の二割方引下げ	鯨漁業出稼ぎ
1931.1.10	2	北洋漁夫の需要も少い 仙北方面の失業漁夫一千五百名以上	北洋漁業
1931.1.14	夕2	出稼漁夫賃銀三割二分下げ協定 鯨漁場主側十七名と県社会課能代で折衝	鯨漁業出稼ぎ
1931.1.19	2	雄勝郡から漁夫二百名 同郡最初の北洋漁夫募集 失業者救われる	北洋漁業
1931.2.4	4	一ヶ年を通じた県内職紹介の成績 紹介就職率は五割	労働（鯨以外）
1931.2.10	夕2	北洋行き漁夫の募集に能代署警戒 詐欺的行為ありとて五名召喚取調べ中	北洋漁業
1931.3.3	2	出稼漁夫の団体に割引 団結渡道せよ	鯨漁業出稼ぎ
1931.3.7	夕2	樺太漁場から漁夫の注文 東海岸は初めて	鯨漁業出稼ぎ
1931.3.8	夕2	日本から雑漁夫の雇傭は本年限り 来年度から自国人で経営	北洋漁業
1931.3.11	3	出稼漁夫の失業一千名 仙北だけのこの有様	北洋漁業
1931.3.13	3	県から三千名露領漁場へ 二十日出発のトップ	北洋漁業
1931.3.18	4	漁業以外にある特殊な出稼 山本郡浜口村の農夫が北海道の開墾地へ	労働（鯨以外）
1931.3.27	2	県から北洋漁場に出稼ぎする労働者数 日露漁業会社にて契約の	北洋漁業
1931.4.2	2	漁夫出稼ぎ一段落 約五千名に達した	北洋漁業
1931.4.26	夕1	漁場に着くまでに解決しやう 川上日露社長は樂觀	北洋漁業
1931.5.1	夕1	能代職紹介出稼ぎ調査 女も三人ある	鯨漁業出稼ぎ
1931.5.2	4	北洋出稼ぎ人 能代職紹介による	北洋漁業

1931.7.7	2	県の出稼労働二万一千人 変り種は遊芸の七十六人、紡績女工は一千七百余	労働（鯨以外）
1931.7.8	タ2	出稼労働者賃金支払ひ請求 中間搾取が出来ない	労働（鯨以外）
1931.8.2	2	山内の名物は村内の若者挙って酒屋へ出稼ぎ 北海道樺太漁場行と同様 毎年秋季に県内酒造家へ	労働（鯨以外）
1931.8.7	2	県の出稼漁夫 総数八千名 昨年より四千名減った 組合経由は五千七百名	鯨漁業出稼ぎ
1931.11.11	2	出稼労働者組合 本年度契約につき活動開始 組合係員出勤す	労働（鯨以外）
1931.11.15	2	出稼組合創立 雄勝郡にて	労働（鯨以外）
1931.11.22	6	漁業出稼者保護組合協議	北洋漁業
1931.12.1	2	職業紹介新設	労働（鯨以外）
1931.12.1	2	出稼漁夫組合 雄勝郡にも設立 組合保護の下に進出を図る	労働（鯨以外）
1931.12.1	2	出稼組合総会	労働（鯨以外）
1931.12.9	1	漁場の合同実現せば出稼漁夫減ぜん 募集期に際しての噂	鯨漁業出稼ぎ
1931.12.9	1	カムチャッカ漁夫は増加 県から七百人	北洋漁業
1931.12.17	1	小樽方面の漁場は漁夫募集少からん 漁夫不漁つづきにて	鯨漁業出稼ぎ
1932.1.10	1	出稼漁夫打合	鯨漁業出稼ぎ
1932.1.10	1	日露漁業の雑夫募集開始 二千二百余名	北洋漁業
1932.1.17	タ1	出稼漁夫賃銀仲々折合つかず 漁場主側は三割引下を主張 能代の賃銀協定	鯨漁業出稼ぎ
1932.1.17	5	北海道から 募集に来れる漁場主は只の六人 手具脛引いた甲斐もなく	鯨漁業出稼ぎ
1932.1.22	2	渡り鳥のごとくに 古平行李を背に鯨ころしは行く あまりに惨めな彼等	鯨漁業出稼ぎ
1932.2.6	タ2	北海道出稼中に愛妻に逃げられ 親子飢えに泣く	鯨漁業出稼ぎ
1932.3.1	タ2	最近激増をした漁船員の募集 漁獲期に這入り船労働者が不足する	労働（鯨以外）
1932.3.24	1	北海道へ行く各種労働者 毎年三万内外に達し半数は東北人が占む	労働（鯨以外）
1932.3.27	1	凶作地窮民の救済土木 北海道と青森	労働（鯨以外）
1932.4.12	4	鯨七、八十万入港 高値崩れ一尾壱銭五厘 土崎港の活気	鯨製品
1932.4.15	3	春は鯨船から港の賑はひ 一尾ただの壱銭	鯨製品
1932.4.20	2	漁夫募集手数料騙収	北洋漁業
1932.4.21	3	出稼者慰問と求人 保護組合から	鯨漁業出稼ぎ
1932.6.4	5	喘ぎをもとめてしかも彼等はゆく 飢え疲れた故郷を後にして 鯨殺し七千余名	鯨漁業出稼ぎ
1932.12.3	1	出稼人夫の病気 解約の不評 組合も雇主も責任をもため	北洋漁業
1932.12.3	1	樺太行仙夫 三三三名出発	労働（鯨以外）
1933.1.11	1	日露漁業の漁夫募集 約二千六百	北洋漁業
1933.1.19	タ2	賃銀も二割上げ八千人が北洋へ 漁夫賃銀協定成立	鯨漁業出稼ぎ
1933.1.19	3	出稼漁夫賃金値上げを支持 県保護組合の態度	鯨漁業出稼ぎ
1933.1.20	4	出稼漁夫	北洋漁業
1933.1.20	4	鯨漁場行 人夫賃	鯨漁業出稼ぎ
1933.1.23	4	本県から北海出稼人 六年は一万三千余人	北洋漁業
1933.1.23	タ2	出稼漁夫の申込者殺到 県南地方の農村窮乏を物語るもの…	北洋漁業
1933.2.4	3	窮乏につけ込む農村婦女子の誘拐 組織的の魔手か？横手署が躍起となって捜査	労働（鯨以外）
1933.2.8	タ2	由利出稼ぎ漁夫激増	北洋漁業
1933.2.11	タ2	漁夫募集のインチキ周旋屋 県下各農漁村の窮乏につけこむ悪漢	北洋漁業
1933.2.23	3	由利の北洋行漁夫一人残らず解約 裏に動く周旋魔	北洋漁業
1933.3.14	3	架空の人夫で賃金を詐欺 飯田川村救農土木不正事件四名送検	労働（鯨以外）
1933.3.16	タ2	どん底の村 におどる周旋魔 由利に一味が潜入 一斉検挙に躍起	労働（鯨以外）
1933.3.18	タ2	モグリ周旋屋検挙する	労働（鯨以外）
1933.3.18	タ2	土崎衆ならまっ平御免だ 出稼ぎ漁夫日露漁業からさらわれる！	北洋漁業

1933.4.3	3	春は鯨船から入港する一番船 土崎港のざわめき	鯨製品
1933.4.11	4	二十万尾を積んだ初鯨船土崎入港 大型卸売式銭, 小売式銭五厘	鯨製品
1933.4.14	4	日露及太平洋漁業 漁夫団体出発	北洋漁業
1933.4.15	2	遭難出稼漁夫 慰霊祭を施行	労働(鯨以外)
1933.4.27	4	鯨船続々入港 土崎港賑ふ	鯨製品
1933.5.16	2	東北及北海道職業紹介所事務打合せ 失業救済事業に付秋田其他より報告	労働(鯨以外)
1933.6.2	3	出稼者に救ひの手 貧しい家庭には資金貸付 明朗たれ! 青春	労働(鯨以外)
1933.6.29	1	北海道行き土工 二千名募集 職紹長会議で決定	労働(鯨以外)
1933.11.19	5	日高沿岸漁村にいわしの山を築く 厚さ五尺十数丁 鴨までがフラフラの中毒状態	北海道・樺太の状況(鯨以外)
1933.12.23	4	出稼者の斡旋 例年より七百人増加	北洋漁業
1934.1.11	4	出稼労働者 全県にて八千名	労働(鯨以外)
1934.1.13	2	出稼漁夫の賃銀協定 漁場主側は出揃はず 値上は困難の模様	鯨漁業出稼ぎ
1934.1.15	夕4	鯨漁場行人夫の賃銀協定遅れる 南部津軽の関係で本県は未発表か?	鯨漁業出稼ぎ
1934.1.18	1	増毛漁場行四拾六円に決定 その他はまだ折衝	鯨漁業出稼ぎ
1934.1.24	夕3	出稼漁夫だまされるな! 県の社会課が 悪周旋人を取締る	鯨漁業出稼ぎ
1934.1.26	夕1	手数料の問題で出稼ぎ漁夫募集難 山本各町村保護組合折合はず 合同側引揚げか	鯨漁業出稼ぎ
1934.1.27	2	出稼漁夫断然増す	北洋漁業
1934.1.29	4	北海道行漁夫の募集難 その原因は何か?	鯨漁業出稼ぎ
1934.2.10	夕2	出稼ぎ志望者減る	北洋漁業
1934.4.11	夕2	来るぞ! 春鯨 十五六日船が入る	鯨製品
1934.4.14	4	二十万尾積んだ鯨船土崎入港 十五六日頃に	鯨製品
1934.4.21	3	出稼漁夫の出先紹介 能代職紹の新しい試み	鯨漁業出稼ぎ
1934.5.21	1	本県の出稼漁夫一万三千人 昨年より二千人増加	鯨漁業出稼ぎ
1934.5.24	2	春の出稼漁夫一万百余名 大半は保護組合から	鯨漁業出稼ぎ
1934.5.24	3	第一線の群像 北洋漁業の雄者実業界の大立者 本県金浦町から出た佐々木平次郎氏	北洋漁業
1934.5.24	3	半農半漁の脇本村 出稼漁夫の家族は窮乏	労働(鯨以外)
1934.6.5	3	県出身漁夫八名ソ連邦側に捕わる 蟹工船で樺太沖合に出漁中 ソ邦領海に入る	北洋漁業
1934.6.5	3	汽船と衝突し蟹漁船沈没する 乗組員三名行方不明	北洋漁業
1934.6.6	2	日露の漁夫輸送開始 愈々六日から	北洋漁業
1934.6.6	2	出稼労働者の組合加入一万人 職紹との連絡に関して協議懇談会を開く	北洋漁業
1934.8.16	8	本県出稼者 壱万四千九百四十一人 県知事官房統計課調査	労働(鯨以外)
1934.9.26	4	出稼給金を帰村の上分配 好成績を納めた	北洋漁業
1934.10.13	2	出稼者の前借金を諸負担に差引く 町村役場のむごい仕打に血の叫びあがる	北洋漁業
1934.11.3	夕3	周旋魔から救え 各市町村に人事相談部設置 積極的に防止	労働(鯨以外)
1934.11.24	2	男子出稼増加	労働(鯨以外)
1934.11.25	3	本県出稼労働者急激に増加す 大部分は北洋行	北洋漁業
1934.12.10	夕2	農村を毒するものは根こそぎ撲滅せ 曰く悪三百悪周旋悪公吏 秋田検事局の指令	労働(鯨以外)
1934.12.10	3	海の出稼ぎ者へ保護の手が延びる 北洋漁業労働者のため近く勅令を公布	北洋漁業
1934.12.14	夕2	不正周旋業者を片っ端しから検挙まだまだ手ぬるい	労働(鯨以外)
1934.12.14	夕2	足を洗って代書業に転向 当局の訓示から自覚	労働(鯨以外)
1934.12.14	夕2	身売防止の徹底を期す	労働(鯨以外)
1934.12.16	夕2	悲しみを乗せた身売列車 肥料代に, 飯米代に 横手駅へ押寄せる娘子軍	労働(鯨以外)
1934.12.16	夕2	惨! 娘を売らねば喰はれない家 警察も手をひく	労働(鯨以外)
1934.12.16	夕2	凶作地の娘を女中に欲しい	労働(鯨以外)

1934.12.20	タ 2	凶作線上に踊る周旋屋の罪 当局の徹底的弾圧 取消処分すでに六件に達す	労働（鯨以外）
1934.12.20	タ 2	本県あてに求人申込 青森職紹から	労働（鯨以外）
1934.12.21	タ 2	惨劇の家の娘が愛知県へ身売り 横手署も拱手傍観	労働（鯨以外）
1934.12.21	3	二人悪周旋屋手数料, 前借横領 被害者多数に上る	労働（鯨以外）
1935.1.10	4	鯨漁夫賃銀 昨年より二割高要求に決定す	鯨漁業出稼ぎ
1935.1.18	2	北洋漁夫賃銀二割値上を要求 県保護組合より	鯨漁業出稼ぎ
1935.1.18	2	船越職紹設置	労働（鯨以外）
1935.1.31	タ 2	本荘を中心に出稼者増加 従来見ない記録	北洋漁業
1935.2.1	4	漁夫百名の前金渡し	北洋漁業
1935.3.11	4	漁夫の賃金は昨年より一割方安い	鯨漁業出稼ぎ
1935.3.13	4	北海道鯨漁獲予想発表	北海道・樺太の鯨漁況
1935.3.15	2	北洋漁夫に秋運の輸送陣 五月三日をトップに出発する四千八十名	北洋漁業
1935.3.19	3	ニシンころしは涙で行こよ 景気不景気は時の運	鯨漁業出稼ぎ
1935.3.24	3	鯨漁夫四千名で二十万円かせぐ 一人で五十円平均	鯨漁業出稼ぎ
1935.4.6	3	北海道鯨は薄漁か 商況も区々	北海道・樺太の鯨漁況
1935.4.7	3	随分待たした 鯨船が着く 土崎埠頭の賑わい	鯨製品
1935.4.9	タ 2	鯨船が能代へ 大賑はひ呈す	鯨製品
1935.4.11	タ 2	春の魅惑 鯨時の波止場風景 悪童連鯨の掠取に跳躍	鯨製品
1935.4.26	4	景気を見せた鯨の輸送	鯨製品
1935.5.29	タ 2	出稼者家族の保護をする 大曲の組合と方面委員会で飯米貸与	北洋漁業
1935.5.30	4	鯨の暴騰 不漁のため	鯨製品
1935.6.11	3	漁場教育を施し訓練の必要あり 樺太の漁場を視察した米山岡田両氏語る	鯨漁業出稼ぎ
1935.11.6	2	無謀な低賃金に出稼四千名の危機 協定会参加申込み北海道では梨の磔	鯨漁業出稼ぎ
1935.11.27	2	出稼漁夫の賃金協定に参加 本県側の出張貫徹に努力する	鯨漁業出稼ぎ
1935.12.1	タ 2	劣勢にある出稼を奨励しどん底より救ふ 広島県より不足な東北 内務省で乗出す	労働（鯨以外）
1936.1.16	4	出稼労働者保護事務打合せ	労働（鯨以外）
1936.1.16	4	土崎鯨陸揚場移転する	鯨製品
1936.1.17	タ 2	出稼ぎ漁夫の前借が保険金に消える 折角掛けて忽ち中止 社会問題化する	北洋漁業
1936.1.19	4	帰ってから賃金を渡す 出稼者への便法	北洋漁業
1936.1.28	3	出稼ぎ婦女子は必ず職紹の手続で 昨年中, 米内沢署管内から…百二十八名の離村	労働（鯨以外）
1936.2.20	3	出稼ぎ青年に特別指導をする 南秋脇本村青年学校が温い心やり…	労働（鯨以外）
1936.3.8	タ 2	春のシンボル 鯨殺の神様達出発 七十爺さん引率で 能代を皮切りに続々出発	鯨漁業出稼ぎ
1936.3.18	3	春の登音と共に出稼漁夫は行く 前借一人五・六十円 漁場を目ざして一万五千人	鯨漁業出稼ぎ
1936.4.5	タ 2	漁夫へ慰問袋	鯨漁業出稼ぎ
1936.4.5	4	お待兼・春の鯨 まだ一隻も来ない	鯨製品
1936.4.8	4	うまい北海道鯨 もうぢきに来ます	鯨製品
1936.4.11	4	鯨漁況 天売焼尻方面で水揚	北海道・樺太の鯨漁況
1936.4.22	タ 2	悲喜こもごも……出稼ぎ漁夫明暗相 鯨漁場は不漁地獄 カムチャッカ方面は大景気	鯨漁業出稼ぎ
1936.4.25	タ 1	県販購連の鯨配給 五百三噸購入	鯨製品
1936.4.26	タ 3	二千余の出稼漁夫帰郷も覚束なし 鯨漁場の不漁で 県社会課が救済の対策	鯨漁業出稼ぎ
1936.5.2	4	鯨四十七万尾 土崎埠頭大賑ひ	鯨製品
1936.5.21	4	鯨船入港	鯨製品
1936.6.15	4	北浦の出稼保護組合 活動目覚まし	労働（鯨以外）

1936.6.20	1	樺太方面への出稼者が最も多い 十年度全県職紹成績	労働（練以外）
1936.6.27	2	北地出稼ぎに保護指導 専任者を置いて活動	労働（練以外）
1936.12.20	2	出稼漁夫の賃銀改正を申込みれる これが大問題と県組合で反対通告	練漁業出稼ぎ
1934.8.26	2	職業紹介所の県管移管の前提 全県下へ縮小整理	労働（練以外）
1938.1.26	3	出稼ぎ列車を発つ 六千人を漁場へ	練漁業出稼ぎ
1938.1.29	夕1	仙北、由利から千名 前金貰った北洋漁業出稼者 出発は三月下旬	北洋漁業
1938.4.17	夕2	練漁夫七千 “秋運出稼臨時列車”	練漁業出稼ぎ
1939.1.14	夕1	出稼者へ警告 “職紹の手を経よ”	練漁業出稼ぎ
1939.2.24	夕1	練船が着くやうに 能代浜を工事	練製品
1939.3.24	夕1	漁業問題を解決せよ！ 出稼保護連合会総会	北洋漁業
1939.10.5	夕1	出稼漁夫は好条件 本県は一万人を目標	北洋漁業
1939.10.14	1	出稼者の稼ぎ高 大枚百二十万円なり	労働（練以外）
1939.10.27	1	労力救援部隊出発 由利の八十七名神奈川へ	労働（練以外）
1939.10.27	1	仙北から六十名 今後も応ずる	労働（練以外）
1940.1.14	2	練単価（一尾一銭七厘）協定成る 一道七県・北洋練漁場開発組合総会 県会議事堂で開催	練製品
1941.3.6	3	春の味覚を運ぶ 練列車の陣容成る	練製品
1941.4.7	3	北洋出稼者 今年も五千名位 男鹿方面男も女も	労働（練以外）
1941.4.21	3	海から土へ 出稼者同志も増産へ	労働（練以外）
1942.4.7	2	練の割当十三万箱 十三日頃入荷の見込	練製品
1943.1.27	3	農村へ練の配給 本県は六万四千箱の割当量	練製品
1943.3.24	夕2	男度胸の見せ所 練漁場に敢闘（出稼の弁きく）	練漁業出稼ぎ
1944.5.11	2	練順調に入荷 十五日頃が峠	練製品
1945.4.15	2	秋田港は朗らか 来たぞ！練船 県内入荷目標百五十万貫	練製品
1945.5.24	2	にしん船 廿五日でさやうなら	練製品
1946.4.1	2	さあ来い練船 準備成る “秋田港”	練製品
1946.4.7	2	県水、加入を突如拒否 練入荷を前に指定荷受機関乱る	練製品
1946.4.8	2	練くる 春の味覚	練製品
1946.4.9	2	勿体ない練 一尾も無駄なく活用だ	練製品
1946.9.11	2	御礼の身欠練 内掛で丸農へ有償配給 代金四十三万円と不可解な商連	練製品
1946.10.15	2	食堂・二つの陳謝 身欠練代や不正職員 運営委員会	練製品
1946.10.15	2	寝耳に水の百万円請求 その中に問題の練代 県水 名義詐称を糾明	練製品
1946.10.19	2	四十六万円の行方 問題の身欠練を糾明	練製品
1947.2.10	2	近づく春にしん	練製品
1947.3.4	2	ニシン船にせまき門 割当は決ったが 先決は港のしゅんせつ	練製品
1947.4.3	2	きょうにしん船入る	練製品
1947.4.8	2	ニシン船港入り 第一船を迎えて人に埋る岸壁	練製品
1947.4.16	2	練三十万貫が入荷 秋田港口開く	練製品
1947.7.8	2	身欠練等のヤミ 県水・土崎水産でも	練製品
1948.3.12	2	にしん船近し 秋田港を大掃除	練製品
1948.3.19	2	来るか待望の練 心ぼそい荷受資金の不足	練製品
1948.3.29	2	にしん期近づく 秋田港浚渫に懸命	練製品
1948.3.31	2	にしん船団待つ秋田港	練製品
1948.4.6	2	「にしん船」初入港 “今年はウンと大きいぞ”	練製品
1948.4.7	2	練で港はゴッタ返し 続く入港に荷受側嬉しい悲鳴	練製品
1948.4.10	2	どっこい待った！ 郡部へ流れるにしん秋田市が引止め運動	練製品
1948.4.18	2	これでおしまい？ 予定にはまだまだにしんの入荷	練製品
1948.4.23	2	ニシン更に廿五万貫入荷	練製品

1948.4.26	2	はけ口に悩み “ふえる土地なき民” 仙北の出稼ぎ希望者	労働（練以外）
1949.2.24	2	鯨船の入港O・K 秋田港、今年は水深四米を確保	練製品
1949.3.25	2	冷凍鯨の大ヤミ 横手で荷受組合や小売商を取調	練製品
1949.4.1	1	にしん価格決る 入荷予定は百廿万貫	練製品
1949.4.3	2	鯨船きょう入港 後続船も北海道で積込中	練製品
1949.4.10	2	ニシン船沈没 秋田港への途中、乗組員は救助	練製品
1949.4.15	2	一週間に価格が三回変る 鯨入荷難は県庁の不手際か	練製品
1949.6.14	2	出稼労働者 明春は二割の受入削減 県労働委員会北海道の労働事情視察	練漁業出稼ぎ
1949.8.8	2	出稼の村“戸賀”の悩み他県に比べ賃金高 求人減少に打開策望まる	労働（練以外）
1949.8.27	2	秋くる海の色わびし 出稼の道失った戸賀の人	労働（練以外）
1949.11.13	タ2	北海道への門拓 出稼者に朗報	練漁業出稼ぎ
1949.11.20	タ2	にしん場出稼 六千名程度確保の見通し 交渉の県議ら帰る	練漁業出稼ぎ
1950.1.10	2	出稼漁夫の受入れ 道庁、第一次四千余名を決定	練漁業出稼ぎ
1950.3.17	タ1	今年のニシンは縁遠い 魚統制撤廃 県水産課の観測	練製品
1950.4.7	2	港はニシン景気 きのう第一船入る	練製品
1950.4.13	タ2	自由取引第一夜の夢破れる 意外な暴落ぶり ハシリ鯨に赤字業者も続出	練製品
1950.9.3	タ2	出稼待つ三万人 人口は増えたが職場は半減	労働（練以外）
1950.9.3	2	出稼三割を抑制 北海道の対策	労働（練以外）
1950.9.3	2	アブレ労働者の救済 北浦町で県へ陳情	労働（練以外）
1950.11.7	2	無技能者は締出し 北海道の春ニシン労働者	練漁業出稼ぎ
1950.12.2	2	春鯨の出稼漁夫 北海道から早くも求人申込	練漁業出稼ぎ
1951.3.6	2	今年も駄目か 能代港の春鯨陸揚げ	練製品
1951.3.10	2	出稼労働者を表彰	練漁業出稼ぎ
1951.3.20	2	鯨箱作り始る 荷受け準備に大わらわ	練製品
1951.3.22	3	県へ八十五万貫 春ニシンの割当決る	練製品
1951.3.30	3	春の味覚ニシンのはしり 北海道から秋田港へ	練製品
1951.3.31	2	ニシン第一船入る ごった返す秋田港	練製品
1951.4.8	タ2	能代港にも鯨船	練製品
1951.5.8	2	評判のいい県出稼人 まじめだが大メシ食いと驚かれる 北海道ニシン漁場めぐり藤縄職安課長談	練漁業出稼ぎ
1951.9.24	2	県内外から大量求人 少い応募者に悲鳴	労働（練以外）
1951.10.19	2	県で求人開拓に本腰 早くも春にしん労働の折衝へ 北海道、関東、関西を行脚	練漁業出稼ぎ
1951.11.6	2	秋田郷北海道開拓団の現状 比較にならぬ進歩ぶり 二、三男三ヶ年に三百戸入植計画	北海道移住
1951.11.6	2	六千五百名は確保 県、求人開拓班帰る 春ニシン労働者	練漁業出稼ぎ
1951.11.6	2	県で二、三男対策推進協議会準備会開く	労働（練以外）
1952.2.24	2	失業者ふえる一方 男鹿部“にしん出稼”も期待外れ	練漁業出稼ぎ
1952.3.9	4	北海のニシン漁場へ 男鹿の出稼者二百名元気に出発	練漁業出稼ぎ
1952.4.2	タ2	春の味覚ニシン来る 秋田市では貫当り四百二十円	練製品
1952.5.2	2	活気取戻す 本県の北海道就労状態	練漁業出稼ぎ
1952.5.2	2	約六千名が渡道 評判よい漁ろう技術	練漁業出稼ぎ
1952.5.2	2	新規に女子八百名 サケ、マス漁に千五百名残留	労働（練以外）
1952.5.2	2	豆字典 北洋漁業	北洋漁業
1952.11.12	3	来年も秋田人を 好評の関東方面出稼	労働（練以外）
1952.11.24	2	期待さる明年の申込み 好評受けた県農業季節労働者	労働（練以外）
1952.12.27	3	鯨を追って六千余名 出稼で暮す農村家計	練漁業出稼ぎ
1953.1.20	2	羽後路だより 出稼求人五百名 能代職業安定所に朗報	練漁業出稼ぎ

1953.1.28	1	賃金はほぼ昨年並み 春にしん出稼ぎ打ち合せ	鯉漁業出稼ぎ
1953.2.13	2	増える失保受給者 昨年同期の約二倍 冬事業不振と出稼者離職が主因	労働(鯉以外)
1953.3.3	2	一步前進する社会保険制度 日雇 50 万人に健保 療養給付一・五割を国庫から	労働(鯉以外)
1953.3.3	2	羽後路だより 第一陣五日出発 浜口村で出稼労働者総会	鯉漁業出稼ぎ
1953.3.29	タ2	にしん船よ来い 能代港コンクリートに衣更え	鯉製品
1953.3.29	2	“鯉”二日目には10円下る 秋田港へ鯉船続々入る	鯉製品
1953.7.4	タ2	労働者の魅力春ニシン出稼ぎ 稼高なんと二千万円 能代職安で持帰金を調査	鯉漁業出稼ぎ
1953.7.31	2	電化された農家経営 出稼ぎ農業労務手帳から	労働(鯉以外)
1953.10.20	1	出稼ぎのワク増える 失業対策 北海道へ更に二千人	労働(鯉以外)
1953.11.1	2	大館 冷害で求職増える 農夫の出稼もストップ	労働(鯉以外)
1953.11.10	2	羽後路だより 単独で失対事業 南秋 五里合村で連日廿五名	労働(鯉以外)
1953.12.4	1	失業保険金の給付も制限 県で不当季節労働者に対処	労働(鯉以外)
1953.12.15	2	県労働部 百五十年前から鯉漁 “秋田県出稼小史” 近く発刊	鯉漁業出稼ぎ
1953.12.28	3	今年の労働市場をみる 押寄せた求職者五万 暮も正月もない深刻さ	労働(鯉以外)
1954.1.9	1	年々減少する春ニシン出稼者 県、就労あっせんで打合せ	鯉漁業出稼ぎ
1954.1.25	2	“故郷をあとに” 出稼の第一陣出発 船川	鯉漁業出稼ぎ
1954.1.25	2	失保給付資格は厳選 北海道労働市場の激減に対処	労働(鯉以外)
1954.2.14	タ3	春鯉へ千二百名 能代職安を喜ばす	鯉漁業出稼ぎ
1954.2.25	3	鯉場嫌う県の出稼者 失業保険がつかぬため尻ごみ	鯉漁業出稼ぎ
1954.4.9	タ3	能代に失業保険金ブーム 一人平均八千四百円 寝食いする出稼失業者	労働(鯉以外)
1954.4.18	3	賃金もらえぬ出稼者一万四千	鯉漁業出稼ぎ
1954.4.18	3	にしん漁空前の不漁 帰るに帰れず “金送れ”	鯉漁業出稼ぎ
1954.4.18	3	帰郷費調達に躍起 出稼の村浜口、八森は大打撃	鯉漁業出稼ぎ
1954.4.21	タ3	大部分が土建に転業 不漁のにしん出稼者	鯉漁業出稼ぎ
1954.4.29	3	ニシン出稼者の窮状深刻化	鯉漁業出稼ぎ
1954.4.29	3	道庁等と救済に奔走 森松労働部長らも渡道	鯉漁業出稼ぎ
1954.4.29	3	賃金貰うあてなし 漁獲例年の三分の一 現地の状況	鯉漁業出稼ぎ
1954.4.29	3	相当数は土建関係に転職 持参した飯米を売る	鯉漁業出稼ぎ
1954.4.29	3	国会にも働きかけ 森松部長、旅費割引など折衝	鯉漁業出稼ぎ
1954.5.5	3	旅費位は大丈夫 春鯉労務事情やや好転	鯉漁業出稼ぎ
1954.12.15	3	一万二千人が渡道 今年の季節労働者 多い春ニシンと農業従事	鯉漁業出稼ぎ
1954.12.15	3	来年もゼヒ来てくれ 北海道から農耕者の求人	労働(鯉以外)
1955.1.19	2	出稼ぎ労務白書を発表 月収平均一万六千円 総数の九割は北海道へ	労働(鯉以外)
1955.1.30	3	評判のいい秋田の出稼者 嫁コや永住も歓迎 春を前に 北海道業者と打合せ	労働(鯉以外)
1955.2.2	タ3	技術取得するのも魅力 能代職安で北海道出かせぎの座談会	労働(鯉以外)
1955.2.4	3	手数料などピンハネ 能代職安 土建社長ら十数名告発	労働(鯉以外)
1955.2.21	3	牧野さんら三十五氏 立派な出稼者として表彰	労働(鯉以外)
1955.3.27	3	春ニシン遅れる 初入荷は来月初めか	鯉製品
1955.11.27	3	労賃貰えず札幌で立往生 能代山本出身の出かせぎ者 24 名 百万円も不払い	労働(鯉以外)
1956.2.13	2	優良者 14 名を決定 県産業労働部移動労働者を表彰	労働(鯉以外)
1956.2.14	2	ニシン出稼ぎに暗い春 求人昨年半分に減る 県職安もあっ旋にハチ巻き	鯉漁業出稼ぎ
1956.2.19	2	三月から輸送始まる ニシン労働者、本県は約三千名	鯉漁業出稼ぎ
1956.2.27	3	春まで一文なし 失保法改正で食えない失業者	労働(鯉以外)
1956.3.30	2	活発化した秋田港 ニシン船大量入港を予想	鯉製品
1956.4.9	7	ことしも「金送れ」 ニシン不漁で帰れぬ出かせぎ者	鯉漁業出稼ぎ

1956.4.10	2	県内にはチョッピー ニシンの漁獲高激減	北海道・樺太の鯨漁況
1956.4.11	3	危機に立つ北洋漁業 旧ソ交渉の成行き見守る出漁家族 漁船捕獲の心配も 本県から11隻の独航船	北洋漁業
1956.4.11	3	待望のニシン船 秋田港へ一万三千貫	鯨製品
1956.4.14	タ3	ニシン、今年は大いに不漁 値段、もう下らぬ? 見切りをつける漁場も	北海道・樺太の鯨漁況
1956.4.28	タ3	遭難漁船に県人十九名(北海道) ニシン船突風で転覆 ゆくえ不明の全員絶望視	鯨漁業出稼ぎ
1956.4.28	3	悲報に泣く家族たち 遭難漁船 気を失って病床に 二組の「父と子」も混る	鯨漁業出稼ぎ
1956.4.28	3	不漁ばん回に出漁	鯨漁業出稼ぎ
1956.4.28	3	サケとマスを目ざし 北洋漁業にきょう出発	北洋漁業
1956.4.29	タ3	ニシン漁遭難者の二家族がご難 旅費をスリ取られる 現地も見ずに帰宅	鯨漁業出稼ぎ
1956.5.11	2	漁業関係減少目立つ 前年の県内移動労働者需給状況	労働(鯨以外)
1956.12.7	2	限界にきた渡道出かせぎ 北洋漁業進出に動く 県からも代表をソ連へ	労働(鯨以外)
1957.3.7	タ2	不漁続きがたたるニシン労働者 能代の求人百九十名 例年の半分もない不振さ	鯨漁業出稼ぎ
1957.3.10	タ3	ソーラン節に送られ 春ニシンの県労働者北海道へ	鯨漁業出稼ぎ
1957.4.28	タ2	男鹿の出かせぎ労働者の動向 高い賃金が魅力 職安のあっ旋で就労へ	労働(鯨以外)
1957.5.15	タ2	不漁も苦にならない ニシン漁 帰郷者たちの話を聞く	鯨漁業出稼ぎ
1958.2.26	タ2	少ない県外労働者 天王町 北海道の不漁たたる	鯨漁業出稼ぎ
1958.4.17	タ3	本場ニシンことしも不漁 高値で手が出ない “季節の味” 忘れるほど	鯨製品
1958.6.17	タ3	三千人も土工に転向 ニシン不漁で男鹿市の出かせぎ者	鯨漁業出稼ぎ
1958.12.13	タ2	正しいルートであっせん 男鹿方面の北海道出かせぎ	労働(鯨以外)
1959.3.25	3	昨年の約二倍の高値 ニシン、県内に出回る	鯨製品

出所) 『秋田魁新報』(マイクロフィルム版) 1890~1960 年分.

注記) 記事分類はその記事内容から、「秋田県の鯨漁業(鯨漁況)」、「鯨製品(製品入荷等)」、「鯨漁業出稼ぎ」、「労働(鯨漁業出稼ぎ以外の雇用問題等)」、「北海道・樺太の鯨漁況」、「北洋漁業(出稼ぎ、漁況)」、「北海道・樺太の状況(鯨漁業以外)」、「北海道移住」の8つに分類した.

史料一 『北海道出稼年度記録』

(表紙裏)

岩館村参拾五番地
自身各事就業後年記録之為所有
菊地久太郎

(裏表紙裏)

明治三十六癸卯年第六月吉買求
秋田県山本郡塙川村
大字坂形村
小栗久太郎

北海道出稼年度記録

明治二十二年

北海道後志国美国郡婦美村

㇏印 関清松方稼キ切揚後帰宅す

明治二十三年

㇏印 北海道後志国余市郡余市字茂入

㇏印 林長左エ門方稼キ切揚後帰宅す

明治二十三年

適令験真ニテ出稼休業

明治二十四年

北海道後志国余市郡余市町山碓

㇏印 川村善蔵方稼キ切揚後帰宅す

明治二十五年

右全町全人方稼キ切揚後帰宅す

明治二十六年

北海道後志国古宇郡盃村

㇏印 澤口豊治郎方稼キ切揚後帰宅す

明治二十七年

此年本国八森鯨差網経栄す

明治二十八年

北海道後志国余市郡余市山碓町

㇏印 川村善蔵方稼キ

右全年旧七月十日ヨリ全郡浜中町

㇏印 福原才七方夏稼キ奉公翌年迄テ

明治十九年

北海道後志国余市郡余市浜中町

△印 福原才七方稼き鯨場切揚直ぐ帰宅

明治三十年

此年病氣之為出稼休業す

明治三十一年

北海道後志国余市郡余市浜中町

△印 福原才七方稼き切揚後小樽にて旧十月迄て稼

明治三十二年

△印 右全国全郡全町全人にて稼き

明治三十三年

△印 右全国全郡全町全人にて稼き

切揚後直ぐ帰国す

明治三十四年

△印 右全国全郡全町全人方にて稼き

切揚後直ぐ帰宅す

明治三十五年

△印 右全国全郡全町全人方にて稼き

切揚後直ぐ帰宅す

明治三十六年

△印 右全国全郡全町全人方にて稼き

切揚後直ぐ余市町山碓町中村丑蔵方

⊕印 鮪大謀網稼き旧十月切揚げ余市町

字湯内△小黒浜蔵方にて越年す

明治三十七年

△印 北海道後志国余市郡沖村字湯内

△印 出張所余市浜中町にて稼き

切揚後全郡山碓町横浜健五郎方鮪

大謀網稼き旧九月稼き切揚後渡島国

亀田郡根崎村澤田源之助方鯿場稼き

切揚後余市二帰り富沢町佐々木久太郎方にて越年

明治三十八年

北海道後志国余市郡余市町字茂入り

⊕印 高田弥助方二稼き切揚直ぐ全人方鮪大

謀網旧拾月迄て稼き切揚後帰宅す

明治三十九年

北海道後志国美国郡船濶村字茶津

○印 白川喜蔵方稼き切揚後余市郡大川町

×印 古谷松次郎當時出張所美国郡船濶村

字茶津木藤金蔵宅鮪大謀網稼き旧十月

切揚帰国途中渡島国亀田郡戸井村藤田

丈助方鮪釣業ナシ旧十一月帰宅す

明治四十〇年

北海道後志国余市郡余市町字山碓町

○印 林長左エ門方稼き切揚後北海道釧路国

釧路郡釧路字頓化中谷虎雄方揚

操網小鯨場稼き切揚後直ぐ帰宅す

此年旧七月十七日午後十時半ヨリ
翌午前十時迄函館古来無二之大火災

明治四拾老年

北海道後志国余市郡余市町字山碓町

○印 林長左エ門方稼き切揚後北海道十勝国

廣尾郡茂寄村角田彦太郎方揚操網

小鯨場稼き旧五月二十九日同地病氣之為メ

中途帰国す

明治四拾二年

北海道後志国余市郡余市町字山碓町

碓町林長左エ門方稼き切揚後北海

○印 道釧路国釧路郡湊西幣

舞字頓化山縣小鯨場稼き旧七

月五日全地切揚八日帰宅ス

明治四拾三年

北海道后志国余市郡余市町字山碓町

○印 林長左エ門方稼き切揚後第六月三日余

市出立釧路国釧路郡西幣町字頓化山県

第二號湊場稼き第八月廿五日切揚函館港

ニ於テ鳥賊付二日間共第九月二日
旧七月廿七日帰宅ス

明治四拾四年

第三月三日国元出立北海道后志国余市郡余市

町字山碓町林長左エ門方稼き第五月廿三日日

○印 間明キ全月廿八日当地出立ス廿九日釧路国釧路

郡西幣舞字別当前武富湊場着シ

第八月六日旧閏六月二日
七月二日帰宅シ

明治四十五年壬子

二月廿三日 国元出北海道後志国余市郡余

市町字山碓町四十九番林長左

〔福印〕

問方鯨稼（ま）き第五月廿八日旧四月

拾二日余市出立五月三十一日岩館

村帰宅ス

右明治四拾五年新曆第八月三十日改元即壬大

正元年壬子歳

大正二癸丑年

二月廿五日国元出立北海道後志国余

市郡余市町字山碓町四拾九番地林

長左エ門方鯨稼（ま）キ第六月二日

〔福印〕

全地発足六月五日自宅到着ス

旧六月廿五日本村出立七月一日釧路

到着同年小鯨皆無ニテ釧路頓

化（ま）尾崎漁場新八月廿六日八

戸湊上陸シ此町ニて一泊す廿八日

坂形村ニ一泊す廿九日自宅ニ帰り

尤も八月廿五日釧路切揚げ

大正参甲寅年

三月一日 北海道後志国余市郡余市町

〔福印〕

字山碓町林長左エ門方鯨稼（ま）へ

全日国元出立致シ五月廿四日全所

切揚げ廿六日自宅へ帰り

全年七月十五日 国元出立シ青森県下北

郡下風呂村塩谷某方へ鳥

賊釣ニ乗場シ利三郎病氣

之為八月廿五日右下不呂出立大間村ニ而

一泊す帰宅す廿六日即チ旧七月六日

岩館海岸大時化ナリ

大正四年乙卯

新二月廿日 北海道後志国余市郡余市町大字

山碓町^{福印}林長左衛門様方鯨場

^{福印} 出稼ニ全日出立シ三日廿三日余市附近ハ

稀ナル大時化ニ而死人広大アリ五月廿九日

余市出立シ自宅到着三十一日也

岩館村加藤鮫釣ハ大正四年

ヨリ秋期漁始リ

大正五丙辰年

第二月廿日 北海道後志国余市郡余市

町大字山碓町^{福印}林長左衛門様

^{福印} 方へ鯨場出稼之為全日国元出

立シ五月廿七日余市切場出立シ

廿九日自宅へ帰り

秋期鮫釣り加入致シ相當之

漁有之

大正六丁巳年

第二月十九日 北海道后志国余市郡余市

町大字山碓町^{福印}林長左衛門

^{福印} 方鯨場ノ為国元出立シ五月廿日余

字切場坂形村へ病氣之為止宿シ

廿四日自宅到着シ

秋期加藤漁薄漁ナリ

大正七戊午年

第二月十九日 北海道余市^{福印}林様へ

契約シ全日出立致シヘキモ自身

病氣之為空シク出稼休業シ

大正八年己未

北海道後志国余市郡

余市町^{福印}林様へ鯨

場出稼キシ旧四月自身病氣

為メ漁期前ニて帰宅シ

此年方出稼廃止シ

行年四拾九才

大正九唐申年 当地第魚建

網郎岡本三五郎へ乗込

古来稀ナル大々漁ニ而

国岩漁場 耆人前参百六拾円之

配当金ナリ

行年五十才

大正拾壹年壬戌

当地彗那子間鮎建

網乗込漁場料三百七十円

以上ニ而千六百七十円以上漁

収シ耆人前配登(3.4)百参十

参円十錢配登シ(3.4)後年ノ

為此所記録シ

行年五拾五才(3.4)

大正拾四年乙丑

当地井戸ノ下鮎建網ニ

乗込漁場料八拾五円七十錢ニ而

六百六拾参円参拾錢之漁収為シ(3.4)

耆人前四拾壹円五拾錢之配登(3.4)

後年之為此所記載す

行年五拾五才

謝辞

本研究をまとめるにあたり、たくさんの方々にお世話になりました。ここに記して感謝の意を表します。

研究を進めていく上で、名古屋大学大学院環境学研究科地理学教室の海津正倫先生（現、奈良大学）、林上先生（現、中部大学）、溝口常俊先生、岡本耕平先生、鈴木康弘先生、高橋誠先生、横山智先生、奥貫圭一先生、堀和明先生、経済学研究科の中西聡先生には、多くのご指導・ご助言をいただきました。なかでも、溝口常俊先生には、学部時代から、論文指導をはじめとし、調査や議論を通じて研究の面白さを教えていただきました。また、地理学教室の諸先輩方や同級生、後輩とのゼミや日常の議論を通じ、研究を発展させることができました。

資料調査に際しては、秋田県立公文書館、小樽市総合博物館、国立国会図書館、市立小樽図書館、北海道開拓記念館、北海道開拓の村、北海道立図書館、北海道立文書館、余市水産博物館等の諸機関に多大なご協力を賜りました。その他にも、多くの方々から貴重な資料や情報を提供していただきました。北海道開拓記念館の三浦泰之氏、会田理人氏、余市水産博物館の浅野敏昭氏、利尻町立博物館の西谷榮治氏には、資料提供に加え、多くのご助言をいただきました。

また、南は大分県津久見市から、北は北海道礼文町まで、日本各地の鯨漁業関係地域で多くの方々からお話をうかがいました。突然訪問した際にも、丁寧に対応してくださいました。なかでも、南家および菊地家のご子孫、鯨漁業出稼ぎ経験者の皆さん、野辺地町沖揚音頭保存会の皆さんには、多くのことを教えていただきました。

調査先での数々の出会いが、大きな励みとなりました。皆さんの名前を挙げることはできませんが、この場をお借りして心からお礼申し上げます。

研究活動費においては、平成 22 年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費：課題番号 22・7549）を使用させていただきました。

最後に、私の研究生生活を陰で支えてくれた家族に感謝いたします。